
桜文論叢

第111巻 2025年3月

渡辺徳夫先生 退職記念論文集

日本大学法学部

Nihon University
College of Law

献 呈 の 辞

渡辺徳夫先生は、令和7年3月末日をもってご退職されます。ここに謹んで感謝の意を表し、本号を退職記念論文集として献呈いたします。

渡辺先生は、1994年に非常勤講師として法学部に勤務され、2003年からは本学部の専任教員として本学の教育・研究にご尽力されてきました。

渡辺先生は、ドイツ・ロマン派の劇作家、ハインリヒ・フォン・クライストの専門家として、多くのご論考を残されました。クライスト作品を丁寧に分析する手法で、日本のクライスト研究を牽引されてきました。また、日本の狂言のドイツ語訳についてもご研究され、ドイツと日本の文学を双方向から取り組む業績をあげられています。

渡辺先生は、国際交流面では、ご自身のご留学先であった、ドイツのヨハネス・ゲーテンベルク（マインツ）大学との提携において、毎年本学の学生を指導し交換留学生として派遣することにご尽力いただきました。

渡辺先生は、30年もの長きにわたり、一貫してドイツ語教育の発展に情熱を傾けてこられ、先生がご担当する授業の学生一人一人に丁寧に目を配る指導をされてこられました。その姿勢は、ベルリン自由大学やウィーン大学との短期語学研修でも変わらず、現地の引率指導においては学生一人一人と向き合い、国際的な視野を広げる指導をしてこられました。先生の語学教育に対する情熱は、何冊ものドイツ語教材の執筆やドイツ語技能検定試験の分析・指導にも表れています。

ここに、渡辺先生の長年にわたる法学部へのご貢献に深く感謝し、本論文集を刊行させていただきます。先生のご人徳を慕い、先生とともに研究・教育に取り組んでこられた先生方から多数のご論考が寄せられましたことを、大変嬉しく思います。

最後になりますが，渡辺先生には，引き続き本学部での教育と後進への一層のご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに，先生の益々のご活躍とご健勝を祈念し，献呈の辞とさせていただきます。

日本大学法学部長 小 田 司

渡辺徳夫教授略歴

1960年 2 月 大阪府大阪市に生まれる

学 歴

1975年 4 月 日本大学豊山高校入学

1978年 3 月 同校卒業

1978年 4 月 日本大学文理学部独文学科入学

1982年 3 月 同大学卒業

1982年 4 月 日本大学大学院芸術学研究科修士課程文芸学専攻入学

1983年 3 月 同課程退学

1983年 4 月 日本大学大学院文学研究科博士前期課程独文学専攻入学

1985年 3 月 同課程修了

1985年 4 月 日本大学大学院文学研究科博士後期課程独文学専攻入学

1988年 3 月 同課程満期退学

職 歴

1988年 4 月 北里大学医学部非常勤講師（1989年 3 月まで）

1988年 4 月 日本大学文理学部非常勤講師（2003年年 3 月まで）

1989年 4 月 国士舘大学教養部非常勤講師（2003年年 3 月まで）

1990年 4 月 神奈川大学外国語学部非常勤講師（2003年年 3 月まで）

1990年 4 月 日本大学生産工学部非常勤講師（1999年 3 月まで）

1994年 4 月 日本大学法学部非常勤講師（2003年年 3 月まで）

2001年 4 月 日本大学商学部非常勤講師（2003年年 3 月まで）

2003年 4 月 日本大学法学部専任講師

2006年 4 月 日本大学法学部助教授

2007年 4 月 日本大学法学部准教授

2013年 4 月 日本大学法学部教授

2019年 4 月 日本大学薬学部兼任教授（現在に至る）

研究業績

著 書

- 2006年 5 月 共著 『独検過去問題集 2006年度版』（ドイツ語学文学振興会編）郁文堂
- 2008年 1 月 共著 『事典 日本人の見た外国』（富田仁編）日外アソシエーツ
- 2011年 7 月 共著 『ドイツ文法の要点』三修社

論 文

- 1984年 4 月 『こわれがめ』の Komik (1)―脇役ループレヒト・テュムペルについて―
『報告』第19号 日本大学大学院独文学研究会
- 1987年 3 月 クライストの『こわれがめ』―脇役リヒトについて―
『ドイツ文学論集』第8号（酒井良夫教授古稀記念号）日本大学独文研究室
- 1989年 3 月 クライストの『アンフィートリュオン』における分析的手法について
『ドイツ文学論集』第10号（城山良彦教授古稀記念号）日本大学独文研究室
- 1991年 3 月 クライストの『ハイルブロンのケートヒェン』における分析的手法について
『ドイツ文学論集』第12号（小栗浩教授古稀記念号）日本大学独文研究室
- 1992年 3 月 クライストの『アンフィートリュオン』におけるジャンルの問題
『リェンコイス』第25号 桜門ドイツ文学会

- 1995年 3 月 H.v. クライストの『公子ホンブルク』における劇構成
『研究報告 B』 第28巻 日本大学生産工学部
- 1997年 3 月 クライストの『公子ホンブルク』における矛盾について
『リュンコイス』 第30号 桜門ドイツ文学会
- 1999年 3 月 クライストの表現様式に関する一考察（Ⅰ）
『リュンコイス』 第32号 桜門ドイツ文学会
- 2000年 3 月 クライストの表現様式に関する一考察（Ⅱ）
『リュンコイス』 第33号 桜門ドイツ文学会
- 2001年 3 月 ドイツ語技能検定試験（4 級）の傾向
『リュンコイス』 第34号 桜門ドイツ文学会
- 2002年 3 月 狂言『釣狐』の独訳について(1)
『リュンコイス』 第35号 桜門ドイツ文学会
- 2003年 3 月 狂言『釣狐』の独訳について(2)
『リュンコイス』 第36号 桜門ドイツ文学会
- 2004年 1 月 狂言の独訳—『釣狐』における葛藤の場面を中心に—
『桜文論叢』 第60巻（長谷川勉先生古稀記念論文集）
- 2006年 1 月 H, フォン・クライストの戯曲『こわれがめ』における Utrecht
の象徴的意味について
『桜文論叢』 第65巻
- 2006年 3 月 H.v. クライストの戯曲における分析的手法について—『こわ
れがめ』の場合—
『リュンコイス』 第36号 桜門ドイツ文学会
- 2006年12月 ドイツ語技能検定試験における会話問題の傾向— DaF およ
び CEF の資料に基づく分析と展望—
『異文化相互理解を基礎とした外国語教育の教授法研究』 日
本大学教育制度研究所
- 2008年 2 月 クライストの『O 侯爵夫人』における分析的手法について
『リュンコイス』 第41号 桜門ドイツ文学会

- 2009年 2 月 H.v. クライストの『公子ホンブルク』における構築的形式と
非構築的形式
『桜文論叢』 第73巻（木村行宏先生古稀記念論文集）
- 2010年 2 月 クライストの『O 侯爵夫人』—ロメールのテキスト解釈につ
いて
『リュンコイス』 第43号 桜門ドイツ文学会
- 2012年 2 月 クライストの作品におけるアナグノリシスとペリペティア
『リュンコイス』 第45号 桜門ドイツ文学会
- 2015年 2 月 H.v. クライストの作品における矛盾の構造
『桜文論叢』 第89巻（安藤忠先生・池田勝徳先生・丹羽正信
先生古稀記念号）
- 2017年 2 月 クライストの『こわれがめ』における舞台空間について—映
画『こわれがめ』（1937）を手掛かりに
『リュンコイス』 第50号 桜門ドイツ文学会
- 2023年 2 月 最初の狂言独訳について
『リュンコイス』 第56号 桜門ドイツ文学会

学会報告

- 1985年 6 月 共同 W,Hink : Haben wir heute vier deutsche Literaturen
oder *eine*? Plädoyer in einer Streitfrage について
日本大学大学院独文学研究発表会
- 1985年11月 単独 喜劇『こわれがめ』—脇役リヒトの性格と劇的機能に
ついて
日本大学文理学部独文学科学術研究発表会
- 1988年11月 単独 マインツ大学に留学して
日本大学大学院独文学研究発表会

- 1991年 6 月 単独 H.V. クライストの『アンフィートリュオン』における
ジャンルの問題
日本独文学会1991年春季学術研究発表会
- 1996年11月 単独 クライストの『公子ホンブルク』における矛盾について
日本大学文理学部独文学科学術研究発表会
- 1999年12月 単独 ドイツ語技能検定試験（4級）の傾向—文法問題を中
心に—
桜門ドイツ文学会学術研究発表会
- 2003年 6 月 単独 独検における会話問題の傾向・分析
日本大学教育制度研究所研究発表会
- 2004年12月 単独 欧州協議会語学力評価基準について— NiveauA1,A 2
を中心に—
桜門ドイツ文学会学術研究発表会
- 2012年 6 月 単独 ハインリヒ・フォン・クライストの作劇法について
日本文体論学会第101回大会

翻 訳

- 2019年 3 月 喜劇『六人僧』— F.A. ユンカー・フォン・ランゲッグによ
る狂言『六人僧』独訳—
『リュンコイス』第52号 桜門ドイツ文学会
- 2021年 3 月 喜劇『墨塗』— F.A. ユンカー・フォン・ランゲッグによる
狂言『墨塗』独訳—
『リュンコイス』第54号 桜門ドイツ文学会

教 科 書

- 1990年 2 月 共著 『文法・読本 ドイツを夢見て』 三修社
- 1993年 2 月 共著 『ドイツより愛をこめて』 三修社

- 2001年 2 月 共著 『ドイツ語ルネサンス』 三修社
2004年 3 月 共著 『ハロー！ドイツ語を話してみようか』 三修社
2021年 2 月 共著 『気分はドイツ』（改訂版）三修社

目次

目 次

論 説

劇場閉鎖後のウィーン・フィルハーモニー管弦楽団と そのメンバーによるコンサートとラジオ放送用収録 —— 1944年11月の活動を中心に ——	佐藤 英	1
イルゼ・アイヒンガー初期短編における フォト・モンタージュ技法の影響について	真道 杉	37
ベルヴェデーレ宮オーストリア絵画館における 中世展示の変遷 —— ウィーンでの中世・ルネサンス美術作品の 位置づけをめぐり ——	渡邊 徳明	63
日本におけるエーミール・ヤニングスの 初期作品について —— 『呪の眼』から『白黒姉妹』まで ——	山本 知佳	81
Anna Löhn-Siegel's Interpretation of <i>Das Käthchen von Heilbronn</i> and the Modern Women's Movement...	Asuka Yamazaki	99
『アンチ・オイディプス』の 欲望・社会・人格 —— 自由の中の隷属, 隷属の中の自由 ——	吉澤 保	117
Aktionsforschung als Methode für die kontinuierliche Verbesserung der Fremdsprachenlehre	Maria Gabriela Schmidt	141
Ehrenamtliche Deutschkurse und Integration der Geflüchteten in Dresden —— Eine Analyse der Umfrage an ehrenamtliche Deutschlehrer —— Naoko Okamoto		155
過去の意味を表す「主語＋是＋動詞句＋的」 文型二形式について	栗原 千里	179
英語の不変化詞の諸相：Under と Below の比較	水本 孝二	197

日英語の可能表現

——「なる」,「らる」と can を事例に —— 黒滝真理子 211

ユストゥス・クリストフ・ディトマール

の官房学..... 川又 祐 233

近親者の慰謝料請求について

—— ドイツ民法844条3項の検討を参考にして —— 益井 公司 259

良心の呼び声はどこからやって来るのか

—— ハイデガーの良心論と「技術への問い」 —— 岡山 敬二 332

劇場閉鎖後のウィーン・フィルハーモニー管弦楽団と そのメンバーによるコンサートとラジオ放送用収録

—— 1944年11月の活動を中心に ——

佐 藤 英

はじめに

ナチス・ドイツにおいて、1943年から行われた総力戦の措置の一環として国内の劇場が閉鎖されたのは、1944年9月1日からである。この措置により、ドイツ国内における演奏家の活動は、もっぱらラジオや映画のための演奏、軍需工場等における慰問行事とされた。ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団の場合も同様で、劇場閉鎖後はこうした活動のみに従事することになるはずだった。ところがウィーンの大管区長バルドゥール・フォン・シーラッハの決定により、実質的な規制緩和が行われた。これにより、フィルハーモニー・コンサート等の自主的な公開コンサートの開催も可能になったのである。こうして開催にこぎつけたウィーン・フィル主催の最初の公演は、1944年10月のヴィルヘルム・フルトヴェングラーの指揮によるフィルハーモニー・コンサートだった。これと相前後して、オーケストラのメンバーによるアンサンブル・コンサートも開催されるようになった¹。

本稿は、劇場閉鎖が継続されつつも、さまざまな公開コンサートの回数が次第に増えていった時期の例として、主に1944年11月に行われたウィーン・フィルハーモニー管弦楽団とそのメンバーによるウィーンにおける音楽活動について、詳細に検証を試みるものである。今回の検証の対象となるのは、この時期に政府によって奨励されたラジオ放送のための活動のほか、さまざまな機会に

公開の場において行われたコンサートや行事である。これにより、当時のウィーンのクラシック音楽文化のメインストリームと言える状況の再構成を試みる²。その際には、空襲など、日常生活の営みにかかわる事例についても言及し、苦難に満ちた当時の様子も把握するようにしたい。

検証を始める前に、本稿において使用する資料について述べておきたい。

コンサートに関する情報は、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団のホームページで公開されている「コンサートアーカイブ Konzertarchiv」(ドイツ語版)³、ウィーン楽友協会のホームページの「コンサートアーカイブ Konzertarchiv」(ドイツ語版)⁴、ウィーン・コンツェルトハウスの「アーカイブ・データバンク 検索 Suche in der Archivdatenbank」(ドイツ語版)⁵の検索結果が主たる情報源である。本稿において示されるコンサートの記録(特に日付、開演時刻、開場、演奏者、曲目)は、特記がない場合を除き、すべてこれらのデータベースの資料に基づいている⁶。このほか、指揮者が残していた記録にアクセス可能だった場合には、これも参照し、情報の確認を行っている。具体的には、自筆の演奏記録ノートではクレメンス・クラウス⁷、およびカール・ベーム⁸、遺族が演奏家の遺品をもとに編纂した評伝ではヨーゼフ・カイルベルトがそれにあたる⁹。

今回の検証で扱うコンサートについては、戦争末期ゆえ、データベースから得ることができない情報も多い。また、たとえ公演日が特定できても、曲目は不明であるなど、データベース上の情報の欠落も少なからず認められる。また、これ以外の会場で行われた公演のうち、特にウィーン・フィルのメンバーが個別に出演したものについては、上述の各種データベースによって情報を把握することはできない。そこで、オーストリア国立図書館のホームページにおいて閲覧可能な歴史的な新聞のデジタルデータ(ANNO)を利用した¹⁰。今回は、以下の3つの新聞を調査対象とした。すなわち、『フェルキッシャー・ベオバハター Völkischer Beobachter』のウィーン版(Wiener Ausgabe)、『ノイエス・ヴィーナー・タークブラット Neues Wiener Tagblatt』、『クライネ・ヴィーナー・クリークスツァイトゥング Kleine Wiener Kriegszeitung』がそれであ

る。論者は1944年11月に刊行された上記3紙の全ページに目を通し、クラシック音楽関係の記事や広告をピックアップすることにより、情報収集を行った。

当時の音楽批評は、ナチ政権によって選抜された精鋭が演奏を担ったためと思われるが、批判的な論調は影を潜め、演奏のプラスの面を紹介するものばかりである。したがって、本稿においては、ウィーン・フィルのものを中心に、批評に認められる特徴的な話題を紹介するように努めた。ウィーン・フィルのメンバーが出演する室内楽アンサンブル等の公演についての批評は、コンサート・データの補足として積極的に活用した。今回は扱う公演数が多く、紙数の都合で個々の批評の内容に立ち入ることはできないが、得られた批評記事の出典は可能な限りすべて示した。批評記事は、コンサートが実際に開催されたことの証となるからである。

ラジオ放送のために録音が実施された日付は、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団歴史資料室に残されているラジオ放送に関する手稿の資料に基づいている¹¹。ウィーン・フィルのホームページの「コンサートアーカイブ」においても、「ラジオ・コンサート Rundfunk-Konzert」として放送日のデータが登録されているが、原本の内容が正確に反映されていないものがある。録音データの確認にあたっては、ウィーン・フィルの歴史資料室に保管されている、1944/45年シーズンの演奏日を記録した手書きの管理カードもあわせて参照した¹²。

以上のデータによって把握できない収録データについては、他の資料によって補完した。具体的には、LPやCDとして刊行されているものについてはその記録、また各種ディスコグラフィである。音源が市場に流通していないもの、あるいは流通してはいるものの、オリジナル音源の検証が可能だったものについては、それらの資料のデータを参照した。未刊行の音源に関しては、オーストリア放送協会（Österreichischer Rundfunk）、バイエルン放送協会（Bayerischer Rundfunk）、ベルリン・ブランデンブルク放送協会（Rundfunk Berlin-Brandenburg）、ドイツ放送アーカイブ（Deutsches Rundfunkarchiv）がデータを提供して下さったばかりか、可能なものについては現存する音源を試聴できるようにして

くださった。

放送日の記録については、放送局やウィーン・フィルの資料室のいずれにおいても残されていないようだ。そのため、新聞に掲載された番組表が主な情報源である。基本的な調査は『フェルキッシャー・ベオバハター』のベルリン版を用いて行ったが、ここから手掛かりが得られないことも少なからずあるため、先の3紙をはじめ、他の新聞も参照して状況の把握に努めた。

空襲に関する資料は、ウィーン市の監修で制作され、現在インターネットで公開されているものと¹³、ヨハン・ウルリヒによる研究成果を基礎としている¹⁴。前者はレオポルト・グルーリヒによる資料がベースで、これにウィーン市庁舎の空襲報告とウルリヒの研究成果で情報の補完が行われたものである。ただし、このデータにはウルリヒの調査結果がすべて反映されていないため、本稿においてはウルリヒの成果からも直接的に情報を得た。また、被害状況の把握にあたっては、クラウス・クリスティアン・フェーグルによる当時の映画館に関する研究も参考にした¹⁵。

なお、コンサートの開催日と放送用録音の実施日、ならびに放送日には、原則として、それぞれの事例の日付を最初に記した際に、曜日も併記した。これにより、それぞれの週でオーケストラとそのメンバーがどのように活動していたかも把握できるようになるはずである。

1. 劇場閉鎖期間中の公開コンサートはどのようなものだったか？

1944年11月のウィーン・フィルとそのメンバーによる活動を検証する前に、同年9月からの劇場が閉鎖されるという状況がどのようなものであったか、それぞれの催しにおいて共通して言えることを記しておきたい。ここで述べるのは、音楽家の報酬、コンサートの運営に関する制約、そしてこの政策がもたらした音楽文化への影響についてである。

既に述べたように、同年9月からの劇場閉鎖以後、音楽家は原則としてラジオや映画の仕事、あるいは慰問のためのコンサートなどに従事することが求め

られていた。総力戦という国難の時代であっても、芸術家に対する報酬は保証されていた。軍需工場等における仕事に加え、コンサート、放送、映画のために働いた芸術家には、労働賃金に加え、月に平均4～6回の出演に対し、その都度、出演料が支払われたのである。その出演料は、歌手の例を挙げると、例えばアニー・コネツニは1回の出演につき1500ライヒスマルク、マルタ・ロースは1200ライヒスマルク、エステル・レシーは1100ライヒスマルク、パウル・シェフラーとアントン・デルモータは1000ライヒスマルク、ヘルベルト・アルゼンは800ライヒスマルクという金額だった¹⁶。

しかし、原則に基づく音楽家の活動には、一定の制約の元、規制緩和が行われつつあったことも事実である。すでに述べたように、ウィーン・フィルの場合、自主運営のコンサートを開催する許可を得ていた。これは、ウィーンに限ったことではなかった。ベルリンにおいても、同年10月初旬にはシュターツカペレ・ベルリンによるブルックナーの《交響曲第8番》のコンサート（ヘルベルト・フォン・カラヤン指揮）が開催され、その批評記事が新聞に掲載された事例が認められる¹⁷。このことから、放送や映画等で活動が許された音楽家による一般向けの公開コンサートは、数は少ないものの、ドイツの各地において開催可能であったことがわかる。このような状況に至った理由を記しているのは、1944年10月20日に『フェルキッシャー・ベオバハター』に掲載された記事である。この記事によると、映画やラジオを超えた領域での演奏活動は、今後は軍需工場や負傷兵の病院におけるものに限らず、「労働するドイツ国民の様々な層」のためのものでもある。そのため、一般販売できる公開のコンサートも、一定の制約のもとで開催できるという。文化的行事は気分転換となり、戦争を勝利に導くために重要なものとみなされたのである¹⁸。

こうした制約が一般販売されるコンサートにおいて実際にあったことをうかがわせるのが、ウィーン・フィルが主催するコンサートの広告である。この広告の宣伝文においては、一般販売に際して、限定数でチケットが販売されることが明記されることがほとんどだった。コンサート会場のキャパシティの関係上、必然的に発売枚数には上限があるわけだが、そのことを意味しているので

はなく、発売に際して制約がある、という意味である。今回扱う時期からは外れてしまうが、例として、1944年12月16日（土曜日）から18日（月曜日）まで、3回にわたって開催されたヴィルヘルム・フルトヴェングラー指揮、ウィーン・フィルによる演奏会を見てみたい。『フェルキッシャー・ベオバハター』ウィーン版にこの「ニコライ・コンサート」の広告が掲載されたのは、同年12月10日（日曜日）である。これによると、チケットはやはり限定数で、12月13日（水曜日）からウィーン・フィルの窓口で購入可能となるという。窓口の受付時間は9時から12時、15時から19時である¹⁹。このコンサートが限定数で発売されたのは、戦争関係の業務に従事する人に一定数のチケットが回され、残りが一般販売されたためだった。コンサートの批評によると、このコンサートに集ったのは国防軍の人、兵器工場の労働者、そして一般市民だったのである²⁰。

聴衆層の変化は、コンサートホールの雰囲気にも少なからず影響を与えた。1945年2月5日にフルトヴェングラーは、亡命するためスイス国境付近に滞在した折に、カール・シュトラウベに宛てに、自分の交響曲を初演できる環境が無くなったと述べる。「ぼくはウィーンとベルリンで指揮しました（中略）。ぼく自身としては、できるかぎりいい演奏をと心がけたのですが、それが決してやさしいことではありません。会場がお粗末なうえに、聴衆も一部はもはやかつてのようではありません」と²¹。コンサートの文化の在り方が、戦争の激化による世相を反映したものになっていったのである。

2. 1944年11月のウィーン・フィルとそのメンバーによる活動

11月上旬のラジオ放送と公開コンサートのための演奏

11月に開催されたウィーン・フィルの最初のコンサートは、ウィーン国立歌劇場総監督の地位にあったカール・ベームの指揮によって行われた。11月1日（水曜日）と2日（木曜日）の19時から、コンツェルトハウス大ホールで開催されたものがそれである。曲目はモーツァルトの《レクイエム》で、イルムガルト・ゼーフリート（ソプラノ）、エリーザベト・ヘンゲン（アルト）、アントン・

デルモータ（テノール）、ヘルベルト・アルゼン（バス）、ヴァルター・パッハ（オルガン）、ウィーン国立歌劇場合唱団が共演した。この初日（11月1日）にもウィーンでは空襲があり、ファヴォリーテン、ジンメリング、ドナウシュタット、シュヴェヒャートで被害が生じた²²。

このような状況であったにもかかわらず、コンサートが無事に開催されたことは、新聞各紙の批評によって確認できる。『フェルキッシャー・ベオバハター』ウィーン版のコンサート評によると、11月1日と2日の演奏はウィーン・フィルによる巧みな伴奏の中で、合唱パートにおいては「音色の多様性、ダイナミクスのバランス、リズムの正確さ」、ソリストの四重唱においては「室内楽に比較できる性質のもの」が認められたという²³。『ノイエス・ヴィーナー・タークブラット』においては、ベームが「嘆きや諦め、さらには信仰の確信といった、非常に純粹で人間的な歌の神秘的な美しさに、強く訴えかけるような音のリアリティを与えた」ことが高く評された²⁴。

11月3日（金曜日）の午前中にも空襲があり、ラントシュトラーセ、ヴィーデン、ファヴォリーテンが標的となった²⁵。この日の夜、19時30分から、国民教育施設ウラニア（Volksbildungsstätte Urania）において、ニーチェ生誕100年を記念する講演会の第3回が開催された²⁶。この会の前半は、『ツァラトゥストラはかく語りき』からの抜粋の朗読だった。後半では、フランクの《ヴァイオリン・ソナタ》が演奏された。ヴァルター・パンホーファーのピアノ伴奏でヴァイオリンを弾いたのは、ウィーン・フィルのコンサートマスターの一人、ヴァルター・バリリである²⁷。

ベームに続くウィーン・フィルの公演として、11月5日（日曜日）と6日（月曜日）の19時から楽友協会大ホールにおいて、クレメンス・クラウスの指揮による「フィルハーモニッシェ・アカデミー」（以下、「アカデミー」とする）が行われた。この時期、クラウスはウィーンにおいて積極的にコンサートに出演していた。彼の任地はミュンヘンのバイエルン国立歌劇場だったのだが、歌劇場が空襲によって焼け落ちたため、この街において活動を継続することは不可能になっていた。彼は1944/45年のシーズン中に他の都市での公演のオファーを

受けてはいたものの、実現に至らないケースが多かった。例えば、イタリアで予定されていた3回のコンサートのために日程調整が行われたが²⁸、最終的にこの企画は流れてしまった。そのような中、ウィーンにおける「アカデミー」は、クラウスとウィーン・フィルがドイツ帝国放送協会の支援を受けてラジオ放送のために開催されたものというだけあって、この先の公演についても中止されることはなかった。今回の11月の公演も、両日とも空襲に見舞われたものの²⁹、19時開演のコンサートには支障はなかった。プログラムは、モーツァルトの《交響曲第41番「ジュピター」》、アルフレート・ウールの《クラリネットとオーケストラのための協奏交響曲》（独奏はウィーン・フィルのクラリネット奏者レオポルト・ヴラッハ）、ビゼーの《アルルの女》第1組曲、スメタナの《売られた花嫁》序曲だった。

この日、特に話題となったのは、1909年にウィーンで生まれた若手作曲家ウールの新作だった。テンポの速い両端楽章の間に、「倒れた仲間のために」と説明のある緩徐楽章が置かれた作品である³⁰。『フェルキッシャー・ベオバハター』によると、両端楽章の「力強い運動性」と緩徐楽章の「深い情緒を湛えた抒情詩」が明確なコントラストをなすものとして受け止められた。特に第2楽章は、「倒れた仲間のために」というインスピレーションのとおり、「瞑想的な休息の場として感じられる、抒情的で表現豊かなエピソード」とみなされた。ヴラッハの独奏とオーケストラは見事な演奏を披露し、「会場にいた作曲者に成功をもたらした」³¹。

このコンサートに先んじて、演目の一部が聴衆なしで放送用に収録された。クラウス本人がリハーサルの一環としてラジオ放送のために録音を行うという認識であったためと思われるが、コンサート開催前の放送録音に関しては、少数の例外を除き、彼の「指揮記録」に記載がないことが多い。今回もその例外ではなく、「アカデミー」の放送録音について記録を残したのはウィーン・フィルである。このオーケストラの「放送記録」によると、11月3日（金曜日）と4日（土曜日）に楽友協会でもーツァルトの《交響曲第41番「ジュピター」》とウールの《クラリネットとオーケストラのための協奏交響曲》（クラリネット

独奏はレオポルト・ヴラッハ）、スメタナの《売られた花嫁》序曲が録音されたことになっている³²。ただ、この1日で3曲の収録が完了したというわけではなさそうだ。少なくとも、スメタナの収録は11月9日（木曜日）に持ち越されたことが、ウィーン・フィルの「放送記録」、ソ連軍に接收された録音テープの記録³³、「アカデミー」の後に個別に実施された録音だったためにクラウス本人によって記入された彼の「指揮記録」によって確認できる。モーツァルトとウールの録音は現在、オーストリア放送協会に保存されているが³⁴、これらの録音がいつ放送されたかについて、当時の新聞から情報を得ることはできなかった。

「アカデミー」の公開コンサート終了後、11月7日（火曜日）から10日（金曜日）にかけて、クラウスとウィーン・フィルは放送用収録を行った。11月7日は空襲の合間をぬっての収録だった³⁵。ウィーン・フィルの「放送記録」とクラウスの「指揮記録」をもとにすると、放送用に録音されたのは以下の曲目だったことがわかる。

11月7日（火曜日）、楽友協会大ホール、ブルックナー：《テ・デウム》、トルーデ・アイッペルレ（ソプラノ）、エレナ・ニコライディ（アルト）、ユリウス・パツァーク（テノール）、ゲオルク・ハン（バス）、フランツ・シュッツ（オルガン）、ウィーン国立歌劇場合唱団³⁶。

11月8日（水曜日）、楽友協会大ホール、ラヴェル：《スペイン狂詩曲》³⁷。

11月9日（木曜日）、コンツェルトハウス・モーツァルトザール、リヒャルト・シュトラウス：〈あした〉作品27-4、〈ツェツィーリエ〉作品27-2、〈懐かしい面影〉作品48-1、〈冬の愛〉作品48-5、以上、ユリウス・パツァーク（テノール）、スメタナ：《売られた花嫁》序曲。ウィーン・フィルの記録によると、リヒャルト・シュトラウスの歌曲では、先の4曲のほか、〈君を愛す〉作品37-2も演奏されたことになっているが、クラウスの記録にこの曲の記載はない³⁸。

11月10日（金曜日）、コンツェルトハウス・モーツァルトザール、モーツァルト：〈行進曲 ニ長調〉K.249、〈行進曲 ニ長調〉K.335-1、〈3つの行進曲〉K.408から（演奏曲目不明）³⁹。

これらの録音のうち、ラジオ放送が確認できたのはブルックナーとラヴェルである。いずれもドイツ放送の番組「大コンサート——ヨーロッパの永遠の音楽」においてであり、前者は1944年12月5日（火曜日）⁴⁰、後者は1945年1月2日（火曜日）、20時15分から22時にオンエアされた⁴¹。参考までに、当時のウィーンにおけるラジオ放送に関して、ヴァルター・バリリの回想をもとに補足すると、敵機に察知されないよう、電話線を通じて番組が届けられていたという⁴²。すべてがそのようになっていたとは考えにくいだが、そのような地区もあったということなのだろう。

クラウスとの放送のための仕事の合間に、ウィーン・フィルのメンバーは室内楽のコンサートを行った。11月7日（火曜日）の19時からコンツェルトハウス・モーツァルトザールでは、コンサートマスターのヴィリー・ボスコフスキーを中心とするボスコフスキー・トリオによる公演が開催された。コンツェルトハウスの「アーカイブ・データバンク検索」のデータによると、この日の演目は曲目が不明である。10月24日の『フェルキッシャー・ベオバハター』に掲載された広告において、この日の公演がこのトリオによるコンサートシリーズの第2夜とされていることが、曲目を推測する鍵となりそうだ⁴³。11月13日（月曜日）に同ホールで行われたこのトリオによるコンサートは、開催済みの演目の「再演」とされている⁴⁴。11月13日の曲目はシューベルトの《ピアノ三重奏曲第2番》と《ピアノ五重奏曲イ長調「ます」》と特定できる（詳細は後述）。しからは、11月7日の曲目もこれと同一と考えてよいだろう。

この2日後の11月9日（木曜日）の19時からは、楽友協会大ホールにおいて、コンサートマスターのヴォルフガング・シュナイダーハンを筆頭とするシュナイダーハン四重奏団の公演が行われた。この日はオール・ベートーヴェン・プログラムで、《弦楽四重奏曲第6番》、《弦楽四重奏曲第16番》、《弦楽四重奏曲

第8番「ラズモフスキー第2番」の3曲が取り上げられた⁴⁵。

ヴォルフガング・シュナイダーハンと彼の四重奏団はこの時期に多くの活動の機会を得ていたのだが、なぜこれが可能であったのか、その背景をここで確認しておきたい。シュナイダーハンは1937年にウィーン国立歌劇場管弦楽団のコンサートマスターに就任し、翌1938年にはウィーン・フィルのコンサートマスターも担当した。その後、1949年にソリストとして活動するために退団するまで、彼はこのオーケストラに在籍した。1940年から1945年にかけて、彼はナチ党員でもあった⁴⁶。オリヴァー・ラートコルプも指摘するように、オーケストラの実務面において尽力した第2ヴァイオリン奏者オットー・シュトラッサーとともに、自身とオーケストラのメンバーの活動を滞りなく進めていくためにこの地位に就いたと言われている⁴⁷。それが大いに発揮されたのは、彼が主催するシュナイダーハン四重奏団の活動だった。この四重奏団のメンバーには、シュナイダーハン、シュトラッサーのほか、ヴィオラのエルンスト・モラヴェッツ、チェロのリヒャルト・クロチャックも加わっていた。モラヴェッツとクロチャックの妻はユダヤ人だった。それゆえ彼らは、本来であればオーケストラで活動することはできなかった。そうしたメンバーはこの他にもいたのだが、1938年8月22日にフルトヴェングラーの仲裁によって9名のメンバーの活動が特別に許可された。この特別措置は先の2人にも適用された⁴⁸。シュナイダーハンがナチ党に入党したのはこの2年後ということになるが、それはフルトヴェングラーの計らいによって実現した特別措置をさらに強固にするものであったと言えそうだ。シュナイダーハンとシュトラッサーがナチスに従順な態度を示したこと、メンバー4人の演奏技術が高かったこともあり、ゲッベルスはこの四重奏団に目をかけた。劇場閉鎖が指示された後、シュナイダーハン本人に加え、この四重奏団も「天賦の才能を持つ芸術家」のリストに加えられ、音楽家の活動が制約を受けた時期であっても演奏することが認められた⁴⁹。公の場でのコンサートにおいて政府の希望通りに活躍してもらうため、この四重奏団を国有化しようとする動きもあったほどである⁵⁰。また、ラジオ放送の番組においてもこの四重奏団が活躍することは期待された。1945年2月、ゲッベ

ルスは放送関係者に対し、彼らを番組に積極的に起用するよう、指示したのだった⁵¹。

11月中旬のオーケストラ・コンサート

11月11日（土曜日）から13日（月曜日）の3日間にわたり、楽友協会大ホールにおいてウィーン・フィルのフィルハーモニー・コンサートが行われた（いずれも19時開演）。これを指揮したのはカール・ベームで、演目はハイドンの《交響曲第101番「時計」》、プフィッツナーがヴェルナー・フンダートマルクの詩に曲を付けた《男声合唱と小オーケストラのための3つの歌》作品53（合唱はウィーン国立歌劇場合唱団）、ベートーヴェンの《交響曲第5番「運命」》の3曲だった。

この日の最大の呼び物となったのは、この日に初演されたプフィッツナーの作品だった。ベームのコンサートは、先のクラウスの「アカデミー」が若手の作品の紹介の場ともなっていたのは対照的に、この年に75歳を迎えた老齢の作曲家の至芸に接する機会となった。演奏された《3つの歌》は〈至福の夏〉、〈変容〉、〈兵士の歌〉の3曲で構成されているが、フィルハーモニー・コンサートにおいては珍しいことに、この第3曲がアンコールとして演奏された。演奏後、会場にいた作曲者は指揮台に呼ばれ、万雷の拍手を浴びた⁵²。『クライネ・ヴィーナー・クリークスツァイトウング』の批評においては、「正真正銘の旋律の着想と、洗練された楽曲構成の腕前」に見るべきところがあり、「男声合唱曲において永続的な価値」を持つものと評された⁵³。

11月中旬から下旬にかけてのラジオ放送と商業用レコードのための演奏

このフィルハーモニー・コンサートの最終日（11月13日）には、楽友協会大ホールにおいて、初演において好評を博したプフィッツナーの《男声合唱と小オーケストラのための3つの歌》が放送用に無観客で収録された。メンバーは、公開のコンサートと同一である。フィルハーモニー・コンサートにおける演奏曲目のうち、この作品だけが放送用に収録されたのは、1944/45年のシーズン

最初に、オーケストラが放送局にこのコンサートシリーズでの演奏曲目の一覧を送付し、番組で必要なものを取捨選択できるようにしていたためと思われる⁵⁴。今回の録音は、1945年1月2日（火曜日）のラジオ番組「大コンサート——ヨーロッパの永遠の音楽」⁵⁵、さらに同年2月16日（金曜日）の21時から22時、ドイツ放送における「ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団のプフィッツナー・コンサート」でオンエアされた⁵⁶。

さて、ベームはこの翌日の11月14日（火曜日）から、モーツァルトの《魔笛》を放送用に収録するプロジェクトに取り組んだ。ウィーン・フィルの「放送記録」によると、共演した歌手は以下のとおりである。ヘルベルト・アルゼン（ザラストロ）、アントン・デルモータ（タミーノ）、エミー・ローゼ（夜の女王）、イルムガルト・ゼーフリート（パミーナ）、ヒルデ・コネツニ（第一の侍女）、エリーザベト・ヘンゲン（第二の侍女）、エレナ・ニコライディ（第三の侍女）、エーリヒ・クンツ（パパゲーノ）、エリーザベト・ルートガース（パパゲーナ）、ペーター・クライン（モノスタス）、カール・フリードリヒ（第一の司祭と第一の武士）、パウル・シェフラー（語り、第二の司祭、第二の武士）、ウィーン少年合唱団のメンバー（3人の童子）、ウィーン国立歌劇場合唱団。同年9月30日に帝国放送ウィーン局のハンス・ザックスから送付された文書によると、収録はベームの希望により11月14日から16日（木曜日）までの3日をかけて実施される計画だった⁵⁷。この日程は、ウィーン・フィルの「放送記録」とベームの「指揮記録」も同様である。部分的に残された録音のデータも、録音がこの予定で進められたことを示している。ドイツ放送アーカイブに残されている第1幕第1曲は、1944年11月14日から16日の録音とされている⁵⁸。

この一方で、ベルリンのブランデンブルク放送協会には、ソ連軍によって接収されたテープとして、《魔笛》第2幕の第10曲から終わりまでの約64分の録音も現存している。この録音の指揮者は不明だが、出演者はアントン・デルモータ、エーリヒ・クンツ、ヘルベルト・アルゼン、収録は1944年11月17日（金曜日）、ウィーン楽友協会大ホールとされている⁵⁹。歌手の情報と録音の時期と場所から、この録音は件のベーム指揮によるものとみてよいだろう⁶⁰。

問題は、この資料に録音日として11月17日と記されていることだ。ソ連軍に収められたテープの録音データには、正確さを欠いている事例がときおり見受けられるため注意を要するのだが、ウィーンに残された当時の資料のなかにもこの日付を含むものがある。1946年にウィーン国立歌劇場合唱団が発行した、1944/45年と1945/46年のシーズンの当団の活動記録を記した冊子がそれである。この冊子本体と訂正一覧の記載内容においては、録音日は1944年11月14日から17日とされている⁶¹。以上の点を踏まえると、当該の録音が行われた期間としては1944年11月14日から16日までは確実で、場合によっては17日にも収録が行われた可能性が想定できる。

なお、《魔笛》の録音の合間、すなわち11月15日（水曜日）に、ドイツ空軍の撃墜王の一人だったヴァルター・ノヴォトニーの葬儀が行われたのだが、ウィーン・フィルはベームの指揮で追悼演奏をすることが求められた。演奏されたのはワーグナーの《神々の黄昏》から〈葬送行進曲〉である⁶²。また、《魔笛》の録音終了後、ベームはドイツ・エレクトローラ社のためにレコーディングをしている。11月18日（土曜日）と19日（日曜日）、楽友協会大ホールにおけるセッションにおいて、ブラームスの《交響曲第1番》が録音された⁶³。これらの収録の合間にもアメリカ軍による空襲は継続されており、11月15日、17日、18日、20日には市内で被害が生じた⁶⁴。

11月に収録された《魔笛》の録音は、同年12月28日の新聞においては大晦日の午後にドイツ放送で電波に乗ることが予告され⁶⁵、この前日の『フェルキッシャー・ベオバハター』ウィーン版においては具体的に15時40分からであるとの情報も掲載された。しかし、当日の『フェルキッシャー・ベオバハター』ベルリン版では、曲目はワーグナーの《さまよえるオランダ人》とされている⁶⁶。正月明けのラジオ番組批評で、クレメンス・クラウス指揮バイエルン国立歌劇場によるワーグナーの件の作品が取り上げられていることから⁶⁷、《魔笛》の放送が延期されたことは確実である。この決定にゲッベルスに関わった可能性は高いように思われる。彼の日記においては、この変更を直接、指示したことを示す記述は認められない。だが、1944年大晦日の番組については、「いつも

以上に何度も文句を言」い、最終的に完成した番組編成に「今とても満足」していると自画自賛を述べたところがあるのだ⁶⁸。大晦日の番組に関しては、12月27日の正午までにゲッベルスに提出することになっていたが、これに間に合わないという報告があった⁶⁹。おそらく、《魔笛》はその間に合わなかった報告に属しており、関係者は事後承諾という形で手続きを進めようとしたのではないか。そのため、情報が決定事項であるかのように新聞に掲載されたものの、ゲッベルスが難色を示し、最終的に《オランダ人》に変更になったというのが実情だろう。結局、《魔笛》の録音は、翌1945年2月まで放送が見送られた。2月1日（木曜日）の20時45分から22時に第1幕⁷⁰、翌2月2日（金曜日）の20時15分から22時に第2幕が、ラジオ放送の帝国プログラムにおいて取り上げられた⁷¹。

1944年9月からウィーン・フィルが毎月行っていた、ジングシュピールの放送シリーズのための録音は、11月にも実施された。この機会に収録された演目はヴェンツェル・ミュラーの《プラハの姉妹》で、9月と10月のこのシリーズの演奏で好評を博したロヴロ・フォン・マタチッチが再び指揮者として起用された。ウィーン・フィルの「放送記録」によると、キャストは次のとおりである。アロイス・ペルネルシュトルファー（ヘール・フォン・ブルンメル）、アンダーガスト・リースル（クネグンデ）、イエッティ・トピッツ＝ファイラー（ヴィルヘルミーネ）、メーナ・エルゼ（ロルヒェン）、エーリヒ・クンツ（カスパル）、フーゴ・マイヤー＝ヴェルフینگ（ヘール・フォン・ゲルステンフェルト）、フレット・リーヴェール（騎士シュミーズ）、トニ・ニースナー（ヨハン・クレプス）、フリッツ・ピレッツキー（クリスピン）、フランツ・エメリヒ（夜警）。ここに出演した合唱を指揮したのは、ラインホルト・シュミートである。この作品については、ベートーヴェンが《ピアノ三重奏曲第11番「カカドゥ変奏曲」》を作曲するにあたってこの第1曲のアリアを主題としたことで、その名がかろうじて私たちの記憶に残っている。作品のプロットは、放送評によると、男を女に変装させることによって生じる騒動を描くもので、「コミカルなオペラというより、ふざけた芝居」と呼ぶべきものであるようだ⁷²。ウィーン・フィルの「放

送記録」によると、収録は11月21日（火曜日）から23日（木曜日）までの3日間、放送局において行われた、とある。それぞれの日のスケジュールを示す文書によると、11月21日の9時から12時にはオーケストラを入れたりハーサル（放送局の第1スタジオ）、11月21、22、23日のいずれも16時から19時には放送のための録音（放送局の第2スタジオ）が計画されていた⁷³。完成した録音は、1944年12月20日（水曜日）の21時から22時にドイツ放送においてオンエアされた⁷⁴。この番組については、『フェルキッシャー・ベオバハター』ベルリン版に批評が掲載された。この批評においては、マタチッチとウィーン・フィルによるこの演奏に十分な成果が認められるだけでなく、この放送が忘れられた作品にふたたび接する機会となったことに対する感謝の意も述べられた⁷⁵。

11月中旬の室内楽コンサート

1944年11月中旬に開催された室内楽のコンサートは、11月19日がシューベルトの命日であることを意識したものとなっていた。例えば、11月17日（金曜日）の19時から楽友協会大ホールにおいて開催されたシュナイダーハン四重奏団のコンサートは、「シューベルト116回目の命日」というコンセプトの下でプログラムが構成された。演目は《ピアノ五重奏曲イ長調「鱒」》と《八重奏曲ヘ長調》の2曲で、四重奏団のメンバーに加え、フリードリヒ・ヴューラー（ピアノ）、オットー・リューム（コントラバス）、レオポルト・ヴラッハ（クラリネット）、ゴットフリート・フライベルク（ホルン）、カール・エールベルガー（ファゴット）が演奏に参加した⁷⁶。11月13日（月曜日）の19時からコンツェルトハウス・モーツァルトザールで開催されたボスコフスキー・トリオのコンサート（第2夜）も、先の例と同様に、シューベルトの《ピアノ三重奏曲第2番》と《ピアノ五重奏曲イ長調「ます」》を取り上げるものだった。この時は、ヴィリー・ボスコフスキー（ヴァイオリン）、リヒャルト・クロチャック（チェロ）、ヴァルター・パンホーファー（ピアノ）といったボスコフスキー・トリオのメンバーのほか、エリック・ヴァイス（ヴィオラ）、オットー・リューム（コントラバス）も演奏に加わった⁷⁷。この催しは、11月19日（日曜日）の16時に同ホー

ルで再演が行われたようだ⁷⁸。また、11月21日（火曜日）と22日（水曜日）の19時、コンツェルトハウス・モーツァルトザールにおけるウィーン・コンツェルトハウス四重奏団のコンサート（第2夜）でも、ドビュッシーの《弦楽四重奏曲ト短調》、ハイドンの《弦楽四重奏曲》（番号不明）とともに、シューベルト《弦楽四重奏曲第14番ニ短調「死と乙女」》が演奏された⁷⁹。なお、この時期のウィーン・コンツェルトハウス四重奏団のメンバーは、アントン・カンパー、カール・ティッツェ、エーリヒ・ヴァイス、フランツ・クヴァルダの4名である⁸⁰。

11月下旬のオーケストラならびに室内楽のコンサート

11月22日（水曜日）の19時から楽友協会において開催されたウィーン・フィルのコンサートには、指揮者としてヘンドリク・ディールスが招かれた。この指揮者は当時43歳で、彼の故郷アントワープのフランドル歌劇場の音楽総監督の任にあり、同地のオーケストラの設立もした人物だった⁸¹。外国人ではあったが、名の知れた指揮者であったため、ドイツ国内でも演奏許可を得ていた⁸²。ウィーン・フィルとの公演で演奏されたのは、ベートーヴェン《エグモント》序曲、モーツァルト《ヴァイオリン協奏曲第5番》（独奏はヴォルフガング・シュナイダーハン）、フランクの《交響曲ニ短調》である。各紙の演奏評も、この「外国人」指揮者を好意的に捉えるものばかりであった⁸³。ウィーンの聴衆はこの指揮者の動向に関心があったようで、ウィーン国立歌劇場が空襲で灰燼に帰す前日（1945年3月11日）に新聞に掲載されたベルリン・フィルの近況として、カール・ベームのほか、この指揮者に関する話題も伝えられている⁸⁴。

この11月22日（水曜日）には、シュナイダーハン四重奏団により、ベートーヴェンの《弦楽四重奏曲第8番》が放送用に録音された⁸⁵。同曲は、11月9日に楽友協会大ホールにおけるこのアンサンブルの演奏会でも演奏されたものである。先に見たように、この日に開催されたウィーン・フィルのコンサートにおいて、シュナイダーハンはモーツァルトの《ヴァイオリン協奏曲第5番》でヴァイオリン独奏を担当している。ウィーン・フィルのコンサートマスターに

加え、ソリストとしての力量が問われる仕事を相当量こなしていたことが、このような記録から垣間見ことができる。

11月25日（土曜日）と26日（日曜日）の19時から楽友協会において、ヨーゼフ・カイルベルトを指揮者とするウィーン・フィルのコンサートが開催された。もともと、11月25日から27日までの3日間、クナッパーツブッシュの指揮でウィーン・フィル主催のコンサートが計画されていたのだが、指揮者が病気のため、開催は見送られた⁸⁶。ウィーン・フィルの予定が空いたため、11月26日と27日に楽友協会の主催で、このオーケストラによる特別公演がカイルベルトの指揮で行われることになったのである。そもそもカイルベルトは、1944/45年のシーズンにおいて、楽友協会主催コンサートにおいて、「顔」になるはずだった。実行には移されはしなかったものの、少なくとも20回のコンサートが予定されていたのである⁸⁷。1944/45年のシーズンにおいてカイルベルトがウィーンに客演したのはこの機会だけだったので、楽友協会としては当初の予定の一部を満たすつもりだったのだろう。

カイルベルトがウィーン・フィルのコンサートを最初に指揮したのは、1944年5月4日のプフィッツナーの生誕75年を祝うためのものだった。これに次ぐ共演の機会となったのがこの1944年11月のコンサートである。この11月の演目はすべてモーツァルトの作品で、《魔笛》序曲、《ピアノ協奏曲第26番「戴冠式」》（独奏はフリードリヒ・ヴェーラー）、《交響曲第39番》だった。コンサートの批評は好意的だったが⁸⁸、指揮者にとっては割り切れないものが残ったようだ。コンサートの開催が急に決まったため、リハーサルに十分な時間を割くことができなかったのである。「オーケストラには少し失望（プロベは1回だけ）」とカイルベルトは書き残している⁸⁹。11月27日のコンサートの後も、彼は「とても美しいコンサート、オーケストラは非常に立派」と述べつつも、準備ができていない管楽器奏者がいたという。カイルベルトの評伝の見解にもあるように、27日のコンサートでは、リハーサルにも26日のコンサートにも参加しなかった演奏者がいたのだろう⁹⁰。ウィーン・フィルの場合、コンサートとオペラの公演を担当しているため、このような事例は珍しいものではない。しかし

この時期には、国立歌劇場においてオペラの公演は行われていない。それにもかかわらず、このようなローテーションとなっていたのは、このオーケストラには連日のようにコンサートと録音が続いており、特に管楽器奏者に負担がかからない方法が模索されていたためとみてよいだろう。実際のところ、カイルベルトによるコンサートと同日の11月25日と26日には、国立歌劇場において、ウィーン国立歌劇場合唱団のア・カペラ・コンサートが開催された。プログラムに含まれていたブラームスの「ハープとホルンを伴う女性合唱のための3つの歌曲」と記されている曲の演奏に際して、ウィーン・フィルのメンバーだったフランツ・イエリネク（ハープ）、ゴットフリート・フォン・フライベルク、ヨーゼフ・ラックナー（いずれもホルン）が参加していたのである⁹¹。

《ニュルンベルクのマイスタージンガー》のラジオ放送用録音

11月中旬の《プラハの姉妹》に続き、放送用に録音が行われたオペラは、演奏に要する規模と時間という点で、劇場閉鎖後、最大級の作品となったワーグナーの《ニュルンベルクのマイスタージンガー》全曲である。この機会に《マイスタージンガー》の録音が行われた理由として、以下の2点があげられる。第一に、《マイスタージンガー》の劇中にも登場する詩人ハンス・ザックスが、この年、生誕450年という節目の年にあたっていた。しかもこの録音が行われる直前、すなわち1944年11月5日がそうであり、ウィーンで刊行されていた新聞においても、彼の業績を回顧する特集が掲載されていた⁹²。第二の理由として、放送に使用できる《マイスタージンガー》の音源を確保する必要があったことである。この作品は、論者による別の論考において示したように、ナチスが政権を掌握してから、ラジオ番組で繰り返し放送されていた⁹³。1943年のバイロイト音楽祭で収録したフルトヴェングラーによる同曲も、同年夏に放送された後、抜粋録音がその後の番組において使用されていた。ところが、1944年8月にラジオ番組「ドイツの巨匠による不滅の音楽」でこの録音の一部が取り上げられた際、フルトヴェングラーから、今後の放送でこれを使用しないように申し入れがあった⁹⁴。そして、ちょうどこの件が取り沙汰された頃に、劇場

閉鎖が実行に移された。オペラの舞台上演が出来なくなったことで、放送コンテンツの重要性は増したものの、当該の作品については放送に使用できる全曲録音の音源が無いという状況が生じていたのである。

ウィーン・フィルとの《マイスタージンガー》の放送用録音に起用された指揮者は、カール・ベームだった。この収録に参加した出演者は次のとおりで、カッコ内が担当した役である。パウル・シェフラー（ハンス・ザックス）、ヘルベルト・アルゼン（ファイト・ポグナー）、アントン・デルモータ（クンツ・フォーゲルゲザング）、ヴィクトル・マーディン（コンラート・ナハティガル）、エーリヒ・クンツ（ジクストゥス・ベックメッサー）、フリッツ・クレン（フリッツ・コートナー）、ゲオルク・マイクル（バルタザール・ツォルン）、ヴィリアム・ヴェルニック（アウグスティン・モーザー）、アルフレート・ムッツァレッリ（ヘルマン・オルテル）、ヨーゼフ・ヴィット（ウルリヒ・アイスリンガー）、アルフレート・イエルガー（ハンス・シュヴァルツ）、マルヤン・ルス（ハンス・フォルツ）、アウグスト・ザイダー（ヴァルター・フォン・シュトルツィング）、ペーター・クライン（ダーヴィッド）、イルムガルト・ゼーフリート（エーファ）、エルゼ・シュルホフ（マグダレーナ）、ヴィクトル・マーディン（夜警）、ウィーン国立歌劇場合唱団、リヒャルト・ロスマイヤー（合唱指揮）、ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団、カール・ベーム（指揮）。録音の監督者にはフリードリヒ・リーマーのほか、「ザックス」の名前も認められる⁹⁵。この「ザックス」なる人物は帝国放送ウィーン局のプロデューサーで、フルネームはオペラの登場人物と同姓同名のハンス・ザックスである。彼はこの時期に限らず、戦後のウィーン・フィルのコンサートのラジオ中継もしばしば担当した。

当初、ベームが希望したスケジュールは、11月28日（火曜日）から12月1日（金曜日）にかけて第3幕、12月4日（月曜日）から7日（木曜日）にかけて第1幕と第2幕を収録するというものだった⁹⁶。ウィーン・フィルの「放送記録」やベームの「指揮記録」によると、11月28日から12月1日、さらに12月4日と5日、ウィーン楽友協会大ホールにおいての収録とされており、ベームの希望した日数よりも少なくなっている。ベームの「指揮記録」によると、手順が変

更され、11月28日から12月1日には第2幕と第3幕が収録された。ただし、第3幕についてはこの期間のうちにすべてを録り終えられず、12月4日と5日には第1幕に加え、第3幕の幕切れの部分も演奏された。

この《マイスタージンガー》の録音は、ウィーンの新聞の情報によると、第1幕は1945年2月4日（日曜日）の16時から17時30分、第2幕は同日の21時から22時⁹⁷、第3幕は2月18日（日曜日）の16時から18時に、いずれもドイツ放送の番組としてオンエアされた⁹⁸。この演奏は、オーストリアのレコード会社「プライザー」によってCD化された。全13巻のテープのうち、1本が失われているため、発売に際して欠落箇所（第3幕冒頭部分）は、1943年のバイロイト音楽祭におけるヘルマン・アーベントロート指揮の演奏によって補完された⁹⁹。

11月下旬のコンサートとラジオ放送のための活動

《マイスタージンガー》の収録の合間にも、ウィーン・フィルの公開コンサートや、メンバーの室内楽コンサートが行われた。

11月28日（火曜日）から30日（木曜日）にかけて3回開催されたオーケストラの公開コンサートは、いずれも工場における慰問行事だった。11月28日の公演を指揮したのはルドルフ・モラルトで、曲目はモーツァルトの《セレナード第13番「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」》、シューベルトの《ロザムンデ》から〈バレエ音楽第2番〉、ヨハン・シュトラウスⅡ世の《こうもり》序曲と《皇帝円舞曲》だった。11月29日（水曜日）に指揮台に立ったのはレオポルト・ライヒヴァインで、ヴェーバーの《魔弾の射手》序曲、グリークの組曲《ホルベアの時代から》、シューベルトの《ロザムンデ》から〈バレエ音楽第2番〉、マスカーニの《カヴァレリア・ルスティカーナ》間奏曲、ヨハン・シュトラウスⅡ世のワルツ《美しく青きドナウ》が披露された。11月30日もライヒヴァインが公演を指揮したが、前日とは曲目が少し異なっていた。すなわち、モーツァルトの《フィガロの結婚》序曲とベートーヴェンの《ロマンス第2番》（独奏はヴィリー・ボスコフスキー）が最初の2曲となり、この後はグリークの組曲《ホルベアの時代から》、シューベルトの《ロザムンデ》から〈バレエ音楽

第2番〉、ヨハン・シュトラウスⅡ世のワルツ《美しく青きドナウ》が続いた。

夜の室内楽のコンサートでも、コンサートマスターを中心とする演奏が行われた。11月28日（火曜日）と29日（水曜日）の19時からコンツェルトハウス・モーツァルトザールにおける公演に出演したのは、シュナイダーハン四重奏団である。演目はディッターズドルフの《弦楽四重奏曲第5番》、シューマンの《弦楽四重奏曲第3番》、ドヴォルザークの《弦楽四重奏曲第14番》だった¹⁰⁰。11月29日（水曜日）の19時から楽友協会ブラームスザールでは、ウィーン・バッハ・ゲマインデがヘンデルとバッハの演奏会を開いた。女性によって構成された室内楽オーケストラ（指揮者はフランツ・クラウス）、エリーザベト・ルートゲルス（ソプラノ）、エルナ・ハラディク（チェンバロ）、エディット・シュタインバウアー（ヴァイオリン）という共演者のほか、ウィーン・フィルのメンバーからはマックス・ヴァイスゲルバー（ヴァイオリン）、ハンス・レズニチェック（フルート）、ハンス・ハダモフスキー（オーボエ）、ヘルムート・ヴァビッシュ（トランペット）が演奏に参加した¹⁰¹。11月30日（木曜日）の19時にコンツェルトハウス・モーツァルトザールにおいては、ウィーン・フィルのコンサートマスターとして最年少のヴァルター・バリリによる公演が開催された。伴奏者にピアニストのローラント・ラウペンシュトラオホを招き、シューベルトの《ヴァイオリン・ソナタ第3番》、ベートーヴェンの《ヴァイオリン・ソナタ第5番「春」》、フランクの《ヴァイオリン・ソナタ》が演奏された¹⁰²。

このほか、12月3日の新聞記事において、リヒャルト・ワーグナー・ドイツ婦人同盟（Richard-Wagner-Verbund Deutscher Frauen）の主催により、負傷者のためのコンサートが開催されたと記されている。この催しにも、ウィーン・フィルのメンバーが出演している。記事によると、ウィーン国立劇場の歌手（ヒルデ・コネツニ、パウル・シェフラー）、カペルマイスターのフリッツ・クーバの伴奏、フィルハーモニーのトリオ（レオポルト・ヴラッハ、ヴァルター・クラインエッケ、ヒューバー＝マンシュ女史）の名前が認められる¹⁰³。

この頃、放送用に収録されたものとして、ウィーン・フィルハーモニー管楽アンサンブルのメンバーによるジャック・イベールの《木管五重奏のための3

つの小品》が残されている。ドイツ放送アーカイブのデータによると、収録日は1944年11月としかわからないが、記録の上ではクレメンス・クラウスが指揮したことになる。これは誤りで、クラウスの「指揮記録」にこの作品の演奏は記載されていない。なぜこの時期にこのフランス音楽が収録されたのか、その経緯は不明である。後年の録音が誤って登録されたものではないようで、テープの管理番号は K390A/C、つまりナチス・ドイツ時代の番組制作グループ K が担当したことを示す記号も記されている¹⁰⁴。この時期のこのアンサンブルに参加していたのは、ハンス・レズニチェク、ローベルト・ニーダーマイヤー、ハンス・カメシュ、カール・スヴォボダ、レオポルト・ヴラッハ、ヴィルヘルム・クラウゼ、ゴットフリート・フォン・フライベルク、レオポルト・カインツ、ヨーゼフ・ヴェレバ、ヨーゼフ・ラックナー、カール・エールベルガー、オットー・シーダー、ルドルフ・ハンツルで¹⁰⁵、今回の録音ではこのうちの5名が演奏したことになる。

3. 結び

1944年11月のウィーン・フィルとそのメンバーによる活動に関して、本稿で示した内容を、3つの観点からまとめてみたい。

第一は、コンサート開催の曜日と時刻に関してである。今回のケースを見ると、ウィーン・フィルの公演が開催された曜日は、その多くは土曜日と日曜日、そして月曜日となっている。1944年10月以降のウィーン・フィル主催のコンサート、特にフィルハーモニー・コンサートは、計画されていた定期演奏会をそのまま実施したようである¹⁰⁶。そのため、土曜日がゲネラルプロベ、日曜日が本番という、劇場閉鎖以前のスタイルがベースとなった。今回の1944年11月の事例に即すと、フィルハーモニー・コンサートとしてはカール・ベーム指揮によるものがあったわけだが、これも土曜と日曜、そして再演として月曜に開催された。これ以外のもの、すなわち帝国放送協会との共催によるフィルハーモニッシェ・アカデミー、楽友協会主催による特別コンサートも、ディー

ルス指揮による1回を除き、土曜日から月曜日の間に行われた。クレメンス・クラウス指揮の11月5日と6日の公演は日曜日と月曜日だった。また、ヨーゼフ・カイルベルト指揮の楽友協会主催の11月25日と26日のコンサートも、土曜日と日曜日の開催である。これらも、長年、ウィーン・フィルが慣れ親しんだ勤務形態を踏襲してのことであつたと思われる。

このほかにもこの時期には、このオーケストラが請け負った任務として、ラジオ放送のための仕事や工場の慰問コンサートがあつた。特に前者は、劇場閉鎖後も兵役に代わる任務として重視されたわけだが、先の公開行事と被らないように、週の半ばに行われることが多かった。オーケストラのメンバーによるアンサンブル・コンサートは、小回りがきくということもあって、彼らの空き時間に随時開催された。

フィルハーモニー・コンサートをはじめとするウィーン・フィルのコンサートの開催の曜日について、劇場閉鎖前の慣習が認められることを先に指摘したが、1944年11月の公演の開演時刻は、空襲が激化する状況を踏まえて変更された。この前の1943/44年のシーズンの場合、土曜日は15時30分、日曜日は11時30分にコンサートは開始された。しかし、1944年11月の場合、正午頃にアメリカ軍による空襲があつたため、それを避けた結果、夜の19時からの開催となった。これは、ウィーン・フィルのオーケストラ・コンサートに限らず、アンサンブルの公演においてもおおむね同様であつたことが、今回の調査で示されたはずである。

第二は、オーケストラ以外の活動を行つたメンバーである。1944年11月のコンサートの場合、特にコンサートマスターのヴォルフガング・シュナイダーハン、ヴィリー・ボスコフスキー、そしてヴァルター・バリリの3名が活発に演奏していた。彼らを中心に結成されたアンサンブルの公演が同一プログラムで複数回、開催されることもあつた。そして、管楽器の首席奏者も、オーケストラの活動の合間に、公開行事に参加していた。こうした活動も一つずつ見ていくと、オーケストラのメンバーが連日、演奏活動に従事していた当時の実情が浮かび上がるように思われる。

第三は、演奏されたレパートリーである。オーケストラは、放送のための仕事に従事することが求められていたため、ドイツとオーストリアの古典的な作品にとどまらず、幅広い演目をこなしていた。ウールやプフィッツナーの最新作も、公開の場で演奏されるだけではなく、放送用に無観客で収録された。クラウスと行った放送用録音の演目に注目すると、公開コンサートでは取り上げられなかったものも数多く録音された。そうした中には、ヨーロッパの広範囲な音楽を放送するための番組に備え、ラヴェルの作品も含まれていた。こうしたオーケストラ作品のほか、ウィーン・フィルはオペラの録音の制作も担当した。モーツァルトの《魔笛》やワーグナーの《ニュルンベルクのマイスタージンガー》のほか、多彩な放送コンテンツの確保のため、耳にする機会が少ないヴェンツェル・ミュラーの作品さえも取り上げられた。メンバーのアンサンブルの曲目は、全体としてみると、ドイツとオーストリアの古典的な作品が多いが、そこにドビュッシーやフランクといったフランス音楽、さらにドヴォルザークも加えられることで、レパートリーに彩が添えられていた。コンサートの規制緩和の背景として、休息の意味が重視されたことは本稿の初めで言及したが、コンサートの開催回数が平時と比較して大幅に減少していたこの時期においては、こうした多彩なプログラムが聞き手の心に強く訴えかけるものとなったように推測される。

さて、本稿の最初で当時の音楽界の概況に触れた際に述べたように、劇場閉鎖は音楽家に活動の機会を制限するだけではなく、聴衆層とコンサートの雰囲気に変化をもたらした。規制緩和でコンサートは行われたものの、オペラを実際に上演することはできなかった。このような政策に反対の意見を述べた者がいた。このことを述べて、本稿の結びとしたい。

劇場閉鎖の制作に対し、異を唱えたのはリヒャルト・シュトラウスである。彼はハンス・ヒンケルに対し、次のように書き送った。

11月5日付の貴殿の友好的なお手紙で述べておられたご提案に従い、私の希望を述べたく思います。慈悲深い女神が国民の誇りと愛である

ドイツ音楽を新たに蘇らせ、総統閣下とその協力者にこれまで特別にご懇意でご支援いただいたドイツ劇場が、芸術を必要としている国民に対して、早急にふたたび門戸を開くことができるよう、希望いたします。ヴァイマルの古典劇以来、ウィーンで生まれ、バイロイトやザルツブルクにまでかくも大きく発展するほど成長を遂げたドイツのオペラは、3000年にわたる文化発展の最後の花です。この活動停止が長引きますと、200年の伝統が失われ、ドイツ芸術の最も貴重な分野が永遠に枯れる可能性も危惧されます。慈悲深いご配慮が、人類をこの埋め合わせできない損失から守ることになります。これこそが私の希望であり、なおかつ確たる信念なのです。¹⁰⁷

彼はこのとき80歳という高齢だった。長年にわたりドイツのクラシック音楽文化を第一人者として牽引してきたことへの自負心もあった。演奏の実践面における豊富な経験から、その水準は継続によって維持される側面があることもよく理解していた。そのため、劇場閉鎖という文化政策は、これまで培ってきた伝統を根絶やしにする危険性を秘めていると考えたのである。このような危機意識からやむにやまれぬ思いで先の手紙を送ったものの、彼のこの思いが実を結ぶことはなかった。ナチス・ドイツの崩壊まで、劇場閉鎖は継続されたのだった。

*本研究は JSPS 科研費 JP26770071, JP17K02378, JP21K00218の助成を受けたものである。

謝辞

本稿の執筆のための資料収集にあたり、以下の各氏にご協力をいただきました。ここにお名前を記して、感謝申し上げます。

バイエルン放送協会 (Bayerischer Rundfunk)：マルティナ・ブラ (Martina Bulla)。ドイツ連邦公文書館 (Bundesarchiv)：ラルフ・エンゲル (Ralf Engel)，

カタリーナ・シュヴェラ (Katharina Schwella), カルメン・ロレンツ (Carmen Lorenz)。ドイツ放送アーカイブ (Deutsches Rundfunkarchiv) : イェルク・ヴィルショヴィー (Jörg Wyrchow), マリオン・ギルム (Marion Gillum), クリスティアーネ・ポース＝ブライル (Christiane Poos-Breir)。ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団歴史資料室 (Historisches Archiv der Wiener Philharmoniker) : シルヴィア・カーグル博士 (Dr. Silvia Kargl), 宮田奈奈博士。ザルツブルク・パリス・ロドロン大学・大学図書館 (Paris Lodron Universität Salzburg. Universitätsbibliothek) : アグネス・ブルンアウアー博士 (Dr. Agnes Brunbauer)。オーストリア国立図書館・音楽コレクション (Österreichische Nationalbibliothek. Musiksammlung) : アンドレア・ハラント博士 (Dr. Andrea Harrandt)。オーストリア放送協会 (Österreichischer Rundfunk) : ルート・エレナ・シュティフター＝トゥルンマー修士 (Mag. Ruth Elena Stifter-Trummer), インゲボルク・アルトグリュブル (Ingeborg Altgrübl)。ベルリン・ブランデンブルク放送協会 (Rundfunk Berlin-Brandenburg) : ジルケ・ゲーマン博士 (Dr. Silke Gömann)。

注

- 1 1944年9月と10月のウィーンのクラシック音楽文化に関しては、拙稿「ナチス・ドイツにおける劇場閉鎖とウィーン・フィルハーモニー管弦楽団」(『桜文論叢』第106巻, 2022年)で詳細に論じた。
- 2 今回は, 1944年11月にウィーン・フィルとそのメンバーによる活動に限って扱うが, 実際のところ, この時期のウィーンにおいては, 歌手やソリストによる演奏者が少人数のリサイタルは開催されていた。ただし, 平常時に比べると公演数の総計は大幅に減っていた。1944年11月のオーケストラ・コンサートに関して言うと, ウィーン・フィル以外の団体がウィーンのコナサートホールにおいて開催したクラシック音楽の公演は, わずかに1回を数えるにすぎない。1944年11月1日に楽友協会大ホールにおいて行われたリンツ・帝国ブルックナー管弦楽団による催しがそれである。シーズン開始前には他のオーケストラの客演も予定されていたのだが, すべて中止となった。当初企画されていたコンサートの概要については, 拙稿「ナチス・ドイツにおける劇場閉鎖とウィーン・フィルハーモニー管弦楽団」の26-29頁で述べた。
- 3 <https://www.wienerphilharmoniker.at/de/konzert-archiv>
- 4 <https://www.musikverein.at/archiv/>
- 5 <https://konzerthaus.at/datenbanksuche>

- 6 データベースの調査は2021年の8～9月と2023年の8～9月に実施し、その際に必要なデータを保存した。本稿の作成のあたり、2024年8月30日にあらためて取得したデータにアクセスし、掲載内容の確認を行った。
- 7 Österreichische Nationalbibliothek (ÖNB). Musiksammlung. F59 Clemens Krauss Archiv 158/1-3. Clemens Krauss: Dirigir-Daten (手稿ノート). 論証の過程でこの資料に言及する場合には、本文中にクレメンス・クラウスの「指揮記録」である旨を示す。
- 8 Paris Lodron Universität Salzburg. Universitätsbibliothek. Sammlung Karl Böhm. Notizbücher (手稿ノート). 論証の過程でこの資料に言及する場合には、本文中にカール・ベームの「指揮記録」である旨を示す。
- 9 Thomas Keilberth: Joseph Keilberth. Ein Dirigentenleben im XX. Jahrhundert. Hrsg. von Hermann Dechant, Wien (Apollon Musikoffizin) 2007.
- 10 <https://anno.onb.ac.at/>
- 11 Historisches Archiv der Wiener Philharmoniker (HAWPh). Sendungen der Ravag „Wiener Philharmoniker“ 1924- [1945] (手稿ノート). 本資料を参照する場合には、本文中でウィーン・フィルの「放送記録」である旨を示す。
- 12 HAWPh. Karteikarte 1944/45.
- 13 Wiener Stadt- und Landesarchiv / Wienbibliothek im Rathaus. Wien Geschichte Wiki. Luftkrieg. (最終変更2024年8月26日12時13分) <https://www.geschichtewiki.wien.gv.at/Luftkrieg> (アクセス日: 2024年9月14日)
- 14 Johann Ulrich: Der Luftkrieg über Österreich 1939-1945. 3. Auflage. Wien (Österreichischer Bundesverlag) 1982.
- 15 Klaus Christian Vögl: Angeschlossen und gleichschaltet. Kino in Österreich 1938-1945, Wien (Böhlau Verlag) 2018.
- 16 Richard Strauss – Karl Böhm: Briefwechsel 1921 – 1949. Herausgegeben und kommentiert von Martina Steiger, Mainz u.a. (Schott) 1999, S. 348.
- 17 Völkischer Beobachter. Berliner Ausgabe, 6. 10. 1944, S. 2.
- 18 Völkischer Beobachter. Berliner Ausgabe, 20. 10. 1944, S. 2; Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 20. 10. 1944, S. 2.
- 19 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 10. 12. 1944, S. 5.
- 20 Kleine Wiener Kriegszeitung, 19. 12. 1944, S. 7.
- 21 フランク・ティース編 (仙北谷晃一訳) 『フルトヴェングラーの手紙』 (白水社, 1972年), 131頁。
- 22 Johann Ulrich, a. a. O., S. 21; Wiener Stadt- und Landesarchiv / Wienbibliothek im Rathaus. Wien Geschichte Wiki. Luftkrieg.
- 23 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 7. 11. 1944, S. 2.
- 24 Neues Wiener Tagblatt, 8. 11. 1944, S. 2.
- 25 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 4. 11. 1944, S. 4; Wiener Stadt- und

- Landesarchiv / Wienbibliothek im Rathaus. Wien Geschichte Wiki. Luftkrieg.
- 26 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 27. 10. 1944, S. 3.
- 27 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 7. 11. 1944, S. 2. 10月28日の時点では、ピアノ伴奏はカペルマイスターのクーバとされていた（Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 28. 10. 1944, S. 4）。
- 28 ÖNB. Musiksammlung. F59 Clemens Krauss Archiv 88. Sekretariat von Clemens Krauss (?) an die Auslandsstelle für Musik. Betrifft: Italien, 14. 8. 1944.
- 29 Johann Ulrich, a. a. O., S. 21; Wiener Stadt- und Landesarchiv / Wienbibliothek im Rathaus. Wien Geschichte Wiki. Luftkrieg.
- 30 楽曲構成は、論者が所有する当日のプログラムによる。
- 31 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 8. 11. 1944, S. 2. 本稿では引用しないが、以下の新聞においてもこの公演の批評が掲載された。Kleine Wiener Kriegszeitung, 7. 11. 1944, S. 7; Neues Wiener Tagblatt, 8. 11. 1944, S. 2.
- 32 コンサートで演奏されたビゼーは、1944年9月に収録されていた。詳細は、拙稿「ナチス・ドイツにおける劇場閉鎖とウィーン・フィルハーモニー管弦楽団」の36～37頁を参照。
- 33 Bärbel Böhme und Wolfgang Adler: Musikschätze der Reichs-Rundfunk-Gesellschaft. Die Rückkehr von ca. 1.500 Tonbändern aus Moskau ins Berliner “Haus des Rundfunks”, Berlin (Sender Freies Berlin Schallarchiv) 1992, S. 243. この音源は、旧ソ連の Melodiya レーベルから1985年に LP レコードとして発売された（レコード番号 M10 46981 001）。今回の調査に際して、テープを所有しているベルリン・ブランデンブルク放送協会（Rundfunk Berlin-Brandenburg）より、同録音を聴く機会を作っていただいた。ベルリンに保存されている録音では、冒頭部分に音声の欠落が認められる。先述の旧ソ連のレコードでは再現部を使用してこの部分が修復されたとみられ、オリジナルテープの音の抜け落ちはない。
- 34 オーストリア放送協会に保存されている録音に関して、モーツァルトの資料請求番号は QM01/UK21544_H で、演奏時間22分48秒、収録日は不詳とされている。一方、ウールの資料請求番号は QM01/UK21609_H, 演奏時間は19分25秒、収録は1965年となっている。クラウスは1954年に没しているため、ウールの1965年というデータは、ダビングが行われた年と思われる。今回の調査にあたり、ウールは同局より研究用に録音を提供していただいたが、モーツァルトの《ジュピター》は著作権上の理由でアクセスできなかった。《ジュピター》は、同局所有のものと同一音源と思われるニホンモニター株式会社から2008年に刊行された CD 「クレメンス・クラウス スペシャル BOX」所収のものを参照した（CD 番号 RIPD-0001）。この CD にはウールも収録されており、これによると同曲の収録日は1944年11月3日と4日である。
- 35 Johann Ulrich, a. a. O., S. 21; Wiener Stadt- und Landesarchiv / Wienbibliothek im Rathaus. Wien Geschichte Wiki. Luftkrieg.
- 36 この録音はドイツ放送アーカイブ（Deutsches Rundfunkarchiv）に残されている。

- 収録データに関しては、1944年とあるのみで、日付は不明である。Deutsches Rundfunkarchiv (DRA). K000613929 (Archivnummer: 1941747) : Anton Bruckner: Te Deum, Wiener Philharmoniker, Clemens Krauss (Dirigent), 1944 (Aufnahmedatum).
- 37 Bärbel Böhme und Wolfgang Adler, a. a. O., S. 143. この音源については、ベルリン・ブランデンブルク放送協会より、デジタルコピーを提供していただいた。
- 38 リヒャルト・シュトラウスの歌曲のうち、〈ツェツィーリエ〉と〈君を愛す〉を除く3曲が現存している。DRA. K000498094 (Archivnummer: 1941611). Richard Strauss: Winterliebe, Julius Patzak (Tenor), Wiener Philharmoniker, Clemens Krauss (Dirigent), 9. 11. 1944 (Aufnahmedatum) ; DRA. K000613782 (Archivnummer: 1941743). Richard Strauss: Morgen, Julius Patzak (Tenor), Wiener Philharmoniker, Clemens Krauss (Dirigent), o. D. (RRG 1939-45) ; DRA. K000613927 (Archivnummer: 1941747). Richard Strauss: Freundliche Vision, Julius Patzak (Tenor), Wiener Philharmoniker, Clemens Krauss (Dirigent), o. D. (RRG 1939-45). バイエルン放送協会 (Bayerischer Rundfunk) にも、〈懐かしい面影〉(資料請求番号6606875 000 (BR) BAND Mono) と〈朝〉(資料請求番号6606877 000 (BR) BAND Mono) の録音が残されている。
- 39 クレメンス・クラウスの「指揮記録」によると、モーツァルトの行進曲は全部で3曲、演奏された。これらの行進曲の録音については、存在が確認できなかった。
- 40 Völkischer Beobachter. Berliner Ausgabe, 5. 12. 1944, S. 4; Völkischer Beobachter. Berliner Ausgabe, 7. 12. 1944, S. 2.
- 41 新聞では曲目を特定できないため、以下の資料に掲載された、当日のこの番組の曲目一覧を参照した。この文書は、放送当時、関係者に配布されたものである。Hanns Kreczi: Das Bruckner-Stift St. Florian und das Linzer Reichs-Bruckner-Orchester, Graz (Akademische Druck- und Verlagsanstalt) 1986, S. 248.
- 42 Walter Barylli: Ein Philharmoniker einmal anders, Wien (Verlag für photographische Literatur A. Barylli) 2006, S. 40.
- 43 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 24. 10. 1944, S. 3.
- 44 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 5. 11. 1944, S. 4.
- 45 この公演の批評は、以下を参照。Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 12. 11. 1944, S. 3.
- 46 シュナイダーハンの略歴については、以下を参照。Christian Merlin: Die Wiener Philharmoniker. Die Musiker und Musikerinnen von 1842 bis heute. Bd. II, Wien (Amalthea Verlag) 2017, S. 148f.
- 47 Oliver Rathkolb: Führertreu und gottbegnadet. Künstlereliten im Dritten Reich, Wien (Österreichischer Bundesverlag) 1991, S. 130.
- 48 シュナイダーハン四重奏団とそのメンバーの活動については、以下を参照。Christian Merlin, a. a. O., S. 90f., 112, 148f. und 168; Otto Strasser: Und dafür wird

- man noch bezahlt. Mein Leben mit den Wiener Philharmonikern, Wien und Berlin (Paul Neff Verlag) 1974, S. 167f.; Franz Bartolomey: “Was zählt, ist der Augenblick”. Die Bartolomeys. 120 Jahre an der Wiener Staatsoper, Wien (Amalthea Signum Verlag) 2012, S. 76.
- 49 Theodor Kellenter: Die Gottbegnadeten. Hitlers Liste unersetzbarer Künstler, Kiel (Arndt) 2020, S. 222f. u. 228.
- 50 Otto Strasser, a. a. O., S. 215.
- 51 ゲッベルスはドイツ帝国放送協会の主力番組「ドイツの巨匠による不滅の音楽」において、ウィーン・コンツェルトハウス四重奏団ではなく、シュナイダーハン四重奏団を起用することを求めた。Bundesarchiv (BA). R 55/559. Protokoll der Programmsitzung am Mittwoch, 21. Februar 1945, 15.30 Uhr unter Leitung von Herrn Ministerialdirektor Fritzsche. この件については、拙稿「ナチス・ドイツ時代のラジオ音楽番組「ドイツの巨匠による不滅の音楽」に関する研究」(『桜文論叢』第107巻, 2023年)の87頁でも扱った。
- 52 Neues Wiener Tagblatt, 15. 11. 1944, S. 2; Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 17. 11. 1944, S. 2.
- 53 Kleine Wiener Kriegszeitung, 15. 11. 1944, S. 7.
- 54 HAWPh. Depot Staatsoper. Mappe Rundfunk. Die Wiener Philharmoniker an den Reichssender Wien, 25. 9. 1944.
- 55 Hanns Kreczi, a. a. O., S. 248; Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 11. 1. 1945, S. 2.
- 56 Innsbrucker Nachrichten, 15. 2. 1945, S. 2; Neues Wiener Tagblatt, 16. 2. 1945, S. 2.
- 57 HAWPh. Depot Staatsoper. Mappe Rundfunk. Hans Sachs an die Wiener Philharmoniker, 30. 9. 1944.
- 58 DRA. K000589615 (Archivnummer: 1931448). Wolfgang Amadeus Mozart: ‘Zu Hilfe, zu Hilfe, sonst bin ich verloren’ aus „Die Zauberflöte“, Wiener Philharmoniker, Karl Böhm (Dirigent), 14. 11. 1944 - 16. 11. 1944 (Aufnahmedatum).
- 59 Bärbel Böhme und Wolfgang Adler, a. a. O., S. 133. この文献に添付されている情報補完のための冊子もあわせて参照した。
- 60 このソ連接続テープをもとに作成したと思われるCDが発売されている。Mozart in tempore belli. Preiser 90249 (CD), ©1995. このCDによると、録音データは11月14日から16日である。
- 61 Konzertvereinigung Wiener Staatsopernchor (Hrsg.): Tätigkeitsbericht der Konzertsaison 1944/45 und 1945/46 (Jubiläumsband. 20 Jahre Staatsopernchor Bd. 8), Wien 1946, S. 7 und Druckfehler-Berichtigung. この資料の本文においては、1944年11月14日と11月17日とされているのだが、正誤表において11月14日から17日と記載されている。データを改めて見直す過程があってもなお、11月17日という日付には訂正が施されておらず、この冊子を作成した1946年の時点においてはこの日付を

含む資料が存在していたことになる。

- 62 Neues Wiener Tagblatt, 16. 11. 1944, S. 1.
- 63 カール・ベームの「指揮記録」と次の資料による。John Hunt: Vienna Philharmonic and Vienna State Opera Orchestras. Discography 1905-1989. Vol. 1, London (John Hunt) 2000, S. 142.
- 64 Johann Ulrich, a. a. O., S. 21-22; Wiener Stadt- und Landesarchiv / Wienbibliothek im Rathaus. Wien Geschichte Wiki. Luftkrieg.
- 65 Neues Wiener Tagblatt, 28. 12. 1944, S. 3.
- 66 Völkischer Beobachter. Berliner Ausgabe, 31. 12. 1944, S. 4.
- 67 Völkischer Beobachter. Berliner Ausgabe, 3. 1. 1945, S. 2.
- 68 Joseph Goebbels: Die Tagebücher von Joseph Goebbels. Hrsg. von Elke Fröhlich, München u.a. (K. G. Saur) 1993-2008, Teil II, Bd. 14, S. 501. 大晦日の番組に関して、ゲッベルスはこの翌日の日記にも、自身が「ラジオ放送のために練り上げた精神の高揚をもたらすプログラムや娯楽プログラム」が「晩になるにつれ素晴らしい効果を発揮している」と書いている (Ebd, Teil II, Bd. 15, S. 33)。
- 69 BA. R 55/556. Protokoll zur Programmsitzung am Mittwoch, 27. Dezember 1944, 15. 30 Uhr.
- 70 Kleine Wiener Kriegszeitung, 1. 2. 1945, S. 4.
- 71 Kleine Wiener Kriegszeitung, 2. 2. 1945, S. 3.
- 72 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 23. 12. 1944, S. 2.
- 73 HAWPh. Depot Staatsoper. Mappe Rundfunk. Reichssender Wien an die Wiener Philharmoniker, 11. 11. 1944.
- 74 Völkischer Beobachter. Berliner Ausgabe, 20. 12. 1944, S. 4.
- 75 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 23. 12. 1944, S. 2.
- 76 このコンサートは、もともと11月16日に開催が予定されていた。コンサートのコンセプトも含め、ウィーン楽友協会の「コンサートアーカイブ」の情報による。
- 77 このコンサートの予告は『フェルキッシャー・ベオバハター』の広告で確認できるが、開催済みのコンサートの再演とされている (Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 5. 11. 1944, S. 4)。同年11月12日の同紙にはこのコンサートの批評が掲載されている (Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 12. 11. 1944, S. 3)。
- 78 11月21日のコンサートについては、ウィーン・コンツェルトハウスの「アーカイブ・データバンク検索」に記録は存在しない。情報源は以下である。Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 12. 11. 1944, S. 5; Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 19. 11. 1944, S. 5. 11月19日の広告によると、11月13日の公演のチケットも有効とされている。
- 79 ウィーン・コンツェルトハウスの「アーカイブ・データバンク検索」のデータからは曲目を特定することができないため、『フェルキッシャー・ベオバハター』の演奏評を参照した (Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 2. 12. 1944, S. 2)。両日の

コンサートが「第2夜」とされていることについては、ウィーン・コンツェルトハウスの「アーカイブ・データバンク検索」のデータのほか、『フェルキッシャー・ベオバハター』の広告を参照した（Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 12. 11. 1944, S. 5）。

- 80 Clemens Hellsberg: Demokratie der Könige. Die Geschichte der Wiener Philharmoniker, Zürich (Schweizer Verlaghaus) 1992, S. 673.
- 81 この情報は、以下のコンサートの批評による。Kleine Wiener Kriegszeitung, 24. 11. 1944, S. 6.
- 82 BA. R 55/20616. AR Klaus (Abteilung Kultur. Hauptreferat Musik) an den Herrn Minister. Betrifft: Auftreten ausländischer Künstler in Deutschland, 14. 10. 1944. 本項で先に言及したロヴロ・フォン・マタチッチもディールスと同様に、ドイツ国内で演奏許可を与えられていたことが同文書で確認できる。ちなみにこの文書によると、ナチ政権によって演奏が許されていた当時の「日本」の演奏家は、近衛秀麿、諏訪根自子、安益泰の3名である。
- 83 Kleine Wiener Kriegszeitung, 24. 11. 1944, S. 6; Neues Wiener Tagblatt, 24. 11. 1944, S. 2; Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 25. 11. 1944, S. 2.
- 84 Neues Wiener Tagblatt, 11. 3. 1945, S. 3.
- 85 DRA. K000634566 (Archivnummer: 1941787). Ludwig van Beethoven: Quartett e-moll, Op. 59 Nr. 2, Schneiderhan-Quartett, 22. 11. 1944 (Aufnahmedatum).
- 86 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 23. 11. 1944, S. 3.
- 87 拙稿「ナチス・ドイツにおける劇場閉鎖とウィーン・フィルハーモニー管弦楽団」, 26-27頁。
- 88 Kleine Wiener Kriegszeitung, 28. 11. 1944, S. 6; Neues Wiener Tagblatt, 29. 11. 1944, S. 2; Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 2. 12. 1944, S. 2.
- 89 Thomas Keilberth: a. a. O., S. 127.
- 90 Ebd.
- 91 Konzertvereinigung Wiener Staatsoperchor, a. a. O, S. 7. ブラームスはこの編成による合唱曲を残している。作品17がそれだが、この作品は3曲ではなく、4曲で構成されるものである。
- 92 Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 5. 11. 1944, S. 3.
- 93 詳細は拙稿「バイロイト音楽祭とナチス・ドイツ興亡——ラジオ放送をめぐる実証的検証」(『オペラ／音楽劇研究の現在——創造と伝播のダイナミズム』, 水声社, 2021年), 205-206頁を参照。
- 94 前掲論文, 205-206頁。ドイツ帝国放送協会では、同じ1943年バイロイト音楽祭で上演されたヘルマン・アーベントロート指揮による音源も確保していたものの、同年夏に放送されたきりであることから、あらためてそれを流すことが難しい状況があったと推察される。
- 95 DRA. K000590667 (Archivnummer: 1931519). Richard Wagner: Die Meistersinger

- von Nürnberg, Wiener Philharmoniker, Karl Böhm (Dirigent), 28. 10 [sic.] . 1944 - 5. 12. 1944 (Aufnahmedatum). 今回の調査にあたっては、この録音に加え、Preiser 社からリリースされた CD (CD 番号90234, 1994年発売) も参照した。ウィーン・フィルの「放送記録」においても、放送の技術担当者以外、つまり出演者は記載されているのだが、ハンス・フォルツを歌ったマルヤン・ルスの名前は脱落している。
- 96 HAWPh. Depot Staatsoper. Mappe Rundfunk. Hans Sachs an die Wiener Philharmoniker, 30. 9. 1944.
- 97 Völkischer Beobachter. Süddeutsche und Münchener Ausgabe, 3. 2. 1945, S. 4.
- 98 Neues Wiener Tagblatt, 18. 2. 1945, S. 2.
- 99 Preiser 社による同音源の CD (CD 番号90234, 1994年発売) に添付された解説書。トラックリストの注記に音源の補完について記述がある。
- 100 ウィーン・コンツェルトハウスの「アーカイブ・データバンク検索」のデータにおいて両日の演目の同一性が確認できないため、11月26日の『フェルキッシャー・ベオバハター』の広告から裏付けを得た (Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 26. 11. 1944, S. 5)。なお、このコンサートの開催について告知されたのは11月19日の『フェルキッシャー・ベオバハター』の広告が最初と思われるが (Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 19. 11. 1944, S. 5), 先述の11月26日の広告においてはチケット完売とされている。本公演の演奏評は以下を参照。Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 12. 12. S. 2.
- 101 オーケストラが女性メンバーで成り立っていたことは以下の演奏評で確認できる。Kleine Wiener Kriegszeitung, 1. 12. 1944, S. 7. このほかの演奏評として、以下も参照。Neues Wiener Tagblatt, 6. 12. 1944, S. 2; Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 12. 12. 1944, S. 2.
- 102 本公演の演奏評は以下を参照。Völkischer Beobachter. Wiener Ausgabe, 12. 12. S. 2.
- 103 Neues Wiener Tagblatt, 3. 12. 1944, S. 2. このコンサートの開催日は定かではない。この記事の後半では、この同盟の主催で行われた別の行事、すなわち王宮の野営病院におけるウィーン国立歌劇場合唱団の公演が言及されている。この開催日は、ウィーン国立歌劇場合唱団の活動報告によると、11月28日である (Konzertvereinigung Wiener Staatsoperchor, a. a. O, S. 8)。以上を踏まえ、本文で触れた公演は便宜的に11月下旬の項において言及した。
- 104 DRA. K000498248 (Archivnummer: 1941615). Jaques Ibert: 3 pièces brèves, Bläservereinigung der Wiener Philharmonike, Clemens Krauss (Dirigent) [sic.] , 11. 1944 (Aufnahmedatum).
- 105 Clemens Hellsberg, ebd.
- 106 Ebd, S. 497.
- 107 Richard Strauss – Clemens Krauss: Briefwechsel. Gesamtausgabe. Hrsg. von Günter Brosche, Tutzing (Hans Schneider) 1997, S. 530. これは、リヒャルト・

シュトラウスがクレメンス・クラウス宛の手紙に同封した、ヒンケル宛の文書の写しである。同様の手紙を、シュトラウスは同日にカール・ベームにも書いている。
Richard Strauss – Karl Böhm: Briefwechsel 1921 – 1949. Herausgegeben und kommentiert von Martina Steiger, Mainz u.a. (Schott) 1999, S. 179.

イルゼ・アイヒンガー初期短編における フォト・モンタージュ技法の影響について

真 道 杉

序 映画（モンタージュ）とアイヒンガー：『映画と災厄』から

イルゼ・アイヒンガー（Ilse Aichinger, 1921-2006）の映画好きは、彼女が1988年に生まれ故郷であるウィーンへ再び移り住んで以降、しばらくしてからにわかに注目されるようになった。当初は彼女が日々映画館へ赴く姿がウィーンの街で見かけられ、引退した作家が余生を映画館で楽しんでいると思われていた。1921年生まれのアヒンガーがウィーンに戻ったのは67歳の時である。70歳を迎える1991年にリヒャルト・ライヒェンスペルガー編纂による作品集がフィッシャー社から出版されると、それは全作品の集大成と理解され、アイヒンガーは作家活動を引退したものとも思われていた。その彼女が、オーストリアの日刊紙 *Der Standard* に連載を始めたのは2000年のことである。¹ 80歳を目前とした突如のカムバックだった。そしてその連載「消失の日誌」（*Journal des Verwindens*）は、アイヒンガーの映画への傾倒ぶりが如実に表れたものであった。「消失の日誌」は主に1920年代から1940年代にかけて撮影された写真と、2000年になってアイヒンガーが書き下ろしたエッセイで構成されている。テーマは多岐にわたるが、映画を契機に様々な思い出やコメントが交錯して書かれている。このコラムをまとめたものが、2001年に『映画と災厄』（*Film und Verhängnis*）というタイトルでフィッシャー出版から刊行された。² そこに、「消失の日誌」の前章という形で、本と同じ「映画と災厄」というタイトルで、

11篇のエッセイが収録されている。それは、それまで自分の人生について直接書くことがなかったアイヒンガーが初めて描いた自伝的なエッセイであった。このエッセイにはアイヒンガーが出会った人々、戦争中に強制収容所で亡くなった人々のことが実名で書かれている。幼少期の頃から終戦まで、ちょうど「消失の日誌」の写真が撮られた時期と重なる形で、その時代をなぞるような構成になっている。アイヒンガーの映画への傾倒ぶりは、この本のタイトルからも窺うことができる。11篇のエッセイの最初のタイトルもまた「映画と災厄」である。このエッセイは、「1, 市外へ—ピアノ奏者」(I Stadtauswärts: Die Klavierspielerin)³「2, さらなる想起に向かって, 飛ぶ」(II Absprung zur Weiterbesinnung)⁴「3, 市外へ—技術者」(III Stadtauswärts: Der Techniker)⁵の三部構成になっており、それぞれが数ページの短いテキストとなっている。「市外へ」というタイトルには、アイヒンガーの祖母ギゼラが住んでいたウィーン3区から街の外へ向けた方向が象徴的に表されている。この地区をアイヒンガーは、「なにせ、メッテルニヒ侯爵の箴言によれば、彼の邸宅の100メートル先はアジアなのだから。」⁶として、ヨーロッパの果ての場所であると、多くの作品の中で繰り返し位置付けている。「ピアノ奏者」と「技師」はアイヒンガーの母ベルタの妹エルナと弟フェリックスである。ユダヤ人であったふたりは、アイヒンガーの祖母と一緒に1942年にミンスクにある強制収容所へ連行されてそこで殺された。「外」は、その彼らと同朋のユダヤ人たちがウィーンの「外」へ連行されたことと、当時のウィーンの日常生活からの疎外を象徴的に表している。「さらなる想起に向かって, 飛ぶ」ではアイヒンガーたちが過ごした3区のトポスの中で、ルイ・マル (Louis Malle, 1932-1995) の『さよなら子どもたち』⁷、アイヒンガーが第二次世界大戦勃発の日に見ていた『F・P・一号応答なし』⁸などの映画の記憶が描かれている。映画が想起の起点になって、時間を超えて想起の世界へ飛ぶ。

この「映画と災厄」の章で、アイヒンガーは幼少期の物心つきはじめたころから日常生活の中に映画があったことを描いている。

想い起こす，正しければ，とても幼い頃，中年の女が別の女にこう言うのを聞いた——「いまやトーキーがあるんですって」。謎めいた一文だった。そしてそれは，私をとらえて離さなかった。大人たちによるごく珍しい謎めいた文のひとつだった。

数年後——もう小学校に通っていた——母の妹が言った，私たちが日曜日に，叔母も一緒に住んでいた祖母のもとにいたときのこと，午後の遅い時間，ほとんど規則的に——「これから映画館に行こうかしら」。叔母はピアノ奏者で，短期間，ウィーンの音楽アカデミーで教鞭をとり，長時間にわたって熱心に練習をしていたものの，自分の映画館に行くために，全てを中断させた。⁹

トーキーがヨーロッパで流行り始めた1920年代から30年のはじめの頃の記憶であろう。母の妹エルナが当時まだ実家住まいをしていて，定期的に近くの映画館に通っていたのが，アイヒンガーに大きな影響を与えたことがわかる。

ウィーンの街を取り巻く，吹きさらしのみすぼらしい環状道路（アウセンリング）はそばだった。リングとは言わず，ギェルテルと言った，ギェルテル線（リーニエ），みじめなオーダー専門の仕立て屋から借りてきたよう，そこでは風邪を，あるいはそのことへの不安を身に招くことが大いにありえた。あるいはフィルハーモニーの第二バイオリンを想うことが，かすかな恋慕。コンサートのチケットは高すぎた。¹⁰

アイヒンガー一家の生活ぶりは，当時決して裕福とは言えないものであった。高くて買えないコンサートのチケットに比べて，映画は「規則的」に楽しむことができる庶民的な娯楽であることがわかる。ウィーン3区は，トルコ軍と戦って功績をあげたプリンツ・オイゲンの居城であるベルベデーレ宮殿や軍事博物館といったハプスブルク家の戦争の歴史を彷彿とさせる施設の間に，このような決して裕福とは言えない市民が住む地区として描かれている。その中で，

叔母にとってもアイヒンガーにとっても映画館は特別の場所であった。

『映画と災厄』が出たことにより、アイヒンガーの映画好きはさらに確固たるものとして認識されるようになった。しかし、1920年代から40年代の回想的なエッセーで描かれている映画は、その時代にあるいはその直後に書かれた作品にどのような影響を与えているのか。本論では、主に1950年代に書かれたアイヒンガーの初期の短編に焦点を当てて、映画の影響を探ってみたい。特にここでは、映画の編集技法であるモンタージュに着目して、その特徴から作品を読み解いてみる。本論で扱う『縛られた男』(*Der Gefesselte*)¹¹の先行研究については、「鏡物語」(*Spiegelgeschichte*)に関する多くの先行研究はあるが、富重純子氏が指摘するように、その物語の読みやすさも手伝ってか、今まであまり研究対象として取り上げられることがなかった。¹²ここでは、一見読みやすく書かれた第二次世界大戦後の「物語」として、ドイツ語圏において物語が危機を迎えていた時期に、『縛られた男』が新たな物語の可能性として、映画技術による視覚の転換からどのような影響を与えたのかを探ってみたい。

1. 映画のモンタージュ技法とフォト・モンタージュ

モンタージュは、そもそもは映画用語であり、撮影された複数のカットを組み合わせて編集する作業のことを指す。映画の編集そのものをモンタージュと表現することもある。モンタージュは、撮影された画像を切ってストーリーなどに合わせて再構成して貼り合わせる作業であるが、この作業は、1920年代に映画が市民の娯楽として広まった時代に、絵画の世界にも大きな影響を与えた。

フォト・モンタージュの生みの親のひとりとされるハンナ・ヘーヒ (Hannah Höch, 1889-1978) がモンタージュ技法を発展させたのは、1918年、第一次世界大戦が終わった年と言われている。¹³ 2024年夏にウィーン3区にあるベルベデーレ宮殿美術館で開催された、ハンナ・ヘーヒ展「モンタージュされた世界」¹⁴では、20世紀を視覚の革命期であるとした上で、第一次世界大戦と第二

次世界大戦の間の時期の映画と写真の発展とフォト・モンタージュの関連に特に注目をしている。ヘーヒは「1920年代の息をつく間もないメディアの発展が、視覚の革命であることを理解し、そして自身を新たなマスメディアの世界の一部と見て、それを芸術的に利用し、批判的な考察を加えた芸術家の世代に属する。」¹⁵

ヘーヒが影響を受けた映画として、フェルナン・レジェの『バレエ・メカニック』¹⁶やジガ・ウェルトフの『カメラをもった男』¹⁷などがある。いずれも1920年代に革新的な撮影と編集（モンタージュ）で製作された作品で、ストーリー性より、画像の革新性が際立つ作品である。第一次世界大戦がと第二次世界大戦の間の時期に起こった視覚世界における急激な発展は、それを目の当たりにした人類の世界観に大変革をもたらすものであった。映画の編集やフォト・モンタージュは一つのカメラが映し出す単一の視点によって切り取られた世界に対抗するための表現として、提示された画像を自らの手で解体し、それを構成し直して、新たな見方を獲得する時代の必然性を反映していた。映画の編集作業、そして、その影響を大きく受けて独自の発展を遂げたフォト・モンタージュは、1920年代という時代を色濃く反映した表現手段であったと言える。そこには、暴力的に進んでゆく時代への、そして政治や文化への批判と抵抗が認められる。アイヒンガーが『映画と災厄』で描いた時代がまさにこのような時代であった。

マーティン・ワルドマイヤー（Martin Waldmeier）は、「ハンナ・ヘーヒ モンタージュと近代」(*Hannah Höch, Montage und Moderne*)¹⁸と題する、上述の展覧会カタログの中の文章で、19世紀にはまだ人間の想像力が、芸術家の手によって画像として生み出される時代であったが、写真技術の発達によって実際の現実を写しとることが可能になり、人間の世界に対する理解がその画像によって左右されるようになったことを指摘した上で、ヘーヒはその写真を鋏で切り、他の写真や絵と組み合わせて貼り付け、フォト・モンタージュを制作することで、「自分たちの物の見方やそれに対する意見の他に何百万もの理にかなった物の見方があること」¹⁹を示したとしている。モンタージュは様々な画

像を組み合わせることで、新たなコンテクストを表現することを可能にし、また同時に、その組み合わせに数え切れないほどの可能性があることも示した。

モンタージュの技法は、20世紀のアバンギャルド芸術をはじめとする新たな芸術運動における一つの大きな特徴となる。フォトモンタージュを多く用いたダダイズムやソビエトの芸術においては、この現実を写しとった写真を再構成して貼り付けることで、政治的なプロパガンダや挑発的なメッセージにも用いられた。例えば、ヘーヒが1918年から1920年に制作した、「国家元首」(Staatshäupter)は、2人の政治家水着の姿で、子供の落書きのような背景の上に貼り付けられており、当時スキャンダルになった。このような挑発的な風刺もフォトモンタージュの作家たちの作風の大きな特徴であった。このモンタージュ技法は、その後シュルレアリズムの作家たちにも大きな影響を与えてゆくことになるが、このような視覚的な革命が起きた時代に、アイヒンガーは映画館、カフェ、軍事博物館、ベルベデーレ宮殿といった、歴史と時代の最先端の文化が入り混じった地区でその青春時代を過ごした。

2. 『縛られた男』の成立時期

1948年に最初の単行本となる長編小説『より大きな希望』(*Die größere Hoffnung*)が出版されるのとほぼ同時期に、アイヒンガーは母親と一緒に、イギリスのロンドンへ行っている。1939年に青年輸送船でロンドンに亡命した双子の妹ヘルガと、母ベルタの姉でヘルガより少し前にロンドンへ亡命していたオンティエと呼ばれていた伯母にそこでようやく再会を果たした。ロンドンでは、数ヶ月過ごす。帰国後、しばらくはフィッシャー出版で編集の仕事に携わり、1951年にはインゲ・ショル(Inge Scholl, 1917-1998)と一緒にウルムの造形芸術学校の創設に関わっている。同年、始めてバード・デュリュクハイムで開催された47年グループに参加し、「縛られた男」を朗読している。そこでのちに夫となるギュンター・アイヒ(Günter Eich, 1907-1972)に出会っている。1952年にはニンドルフで開催された47年グループに参加し、「鏡物語」で47年グ

ループ賞を受賞している。²⁰

『縛られた男』に掲載されている作品は全て、この1948年から1952年の間に書かれている。1991年のフィッシャー版『縛られた男』には全部で12篇のテキストが収録されている。フィッシャー版に掲載されている成立時期によると²¹、1948年初頭に「鏡物語」に着手している。「鏡物語」を書き終えたのは1949年の冬であるが、その間に、「ポスター」(Das Plakat)、「家庭教師」(Der Hauslehrer)、「夜の天使」(Engel in der Nacht)、「窓芝居」(Fenstertheater)が書かれている。そして1949年には「開封された指令」(Die geöffnete Order)、「月物語」(Mondgeschichte)、「絞首台の上の演説」(Rede unter dem Galgen)、1951年に「この時代に物語ること」(Das Erzählen in dieser Zeit)と「縛られた男」そして、1952年に「湖の幽霊」(Seegeister)と「私が住んでいる場所」(Wo ich wohne)が書かれている。

この時期、アイヒンガーは新進の作家として注目を浴びていたが、クリスティーネ・イヴァノビッチが2009年の論考で指摘しているように、1968年以降になっても正当な評価はされていなかった。²²『より大きな希望』では自伝的な要素が色濃く出ているのに対し、そのすぐ後から書かれた作品は、全て短編小説であることと、どの物語も時代や人物が特定できない寓話的な仕立てになっている点が、『より大きな希望』とは大きく異なる。

また、この短編は、戦後文学に対する一つの立場表明とも言える「この時代に物語ること」、そして、その「物語ること」そのものを「絞首台の上の演説」とした一種の宣言の元に、ある一貫性を持って書かれたものである。アイヒンガーはのちに1968年に「私の言葉と私」(Meine Sprache und ich)²³という短文においても、再び書くことと言葉について、宣言的な文章を発表しているが、アイヒンガーにとって「物語ること」が、戦後間もないこの時代において火急の問題であったことがわかる。

この時代はまた、ナチズムを醸成した一つの要因であるとして、グリム童話が禁止された時期でもあった。その中で「物語ること」が政治的にも大きな危機に立たされていたことも、このような宣言的テキストが生まれた背景として

考慮される必要がある。その中で、グリム童話とは別の「物語」を生み出すために、新たな物語の手法として、いわゆる全知の物語り手による一元的な視点からの語りから脱却して、一元的で絶対的ではない、多角的で相対的な物語を作り出す必要性があったと考えられる。そこで、カメラ的な視点を切り取ってつなぎ合わせるモンタージュの手法はまさに時代の要請にあったものであった。その技法は視覚芸術を超えて、時代の思想として浸透していったが、それが、アイヒンガーの文学にどのように影響しているか、以下分析を試みたい。

3. 映画・モンタージュ技法と『縛られた男』

ワルドマイヤーは、本質的に違うリアリティの組み合わせをフォトモンタージュの一つの大きな特徴と捉えているが²⁴、『縛られた男』にそれを当てはめてみると、各作品では、主人公の視点から見える世界と周囲とのギャップが、モンタージュのように隣り合って描かれている。アイヒンガー文学の多重構造は特徴的であるが、特に『縛られた男』においては、この重層的な語りのモンタージュを用いて、全ての作品において、登場人物の世界に対する認識と周囲のそれとが明確に対比されている。

またもう一つ、この短編集の特徴として、一見偶発的とも見えるどんでん返しが仕掛けられている作品が多いことが挙げられる。

本論では、いくつか例を挙げて、この特徴についてモンタージュという視点をを用いて分析してみたい。

3・1 写真・映像とイルゼ・アイヒンガーの「凝視・正確に見る」

モンタージュという概念を用いて『縛られた男』をみてゆく前に、フォトモンタージュの素材となる写真あるいは画像と、アイヒンガー文学との共通点について考察したい。

文学作品は、本質的には、一つ一つの言葉を用いて描写をしてゆく点で、その手法は写真よりも絵画に近い。言語というメディアの持つ限界を知りつつ、

アイヒンガーは文学の一つの重要な価値基準に「正確さ」を求めた。『映画と災厄』に収録されている、「私たちの足元の地面」は1996年に受賞した偉大なるオーストリア国家賞授賞式での演説であるが、その最後にアイヒンガーは次のように語っている。

「私という人格にとってみれば、「詩人」（ディヒター）という呼び名に馬鹿馬鹿しさを覚えます。弱めて——「国家」とあると、私には同時に、硬直した、決まった形のないものに聞こえます。「詩」（ディヒトゥング）では曖昧すぎます。あまりにも、すぐに壊されてしまいかねない雲のようです。肝心なのは、つねに正確さでなくてはなりません、まさに文学の領域において容易になくなってしまふ、正確さなのです。²⁵

「詩」と訳されている Dichtung は「詩作」とも訳することができる。言葉を濃密（dicht）に濃縮して、そのエッセンスを引き出すイメージが、この言葉にはついてくる。アイヒンガーはその濃縮する作業、つまり元の形が歪められる可能性がある「詩」を否定し、自らもその「詩作」をする「詩人」であることを否定している。それに対して、「正確さ」、つまりあるがままのことを伝える文学を求めている。前述したフォト・モンタージュの素材となる対象をそのまま写しとった写真や映像に共通する姿勢を見ることができる。自らの幼少期から作品を発表し始める時期までの、自伝的なテキストである「映画と災厄」には、アイヒンガーが文学を書き始めるに至るまでの様々な人との出会いや、そこから受けた影響、そして作品を書くモットーが散りばめられているが、この演説にもそれを見てとることができる。

この「正確さ」がアイヒンガー独自の文学の価値であると同時に、彼女の言葉への正確さ、物事があるがまま言葉に写しとることへのこだわりでもあった。クリスティーネ・イヴァノビッチが2011年の論文で、ジョゼフ・コンラッドについてアイヒンガーが書いた「Just look on - no sound!」²⁶を用いて指摘してい

るように²⁷、アイヒンガー文学における視覚的な要素は、強制収容所へ送られる祖母たちを目の前で黙って凝視しているしかなかった経験を基盤に、決定的な影響を与えている。アイヒンガーの作風は、決して饒舌ではない。つまり、場面や人物の描写も決して細部にわたって細かく描かれている訳ではない。『縛られた男』においても、人物や場面は端的で、特徴を捉えた無駄のない言葉がアイヒンガーの言う「正確さ」であることが見て取れる。このような描写が、映画的なカットやモンタージュによって構成されている。

3・2 切断された世界：「断層」「キッチンナイフ」「境界」

モンタージュが20世紀の視覚の大変革に、対象を「切る」「貼る」という行為で挑んでいたことは、この時代において象徴的であることはすでに述べた。ヘーヒの「キッチンナイフ」(Schnitt mit dem Küchenmesser Dada durch die letzte Weimarer Bierbauch-Kulturepoche Deutschlands, 1919) という作品タイトルが象徴的に表しているように、フォトモンタージュは「キッチンナイフ」つまり一般家庭の台所にあり、主婦が日常遣いをするナイフを用いて、現実社会を写し撮った画像を切って再構成をして見せることによって、社会と時代への批判をした。

ヘーヒは1948年に書いた文章²⁸の中で、フォトモンタージュが生まれた1918年ごろの時代背景について、以下のように述べている。

鋏が切ったものは、こう言ってよければ、魂の欲求—絶望的な格闘でした。当時も苦しめられ失望した若者たちは、彼らの祖国、文化遺産、個人の自由と人間性を無責任な国の政治によって踏み躪られていたのです。最初の自己獲得の欲求と自己主張の表現は、新しいものを獲得しようと足掻く若い芸術家の一部においては、フォトモンタージュという手法に表れたのです。²⁹

ここから、フォトモンタージュという手法が、第一次世界大戦を経験した若

い芸術家たちにとっては必然的な手法として発達したことがわかる。上記の「キッチンナイフ」もそのような流れの中で生まれた象徴的な作品と言える。

ウェンデリン・シュミット＝デングラー（Wendelin Schmitd-Dengler）がウィーン大学で行った戦後オーストリア文学の講義が2010年に出版された際のタイトルは『断層』（*Bruchlinien*）である。³⁰二つの大きな大戦を経験した文学にはその前の時代との「断層」があることを、このタイトルは象徴的に示している。第二次世界大戦直後に作品を発表し始めたアイヒンガーは、暴力的に与えられたこの「断層」の前に立たされ、「この時代に物語ることを考えた。

そうして皆、物語がなくなってしまったといって嘆くのだ。昨今まともな物語など無くなってしまったのではないかと。³¹

そして、川に喩えられた物語と、その物語を読む人がいる岸辺の境界がここでは、大きくクローズアップされる。

岸辺にはごつごつとした険しい岩がそそり立ち、思い余って飛び込んだりしようものならちょっとやそっとでは帰ってこられない。川はともすると境界河川かもしれない。いままで多くの人々にとって安全であった岸辺はいまや脅威となり、川に流れを楽しめと誘うこともなくなってしまった。³²

この危険な川と岸辺の関係は物語と人間との断絶のように見える。シュミット＝デングラーが「断層」と表現した断絶が、アイヒンガーの描く景色では、激流となった川（物語）が人間にとって憩いの場から脅威へと変貌し、この時代の文学、語ることの危機を明確に映し出している。アイヒンガーのこの時代への宣言は、この状況把握だけでは終わらない。

かつて語られてきた物語もみな境界によって、しかも恐ろしい境界に

よって摂理されてきたのではなかっただろうか。[中略] フォルムというものは安心という感情からは決して生まれるものではない。フォルムはいつでも終末に向かい合ったときに生まれるものだ。³³

この脅威である境界は、読者と物語の間に横たわるものであり、まだ同時に物語を語る者と物語の間に存在するものでもある。ここで、「物語」を Geschichte ではなく Erzählung としたところにもアイヒンガーの意図が読み取れる。Geschichte (物語, 歴史) に対して Erzählung (物語) は erzählen (物語る, 話す) という動詞から派生した名詞で、そこには発話によって語り継ぐという行為が反映されている。「語られたもの」が「物語」であり、口を開いて声を出すことが Erzählung には不可欠な要素である。アイヒンガーの文学においては、この発話、声といった要素が非常に大事な要素である。また、ここで物語について「フォルム」(Form) という言葉を用いていることにも着目したい。「フォルム」は造形を表す用語である。アイヒンガーのイメージの中で、物語が空間的な造形として捉えられていることがこの言葉から伺うことができる。前述した、20世紀前半の視覚の大きな変革を鋭く捉えた作家の中で、文学が時間芸術と空間芸術を癒合したメディアとして捉えられていることを表した宣言とも読み取ることができる。

3・3 「ギャップ」と「どんでん返し」

『縛られた男』全ての作品に共通しているのは、登場人物の認識と周囲の世界とのギャップが描かれていることである。そこで描かれる疎外感には、アイヒンガーが半ユダヤ人として迫害を受けながら第二次世界大戦を生き抜いた経験が大きな影響が見て取れる。そこで経験した、疎外感、現実社会の狂気と理不尽さ、狂気が日常となった世界へのアンチテーゼは、この短編集のモットーとして読むことができる「この時代に物語ること」に書かれている。

今の世の中で、物語を川に譬えようとする、その川は激流にしか

らないだろう。

[中略]

我々が正しく受け止めれば、我々に向かってくるように見えるものの向きを変えることができる。まさしく終末から始めて週末に向かって語り始めるのだ。そうすれば世界は再び我々にむかって開かれる。³⁴

この激流の「向きをかえる」箇所が、各物語の要になっているが、その「どんでん返し」もこの短編の大きな特徴である。

フォトモンタージュの大きな特徴は、現実を切り取った画像が切られ、再構成され、貼られた時に、新たな画面上で偶発的とも見える組み合わせの中で新たな関係性として描かれることであるが、その再構成には作家の意図が働いている。そこには、元の写真だけでは見えてこなかった新たな世界が提示される。この点で、モンタージュは一つのことを多面的に展開して見せるキュビズムと共通する特徴を備えている。モンタージュにおいては、その組み合わせがキュビズムに比べるとメディアの違いにも及ぶこと、そして、その素材が現実をそのまま写しとった写真であることから、さらに現実との関連性が直接的に表現されている。アイヒンガーの文学の場合、「ギャップ」と「どんでん返し」のいずれもが、物語を構成する要素の切断・断絶、一貫しない要素への飛躍を孕んでいる。ヘーヒのフォトモンタージュに端的に現れている、本質的に異なる要素の組み合わせであるモンタージュの発想がアイヒンガーの作品にも共通して見てとることができる。

以下の章では、『縛られた男』の中で、「ギャップ」と「どんでん返し」が特徴的に描かれている場面をいくつか抜粋して、みてゆきたい。

4. 『縛られた男』における「ギャップ」と「どんでん返し」

4・1 『縛られた男』における「ギャップ」

本短編集の多くの作品には、登場人物と周囲の世界とのギャップがクローズ

アップされている。

「開かれた指令」「月物語」「縛られた男」「ポスター」「家庭教師」「窓芝居」において、その特徴が顕著に表れているが、今回は「縛られた男」を例に見てゆく。

「縛られた男」は、カフカ (Fraz Kafka, 1883-1924) の『変身』(Verwandlung)³⁵を彷彿とさせる始まりが印象的な短編小説である。

男が「太陽の光の中で目を覚ま」すと、自分が「縛られているのに気がつ」くところから物語は始まる。目覚めると、元の姿とは全く違った状況を受け入れ、その後の物語を生きてゆく主人公の姿は、グレゴール・ザムザとも共通するが、「縛られた男」は何か別の生物に変身したわけではなく、全身が縄で縛られて、両腕もまた別に縛られている状態である。その男が「縄男」としてサーカスのスターになり、その縄が予期せぬ状況で解かれるまでの物語が綴られている。

物語は、短い段落ごとに映画のシーンのように次々に場面転換して進んでゆく。

最初の縛りの描写は主人公の男の目線で描かれている。縛られたまま歩けるようになり、しばらく歩いていると、「枝の折れる音で男は立ち止まった。誰かがすぐ近くで必死に笑いを堪えている。」³⁶と、突如別の人物が出てくるが、その人物は姿を表すことがない。男の幻想なのか定かでないまま、男は、「いつもと違って、自分の身を守ることができないのだと思うと、[中略] 愕然と」³⁷する。この他人の存在や視線はその後、男がサーカスに入ると、そのサーカスを観に来る観客や男の私生活を覗き見しようとする野次馬として描かれ、この短編の展開にも大きな影響を与える。当事者ではない者たち、野次馬、傍観者とその視線をアイヒンガーはこの短編集で描くが、その名もない登場人物たちの持つ影響力や狡さが、ここでは主人公の男に恐怖を与える存在として描かれている。

サーカスの観衆の歓声は、サーカスの団長にとっては成功の象徴であり、そ

れが縛られた男への団長の執着へととなってゆく。サーカスの歓声を誰よりも獲得することができる縄男の演技は、そのまま団長の栄光であり、団長は、男の縛めを守るためであれば、どんなことでもするようになる。団長もまた、観衆の歓声に縛られた男であった。

この物語で印象的なのは、そのような見世物が舞台になっているにもかかわらず、団長とは対照的に終始落ち着きを失わない主人公である。男が歩けるようになった時の場面は、その後の男とサーカスの生活を先取りして象徴的に表している。

空腹のせいで身が軽くなり、男にはオートバイにも追い越されない程のスピードで歩いているような気さえしてきた。それとも流れにさかたって泳いでいる者に激流が押し寄せてくるように、自分は一点に立っていて、地面がものすごいスピードで自分に向かって押し寄せているのかもしれない。激流は北風をうけて南向きにねじまがった灌木や歪曲した若木や、茎の長い明るい色の花を根元の芝生ごとびゅんびゅんと押し流してくる。しまいには灌木も若木も激流にのみ込まれ、残ったのは激流の上の空と男だけ。月がのぼっていた。³⁸

ここでは、縛られたまま歩いている男の周りの景色が激流のような勢いで押し寄せてきている様が描かれている。歪曲した木々がさらにその勢いに視覚的なダイナミズムを加えている。それと対極に男は「一点に立っていて」、周りの世界が全て激流にのみ込まれると、上空の空と男だけが静止している。月の静けさが、激しい動きとスピードと非常に対照的である。現実世界ではあり得ないスピードのモンタージュが、具体的な植物の描写によって非常に具体性を持って劇的な効果をもたらしている。

この周りの世界の激動と主人公の男の対比は、サーカスから逃げ出した狼を倒した男がサーカスに戻ってきた最後のシーンでも出てくる。縛られた男が狼を倒したとは信じられない観客と、それを信じさせたい団長の間にいる男は、

その日に限って躓いて倒れてしまう。そこへ、観客の罵声が響く。

縛られた男がやっとのことで立ち上がった時には、客の一人一人の声が聞き分けられないほどに騒ぎが大きくなっていた。アリーナを囲んだ客が立ちあがった。それは森の枯葉が竜巻に巻かれて谷の窪地で渦を巻いているようだった。その中心だけが静まり返っていた。³⁹

この場面では、観客の罵声と立ち上がる姿が、竜巻に踊らされる枯葉に喩えられているが、これは、前述の激流で描かれていた若木や花といった、春を象徴する植物に対して、秋を象徴させるものになっており、物語の終焉を暗示させる。男と、男を拘束している縛め、そしてその周りを竜巻のように取り囲む人々。団長、その妻、そして観客が言い争う中、男は、「観客のこの嘲りを五月の始めから待っていたような気がしていた。」⁴⁰と冷静なまま状況を受け入れている。

また、この短編では、登場人物の発話の描き方に特徴がある。サーカスの団長が、観客に向けて話す、「さあ、縄男の登場です！」⁴¹やサーカスの外で暮らす子供達や農夫、観客の話す言葉にはト書きのように「」（ドイツ語の原書では、クォテーションマーク）がついているが、団長の妻や男の心の声や、語り手が語っている箇所では、発話と本文が記号では区別されていない。ここでは、コミュニケーションのレベルに複数の層が作られている。発話のマークがついていない内面の吐露などの部分に視線を重ねると、物語の表面的な流れとは別の、内面吐露を覗いている語り視線と読者だけの親密な空間が生まれる。その空間と対照的に、登場人物の周囲に起こる動きの描写を劇的かつダイナミックな動きと速さを持って描き出しているのは、まさに「この時代に物語ること」でアイヒンガーが物語を比喻した激流である。このサーカスの場面では、その激流が群衆という、20世紀の社会において扇動され、社会の大きな機動力になった力の脅威として見事に描かれている。この寓話的な物語は、場所も時代も特定

されてはおらず、様々な解釈が許されるであろう。登場人物も名前がついている者がいない。このアノニムスは、この時代に生まれた新たな「物語」、つまり時代や地域を超えて語り継がれ得る普遍性を持つ「物語」として描かれていることを表してもいる。

4・2 「どんでん返し」

『縛られた男』では、「どんでん返し」が多く出てくる。特に1949年から51年に書かれた「縛られた男」「開封された指令」「ポスター」「家庭教師」「夜の天使」「月物語」「窓芝居」にその特徴が顕著に表れている。その中で、本論では、「窓芝居」とモンタージュの手法が顕著な「ポスター」を取り上げる。

4・2・1 「窓芝居」

「窓芝居」というタイトルからも、この短編小説の演劇的な要素が見て取れる作品である。

ストーリーは、好奇心旺盛な女性が自宅アパートの窓から通りの向かいの窓を見ている視線を通じて起こるドラマである。路面電車が走っている、ウィーンを彷彿とさせる街で、ほんのわずかな間に起こったエピソードが描かれている。

この作品のドラマは、おそらくこの女性が窓から外を見ていなければ、他には誰も知らずに終わるドラマであろう。舞台はドラマの中心として描かれる女性のアパートからの視線、そしてその視線が向けられている老人がいるアパートの窓、そして、最後に女性が走って入っていった老人の部屋の窓から見える自分のアパートの建物へ向けられる視線で構成されている。日常生活の一場面を書いているようで、野次馬を象徴する女性の勘違いにより起こったことがわかる最後の結末、警察官と女性の慌てぶりと最後の小気味よいどんでん返しは、日常生活の中の正義と権威を体現している警察官と野次馬市民に対する批判も込められている。他愛ない日常を切り取ったようなコミカルな寓話的な小話に織り込まれた皮肉が、この短編を強く印象付けている。

このどんでん返しは、映画的な視点をを用いることで、非常に効果的に描かれている。最初の女性の視点は、本人のアパートからのパースペクティブに限定されている。向かいのアパートの老人が帽子を被ったり、スカーフを首から取ってターバンのように巻いたり、窓から前のめりに身を乗り出したり、部屋の中で逆立ちをする一挙手一投足に女性は反応し、挨拶を返したり、ハラハラしながら老人のすることを見て、ついには窓から落ちてしまうのではと案じて警察を呼ぶ。そして警察が到着すると、警察と一緒に自ら老人の家に入ってゆく。そこで初めて、自分の家の上に新しく子連れの家族が引っ越してきていて、老人はベビーベッドに立ち上がっている男の子をあやそうと、色々なことをしていたことを知る。物語は最後まで、この女性の視線をカメラのようにして展開してゆく。女性の視線で語られるストーリーと物語の語り手が女性を描写するふたつのパースペクティブのモンタージュによって、この作品は構成されている。

一例を挙げると、

老人はハンカチを放って、首のマフラーを解いた。大きなカラフルなマフラーだった。そしてそれをまどからはためかせた。そうしながら老人は微笑んだ。そして女がさらに後ずさりすると、老人は帽子を勢いよく放り投げ、マフラーをターバンのように頭に巻きつけた。それから胸のところで腕を交差してお辞儀をした。老人は目を挙げるたびに自分たちの間に秘密の了解があるかのように左目で目配せをした。女はそれを面白がった。⁴²

老人は、例えば、「自分たちの間に秘密の了解があるかのように」という表現に見られるように、女性のパースペクティブで描かれている。そのパースペクティブに、「女がさらに後ずさりする」や「女はそれを面白がった」と第三者である語り手が女の描写をする視点が交差している。

また、この物語では、老人と女性、老人と子供、女性が警察に通報する場面

においては、一切発話が描かれていない。サイレント映画のように、言葉のやりとりが描かれていないところにもう一つの特徴がある。女性の心の中に起こったことはモノログとして描かれるが、それ以外は描写が視覚的な要素に集約されている。

そして、最初は老人の芝居がかった奇行に見える数々の行動が、女性のアパートからの定点観察されているのに対し、後半になって警察が到着する場面になり、女性が向かいの建物にある老人の部屋に入って、老人の肩越しに自分の部屋とその上の部屋を見るところで、一気に動きが出てどんでん返しの種明かしとなるが、この動きの緩急もこの短編の最後のどんでん返しを効果的に見せている。この作品では、最後の場面でまだベビーベットの入れられている、ほんの小さな子供が全ての原因であること、そして社会的な弱者である子供が老人との遊びの延長で、自分の顔から笑顔を掌に包み込んで警官の顔に投げつけるという朗らかさと、野次馬の女性のはやとちりと権威の象徴である警官を一気に愚か者として描く皮肉が爽快である。物語の最後に突如、モンタージュされて脈絡もなしに物語の中に現れる子供の存在は、しかし、よく読むと、女性が知らなかっただけで、新しく引っ越してきた家族の子供と老人のやりとりは、すでに彼らの日常の一部になっている。最後のどんでん返しで、向かい合うふたつの建物の3軒の家という小さな世界における認識のギャップが明らかになる。

4・2・2 「ポスター」

この作品は、とある駅のホームの上で電車を待っている短い間に起こる重層的な物語である。ポスターを貼っている男、ポスターの被写体である若者、ホームで電車を待っている親子連れと、そこへ新たにやって来る若い女性のグループが登場人物である。ポスターを貼っている男性と、ポスター写真という媒体の中の若者の意識がモノログで展開される。

ポスターの中の若者は、物語の現実の中では当然他の人間と対話はできないが、向かい側のホームで電車を待っている小さな女の子は、ポスターの中の若

者に向かって話しかけ、ダンスに誘う。女の子の母親はポスターを見つめている。そして、ポスターの中の若者は女の子の母親に向かって話しかけようとする。

彼は女に、これは目の錯覚なのだと言いたかった。彼の前にあるのは海ではないのだと。ポスターがそう見せかけているだけなのだと。[中略] そして彼は、自分を取り巻いていつまでも冷やしてくれぬ水しぶきに絶望しているように、この笑顔にも絶望しているのだと女に訴えかけたかった。⁴³

ポスターの中にある人間も風景も本物ではない。本物に見せかけているだけだ、とポスターの中の若者は訴えたいが、それは向かいのホームにいる女（母親）には通じない。ポスターには、「選り抜きの花屋で作らせた花束を胸に抱えた女の子」や「真っ青な車から降りようとしている紳士」など、幸福や富を見せる華やかな写真が使われており、被写体たちは皆「反抗してみようなど、彼らには思いもよらぬことだった。」そして、「波しぶきの中の若者だけがただひとり、黄色い浜辺の果てにあるはずの陸のような反逆心を抱いていた。』⁴⁴

フォト・モンタージュでは写真を切って別のコンテクストに貼り付けることで、写真に別の意味を持たせるが、この作品では、写真に写されて身動きできない被写体そのものが抱いている、ポスターのメッセージとは裏腹の意識が描かれている。動かない画像と、言葉によって展開されてゆく意識の動きのギャップがこの作品に独特の緊張感を与えている。

この作品のもう一つの重要なテーマは「死」である。

ポスターを貼っている男が自分に向かって「お前は死なない!」⁴⁵と言うセリフからこの短編は始まるが、そのフレーズはリフレインのように繰り返される。そして、そのフレーズはフーガのようにポスターの中の若者に受け継がれて展開されてゆく。若者は「死」についてポスターの中で動かぬまま考え、それはそのうち、「僕は死ぬ。」「僕は死ねるんだ。」⁴⁶と展開してゆく。そして、

それは、ホームで踊って若者を誘おうとしている少女の踊りと呼応し、最後は中世の死のダンスを彷彿とさせるように、「僕は死ぬぞ！誰か僕と踊らないか？」と展開してゆく。

ここでは、本来ポスター貼りの男性や少女とはコミュニケーションができないはずの若者を媒介にして、それぞれの動きや意識がモンタージュされ、「死」や「踊り」と言う言葉で一つのコンテキストへ繋げられている。

そして、物語のどんでん返しは、物語の表面上の動きでは、以下の通りである。

ポスターの中に一枚糊付けが悪かったのがあったのに誰も気付かなかった。その一枚が剥がれて線路に舞っているところへ対向電車が入ってきて、散り散りに割いてしまったのにも誰も気付かなかった。⁴⁷

一瞬の出来事であるが、この出来事は、女の子が電車を待っている時間が待ちきれず、若者と踊ろうと、電車が入ってきてポスターが見えなくなる前に線路に飛び降りて死んでしまう出来事とほぼ同時に起こっている。

その瞬間、海が若者の足を濡らし始めた。何とも言えない冷ややかさが彼の体に這い上がってきた。先のとがった小石が彼の足の裏に刺さった。[中略] 若者は目を挙げたが、梯子の男が突き落とされたように飛び降りる様子は見えなかった。若者は耳に手をかざしてみたが、人の叫び声や救急車のけたたましいサイレンの音は聞こえなかった。海が満ち始めていた。⁴⁸

少女が絶命したと思われる瞬間に、若者のポスターの中の世界は突如本物になって動き始める。痛みや温度を感じるようになるが、しかし、今まで見聞できていたホーム上の出来事は認識できない。そして、動き出した波や若者はポスターと共に、誰にも認識されずに散り散りに割かれて消滅してゆく。このモンタージュには、誰からも認識されなかった出来事が描かれている。若者は、

動き出した世界が再び硬直してしまう前に、「陸が陸になるためには、海が海にならなければならないのではないか。」⁴⁹と言って、女の子と同様に死ぬことを選ぶ。

ポスターの中の写真の世界が、ここでは硬直した世界として、そして若者が自らの死をもってそれを打ち破った場面は、まさに「終末に向かったとき」に生まれるフォルムである。

5. まとめ

アイヒンガーの初期短編は、戦後ドイツ文学が置かれていた閉塞的な状況の中で、新たな「物語」の可能性を探るひとつの試みであり、アイヒンガーが当時示した綱領的な宣言の元に書かれた作品集である。シュミット＝デングラーがいう戦争で生じた物語の「断層」を目の前にして、「この時代に物語ること」が示す通り、激流となったこの物語の物語を冷静に見つめる姿は「縛られた男」の主人公に象徴的に表れている。時代の縛めにがんじがらめにされながらも、大きな跳躍が可能であることを示した姿は、そのままアイヒンガーの文学そのものを象徴的に表している。アイヒンガーが幼少期より馴染んでいた映画の世界はモンタージュの技法により、一見固定して動かない写真の世界を切って貼ることによって開放し、新たなコンテクストへ再生させることに成功した。そして、その手法はメディアの異なるアイヒンガーの初期短編集においても応用され、閉塞的な世界の中の新たな物語の可能性を開いた。アイヒンガーの初期作品は、モンタージュの手法を用いることによって、独自のダイナミズムを手に入れ、物語の可能性を跳躍させたと言える。

1 この連載は2000年のヴィエンナーレをきっかけに始まり、週に1度のペースで掲載された。Der Standard のホームページ：

<https://www.derstandard.at/story/369047/ilse-aichinger-und-ihr-journal-des-verschwindens>

単行本になる際は、発表順ではなく、新たに編集しなおされている。

- 2 Aihinger, Ilse: *Film und Verhängnis. Blitzlichter auf ein Leben.* (S. Fischer, Frankfurt am Main, 2001)
イルゼ・アイヒンガー（著），小林和貴子（訳）『映画と災厄』（東宣出版 2019）（以下，『映画と災厄』）
- 3 『映画と災厄』（p.11）
- 4 同上（p.13）
- 5 同上（p.18）
- 6 同上（p.17）
- 7 *Au reveoie, les enfants* (1987) ルイ・マル（Louis Malle）監督映画
- 8 *F.P. Antwortet nicht* (1932) カール・ハートル（Karl Hartl）監督映画
- 9 『映画と災厄』（p.15f.）
- 10 同上（p.14）
- 11 Ilse Aichinger: *Der Gefesselte* (Fischer Taschenbuch Verlag, Frankfurt am Main, 1991)（以下，*Der Gefesselte*）
イルゼ・アイヒンガー（著），真道 杉・田中まり（訳）『縛られた男』（同学社 2001）（以下，『縛られた男』）
本論執筆のためには，原書と訳本の両方を参照したが，本文中の引用については，訳本を使用したため以下，引用箇所については，訳本のページ数を記した。
- 12 富重純子「可逆的」—イルゼ・アイヒンガーの『縛られた男』—（『福岡大学人文論叢』第46巻4号2015年（p.851-875））
- 13 Hrsg.v. Stella Rollog, Martin Waldmeier und Nina Zimmer: *Hannah Höch. Montierte Welten.* (Zentrum Paul Klee, Bern / Belvedere, Wien / Scheidegger & Spiess 2024)（以下，Rolling, Waldmeier）
以下，本書からの引用は執筆者による。
香川檀（著）『ハンナ・ヘーヒ 透視のイメージ遊戯』（水星社 2019）参照
- 14 本展覧会 Hannah Höch. Montierte Welten は，スイス・ベルンのパウル・クレール・センター（2023年11月10日—2024年2月25日開催）とオーストリア・ウィーンのベルベデーレ下宮美術館（2024年6月21日—10月6日開催）で展示された。
- 15 Rolling, Waldmeier（p.21）
同様にハンナ・ヘーヒが20世紀の視覚革命に決定的な影響を与えたことは，例えば以下の論文においても言及されている。
Agathe Mareuge: Die „Weltrevolution“ Hannah Hochs: zwischen Verschwinden und Selbstbehauptung. (in: *Revue d'Allemagne et des Pays de langue allemande*, 2022, “La révolution au subjectif. Egodocuments, traces effacées et perspectives éclatées sur la révolution allemande 1918-1919”, dir. V-Carré, L.-F. Laplénie, A. Mareuge, 54 (1), p.62-75. 10.4000/allemande.3129. hal-03773576)
- 16 *Ballet mécanique* (1924) フェルナン・レジェ（Fernand Léger）監督映画
- 17 *Chelivek s kinoapparatom* (1929) ジガ・ヴェルトフ（Dziga Wertow）監督映画

- 18 Rolling, Waldmeie (P.23-46)
- 19 Ebd. p. 24
Hannah Höch: *Ich möchte die festen Grenzen verwischen...* Kurztext / Gedicht im
Ausstellungsprospekt der Galerie de Bron, Den Haag, 1929.
- 20 Hrsg.v. Samuel Moser: *Ilse Aichinger- Leben und Werk*. (Fischer, Frankfurt am
Main. 1995) (p.341-342)
- 21 *Der Gefesselte* (p.113-118)
- 22 クリステイーネ・イヴァノビッチ (著), 真道杉 (訳): 「『私の言葉と私』: イルゼ・
アイヒンガの対話—デリダの『他者の単一言語使用』と比較しつつ」(山本浩司 (編)
『災厄の想起と言語化 イルゼ・アイヒンガーと戦後文学のカノン』(日本独文学会
研究叢書060, 2009) (p.47-75)
- 23 Aichinger, Ilse: *Eliza Eliza*. (Fischer, Frankfurt am Main. 1991) (p.198-2002)
- 24 Rolling, Waldmeier (p.42)
- 25 『映画と災厄』 (p.28)
- 26 Ilse Aichinger: »Nur zusehen - ohne einen Laut«. Joseph Conrad (in: *Kleist, Moos,
Fasane*. Fischer Verlag 1991, p.91-92)
- 27 Ivanovic, Christine: Ilse Aichingers bioskopisches Schreiben. (in: Hrsg.v. Christine
Ivanovic und Sugi Shindo: *Absprung zur Weiterbesinnung. Geschichte und Medien
bei Ilse Aichinger*. Tübingen Staffenburg. 2011, p.173-184)
- 28 Höch, Hannah: Fotomontage (1948) (in: Rolling, Waldmeier und Zimmer, 2024)
(p.89-92)
- 29 Ebd. (p.90)
- 30 Schmidt-Dengler, Wendelin: *Bruchlinien. Vorlesungen zur österreichischen
Literatur 1945 bis 1990*. (Residenz Verlag, St. Pölten - Salzburg, 2010)
- 31 『縛られた男』 (p.17-18)
- 32 同上 (p.18)
- 33 同上
- 34 同上 (p.18-19)
- 35 Franz Kafka: *Die Verwandlung* (1915刊行)
- 36 『縛られた男』 (p.29)
- 37 同上 (p.29-30)
- 38 同上 (p.30-31)
- 39 同上 (p.45)
- 40 同上 (p.46)
- 41 同上 (p.32)
- 42 同上 (p.146)
- 43 同上 (p.69)
- 44 同上

45 同上（p.67-68）

46 同上（p.77）

47 同上（p.78）

48 同上（p.77-78）

49 同上（p.77）

ベルヴェデーレ宮オーストリア絵画館における 中世展示の変遷

—— ウィーンでの中世・ルネサンス美術作品の

位置づけをめぐり ——

渡 邊 徳 明

はじめに

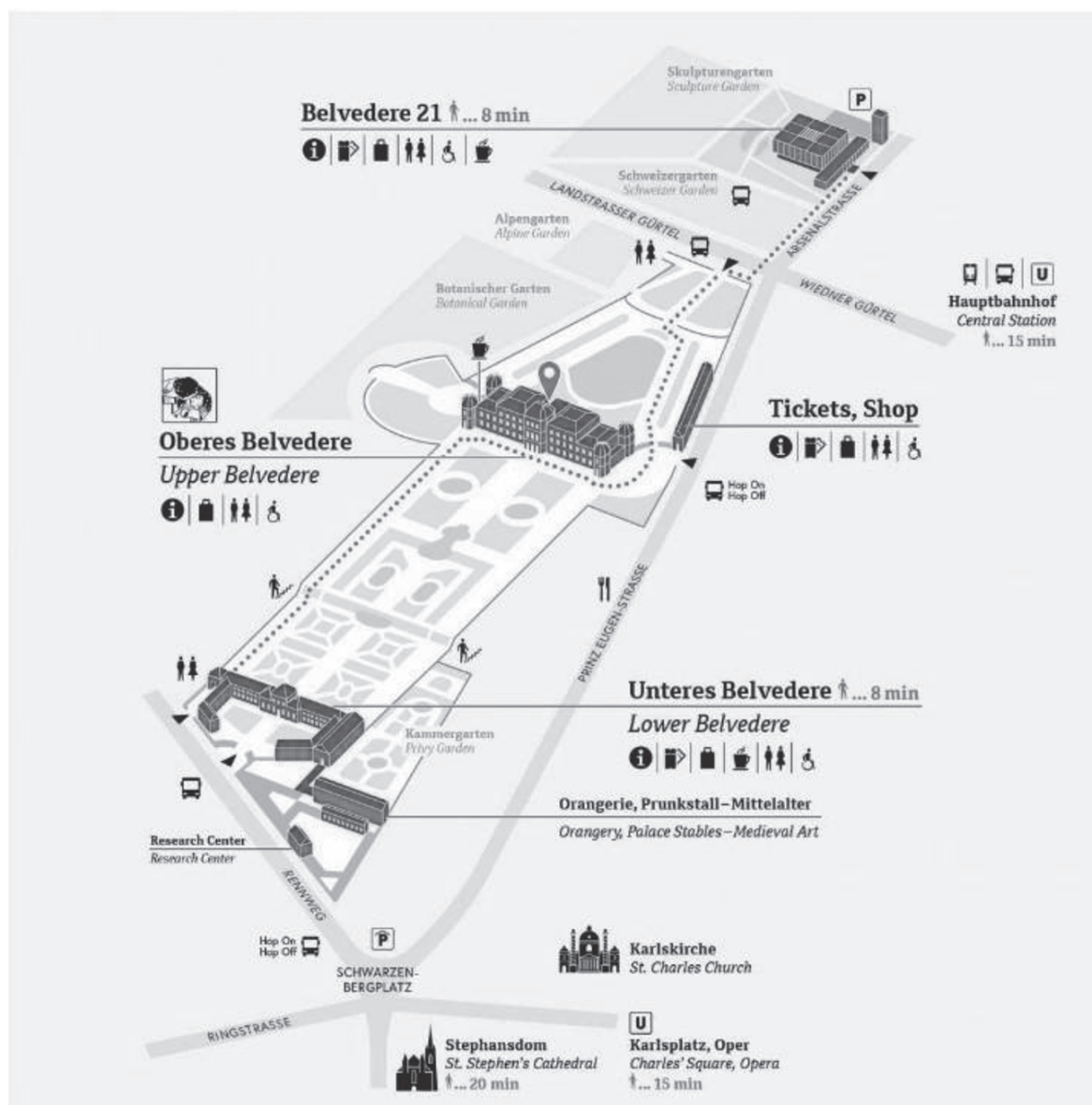
筆者は2024年8月25日から9月7日まで、日本大学海外派遣研究員としてオーストリアのウィーンに研究出張し、その際、ベルヴェデーレ宮オーストリア絵画館（以下、適宜「ベルヴェデーレ宮」と略称で記す）の研究センターにおいて学芸員の方に資料の提供と展示方法についての解説を頂いた。特に中世・ルネサンス美術を担当しているビョルン・ブラウエンシュタイナー氏（Dr. Björn Blauensteiner）には様々なご教示を頂いた。ここに感謝申し上げる。本稿は現在（2024年9月）における中世芸術作品の展示状況についての報告と分析が中心のテーマとなる。より具体的には、ベルヴェデーレ宮の上宮（Oberes Belvedere, オーストリア美術の一級作品の常設展を開催）と下宮（Unteres Belvedere, 特別展と中世芸術に特化した常設展〔ただしその会場は下宮の本館の傍にある Prunkstall という建物〕）の展示方針をめぐるこれまでの経緯と意図についてである。

1. ベルヴェデーレ宮

ベルヴェデーレ宮はハプスブルク家に仕えた名将として名高いサヴォイ公子オイゲンによって18世紀前半に夏の離宮として建てられた。ユネスコの世界文化遺産に登録されており、中世から現代まで、約800年にわたるオーストリア美術のコレクションを誇る美術館である¹。

宮殿はウィーン旧市街の南側の斜面に建てられており、上宮と下宮とに分かれる。下宮から南斜面を成す庭園を登ってゆくと上宮にたどり着く。1723年に建設され、昨年には建設されて300周年を迎えた。それを記念した大部の論考集も刊行されている²。この美術館が開館した1903年には、上宮はフェルディナント皇太子の離宮として使われていた。この宮殿が美術展示のために使われるようになったのは、女帝マリア・テレジアの時代で1777年のことであるが³、主に下宮が中心となっていた。現在、下宮の傍の「プルンクシュタール」(Prunkstall, 「壮麗厩舎」)と呼ばれる建物にはオーストリアの中世後期(ゴシック様式)の絵画と彫刻が常設されていて、その名はこの建物が元々は近衛隊の厩舎として使われていたことに由来する。

「ベルヴェデーレ」(Belvedere)という名前は、「良い見晴らし」を意味するが、実際、南の高台にある上宮から、下宮を越えて、やや左手(西側には)ウィーン旧市街の聖シュテファン大聖堂が見えると共に、そのはるか先には街を包むように山地が続く。右手(東側)へと街並みがなだらかに下った先にはドナウ川が流れている。



ベルヴェデーレ宮全景図（ベルヴェデーレ宮のホームページより）

©Belvedere

この宮殿が建設された1723年には、既にオスマン・トルコによる第二次ウィーン包囲（1683年）は過去の出来事になっていたが⁴，しかし，軍略家として知られたオイゲン公の建てたこの宮殿は，南よりドナウ川を北上してくるオスマン・トルコ軍が，ウィーン旧市街を包囲すべく左折して旧市街南側の高台に陣取ろうとする，ちょうどその要衝に位置しており，しかも上宮から旧市街が一望でき，下宮との間に長方形に壁に囲まれた庭園は軍勢の宿営にも可能

なスペースであるから、旧市街防衛の砦のようにも見える。このベルヴェデーレ宮は更に西方にあるシェーンブルン宮殿と旧市街の外側を大きく結ぶ防衛線（現在では帯状道路〔Gürtel〕と呼ばれる）によって結ばれており、この宮殿を建てるにあたり、美観や、居住性と共に、防衛の観点も考慮された可能性も否定できない⁵。オイゲン公は軍事的な貢献を為した後、ウィーン宮廷において皇帝のご意見番として政治力を振るっていた。そして、実際、外国出身でありながら、帝室を思う心には厚かったとされる⁶。

このオイゲン公の死後、時代が女帝マリア・テレジアの治世に移ると、この宮殿では美術品が展示されることになる。前述のように既に18世紀の後半には美術展示場としての役割を与えられた⁷。

リング（環状道路）沿いの美術史美術館では、今日のオランダやベルギーの地域をも支配したハプスブルク家の国際的なコレクションが目玉となっていて、とりわけバロックの芸術作品は有名であり、例えばアントワープの画家たちの作品は特に名高い。（ドイツ語圏の画家としてはクラナハの作品が目立つと筆者は感じる。）それに対してベルヴェデーレ宮の収蔵品は、より強くオーストリア領内で生まれた作品のコレクションにこだわっている。その中核はクリムトであり、上宮の常設展示の目玉となっている。他に、例えば彼の個人的な影響を強く受けているエゴン・シーレの作品も多く展示されており、世界帝国としての「ハプスブルク帝国」ではない、オーストリアを中心とした「地域のハプスブルク帝国」の現代芸術の揺籃としてベルヴェデーレ宮が果して来た役割は特筆されよう。

2. ベルヴェデーレ宮における中世コレクション展示の構想

ベルヴェデーレ宮における中世芸術作品コレクションの展示の歴史について、基本的に1971年のカタログの前書きの内容に即し以下に説明する。

1) 中世芸術コレクションの展示場所：「オランジェリー」（1953年から2007年まで）および「プルンクシュタール」（2007年以降）

オーストリアの中世芸術作品が展示されている今日の建物は、かつて、ポメルンツェンハウス（Pomeranzenhaus）と呼ばれた。それは「小庭園」の中にあった。オイゲン公子は動物と植物を非常に愛した人で、彼はこの「オランジェリー」（Orangerie, 南国植物の越冬用温室）のある冬の庭園の中に建つベルヴェデーレ下宮を居館とした。この宮殿の隣に二つの温室が設置され、エキゾチックな植物が植えられていた。オレンジの木がそこにあり、壁に囲まれ、また中央には噴水の装置が設置されていて、冬の寒い風が吹き付けてこないように周りは植物で覆われていた。暖かい季節に「オランジェリー」は南側を全開にして、庭との間は9つの彫刻によって仕切られ、噴水から水が吹き上がり、それは長く伸びた水盤へと落ちていた。水が吹き上げられたミューズたちの森の中にいるかの錯覚が得られる場所であったという。

秋になると「オランジェリー」は大きな窓が付いた板張りによって仕切られて、その上に屋根が張られた。そして二つの暖炉がほどよい暖かさを「オランジェリー」にもたらし、冬はこの暖かい中を歩くことができたという。このようにヨハン・ルーカス・フォン・ヒルデブラントによって叙述されたこの設備は当時において、季節に合わせ建物の形態が変化する技術により有名になった。

この美しい「オランジェリー」はオイゲン公子の死によって失われる。彼の死後に宮殿を買い取った女帝マリア・テレジアは、1764年に「オランジェリー」をシェーンブルン宮に移した。この建物は近衛騎馬隊（Arcierenleibgarde）の厩舎として使われた。

ベルヴェデーレ宮の芸術作品展示は、1781年にマリア・テレジアの指示に基づく形で、皇帝ヨーゼフ2世によって始められた。その場所は、「オランジェリー」および「プルンクシュタール」（「壮麗厩舎」、Prunkstall）である⁸。（今日では下宮の中世芸術作品の常設展示場となっている。）

その後、1851年から1852年にかけてこのミューズの八個の彫刻がそれぞれの庭に移されて行った。そしてオランジェリーの噴水を飾っていた人物像もまた、

ベルヴェデーレ上宮の入り口の噴水の周囲に移設された。建物はこの下宮の倉庫 (Depot) として、王室が所有するコレクション展示場になり、二度の世界大戦の間の時期には、そこに近代作品のギャラリーが置かれた。

1945年以降、人々はマリア・テレジアの時代の外観に倣って、噴水を（「オランジェリー」の）南壁の中心に移動させた。その内側には、噴水用の機械仕掛けの装置を作り、それによって1953年に作られたオーストリア芸術の中世美術展示場に冷房機能が付与された。

2) 古ドイツ的な中世芸術作品への関心の高まり

1903年にベルヴェデーレ宮が美術館として開館し、中世展示の正式発足自体はそれから半世紀を要した。もっともハプスブルク家の古い時代の中世コレクション自体は既に古くから所有されていた。

ベルヴェデーレ宮の中世コレクションの中には、例えばこのハプスブルク家のコレクションの最も古いカタログである1783年の記載の中に記されたアンブラス城の宝物館に由来するものもある。もっとも、カタログが書かれた1783年の段階では、このベルヴェデーレ宮の作品が、オーストリア自体の歴史とどのように関わっているのかという問題意識はなかった。

中世の作品はデューラーに繋がるものとして位置付けられ評価されたが、それ以上のものではなく、また「古いドイツの」作品と表現された。その際に、しかしながら、古い騎士の時代、中世の時代への関心がオーストリアという国に繋げられたとも言える。しばしば遊戯的で優雅、ロマンチックな趣向のコレクションであるのだが、実はその中に非常に真剣味のある家門の歴史に対する興味が隠れていた。

その際、真偽はともかく、「自分の家系の歴史」の掘り起こしが、これらの作品に関しても見られる現象であった。人々は自分たちの先祖に立ち返り、そして自分たちの家系を美しく描くために、実際以上に美化した。国および自分たちの家系の過去の歴史から自分たちの存在を感じ取ろうとした⁹。このような新しいハプスブルク家の歴史の尊厳化が、もちろんそこには一般的なロマン

主義の影響も混ざるのであったが、初の中世オーストリア美術コレクションの成立に寄与した。

ハプスブルクの家門への関心のみならず、中世の芸術作品そのものに対する関心が喚起されたことは、1824年にギャラリーの責任者であるヨゼフ・レベルが、この中世コレクションから創作的な影響を受けて、その後のウィーン絵画のリアリズムを発展に導いたことから伺われる。すなわち彼自身が古典主義的な風景画家でもあった。そして彼は、帝室の絵画ギャラリーであったベルヴェデーレ上宮において、ザルツブルクのゴシック様式の絵画を展示した。それは1806年から翌年にかけてのナポレオン戦争の混乱期にウィーンに運ばれてきたものであった。この「古ドイツ的」もしくはゴシック様式の作品コレクションは、今や初めて賞賛に値するものとして評価された¹⁰。

それはまずは古美術的な意味において、そして後には文化財保護の観点において、価値あるものと見なされた。ベルヴェデーレ宮のコレクションは、ただ単に絵画の収集のみならず、むしろ創作を行っていた芸術家たちにとって、初めての中世との出会いを提供した。その後より意図的なコレクション、つまり教育と学びの場としての美術館の発展を後押ししたのは、ヨハン・ダニエル・ブームの率いたグループであり、彼によってこの美術館の未来が決定付けられた。すなわち中世作品の収集と研究が、互いに効果をもたらし合ったのである。コレクターと共に研究者たちの業績に、ベルヴェデーレ宮の中世コレクションは大きく依拠している¹¹。

3. 「オーストリアの」中世作品コレクションの強化¹²

1891年に美術史美術館が開館すると、ベルヴェデーレ宮所蔵の（オーストリア外の）ハプスブルク帝国領の中世芸術作品は、段階的に美術史美術館へと移されてゆき、ベルヴェデーレ宮はますます「オーストリアの作品」の所蔵館としての性格を強めてゆく¹³。

まずはオーストリア近代美術の国立美術館として拡張されていったベルヴェ

デーレ宮は、やがてフリードリヒ・ドルンハーファーによって全ての時代のオーストリア芸術をカバーするための総合的な作品収集を行い、その過程においてオーストリア中世芸術のコレクションを築き上げた¹⁴。

2007年のカタログの説明によると、1903年に下宮に「近代画ギャラリー」[Die Moderne Galerie] が設立されたが、1911年にはもう「帝国ギャラリー」[k.k.Staatsgalerie] と改組され、オーストリア作品に特化しながら通史的にすべての時代を扱う方針を固め、中世作品も蒐集し始めた¹⁵。

もっとも第一次大戦の終了とオーストリア・ハンガリー帝国の終焉により、ハプスブルク家の芸術品コレクションはオーストリア共和国の所有となり、1920年・21年のウィーン博物館プログラムに基づき、再組織化された際に、ベルヴェデーレ宮における中世作品展示の計画は棚上げとなった¹⁶。なぜなら、まずバロック作品の展示が優先されたからである¹⁷。ベルヴェデーレ下宮にバロック美術館の設置が実行され、それゆえに、それまで集めてきた中世芸術作品は美術史美術館に移動された。美術史美術館は1934年には自前の中世展示セクションを開設している¹⁸。(その間もベルヴェデーレ下宮のバロック展示は拡大し、1934年からは下宮での大スペースでバロック作品の展示が可能となり、オーストリアで制作されたバロック芸術作品のみならず、ハプスブルク家により持ち込まれオーストリア芸術に影響を与えた国外の作品も展示された¹⁹。)

このように二度の世界大戦の間、美術史美術館はベルヴェデーレ宮の中世コレクションを保管し、さらに(1971年のカタログによれば)、他の州立美術館においても収集と研究がなされていたとある。そして1934年および1936年の二度の美術史美術館における中世コレクション展示という成果に結実し、これらの展示によって、オーストリア中世芸術は一つの確固としたコンセプトとして考えられるようになっていた²⁰。

もっとも、この時期の中世収蔵品の両美術館の間のやり取りはやや複雑で、(1953年のカタログによると)ベルヴェデーレ宮の中世美術作品は、1920年代前半に美術史美術館に移ったが、「現実から遠く離れた世界観」より生まれた一部の作品(すなわち中世の芸術作品のことであろう)については、古い時代のハプス

ブルク朝の作品としては、他と異種のものとして分類されるべきと考えられ、ベルヴェデーレ宮の「オランジェリー」に移されたという²¹。ベルヴェデーレ宮が所蔵していた、オーストリアで作られたものではない作品と交換する形で、美術史美術館は自ら保管していたオーストリア由来の（ハプスブルク・コレクションとは関係のなさそうな）中世芸術作品をベルヴェデーレ宮に移籍させたということであろう。

いずれにせよ両大戦間期においては、美術史美術館がオーストリアにおける中世芸術作品の蒐集・展示および研究の中心的な拠点であったが、第二次大戦後にベルヴェデーレ宮はそれら中世作品を美術史美術館から取り戻した²²。

この経緯についてはブラウエンシュタイナー氏が詳述している。1947年にベルヴェデーレ宮オーストリア絵画館の館長カール・ガルツァローリ＝トゥルンラックは、文部大臣の委託により、ベルヴェデーレ宮をオーストリア芸術に特化した美術館にするよう目指し、その際に、オーストリアにおける中世芸術の重要性を強く認識し、中世展示を独立させる方針を固め、1951年から様々な文書によって、戦前に美術史美術館へと移譲された中世芸術作品をベルヴェデーレ宮に戻すように求めた。この際、中世作品の中でも、目当てとされたのは絵画と彫刻あるいは工芸品のみで、ステンドグラスや織物は入手せず、それらは応用美術博物館（Museum für angewandte Kunst）に保存された。なお、このときに対象とされたオーストリアの地域は、今日の国土に加え、南チロルやクラインといった旧領も含まれた。美術史美術館の担当者たちからの様々な反対もありながら、1953年までに中心的な中世コレクションがベルヴェデーレ宮に移された²³。

これらが1953年における「オランジェリー」での中世コレクション展示の基礎になり、それは今日にも引き継がれている。（これによって、まず「オランジェリー」が中世作品展示の会場となり、その後の2007年に「プルンクシュタール」が中世作品の展示場として使用され始めた。）

なお、戦争で軽微ながら損害を受けたことも含め、修復の必要があった「オランジェリー」は、噴水の水を生かしたクーラー機能も備えた展示室となり、

それによって収蔵品の管理も適切に行うことができるようになった²⁴。(本論の第2節1項の末尾に記した噴水の工事が、これに当たるのであろう。)

4. ベルヴェデーレ宮における2007年以降の中世作品展示の方法について

ブラウエンシュタイナー氏の解説文(2023年)によると、1953年以来、下宮の隣の「オランジェリー」で展示されていた中世芸術作品については、2007年に開設された「シャウデポット」[Schaudepot, 所蔵展示場]とも今日よばれる「プルンクシュタール」[Prunkstall, 壮麗厩舎]に、「わずかな例外」を除いて収容された、という²⁵。そしてこの「わずかな例外」である作品については、上宮の常設展示の中に組み込まれてゆくことになった。



下宮のプルンクシュタールの中世芸術作品の展示
©Belvedere (筆者撮影)

実は、上宮に展示されたこの「わずかな例外」となった諸作品については、年代的に12世紀から16世紀までとばらつきがあり、その展示としての位置づけも「プルンクシュタール」に所蔵展示された諸作品と異なっている。

筆者は2019年の9月に下宮の隣の「プルンクシュタール」の中世芸術作品の展示と、上宮の中世芸術作品の展示の両方を見たが、上宮に関しては、その時と2024年現在とで展示の仕方が大きく変わっている。これは宮殿創立300年を記念した2023年の改装による²⁶。それについて、2024年8月に筆者がブラウエンシュタイナー氏に下宮の横の「プルンクシュタール」および上宮の中世芸術作品展示の意図を解説して頂いた内容に基づき、以下に記す。

1) 上宮と下宮(「プルンクシュタール」)の展示の違いについて

上宮における中世コレクションの運営と下宮側のそれとは分かれており、そ

のシステムの違いに応じて展示内容も違っている。（下宮の「プルンクシュタール」には15世紀以降の作品が展示されているが）上宮においては12世紀の中世作品も展示されており、またそれらは現代作品まで含む他の時代の、国際的なクラスの名作と共通の関連で常設展示されている。下宮側は本来的には特別展が開かれる場所であるが、その中で「プルンクシュタール」においては15世紀以降の中世からルネサンスの作品のみが展示されている。

上宮にある個々の作品にはそれぞれ独自の情報が記載されてある。たとえ作品の並べ方が変更されても、鑑賞者は個々の作品に付せられた解説を読めばよい。上宮における中世（およびルネサンス期の）作品の並べ方はその時々イベントのコンセプトによって変わる。これらの作品について、他の時代の作品との比較の中で観る者がその都度に評価を変えながら楽しめる。

下宮の中世芸術作品は、作品名や諸情報のラベルが無く展示されていて、その代わり、無料で配布されているパンフレットに名前がリストアップされている。そのパンフレットの配置図を見ながら、作品がどこに掛けられているか、その名前は何なのか、それが何を意味するのかなどが分かるようになっている。

下宮の所蔵展示場である「プルンクシュタール」では、一連の中世作品の展示位置が固定されていて、現在使われているパンフレットの配置図に照らし合わせて初めてその作品の名前や成立年代・成立地などの情報が分かる。それでこのパンフレットが使用される限り、常に同じ内容・同じ配置が維持されなければならない。このシステムの長所を挙げるならば、作品がどこでどのように展示されているかを常に思い出すことができる点である。この展示物の位置関係の不変性は美術館の空間性と強く結びついている²⁷。

2) ベルヴェデーレ上宮における中世・ルネサンスの芸術作品の展示

上宮における「中世・ルネサンス期」のセクションの最初の部屋では、薄暗い中にある画面にミュージック・ビデオが上映され、フルトヴェングラーの指揮する姿が映し出され、その演奏が流れている。ドラマチックともいえる雰囲気、バロック様式の装飾が施された壁に囲まれた空間に現出している。

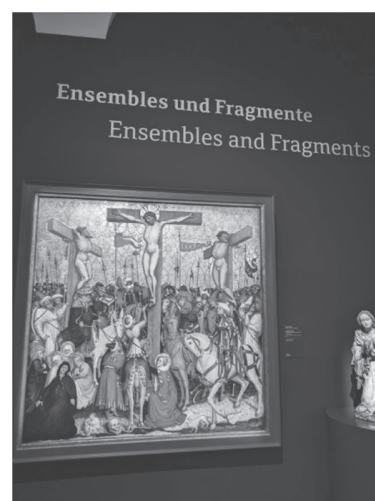
2番目の部屋（信仰に奉仕する芸術, Kunst im Dienst des Glaubens）には、十字架と聖母像が多く置かれてある。最初に展示されている十字架のキリスト像は、チロル地方で12世紀に制作され、それはベルヴェデーレ全体のコレクションの中で最も古い。ロマネスク様式（12世紀）からゴシック様式までの4体の聖母像（マドンナ）もある。オーストリアの800年にわたるコレクションを展示するという上宮全体のコンセプトに沿う形で、これらの展示物も年代順に配置される。

更に上宮の中世・ルネサンス期展示場の3番目の部屋では、主に中世後期の作品が展示され、祭壇から引き剥がされた断片的な絵画パネルが、自由なスペースを確保されて壁に掛けて展示されている。個々の断片的な絵画は互いに距離を置いて壁にぶら下がっている。その薄暗闇の中でロマンチックな照明に照らされた空間において、それらの断片の間のギャップを埋めるものは何かを、鑑賞者が自分で考える。こうして鑑賞者は作品の裏や作品の間に隠された物語を発見して、頭の中で（再）構築することが求められる。

上宮の中世芸術作品展示場の最後となる4番目の部屋では、中世後期からルネサンス期の作品が展示されている。中世後期のゴシックか、それともルネサンス的（あるいは宗教改革期的）な様式か、という美術史上の時代区分が微妙な時期である。その際に中心的な存在はデューラーである。デューラーは15世紀に生きていたが、すでに彼においてルネサンスの要素を感じとることができる、とブラウンシュタイナー氏は指摘する。そしてそのような境界の決定と定義の曖昧さは、展示における難点であるよりも、むしろ利点として捉えるべきだ、と氏は考える。というのも、まさにこの曖昧さによって、鑑賞者自身で作品の位置づけを考える機会を提供することができるからである。



上宮の中世芸術作品の展示（祭壇から別々に切り外された絵の組み合わせ。ストーリーの再構築。）
©Belvedere（筆者撮影）



上宮の中世芸術作品の展示（展示方針の明示）
©Belvedere（筆者撮影）

5. ベルヴェデーレ宮の中世コレクションのウィーンにおける位置づけについて—結びに代えて—

ここまで、ベルヴェデーレ宮におけるオーストリア中世芸術作品の蒐集・展示の歴史について略述し、更に2007年以降の下宮の「プルンクシュタール」における展示、および2023年以降の上宮における展示方法についても、担当学芸員の証言を基に解説してきた。

ここで、オーストリア中世芸術の収蔵・展示という点について、まず他の博物館・美術館との棲み分けにも言及しておくべきであろう。現時点で筆者が述べ得るのは、実際に自分で足を運んだ場所のみである。

今回、日本大学からの短期派遣で訪問したのは、宿泊し拠点としたウィーンの他に、グラーツ、インスブルック、そしてリンツである。そのうち、インスブルックのアンブラス城は15世紀からハプスブルク家のチロルにおける拠点であり、既に本稿で述べたが、アンブラス城の中世美術コレクションについては、1783年のベルヴェデーレ宮の所蔵カタログの中に既に入っており、以前から、ハプスブルク家の中心であるウィーンに持ち込まれていたことが分かる²⁸。

更に、アンブラス城にあった多くの中世由来の宝物は、ナポレオン戦争にお

ける被害を避けるためにウィーンに運ばれた²⁹。これらは、現在、ウィーンにおいて所蔵されてきた他の中世の宝物と共にホーフブルク（宮廷）の宝物館（Schatzkammer）に展示され、美術史美術館が管轄する。これにも歴史的は背景があり、第一次大戦における敗北によりサン・ジェルマン条約に従って、ハプスブルク家は宝物を手放して公共文化財として供することになり、その際に、美術史美術館が管理することになったのである。1938年には神聖ローマ帝国の象徴的宝物をヒトラーの命令でニュルンベルクに運ばれ、宝物館は閉鎖を余儀なくされた。それらが返還されて、宝物館が再開されるのは1954年のことである³⁰。これは、本稿で扱ったベルヴェデーレ下宮の「オランジェリー」でオーストリア由来の中世作品の展示が独立した形で始まった次の年のことである。

ちなみにアンブラス城の現在の展示の目玉はバロックの時代の宝物、鎧、芸術作品、調度品などであり、中世由来の芸術はほとんど無い。（15世紀由来の聖母マリアとヨハネの像などもあるが）少なくとも販売されているカタログに掲載されているのは16世紀以降の品々のみである³¹。

リンツ城博物館にも、13世紀からの宗教改革の時期までの宗教的なモチーフを表現するレリーフや、彫刻を主として芸術作品が多くあり、特にキリストや聖母マリアの見事な木彫が展示されている³²。中世作品の蒐集と展示はウィーンのベルヴェデーレ宮のみに集中している訳ではなく、もちろんオーストリアの他の都市においても展示がなされている。ただし、オーストリアの都市を回ってみて、ベルヴェデーレ宮におけるようにまとまった形で中世由来の芸術作品に直接触れるのは思いの外に難しい、というのが個人的な感想である³³。

ウィーンにおける中世由来の収蔵品の位置づけについて、「オーストリア由来か、国外由来か」という区分け、更に、「帝国ゆかりの宝物か、そうでないか」という区分けで、その所蔵先（ベルヴェデーレ宮か、美術史美術館・宝物館か）が変わってゆく点は、ウィーンがオーストリアの支配者であり、同時に国際的帝国の冠を代々独占したハプスブルク家の都であったという背景に由来する。

所蔵・展示された中世由来の品々は、本稿にて記したように幾度かの戦争による歴史の荒波によって所蔵先が変わったが、そのように時代に翻弄される様

は今日においても完全になくなった訳ではない。（近年では特にコロナ禍による来館者数の激減が大きなショックとして三百年史においても言及されている³⁴。）ベルヴェデーレ上宮における中世展示が鑑賞者を惹き付け、アクティブな鑑賞に誘うために工夫されていることも、多分に美術館が啓発および教育という社会的ニーズに応えねばならない事情ゆえであろう。インターネットはおろか、AIまでが日常的に生活の中で用いられ、歴史の事実性・真実性への意識が薄らいでいる今日の世の中において、中世の品々の価値を人々に伝えることは簡単ではないが、極めて重要である。

- 1 『ベルヴェデーレ所蔵品カタログ』、ロルフ・H・ヨハンセン編、山本泰子訳、2019年、Medienfabrik Graz GmbH、5頁。
- 2 Das Belvedere. 300 Jahre Ort der Kunst. Hrsg. von Stella Rollig und Christian Huemer. Wien 2023.
- 3 A.a.O., S.8.
- 4 第二次ウィーン包囲については以下を参照。『ハプスブルク家の歴史を知る60章』明石書店、2024年、268-273頁。（菊池良生執筆部分）
- 5 この点について、ベルヴェデーレ美術館学芸員のゲオルク・レヒナー氏にご助言を頂き、確証はないものの、当時の周囲の防衛線の状況は、オイゲン公子がベルヴェデーレ宮建設にあたり防衛意識を持っていたという筆者の仮説と、相反するものではない、ということであった。
- 6 特に18世紀に入り、スペイン継承戦争などの難局をハプスブルク王朝が乗り切るために、オイゲン公子が将軍としてのみならず、外交官としてもフランスを始め各国の諸侯との交渉で渡り合った様子については、以下を参照。Prinz Eugen von Savoyen und seine Zeit. hrsg von Johannes Kunisch. Ploetz 1986, S.170ff. 1734年のポーランド王位継承戦争に至ってもなお、70代のオイゲン公子は将として軍を率いたが、帝国軍の戦力不足や老いもあり、往年のような実質的な軍事の能力を発揮することはできなかったという。しかし、後にプロイセンの王となるフリードリヒ2世が、敵軍は帝国軍そのものよりも公子の名前を恐れていた、と証言するように、晩年にいたるまでハプスブルク王朝の柱石となっていた。（a.a.O., S.176.）オイゲン公子の帝国に対する功績は異例とも言えるほど高く評価されていたが、彼は帝国についての業務より、あくまで帝室に仕えることを本務としていたという。（a.a.O. S.177.）
- 7 これに関して、ハプスブルク帝国支配下の18世紀のウィーンにおける知的な公共圏の状況については以下を参照。『ハプスブルク史研究入門』大津留厚・水野博子・河野淳・岩崎周一編、昭和堂、2013年、97-104頁。（第9章「啓蒙の担い手たち」上村

敏郎執筆)

- 8 以下の展示カタログを参照。Schatzhaus Mittelalter-Schaudepot im Prunkstall. Wien (Belvedere) 2007, S.2.
- 9 Katalog des Museums mittelalterlicher österreichischer Kunst. Wien und München 1971, S.7.
- 10 Ebenda.
- 11 Ebenda.
- 12 引き続き1971年のカタログの記述をベースにして述べる。
- 13 Schatzhaus Mittelalter-Schaudepot im Prunkstall. Wien (Belvedere) 2007, S.2.
- 14 Ebenda.
- 15 Ebenda. この点については、ブラウエンシュタイナー氏が述べる、現在における上宮の展示の方針がこの段階で確立されていったことになる。つまり、世界的な美術史のレベルで論じられるべきオーストリア芸術の作品を中世から現代にいたるまで展示する、という、オーストリアの地域に限定した通史的な展示方針である。
- 16 Ebenda.
- 17 下宮のバロック美術館については以下のゲオルク・レヒナーの論考を参照。Georg Lechner: Die Gründung des Barockmuseums im Unteren Belvedere. In: Das Belvedere. 300 Jahre Ort der Kunst. Hrsg.von Stella Rollig und Christian Huemer. Wien 2023 [S.202-209], S.203. レヒナーによれば、下宮のバロック美術館は1923年5月11日に開館した。既に19世紀末からオーストリア固有の文化としてのバロック美術の重要性を指摘する声は高まっていたことが背景にあるという。
- 18 Schatzhaus Mittelalter-Schaudepot im Prunkstall. Wien (Belvedere) 2007, S.2.
- 19 Georg Lechner, S.203.
- 20 Katalog des Museums mittelalterlicher österreichischer Kunst. Wien und München 1971, S.8.
- 21 Museum mittelalterlicher österreichischer Kunst in der Orangerie des Belvedere. Wien 1953, S.3.
- 22 Schatzhaus Mittelalter-Schaudepot im Prunkstall. Wien (Belvedere) 2007, S.2.
- 23 Björn Blauensteiner: Zu Vorgeschichte und Genese des Museums mittelalterlicher österreichischer Kunst. In: Das Belvedere. 300 Jahre Ort der Kunst. Hrsg.von Stella Rollig und Christian Huemer. Wien 2023 [S.210-214], S.212.
- 24 Museum mittelalterlicher österreichischer Kunst in der Orangerie des Belvedere. Wien 1953, S.4.
- 25 Björn Blauensteiner: Zu Vorgeschichte und Genese des Museums mittelalterlicher österreichischer Kunst. In: Das Belvedere. 300 Jahre Ort der Kunst. Hrsg.von Stella Rollig und Christian Huemer. Wien 2023 [S.210-214], S.213.
- 26 Ebenda.
- 27 2024年9月現在、上宮の中世・ルネサンス担当の学芸員はブラウエンシュタイナー

氏であり、下宮の「プルンクシュタール」の中世芸術作品の展示については氏より以前から勤務している他の担当者の方針が2007年以降、今日に至るまで続けられている。

- 28 Katalog des Museums mittelalterlicher österreichischer Kunst. Wien und München 1971, S.7.
- 29 Rudolf Distelberger und Manfred Leithe-Jasper: Kunsthistorisches Museum Wien. Die kaiserliche Schatzkammer Wien. München 2013 (Die 6. Auflage. Zuerst gedruckt in 1998), S.9.
- 30 Ebenda.
- 31 Schloss Ambras Innsbruck. hrsg. von Sabine Haag. Wien 2020.
- 32 以下のカタログを参照。Die Sammlung Kastner (Katalog für die Sammlung Kastner im Linzer Schloss). Teil 1: Mittelalter und Barock. Linz 1992.
- 33 ブラウエンシュタイナー氏に、ベルヴェデーレ宮と他の州の博物館・美術館における中世コレクションの違いについてメールで尋ね、以下の返信のコメントを頂いた。許可を得たうえで掲載する。「基本的にはベルヴェデーレ宮の中世コレクションの特徴は、ここにはオーストリア全域がカバーされているという点であり、その点について言えば、他の州におけるコレクションはその州に特化している。もっともそのコレクションの質は時として非常に高く、中でもグラーツのヨアネウム (das Joanneum in Graz), リンツ城博物館 (das Schlossmuseum in Linz), そしてインスブルックのフェルディナンドウム (das Ferdinandeum in Innsbruck) は素晴らしい中世コレクションを所有している。」
- 34 Luisa Ziaja: Auf der Suche nach (einem Ort) der zeitgenössischen Kunst. Zur programmatischen Entwicklung von 1945 bis in die Gegenwart. In: Das Belvedere. 300 Jahre Ort der Kunst. Hrsg. von Stella Rollig und Christian Huemer. Wien 2023 [S.321-351] , S.341.

日本におけるエーミール・ヤニングスの 初期作品について

——『呪の眼』から『白黒姉妹』まで——

山 本 知 佳

はじめに

第一次世界大戦後、ドイツは帝政から共和政に移行し、この期間はヴァイマル共和国、またはヴァイマル時代と呼ばれる。新体制が成立した当初から、ドイツ社会は政治面、経済面では数々の難題を抱え、大混乱に見舞われるが、「ヴァイマル文化」と総称される文学、芸術、建築・デザインなどの諸分野では新境地が切り開かれ、文化面では興隆が見られた。その中でも、特に映画・映画産業は、きわめて大きな発展を遂げる。この時期の映画作品は、百年後の現在でも鑑賞に堪えられ、また研究対象とされる名作が数多く製作された。

代表的な作品は、エルンスト・ルービッチュ (Ernst Lubitsch, 1892-1947) のフランス革命を描いた歴史スペクタクル『パッション』 (*Madame DuBarry*, 1919), ロベルト・ヴィーネ (Robert Wiene, 1873-1938) の表現主義的技法を取り入れた怪奇劇『カリガリ博士』 (*Das Cabinet des Doktor Caligari*, 1920), F・W・ムルナウ (Friedrich Wilhelm Murnau, 1888-1931) の撮影技術を駆使し映像表現の新機軸を打ち出した『最後の人』 (*Der Letzte Mann*, 1924), これをさらに発展させた E・A・デュポン (Ewald André Dupont, 1891-1956) の『ヴァリエテ』 (*Variété*, 1925), フリッツ・ラング (Fritz Lang, 1890-1976) の高度な文明によって分断された社会を描き SF の金字塔とされる『メトロポリス』 (*Metropolis*, 1927), ジョセフ・フォン・スタンバーグ (Josef von Sternberg, 1894-1969) のギムナジウムの教授

が道化師となる転落劇『嘆きの天使』(*Der blaue Engel*,1930) など、枚挙にいとまがない。

これらは、独自の世界観と様式を持つ卓越した監督達、それを支えた撮影・美術スタッフ、そして、ポーラ・ネグリ (Pola Negri,1897-1987)、エーミール・ヤニングス (Emil Jannings,1884-1950)、ヴェルナー・クラウス (Werner Krauss,1884-1959)、コンラート・ファイト (Conrad Veidt,1893-1943)、マレーネ・ディートリヒ (Marlene Dietrich,1901-1992) などの高い演技力や独特な存在感を放った名優達によって作り出されていったのである。

彼らの中には、1920年代から1930年代の間に、監督、技術者、俳優として、ドイツ国内のみならずアメリカ・ハリウッドへと活躍の場を広げ、成功を収めた者もいた。¹ 本稿で取り上げるヤニングスも、ハリウッドでも圧倒的な存在感を示した一人である。

ヤニングスの俳優人生は舞台から始まるが、1910年代半ばには映画業界へ進出し、歴史劇や文芸劇で演技派として知名度を高めていった。特に王や皇帝などを演じる場合には、強者然としつつも、それゆえの苦悩を滲ませる演技で、ヤニングスの才能は遺憾なく発揮された。1920年代には、ヴァイマル時代の代表的な作品でもある『最後の人』、『ヴァリエテ』の名演技で確固たる地位を築き、その功績でハリウッドに招かれることになる。ヤニングスは、そこで数本の映画に主演したが、そのうち『肉体の道』(*The Way of All Flesh*,1927)、『最後の命令』(*The Last Command*,1928) で第一回アカデミー賞の主演男優賞を受賞し、名実ともに国際的名優として、俳優人生の絶頂期を迎えている。と言うのも、その後のヤニングスは、ドイツ帰国後に主演した『嘆きの天使』でも称賛を受けるが、これ以降はナチス政権への接近、プロパガンダ映画の主演などの活動から、第二次世界大戦後には映画業界から追放され、1950年にはこの世を去るためである。

ドイツ映画やヴァイマル文化の研究では、映画作品の分析や映画史の中で、ヤニングスの俳優としてのキャリア、撮影時のエピソード、当時の評価に触れた記述は豊富にある。例えば『ドイツ映画の偉大な時代』は、下積み時代とそ

の後の華々しい活躍にページを割いて、名優への着実な歩みが示されており、²『ドイツ映画』は、ヤニングスの対極にある感情を内包する演技によって、国の内外を問わず最も「ドイツ的」俳優と見做されたことが述べられている。³近年では、三木恒治と世良利和がヤニングスの身体と扮装に着目し、これまで演じた役柄を3つの方向性に分類し、良く言えば恰幅の良い、悪く言えば肥満気味な、ヤニングスの身体性を交えて作品の分析・検討を行った興味深い研究もある。⁴

一般的に、ヤニングスが日本で注目されたのは、1922年（大正11年）に公開された大作映画の『パッション』からであろう。ヤニングスは、好色な権力者ルイ15世を演じ、作品に大きな印象を刻んだ。1923年（大正12年）には『オセロ』（*Othello*,1922）、『デセプション』（*Anna Boleyn*,1920）、『ファラオの戀』（*Das Weib des Pharao*,1922）が立て続けに公開され、作品の芸術性、演技力の高さからドイツを代表とする俳優として取り扱われ始めた。⁵そして、名優へ押し上げたのは、1926年（大正15年）の『最後の人』、1927年（昭和2年）の『ヴァリエテ』であった。これらは、数あるアメリカ映画を抑え、『キネマ旬報』の「ベストテン」でそれぞれ2年連続上位を占めたのである。この時期には、ヤニングスはドイツ映画界の権威となった。1930年代は1931年（昭和6年）の『嘆きの天使』の成功はもちろん、以降の日本とドイツの政治的、軍事的な接近によって同盟関係を結ぶ頃には、ナチス政権の協力者となったヤニングスは、国家の後ろ盾を得て活動を行っていたため、より一層権威的な存在として捉えられていったのである。⁶

本稿は、これを踏まえ、日本でのヤニングスの初期作品の公開状況と評価の変遷を捉えることを目的とする。本稿は、『パッション』で注目される以前のヤニングスの作品の取り扱いを、公開状況や批評を調査にすることによって明らかにしてゆく。この調査と検討は、最も「ドイツ的」とされた俳優の日本での初期の受容のかたちを捉えるための1つの試みである。

公開状況の調査範囲は、ヤニングスの映画俳優のキャリアが1910年代半ばから開始されることから、これに合わせて1910年代半ばから、『パッション』が

公開される前年の1921年（大正10年）までとした。作品の公開時期は、映画作品辞典などを拠り所としたが、広告宣伝を含め、公開情報が掲載されている新聞も参考にした。⁷ 作品の批評については、新聞の批評記事、映画ファンによる一般投稿、『キネマ旬報』の時報欄、宣伝広告、紹介・批評記事などを参考とした。これらの資料から、作品名と原題、ジャンル、公開開始日、劇場名、主な宣伝文、併映作品の公開に関連する事柄を取り上げ、公開状況を表1としてまとめた。

この調査から、ヤニングスの作品は数多くあるものの、日本で初めて公開され年は1921年で『呪の眼』（*Die Augen der Mumie Ma*, 1918）という悲劇であり、これを含めて1921年末までには5本の作品が公開されたことが明らかとなった。以下の各節では、この表を参照しながら検討してゆく。

表1 『呪の眼』から『白黒姉妹』までの日本における公開状況

番号	作品名	原題	ジャンル	公開開始日	劇場名	主な宣伝文	併映作品
1	呪の眼	Die Augen der Mumie Ma	悲劇	1921年2月18日	葵館	獨逸新着大映畫 古墳妖話 恐怖週間	『狂へる悪魔』（米）
2	仇討	Vendetta!	活劇 復讐劇	1921年4月15日	オペラ館	独逸映画 大活劇 ユニオン會社	『金色夜叉』（日）
3	アルゴール （力の悲劇）	Algol. Eine Tragödie der Macht	芸術 （表現主義）	1921年5月27日	第一松竹館	特別興行 松竹新輸入 力の悲劇 獨逸表現派大映画	『鬼のはにかみ』（米） 『田舎豪傑』（米）
4	カラマゾフ兄弟	Die Brüder Karamasoff	文芸劇	1921年11月9日	電氣館	獨逸名映畫 ドストエフスキー翁 不朽の名作	『花嫁人形』（独）
5	白黒姉妹	Kohlhiesels Töchter	喜劇 風刺劇	1921年12月上旬	オペラ館	×	×

注）『國民新聞』、『東京朝日新聞』、『都新聞』、『讀賣新聞』などの主要新聞に掲載された宣伝広告に記載されている公開情報を抜粋して作成。併映作品欄の括弧は国名を示す。また「×」は不明を示す。

第一節では『呪の眼』、第二節では『仇討』（*Vendetta!*, 1919）、第三節では『アルゴール（力の悲劇）』（*Algol - Tragödie der Macht*, 1920）、第四節では『カラマゾフ兄弟（ママ）』（*Die Brüder Karamasoff*, 1920）、第五節では『白黒姉妹』（*Kohlhiesels*

Töchter,1920) をそれぞれ取り上げる。公開された劇場、作品を説明した活動写真弁士（以降は弁士）の有無、作品の簡単な内容を述べ、各作品の公開状況、批評をそれぞれ述べてゆく。最後に、当時の外国映画の公開状況にも触れ、日本でのヤニングスの初期作品の公開状況と評価の変遷をまとめる。

第一節 『呪の眼』（*Die Augen der Mumie Ma*,1918）

日本でのドイツ映画の公開は、早くは1910年代前半から確認されるが、第一次世界大戦の混乱で滞り、1919年（大正8年）には新規の作品が途絶える。1920年（大正9年）には少数であるが公開が再開され、『キネマ旬報』ではドイツ映画への関心を寄せた記事が掲載され始めた。⁸『呪の眼』が公開されたのは、このようなドイツ映画への期待が生まれ高められた時期であった。

『呪の眼』は、1921年2月18日に赤坂溜池の葵館で公開された。葵館は、日本活動写真株式会社（以降は日活）経営の外国映画専門の高級館であり、大物弁士の徳川夢聲がこの当時は在籍していた。ただし、図1の宣伝広告にあるように、夢聲は併映作品の説明を担当したため、南田若蘭、山形天洋の2人が本作品の説明を行っている。

本作品は、エジプトを舞台にした異国趣味の怪奇な作風であり、悲劇の発端が王家の墓であることから、宣伝広告では「古墳妖話」として、またドイツ映画の再開を心待ちにしていた映画ファンへのアピールか「獨逸新着大映畫」として宣伝されている。ヒロインであるネグリは「北歐の名花」と紹介されているが、ヤニングスの氏名は記載されていない。

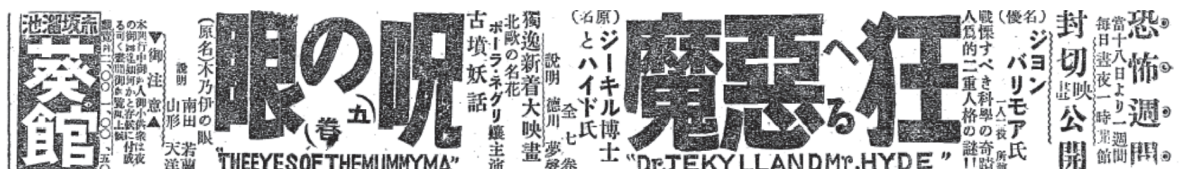


図1 葵館の宣伝広告 『讀賣新聞』1921年2月18日朝刊4面より

監督はエルンスト・ルービッチュ、主演はポーラ・ネグリ、相手役は二枚目俳優のハリー・リートケ (Harry Liedtke, 1882-1945) である。ヤニングスはアラブ人の行者ラドゥ役として、肌を褐色に塗り、ネグリを巡りリートケと争い、結果として彼女を殺め、自らも死を選ぶという、主演ではないが奇怪で強い印象を与える重要な役割を担った。ラドゥは存在感のある役ではあったが、宣伝広告や新聞の試写会の報告記事では、あらずじとネグリについて述べられ、ヤニングスについては何も触れられていない。⁹

併映作品は、『ジキル博士とハイド氏』(Strange Case of Dr Jekyll and Mr Hyde, 1886) を原作とした、端正な風貌で人気のあったジョン・バリモア (John Barrymore, 1882-1942) 主演のアメリカ映画『狂へる悪魔』(*Dr. Jekyll and Mr. Hyde*, 1920) であった。この2作品の共通点が怪奇要素であるため「恐怖週間」として公開された。宣伝広告では、2作品がそれぞれ「呼び物」として掲載されているが、花形弁士の夢聲が『狂へる悪魔』を担当したことや、バリモアの存在感の大きさから、こちらが重要視された様子が窺える。なお、上映は好評のため、『東京朝日新聞』には図2の「連日満員」の広告が掲載された。

公開は1週間で終わり、1週間の間を置いて、翌月の3月3日からは同じく日活が経営する浅草六区の電気館に場所を移した。



図2 葵館の宣伝広告
『東京朝日新聞』1921年2月22日夕刊3面より



図3 『呪いの眼』のラストシーン
『キネマ旬報』第59号
(1921年3月11日発行), 9頁より

本作品に対する批評は少なく、映画専門誌の『キネマ旬報』の批評欄でのみ確認された。図3の写真は、その批評と共に掲載されたもので、作中のヤニングスがネグリと対峙する終盤の場面である。批評では、作品が「徹頭徹尾凄惨陰鬱の氣分に満ちた映畫」¹⁰として捉えられ、ネグリについてはもちろん、写真のようなヤニングスの扮装が印象的であったと述べられている。さらには、悲劇的なラストシーンには、アメリカ映画にはない物語の奥行きがあるとして、全体では好意的評価が与えられた。¹¹

第二節 『仇討』（Vendetta!, 1919）

『仇討』は、前作の『呪の眼』の公開から2か月後の1921年4月15日に浅草のオペラ館で公開された。オペラ館も日活の経営であったため、日活の製作映画が併用作品であったが、これは、洋画同士の組み合わせが主流であった従来のドイツ映画の公開のかたちとは異なるものであった。図4はオペラ館の宣伝広告であるが、ここには作品を説明した弁士の氏名はなく、また参照した資料にも記載はないため不明である。

本作品は、殺された兄を巡るコルシカ女性の復讐劇で、「大活劇」として宣伝され、「ユニオン會社」と製作会社の名前も示されている。ただし、ヤニングスを含め俳優の氏名は記載されていない。



図4 オペラ館の宣伝広告
『讀賣新聞』1921年4月15日
朝刊5面より

監督は当時多くの作品を手掛けていたゲオルク・ヤコービ（Georg Jacoby, 1882-1964）、主演と相手役は、『呪の眼』と同じくネグリとリートケのコンビである。ネグリは復讐に燃えるコルシカ人、リートケは恋人で復讐の相手という愛憎入り混じる関係にあり、ヤニングスはネグリに恋する伯爵の従者のトマッ

ソ役で、前作品と同じように重要な役割を演じた。

併映作品は、尾崎紅葉の流行した『金色夜叉』の映画化で、この当時、様々なかたちの『金色夜叉』があったが、本作品は、横山運平と中山歌子の共演で日活が製作した作品であった。この2作品は、登場人物の性別は異なるが、熱愛と復讐を基軸にした愛憎劇であったため、明確には示されていないが、同じジャンルとして企画されて公開されたのではないだろうか。ただし『金色夜叉』の人気の高さ、『仇討』の俳優も含めた知名度の不足、広告の内容、そして後述する実際の上映での様子からも、『仇討』が『金色夜叉』を引き立てる「添え物」として取り扱われたことが分かる。

公開終了の正確な時期は捉えられなかったが、終了日は4月末、または5月上旬で、公開期間は2週間から長くても3週間だろうか。¹²以降の公開は、主要新聞での宣伝広告が確認されなかったことから、東京市内の主要常設館以外の二番館、三番館、または地方都市へ移行したと考えられる。

批評については、『キネマ旬報』の批評欄でのみ確認された。それは、熱愛と復讐の物語に力強さが見出され、獨逸特有の淋しさを感じさせるとするフィルムの染色についても関心が向けられた内容であった。¹³これが物語を一段と引き立てるというという主張であり、技術面への言及ともなっている。そして、俳優については、上映されたオペラ館では出演者の配役が示されていないことが述べられ、そのためヤニングスの氏名は記載されていないが、彼が演じたトマッソ役の表情が忘れられないと語られている。¹⁴この「配役が示されなかった」とは、フィルム自体の欠落か、弁士の説明不足かその原因は定かではないが、公開に際して丁重に取り扱われ、万全な体制がとられた訳ではないことが窺える。

第三節 『アルゴール（力の悲劇）』（*Algol - Tragödie der Macht*, 1920）

『アルゴール（力の悲劇）』は、前作の『仇討』から間を置かず、1921年5月27日に赤坂の第一松竹館で公開された。第一松竹館は、松竹キネマ株式会社

（以降は松竹）経営の外国映画専門の高級館であった。図5の宣伝広告にあるように、弁士は、徳川夢聲、南田若蘭、金井秀香、泉天籟、大辻司朗、山下錦城の氏名があるが、本作品の担当者は不明である。

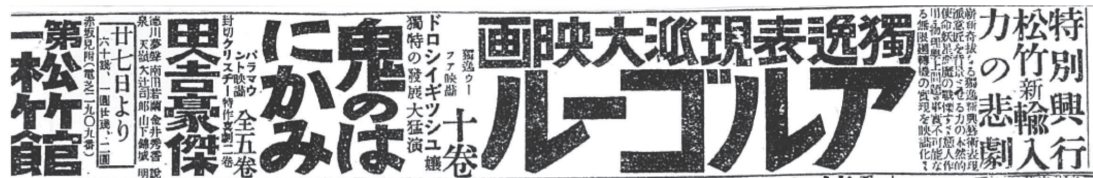


図5 第一松竹館の宣伝広告 『都新聞』1921年5月27日朝刊4面より

本作品は、炭鉱夫が悪の星であるアルゴール星の「力」を得て、権力を手にするが破滅するという内容で、SF設定に加え、ドイツの表現主義的技法が用いられた一風変わった物語であった。図6は『キネマ旬報』の作品紹介で掲載された写真であるが、一般的な劇映画とは異なる舞台設定で、独特な雰囲気醸し出されている。



図6 作中のヤニングス
『キネマ旬報』第66号
(1921年5月21日発行), 3頁より

公開日の2週間前には、最も有名な表現主義映画であり、大変話題となる『カリガリ博士』が浅草六区のキネマ倶楽部で公開されている。映画での表現主義的技法は、「不安」や「恐怖」などの精神を、超現実的な舞台設定や美術、光と影を巧みに駆使することで表現するために用いられる。図6の一場面はこれを端的に示すものだが、『カリガリ博士』は、日本での表現主義映画の第一波として、驚きを持って迎えられていた。¹⁵ 松竹はこの影響を期待してか、宣伝広告では「特別興行」、「松竹新輸入」、「獨逸表現派大映画」などの話題を引くような宣伝がされている。ただし、ヤニングスを含め俳優の氏名は記載されていない。

監督は舞台出身のハンス・ヴェルクマイスター (Johannes Werckmeister, 1871-1929)、主演はヤニングスで、権力を握る炭鉱夫のヘルネ役を演じている。他には、か

つての恋人役として、日本ではまだ無名のハンナ・ラルフ (Hanna Ralph, 1888-1978) が出演している。これは、ヤニングスの主演作品としては、初めて公開される作品でもあった。

併映作品は、共にアメリカ映画2作品で、ドロシー・ギッシュ (Dorothy Gish, 1898-1968) 主演の軽いタッチの社会劇『鬼のはにかみ』 (*The Hope Chest*, 1918), 短編喜劇『田舎豪傑』 (原題不明) であった。広告上の文字の配置や大きさ、宣伝文の長さから、本作品が「呼び物」として、興行の目玉作品として取り扱われたことが分かる。

公開は1週間で終わったが、前作の『仇討』のように、以降の公開情報は確認されなかったため、東京市内の主要常設館での興行からは離れたと考えられる。

批評については、同時期の表現派の『カリガリ博士』との比較がなされ、これまでの2作品とは異なり『キネマ旬報』のような映画専門誌以外にも、新聞の投稿欄ではそれぞれ個人の意見が散見され始めた。『キネマ旬報』では、より本作品に表現派の使命が見出され、その点では『カリガリ博士』よりも一段上に置かれるとする印象が述べられていた。¹⁶ また、ヤニングスを含めた俳優の演技は、「自信ある根強い確固さ」¹⁷ として、暗い重苦しい雰囲気について不満を述べつつも、物語の主題である権力による悲劇に感動を与えるととして、高く評価された。しかし、新聞の一般人による投稿は『キネマ旬報』の批評よりも批判的なものがあった。中でも『東京朝日新聞』の「映寫幕」では、「頗る簡単な低級社會劇」¹⁸ として、商売上の手段として表現主義が用いられていると見做され、その在り方に強く疑問が呈されたのである。

第四節 『カラマゾフ兄弟 (ママ)』 (*Die Brüder Karamasoff*, 1920)

『カラマゾフ兄弟 (ママ)』は、前作の『アルゴール』から約5か月の1921年11月9日に浅草六区の電気館で公開された。電気館は、日活の経営の外国映画専門の高級館であっただけでなく、1903年 (明治36年) に日本初の常設の映画

専門館として開館し、浅草六区の賑わいを支え続けた老舗の劇場でもあった。弁士は、この時期、岡本輝堂、山形天洋などが出演していたが、本作品の担当者は不明である。

本作品は、ロシアの文豪ドストエフスキー（Фёдор Михайлович Достоевский, 1821-1881）の長編小説『カラマゾフの兄弟』（Братья Карамазовы, 1880）の映画化であった。

この物語は、19世紀のロシアを舞台にして、三兄弟と放蕩家の父親との歪な関係から、やがて起こる殺人事件を巡って、複雑な人間関係と様々なる葛藤を描いた愛憎劇である。

日本では、1892年（明治25年）に翻訳家の内田魯庵によって、『罪と罰』（Преступление и наказание, 1866）が紹介されてから、何度かのドストエフスキー・ブームが起こっている。

本作品が公開された大正時代は、翻訳本の出版が立て続けに行われ、3度目のブームとされた時代であった。¹⁹1917年（大正6年）には、新潮社から全集が発売され、この『カラマゾフの兄弟』もロシア文学者の米川正夫による翻訳で紹介されている。

図7は電氣館の宣伝広告であるが、この年がドストエフスキーの生誕から百年であることに触れ、本作品については「ドストイエフスキー翁不朽の名作」として、また、併映作品がドイツ映画であることから、「獨逸特作映畫週間」などと宣伝がされている。²⁰これはドイツの名優達でロシア文学を味わうことのできる機会として、ドイツ映画ファンだけでなく、ドストエフスキーを「ド翁」として崇める愛読者や文学に関心を持つ層にアピールする狙いが見えたものである。ここでは、ヤニングスをはじめ出演俳優の氏名が記載されている。



図7 電氣館の宣伝広告 『都新聞』1921年11月9日、朝刊3面より

監督は映画業界でキャリアの長いカール・フレーリヒ (Carl Froelich,1875-1953), 主演はヤニングスで, 父親殺しで裁判にかけられる長男ドミートリィを演じたが, 共演した俳優達もドイツ映画界の精鋭であった。強欲で好色な父親フォードルは, 第一次世界大戦前から日本でも主演作が公開されたフリッツ・コルトナー (Fritz Kortner,1892-1970), 合理主義者の次男イヴァンは, のちに『死滅の谷』 (*Der müde Tod*,1921) で注目されるベルンハルト・ゲツケ (Bernhard Goetzke,1884-1964), 修道僧の三男アレクセイは, 60年代まで長くドイツ映画界で活躍するヘルマン・ティーミヒ (Hermann Thimig,1890-1982), そして物語の鍵を握る使用人スメルジャコフは『カリガリ博士』のヴェルナー・クラウスがそれぞれ演じた。本作品は, このようなドイツ映画界でも指折りの演技派, 芸達者達が揃えられた文芸大作であった。本作品は, 広告上の文字の配置や大きさ, 宣伝文の長さに加えて, 作品の原作の知名度や当時の文豪ブーム, 作者の生誕百年という話題性から, 前作の『アルゴール』と同じように, 「呼び物」として, 興行の目玉作品として取り扱われたと考えられる。

また, 『キネマ旬報』では, 日活が提供するいくつかの作品と共に, 本作品がヤニングスの写真付きで大々的に紹介された。このことから本作品の話題性, 期待度が前3作品よりも高く, 重要な作品と見做されたことが分かる。

併映作品は, ドイツ映画の喜劇『花嫁人形』であった。女嫌いの男が, 遺産を得るために人間そっくりの人形「花嫁人形」と結婚しようとするが, 手違いが起こり生身の女が人形として届けられるという内容である。監督はエルンスト・ルービッチュ, 主演はルービッチュの多くの作品の主演として人気を集めたオシー・オズヴァルダ (Ossi Oswalda,1898-1947) であった。また『カラマゾフ兄弟 (ママ)』の三男アレクセイ役のティーミヒが, 女嫌いの男として出演している。偶然ではあるが, ティーミヒはここでも宗教と深く関わり, 修道僧達の入知恵で「花嫁人形」と結婚するのである。電気館の公開では, このような繋がりを驚き, 楽しんだ観客もいたかもしれない。

公開は1週間で終わり, 数日後の11月18日からは赤坂溜池の葵館に場所を移した。



図8 日活の宣伝広告「獨逸文藝映畫の精華を見よ」
『キネマ旬報』第82号（1921年11月1日発行），12頁より

批評については、新聞や『キネマ旬報』でも原作の物語の空気感を映画という形で再現しようとした製作側の姿勢、俳優の演技を高く評価する意見が見られた。『東京朝日新聞』の「映寫幕」では、ヤニングスについての記載はないが、「確にト翁の原作を辱しめざる作品」，「殊に俳優が性格を理解して動いて居るのが嬉しい」²¹として、原作を知る観客の意見が述べられた。『キネマ旬報』では、作中の舞台となる暗いロシアの雰囲気、沈鬱さが示されているとして原作への配慮を認め、俳優の演技については、「俳優は皆獨逸一流の根強い藝を持つてゐる」²²とし、特にヤニングスとクラウスが評価された。さらには、原作に通じる人々へも「決して失望させる事はない」と推奨する形で述べられた。²³ このように、作品の印象や評価は、作中の空気感、原作の世界観を正しく捉えているかどうか、そのアプローチ、表現方法に重点が置かれ、俳優にはそれらに適う演技力と存在感が求められた。

第五節 『白黒姉妹』（*Kohlhiesels Töchter*, 1920）

『白黒姉妹』は前作の『カラムゾフ兄弟（ママ）』の公開から約1か月後の1921年12月上旬に2作品目の『仇討』と同じ浅草のオペラ館で公開されたと考えられる。このように公開日が明確でないのは、『白黒姉妹』の宣伝広告は新聞や『キネマ旬報』では確認されず、映画の年鑑などから公開情報を参考としたためである。このような参考資料が不足のため、担当した弁士、併映作品の有無も不明である。

本作品は、姉妹の妹と結婚を望む男が、ある企みで姉と結婚するという内容の喜劇である。監督は1作品目の『呪の眼』、前作の併映作品の『花嫁人形』のエルンスト・ルービッチュ、主演はヘニー・ポルテン（Henny Porten, 1890-1960）で、粗野な姉と優しい妹を一人二役で演じた。ポルテンは、日本でも戦前から出演作が公開されていた女優で、『花嫁人形』のオズヴァルダと同じく、ドイツ映画の一時代を盛り上げた存在であった。ヤニングスは、このポルテン演じる姉の相手役として、姉と離婚し妹と結婚するために暴君として振る舞う男を表情豊かにコミカルに演じた。

公開最終日は不明であるが、オペラ館の新番組が12月17日から始まることを踏まえれば、公開期間は1～2週間程度であったと考えられる。そして、これまでの『仇討』や『アルゴール』のように、以降の公開情報は確認されなかったため、東京市内の主要常設館での興行からは離れたと考えるのが妥当であろう。

批評については、『キネマ旬報』の批評欄でのみ確認された。それは「獨逸一流の大監督ルービッチュ氏がまた斬新、群少を抜いた巧妙な手腕によつて映畫は更に精彩を放つてゐる」²⁴というもので、ルービッチュのアイデアとセンスに富んだ監督としての腕前が称えられた内容であった。この1921年は、ルービッチュの作品が日本で初めて公開された年であったが、その中でも本作品は高く評価され、喜劇監督としての地位が固められていった。

俳優の演技については、ヤニングスの喜劇俳優としての新たな側面が注目された。初期の『呪の眼』から直近の『カラマゾフ兄弟 (ママ)』まで、深刻な演技で、ほぼ喜劇的要素を見せなかったヤニングスが、本作品では一転、様々な表情と身体表現で感情を露わにする滑稽で巧みな演技を見せたことから、「腹藝のある氏の範圍の廣い事に驚かされる」²⁵として、その幅の広い演技力が驚きをもって評価されたのである。これまでの深刻な芸術風味の作品だけでなく、このような格式張らない作品においても、物語に溶け込んでゆくヤニングスの俳優としての才能と魅力が見出されていたのである。

おわりに

このように、日本におけるヤニングスの作品の公開状況や批評を確認しその変遷を見てきたが、ここで当時の外国映画の公開状況について触れつつ、簡単にまとめてゆく。

第一次世界大戦前の日本での外国映画の公開は、イタリアやフランスの作品が主流であったが、ヨーロッパ映画の後退、戦時中のアメリカ映画の流入によって一変し、戦後のこの時期には、外国映画の多くがアメリカ映画で占められていた。これらは、手に汗握る連続活劇、素朴で感傷的なブルーバード映画、ドタバタ喜劇のような大衆作品だけではなかった。直近では、1919年に公開されたD・W・グリフィス（David Wark Griffith, 1875-1948）の超大作『イントレランス』（*Intolerance*, 1916）のように、どの時代にも起こる人間社会の不寛容を訴えるような、社会派の側面を持つ大作映画が出現し、その芸術性や技術力も高く評価されていたのである。まさにアメリカ映画は、多くの人気俳優を輩出し、多様なジャンルの作品を絶え間なく提供し続けることで、質と量の両面で外国映画の興行には欠くことのできない存在であった。

戦後のドイツ映画は、このようなアメリカ映画の独壇場であった外国映画界に、揺さぶりをかける存在として現れた。1910年代に公開されたドイツ映画は、主に短編喜劇、連続活劇、文芸劇、社会劇などの作品であったが、1920年代に入ると、実に様々なジャンルの作品が公開され、多くの名監督、名俳優が登場することになるからである。

その中であって、「ドイツ的」俳優として世界的名優となるヤニングスの作品も公開されてゆくが、評価の高さから見れば、公開状況は細々とした比較的地味なものであった。ヤニングスの作品が日本で初めて公開されたのは1921年で、1年間で5作品が紹介されており、1作品目の悲劇の『呪の眼』と続く復讐劇の『仇討』、表現主義作品の『アルゴール（力の悲劇）』は、批評面では一定の評価を得、4作品目の文芸劇の『カラマゾフ兄弟（ママ）』、5作品目の喜劇の『白黒姉妹』では、演技力の手堅さや演技の幅の広さが称えられた。しか

し、公開館の宣伝広告では、知名度の低さからか『カラマゾフ兄弟 (ママ)』以外はそのヤニングスの名は取り上げられることはなく、公開状況も封切のあとに続く、東京市内の主要常設館での公開は決して多くはなかった。俳優としてのヤニングスの存在感は、映画批評では、徐々に認められてゆくものの、出演した作品は、実際の興行においては、大々的な宣伝や主要常設館での継続した公開に値する作品としては見做されていなかったのである。

これには、同時期に公開された作品の影響もある。同じドイツ映画では、『アルゴール (力の悲劇)』とほぼ同時期に公開された同系統である『カリガリ博士』の存在である。『カリガリ博士』は、おそらく20年代前半に最も注目されたドイツ映画であり、また新時代のドイツ映画の可能性と俳優達の非凡さを示した作品でもあった。

そしてアメリカ映画の存在も極めて大きいものであった。この年も名作とされる作品が輩出されるが、とりわけ7月に明治座で公開されたチャールズ・チャップリン (Charles Chaplin, 1889-1977) の『キッド』 (*The Kid*, 1921) の登場は、衝撃として捉えられる。『キッド』は、放浪者のチャップリンが捨て子を貧しいながらも愛情をこめて育てる人情喜劇であるが、興行的に大成功しただけではなく、批評においても大絶賛を受け、チャップリンを短編喜劇の俳優から「芸術家」へと押し上げた作品であったためである。また、ハリウッド・スター然としたダグラス・フェアバンクス (Douglas Fairbanks, 1883-1939) の冒険活劇の『奇傑ゾロ』 (*The Mark of Zorro*, 1920), 『三銃士』 (*The Three Musketeers*, 1921) の2作品も強い魅力を放った。この2作品は『カラマゾフ兄弟 (ママ)』と『白黒姉妹』公開の間の11月に立て続けに公開され、フェアバンクスの持つ快活さ、軽快なアクションが多くを観客を魅了したのであった。

このような話題作、名作、大作が当時のスクリーンを席卷し、無数の作品が入れ替わり立ち替わり、登場しては消えてゆく中で、ヤニングスの初期作品は公開されていたのである。

- 1 例えば、監督では『パッション』がアメリカでも高く評価されたルービッチュが1922年にはハリウッドに招かれ、「ルビッチ・タッチ」と呼ばれる機知とユーモアに富んだ作風に磨きをかけ、『結婚哲学』(*The Marriage Circle*,1924),『ウインダミア卿夫人の扇』(*Lady Windermere's Fan*,1925)などの艶笑喜劇で地位を築いた。また『最後の人』のムルナウは、1926年に渡米後、若い夫婦の再生を描いた『サンライズ』(*Sunrise: A Song of Two Humans*,1927)を監督し、映像表現の巧みさから、第一回アカデミー賞の芸術作品賞を受けた。『メトロポリス』のラングは、ナチス政権樹立後、1934年にフランスに亡命後、アメリカに渡り、都市の暴力と犯罪を描く「フィルム・ノワール」の先駆けとなる『激怒』(*Fury*,1936),『暗黒街の弾痕』(*You Only Live Once*,1937)など傑作を多く製作した。俳優では『嘆きの天使』でスタンバーグに見出されたディートリヒが1930年に渡米し、退廃的な美貌と洗練されたスタイルで『モロッコ』(*Morocco*,1930),『上海特急』(*Shanghai Express*,1932)などで国際的スターとなった。
- 2 クルト・リース, 平井正・柴田陽弘訳『ドイツ映画の偉大な時代 ただひとたびの』フィルムアート社, 1981年。
- 3 ザビーネ・ハーケ, 山本佳樹訳『ドイツ映画』鳥影社・ロゴス企画, 2010年。
- 4 三木恒治・世良利和「映画におけるエミール・ヤニングスの身体と扮装—『最後の人』と『ヴァリエテ』を中心に—」『岡山理科大学紀要』第48号 B, 2012年, 1-12頁。
- 5 翌1924年(大正13年)発行の映画専門書『映画芸術研究』と『映画大観』には、これを示すような当時のヤニングスを重要視した記述も見られる。以下を参照。オウステイン・レスカアポラ, 川添利基訳『映画芸術研究』聚芳閣, 1924年。大阪毎日新聞社, 活動写真研究会編『映画大観』春草堂, 1924年。
- 6 1930年代後半以降日本とドイツの政治的接近から、文化交流の一環として日独合作の『新しき土』(*Die Tochter des Samurai*,1937)が製作されているが、このような交流に往年の名優としてヤニングスの参加も期待されたため、新聞では来日の計画、日本での映画製作の企画など関連する動向が大々的に報道された。以下を参照。「今秋ヤニングス来朝 国際映畫を製作 名監督のフォルスト氏も 日本俳優も共同出演」『讀賣新聞』1937年5月22日夕刊4面。「日獨俳優の交換 クラウス, ヤニングス来朝實現か」『讀賣新聞』1941年2月8日朝刊3面。
- 7 主に以下を参照。世界映画史研究会編『舶来キネマ作品辞典 日本で戦前に上映された外国映画一覧』全4分冊, 科学書院, 2011年。『國民新聞』, 『東京朝日新聞』, 『都新聞』『讀賣新聞』。
- 8 「獨逸映画を紹介するに當つて」『キネマ旬報』第30号(1920年5月11日発行), 5頁。
- 9 「映画界」『東京朝日新聞』1921年2月17日夕刊3面。「活動試寫」『東京朝日新聞』1921年2月19日夕刊3面。
- 10 「主要映畫批評」『キネマ旬報』第59号(1921年3月11日発行), 9頁。
- 11 同上。
- 12 『都新聞』では、オペラ館の宣伝広告が4月29日まで掲載されていたこと, 翌5月6

日に他の映画と差し替えられた新しい宣伝広告が掲載されていたことから推測される。なお併映作の『金色夜叉』は5月20日まで公開されるロングランを果たした。

13 「主要映画批評」『キネマ旬報』第64号（1921年5月1日発行），6頁。

14 同上。

15 『カリガリ博士』は、精神科医カリガリ博士と彼に操られた夢遊病者チェザーレが、連続殺人事件を引き起こす物語であるが、俳優の扮装や演技、舞台装置や美術、細々とした設定にまで表現主義的要素が施され、一般的な映画作品の枠を超え、谷崎潤一郎などの作家などにも熱心に論じられ、広く話題となった。根本隆一郎編『文豪文士が愛した映画たち 昭和の作家映画論コレクション』ちくま文庫、2018年。

16 「主要映画批評」『キネマ旬報』第68号（1921年6月11日発行），11頁。

17 同上。

18 映画の神■「映寫幕」『東京朝日新聞』1921年8月23日夕刊3面。（■は判読不明箇所）

19 ドストエフスキー・ブームは1980年までに6度起こったとされる。1度目は明治25年前後，2度目は明治40年前後，3度目は大正期，4度目は昭和10年，5度目は昭和20-25年，6度目は大学闘争期とし，大正時代以外は社会状況の激変期か閉塞期のいずれかであったとの指摘がある。松本昌子「日本におけるドストエフスキー受容と「研究」」『日本の神学』1982 卷 21号，1982年，126-147頁。

20 同時期の東京市内では，ドストエフスキー生誕百年のイベントとして、『罪と罰』が公開されていた。

21 電光生「映寫幕」『東京朝日新聞』1921年11月26日夕刊3面。

22 「主要映画批評」『キネマ旬報』第84号（1921年11月21日発行），6頁。

23 同上。

24 「主要映画批評」『キネマ旬報』第88号（1922年1月21日発行），5頁。

25 同上。

Anna Lohn-Siegel's Interpretation of *Das Käthchen von Heilbronn* and the Modern Women's Movement

Asuka Yamazaki

1. Introduction

This study focuses on Anna Lohn-Siegel (1825–1902), a 19th century actress and a leader in the women's movement after her retirement. It analyzes Lohn-Siegel's interpretation of the main protagonists of Heinrich von Kleist's (1777–1811) famous 1810 drama *Das Käthchen von Heilbronn oder der Feuerprobe* [*Katie of Heilbronn or The Trial by Fire*] (hereafter *Käthchen* or KH) within the context of her involvement in the women's movement. *Käthchen*, the eponymous protagonist of this drama, was central to her career as it was her most famous role. For this analysis, it will primarily refer to Lohn-Siegel's lengthy memoir, *Wie ich Schauspielerin wurde: aus den Anfängen meiner Theaterlaufbahn* [*How I Became an Actress: From the Beginnings of My Theater Career*, 1881] (hereafter *Wie ich Schauspielerin wurde* or WS), in which she reflects on her theatrical life.

Lohn-Siegel was born in Naundorf, near Freiberg, a small city far from her future home, the metropolis of Dresden. Her father was a Protestant pastor and her mother “came from a distinguished family and had received a sophisticated education” (WS, 36). The Lohn-Siegel family was

patriarchal with strict discipline, and she received an “almost academic education [eine fast gelehrte Erziehung]” (Oelsner 1894, 149) and was a dedicated language learner. Löhn-Siegel’s family was also devoted to musical and artistic education. However, she grew tired of this strict educational atmosphere and began looking for a way to free herself from it.

In 1845, at the age of 20, she made her acting debut in the small city of Posen, Poland, despite opposition from some of her relatives. Thereafter, she began working at the National Theater in Leipzig and the Court Theater in Dresden, where she became one of the most famous German actresses of her time. In addition to her acting skills, she also excelled in Latin, Greek, and French and showed a talent for writing plays that were appreciated by the fellow playwrights of her time.

Löhn-Siegel was passionate about improving the social position of women and became a leading figure in the women’s movement. She worked hard to free women from their oppressive positions and promote their professional independence in society. In her memoir, there are numerous criticisms of the inequality between men and women in both society and the theatrical field. She also wrote an essay titled *Unweiblich: Ein Wort zur Bekämpfung eines Vorurtheils unter einem großen Theile der Frauenwelt* [*Unfeminine: A Word to Counter a Prejudice Among a Large Part of the Female World*] in 1870, which criticized social prejudice against newly professional women and spoke of women’s emancipation.

Löhn-Siegel’s *Wie ich Schauspielerin wurde* reflects her high awareness of women’s rights issues in the late 19th century. This memoir also includes her personal reflections on *Käthchen*, a well-staged play of the same era. It is noteworthy that the actress who was so famous for portraying Käthchen had such harsh criticisms to make about the characters. Through these criticisms, one can see how Löhn-Siegel’s

understandings of the characters diverged from that of the wider public, her progressive views of the ways women should exist, and her instructive and enlightened position compared to the general appraisal of dramatic works at the time.

Actors' analyses of the dramatic works in which they appear is limited to the case of a few well-known actors who have left biographies. For this reason, the study of Lohn-Siegel discussed in this paper is significant. As this paper will indicate, the actor is not merely a bridge between the work and audience but also a medium that reproduces the ideas in the work. While understanding the traditional interpretations expected by the public, actors, however, also create their own new interpretations, which in turn influence the ways the works and characters are presented. This contributes to embodiments and characterizations that may be ahead of their time.

This study first examines Lohn-Siegel's decision to perform in this play despite the public's negative image of *Käthchen*. It also analyzes this actress's evaluation of the leading character, Käthchen, who is a "manly" woman. Next, it explores Lohn-Siegel's discomfort with Käthchen's character, based on her awareness of women's issues. Further, this study examines her negative interpretation of the aristocratic spirit of the medieval knight Count, in the context of the de-classified and democratic trends of the modern era. Finally, from the perspective of a figure of independent woman, the study analyzes how Lohn-Siegel sympathized with Käthchen's rival, Kunigunde, the aristocratic princess with an artificial body.

2. Käthchen as a “manly woman”: negative public perceptions of Käthchen and Lohn-Siegel’s contrasting view

Kleist’s *Käthchen* is the romanticized tale of a knight told in five acts and set in an idealized version of the medieval period. The main characters are Count Wetter vom Strahle, the village girl Käthchen, and the princess Kunigunde. Käthchen loves the Count and pursues him with all her heart. Although she is sometimes scorned, she continues to hold on to her absolute devotion for the Count. However, the Count becomes engaged to Princess Kunigunde. The Count and Käthchen then experience the same prophetic dream, including the same details and symbolism. Over the course of the play, it is revealed that Kunigunde is in fact a synthesized human who has been trying to poison Käthchen. Kunigunde is an artificial human created by technologically assembling various beautiful body parts obtained from across the world. Finally, the characters learn that Käthchen is the secret illegitimate daughter of the emperor. The story ends with the Count dissolving his engagement to Kunigunde and marrying Käthchen, who is now officially recognized by her father.

Käthchen was a highly successful and frequently performed dramatic work in its time. However, it was rarely staged as originally written in the first half of the 19th century, and it was in the second half of the 19th century that the operatic adaptation achieved great success (Bremer 2012, 204–205). Compared to Kleist’s other works, this play focuses on its protagonist’s devotion and purity, as well as a destined romantic connection. In the story’s dualistic logic of good versus evil, Princess Kunigunde, who has a synthesized body and is called “Poisoner [Giftmischerin]” (KH, 434), becomes a symbol of evil, whereas Käthchen, who wins the Count’s affection through divine blessing, becomes a symbol

of good. Compared to Kleist's heroic military play *Die Hermannsschlacht* [*Hermann's Battle*, 1808], *Käthchen* is a nonpolitical story (Bremer 2012, 204).

According to Löhn-Siegel's *Wie ich Schauspielerin wurde*, she did not know about *Käthchen* while growing up. She knew of Kleist's *Prinz Friedrich von Homburg* [*The Prince of Homburg*, 1821], which her cultured father had read to her, and *Der zerbrochne Krug* [*The Broken Jug*, 1808] but not *Käthchen* (WS, 81). Löhn-Siegel believed that this was because, at the time, fathers refused to bring their daughters to see a play featuring a "mannish woman" ["das mannstolle Frauenzimmer"] (ibid.). This is confirmed in the following statement:

My father had read *Prinz Friedrich von Homburg* and *Der zerbrochne Krug* to us, but he had passed over the *Das Käthchen von Heilbronn* in silence. As it happened, I hadn't come across the book anywhere, and what else I had heard about *Käthchen* didn't exactly arouse my curiosity to make its acquaintance. In the refined, but not literary circles, I visited in Dresden, fathers refused to allow their daughters to see the play in which, as they said rather dismissively, "the manly woman" appeared. That was the common view of the delicate little *Käthchen* at the time. But the memory of this Dresden family judgment did not influence me now. (WS, 81)

This statement reflects the conservative public's views of the women at the time. Among the female characters shaped by Kleist, there are women who are violent and free-spirited and who overwhelm men, such as the female protagonist *Penthesilea*, an Amazon in a drama of the same name (1808), which was based on Greek mythology. Contrary to these rough-and-

tumble warrior women, Käthchen is a humble peasant girl devoted to the man she loves. Kleist himself described Penthesilea and Käthchen as two sides of the same coin (Huff 1992, 222; Tokita 2021, 91). Nevertheless, the public at the time saw Käthchen as belonging to a similar “manly woman” archetype.

According to Schaser (2020, 24), there was a general acceptance of the idea that men and women complemented each other, and audiences projecting a bourgeois self-image onto characters that educated men and women differently. To the bourgeois educated classes who attended the Dresden theater with their families, “manly” women, even as fictional characters, were inappropriate for children because of their problematic potential for shaking the socio-cultural boundaries between the two genders. Käthchen is a woman of action who relentlessly pursues the object of her love. This characteristic of Käthchen is likely to be considered “manly.”

In *Wie ich Schauspielerin wurde*, Löhn-Siegel recounts a heated discussion along similar lines that she had with a tailor in Salzburn about the state of young women and their attitudes toward men, using Shakespeare’s *The Taming of the Shrew* as an example. She also recalled her own father’s statements on the matter:

My father said: “The theater should be a great educational institution. Well, let’s just send the young girls and women to *The Taming of the Shrew*, where they will learn how to make themselves pleasing to men. Through flattery and hypocrisy.” (WS, 288)

Meanwhile, Löhn-Siegel laments the position of women, who are subordinate to men and trained to do their will in *The Taming of the Shrew*, and instead sympathizes with the female protagonist who is

punitively treated for speaking honestly with men. This 19th century actress clearly resented the position of women in previous eras.

In Löhn-Siegel's time, it was still considered ideal for men to be active in the public sphere and for women to take care of domestic affairs at home. It is no wonder that seeing active, engaged women encroaching on the public sphere of men was considered inappropriate for the education of children. Käthchen, a woman who actively pursues Count Wetter, a political subject, disrupts the male public sphere.

However, Löhn-Siegel's decision to take on the role was not influenced by the public's negative reaction to the characterization of the "manly" Käthchen. This decision reflected her progressive views of professional women entering public society during her time. Nevertheless, despite the negative public reaction to Käthchen, the play became popular because of the happy ending of the pure love story.

3. Problematizing the unconscious Käthchen: Löhn-Siegel's discomfort from the modern feminine perspective

This section will first analyze *Käthchen* and discuss the figuration of its eponymous protagonist. It will then explore Löhn-Siegel's interpretation of the character to demonstrate her feminist and emancipatory approach to the story and its roots in her wider views on women's rights.

In the story, Käthchen often falls into a trance and acts like a sleepwalker. For instance, when she sees Count Wetter, she is driven to throw herself at his feet. When he leaves, she jumps out of a window and breaks her leg while attempting to chase after him. Käthchen moves unconsciously, driven by a higher power. As others have suggested, this seems to reflect Kleist's belief in animal magnetism (Huff 1992; Schmitt

2009; Bremer 2012; Tokita 2021).

Although Käthchen seems to be the ideal of the obedient, good, and chaste daughter, she also radically pursues Count Wetter with a fierce, nearly deranged determination (Bremer 2012, 206). Käthchen is a helpless young woman in the face of greater supernatural forces, unable to reason her way out of her own violent behavior.

Käthchen's pathological clinginess and obedience is described in Kleist's narrative as "Like a dog that has tasted its master's sweat, she strides after him [wie ein Hund, der von seines Herren Schweiß gekostet, schreitet sie hinter ihm]" (KH, 329). Käthchen follows her love for the Count uncontrollably like a dog, obedient and obsequious even when she is estranged from her beloved. Despite some seeing Käthchen's behavior as overly manly, Löhn-Siegel was quite critical of the female protagonist she played:

The lack of maidenly pride, the servility in Käthchen was repugnant to me. I could not understand how a girl could be capable of making herself contemptible to the man she loved and adored by pursuing him with her affections against his will. (WS, 81)

Löhn-Siegel criticizes Käthchen's slavish affection. This contrast of a woman's irrational and bestial behavior against a man's calmness and intelligence is intended to be theatrical and dramatic in its effect. However, Löhn-Siegel believed Käthchen was not given any human dignity or pride in the narrative.

Löhn-Siegel's doubts about Käthchen's role can be tied to wider images of women of her time: after the July Revolution in France in 1830, a women's empowerment movement developed in Germany. Leading the

movement were Catholic and Protestant religious groups, who criticized the domestic and social conditions that had kept women ignorant and instead advocated a break from women's dependence on men (Briatte 2020, 45–46). The failed German revolutions of 1845–1846 fostered the momentum for increased educational and paid employment opportunities for women (ibid., 46–47). There was a strong awareness of the need to improve the situation whereby women were placed in a state of ignorance and illiteracy. This state of ignorance had created women's dependent condition toward men.

Käthchen, meanwhile, is kept in a state of ignorance as to what she desires and why she is driven by uncontrollable impulses. Her actions are driven by the logic of a male-centered political marriage, and she is dependent on a man's decisions. Although Käthchen and the Count are united in the end, they were unable to achieve this on their own. Instead, it is an event of divine providence beyond their will, in which the truth is revealed and love is fulfilled when they both dream the same dream. Käthchen embodies a passive, repressed, and weak gender that remains ignorant and foolishly waits for things to turn around.

Bremer (2012, 210) suggests that the oppositional relation between dream and reality in the story presents a highly romanticized image of *Käthchen* in the Middle Ages that is intentionally rendered obsolete. Even Löhn-Siegel, who lived in a later period than the creation of this work, would likely have seen such an ignorant and male-dependent woman—albeit unconscious and “manly” in some ways—as an antiquated concept by the mid-19th century, when the women's movement was developing. It also becomes clear through the eyes of this actress that Käthchen had become a cultural tool for projecting the retro-romanticism of authors and readers.

4. Löhn-Siegel's antipathy to Count Wetter and his aristocratic political character

Wolfgang Menzel (1798–1873), a German literary contemporary of Kleist, praised *Käthchen* and *Prinz Friedrich von Homburg* and said that they were “wonderful works between the noblest simplicity and sincerity of the Middle Ages and the highest refinement of the present age” (Schmitt 2009, 151). Due to the re-evaluation of medieval literature during the Romantic era and the veneration of knightly culture, Count Wetter, a knight and aristocrat in *Käthchen*, is portrayed as sober and politically determined, not losing his heroic pride.

However, Löhn-Siegel expresses antipathy toward Wetter:

I downright hated the ancestor-proud Count, who insists on his bare shield of honor and only finds the lover worthy of marriage when she turns out to be an emperor's daughter, albeit an illegitimate one. (WS, 81)

It is interesting to note that Löhn-Siegel, the lead actress playing the role of Käthchen in the successful play of the time, had a dislike for Count Wetter, the love interest of the role. Tokita (2021, 107) analyzes Count Wetter's political decision to advance himself, wherein he initially decides to give up Käthchen and marry Kunigunde, a descendant of the former emperor, to raise the status of his territory and gain political advantages. The Count is attempting to create and cement alliances through an aristocratic marriage, thereby expanding his own family's control and reproducing power.

Reeve (1991) analyzes Kleist's aristocratic family origins and the

reflection of aristocratic thought and logic in this work. He indicates (ibid., 8) that even in the 18th century, there survived an “aristocratic spirit” in which nobles were willing to sacrifice “lower things” (such as another person or personal possessions) in order to obtain “higher ones” (such as political goals), and a classist system, an “aristocratic superiority” that publicly favored this class, remained strong in Germany until the end of World War I. In *Käthchen*, the aristocratic logic and political prioritizing of the survival of the traditional medieval aristocratic family is central to the story, and Count Wetter is portrayed as existing fully within this value system.

However, Löhn-Siegel rejected the aristocratic perspective of Count Wetter—who initially gave up the fulfillment of his love for Käthchen (believed to be a commoner by birth)—and detested his classist political orientation. The actress did not idealize a premodern marriage between houses of the same social class as a political and social device in favor of a more human and affection-based form of bonding.

Similarly, during the 18th and 19th centuries, the traditional family system comprising male dominance and female subordination, in which family reproduction was achieved through patriarchal rule, was crumbling. According to Luhmann ([c1982] 2005, 198), during the reform movement in England, society slowly began to recognize married couples as being equal on principle and that their life ought to be based on love, reason, and mutual respect. The transition from a traditional model of arranged marriages between families to one based on the personal affections of two people also began entering into the wider social structure due to the increase in individualistic value of sentimental, romantic love (ibid., 222).

Thus, this was a time in which civic values centered on romantic love, even between members of different classes, were coming into full play.

Because Lohn-Siegel supported this new approach to love, she expressed her dislike for Count Wetter with his traditionalist values of territorial expansion, economic prosperity, and a strong patriarchal rule at home.

However, others have challenged this view of Count Wetter as being bound by the old family system and an aristocratic way of thinking. According to Schmitt (2009, 162), the Count himself acts following the rules of unconscious mental desire, is completely obsessed with his own erotic proclivities, and refers to himself as a sad “shepherd” [“Schäfer”] (KH, 348) in the second act in the vein of Greek-Roman classical lyric laments. The Count is aware of his inability to control his impulses, through which he ironically parodies himself.

Kleist seems to portray Count Wetter as a weak man who is troubled by his intuitive and irrational love toward Käthchen. As a result, one can argue that the Count is not entirely political and aristocratic in his thinking. Instead, he exists as a modern man torn between his own modern, civic, sentimental, and inner love-oriented values and the medieval, conservative, sociopolitical logic of the traditional family system and its emphasis on economic prosperity.

Lohn-Siegel does not comment further on this aspect of the Count. However, compared to the Count, who has a choice about marriage, Käthchen provides a striking contrast: she is elevated from commoner to aristocrat and chosen by the Count for marriage. As a result, she is a passive entity with no choice until the very end.

On this subject, Lohn-Siegel was harshly critical of the inequality of the sexes and the oppression of female characters in *The Taming of the Shrew* (WS, 283). She hoped that the theater could portray situations in which men and women were presented on an equal footing and liberate women from their oppression in both the real and fictional worlds.

Bremer (2012, 208) notes that “the Count takes advantage of Käthchen’s simplicity to enjoy the pleasures of thievery at her expense.” Lohn-Siegel’s interpretation of Count Wetter’s political strategy due to his high status, as well as his cunning wife-swapping using his rational intellect, within the foundation of an unequally gendered narrative, was a similarly negative one.

5. The independent, desiring woman: Lohn-Siegel’s sympathy for Kunigunde

Although Käthchen is portrayed as being in a dreamy state of magnetic hypnosis, symbolizing the unconscious, her rival Kunigunde is a symbol of the rational realm that uses technology and discourse (Huff 1992, 233). Princess Kunigunde is an artificial human being, technologically created by assembling various beautiful body parts taken from the world. She seduces and ensnares Count Wetter with her intellectual wiles and accomplishes her betrothal to him.

Kunigunde is not motivated by any unconscious or irrational impulses but acts with an understanding of her own beauty and eroticism for the sole purpose of marrying Count Wetter. As a descendant of the former emperor, she has an aristocratic desire to expand her own territory. Therefore, she has the ruthless judgment to evaluate the courtship of many other knights and to quickly reject them if she finds them unworthy of a political marriage. She is also an evil woman who is willing to eliminate anyone who would hinder her goals, such as her attempt to poison her rival, Käthchen.

In general, the audience’s sympathy is never aroused for Kunigunde because she is Käthchen’s rival. Instead, she is a figure that attracts

feelings of disgust from the public. However, Löhn-Siegel shows more sympathy for Kunigunde as a human being than Käthchen:

The only naturally sentient character in Kleist's play seemed to me to be the despised Kunigunde. She was not dreamy and hazy; she knew what she wanted and sought to achieve her purpose through thick and thin. If the Count could woo her, even though he secretly loved the burgher's daughter and found her desirable, then he—a servant of knightly prejudices—was completely worthy of this lady knight, who felt and acted so genuinely in a robber-knightly manner.

When, after several years, I was given the opportunity to play *Das Käthchen von Heilbronn* at the Dresden Court Theater, I was curious to see whether my feelings would still be the same as in Sprottau. And lo and behold: It had not changed in the least. (WS, 82)

Kunigunde is fully aware of her own desire to marry the Count, and she is proactive and capable of working toward its realization in a congruent manner. She appears before the Count not in a state of unconsciousness, but as an awake, rational, lustful, and ambitious noblewoman. She is not subordinate to men but exercises as a subject her power of choice without demeaning herself. Similarly, Löhn-Siegel was also a modern professional woman who overcame opposition from her family to realize her own desire to become an actor. It is not surprising that she appreciated and sympathized with the strong-willed Kunigunde.

Schmitt (2009, 177) notes that Kunigunde is a “mosaic work” [“mosaische Arbeit”], a precisely constructed erotic and hopeful image that, at the same time, reveals demonic characteristics. This researcher also interprets her as an immensely beautiful woman, with an idealized, erotic

body that men desire but which “come[s] to nothing because her body either does not exist at all or exists only as a dazzling symbol” (ibid.). Although Kunigunde arouses men and stirs their desire for possession, she has an artificial body. It is a body of ideal beauty, created by rational science, for the purpose of being desired.

This reflects the profession of actors themselves, who have multiple personas and present artificial beauty through costumes and makeup. They physicalize and visualize their roles and present a desired, idealized body on stage. After the performance, however, they return to their own identities and stop embodying their theatrical roles. On stage, actors expand and control the desires of the audience, and at the end, they make the decision to erase the object of that desire. Thus, it is not surprising that Löhn-Siegel saw Kunigunde—a strong woman with an artificial body who appears before people as a symbol of beauty and pursues her own goals—as a modern image of femininity in relation to her own professional life as an actor.

In the same period, during and after the Dresden Revolution, Louise Otto-Peters (1819–1895), a famous leader of the women's movement, founded a women's newspaper. She used this paper to promote women's participation in the political sphere, their independent status in society, their educational opportunities, their independence in labor, and the dissolution of hierarchies among women. These values would serve as the basis for various women's movements (Schaser 2020, 30–31). In an era of the “politicization of women” (ibid., 31), Löhn-Siegel found a pioneering female figure for Kunigunde, a politicized woman who is as much a political subject as the Count and actively participates in public space.

6. Conclusion

Löhn-Siegel was a leading theatrical figure in her acclaimed performance of the role of the eponymous protagonist in Kleist's *Käthchen*, which was a great success in its time. Alongside this, however, the actress's critical interpretation of the role in the context of the women's movement developing throughout the 19th century reflected a progressive critical interpretation of the oppression of women. Moreover, Löhn-Siegel offered a unique interpretation of the other major characters in *Käthchen*. Her perspective of Kunigunde, a demonic princess, as an independent woman was progressive. These progressive views would have influenced the roles she played.

Actors are not only a bridge between the work and the audience but also present the ideas and concepts of the work in the present time. Therefore, even for traditional and old works with outdated ideas, actors may provide new perspectives and meaning to them through their interpretation and performances to match the values of their time. In this way, the old work is updated and acquires a new meaning that is ahead of its time.

Löhn-Siegel struggled with the great discrepancy between the audience's willingness to accept the stage representations of female characters who endure oppression and misery and her own rejection of these representations. This point will be discussed further in the author's next paper.

Acknowledgments

This research was supported by a KAKEN grant (23K00430) from the JSPS.

References

- Bremer, Kai. 2012. Nachwort. *Das Käthchen von Heilbronn: Vom Umgang mit der Formlosigkeit*. In, Heinrich von Kleist, *Das Käthchen von Heilbronn*. Stuttgart: Reclam, 201–211.
- Briatte, Anne-Laure. 2020. *Bevormundete Staatsbürgerinnen: die “radikale” Frauenbewegung im Deutschen Kaiserreich*. Translated by Meiken Endruweit. Frankfurt a. M. and New York: Campus.
- Chrambach, Eva. 2020. Artikel: Anna Löhn-Siegel, *Sächsische Biografie*, eds. by Institut für Sächsische Geschichte und Volkskunde (<https://saebi.isgv.de/biografie/17651>) (accessed March 7, 2024).
- Huff, Steven R. 1992. Heinrich von Kleist und Eberhard Gmelin: Neue Überlegungen, *Euphorion* 86 (2): 221–239.
- Kabel, Rolf. 1983. Anna Löhn-Siegel. In, *ibid.* (ed.), „*Solch ein Volk nennt sich nun Künstler...*“. *Schauspielererinnerungen des 18. und 19. Jahrhunderts*. Berlin: Henschel, 353–354.
- Kleist, Heinrich von. 1987. *Das Käthchen von Heilbronn*. In, *ibid.*, *Dramen, 1808–1811: Penthesilea; Das Käthchen von Heilbronn; Die Herrmannsschlacht; Prinz Friedrich von Homburg*. With the collaboration of Hans Rudolf Barth; eds. by Ilse-Marie Barth et al.. Frankfurt a.M.: Deutscher Klassiker, 257–434.
- Löhn-Siegel, Anna. 1880. *Wie ich Schauspielerin wurde: aus den Anfängen meiner Theaterlaufbahn*. Berlin: Gerschel. Digitalisierten Büchern, Die Universitäts- und Landesbibliothek Münster (<https://sammlungen.ulb.uni-muenster.de/hd/content/pageview/4574527>) (accessed March 7, 2024).
- Luhmann, Niklas. [c1982] 2005. *Liebe als Passion: zur Codierung von Intimität*. Translated by Sato Tsutomu et al. Tokyo: Bokutaku Pub.
- Oelsner, Elise. 1894. *Die Leistungen der deutschen Frau in den letzten vierhundert Jahren. Auf wissenschaftlichem Gebiete*. Breslau: M. Lemke.
- Reeve, William C. 1991. *Kleist's aristocratic heritage and “Das Käthchen von Heilbronn”*. Montreal and London: McGill-Queen's UP.
- Schaser, Angelika. 2020. *Frauenbewegung in Deutschland 1848–1933*. 2nd, completely rev. and updated ed. Darmstadt: WBG Academic.
- Schmitt, Axel. 2009. Kommentar. In, Heinrich von Kleist, *Das Käthchen von Heilbronn, oder, Die Feuerprobe: ein großes historisches Ritterschauspiel, Berlin 1810*. With a commentary by Axel Schmitt. Frankfurt a.M.: Suhrkamp, 131–181.
- Tokita, Yuko (時田 郁子). 2021. クライスト『ハイルブロンンのケートヒェン』の夢 [Eng. The dream of Kleist's “Das Käthchen von Heilbronn“], *European Cultural Studies* 40: 89–113.

『アンチ・オイディプス』の 欲望・社会・人格

—— 自由の中の隷属，隷属の中の自由 ——

吉 澤 保

はじめに

「人間は自由なものとして生まれたが，至るところで鉄鎖につながれている¹」。
『社会契約論』の有名な一文は，自然の側の自由と社会の側の隷属というルソーの思想を簡潔に表現する。人間を欲望に変えると，『アンチ・オイディプス』（1972年）の思想を要約することになる。欲望は本来自由であるが，至るところで隷属している。ルソーへの参照は『アンチ・オイディプス』自らが行う。「無意識〔つまり欲望〕は，自然-人間〔homme-nature〕であり，ルソー主義者である。そしてルソーの中にはなんと悪意と術策とがあることか²」。本稿が対象とするのは，欲望から社会を経て人格へと至るこのパラドクサルな道筋である。その際，岡本裕一郎の見解を導きの糸とする³。

岡本によれば，『アンチ・オイディプス』の欲望は「欠如や否定を一切含まず，まったく肯定的だ」。「プラトン以来，欲望は，「欠如したものを獲得することとして，たえず否定的に理解されてきた」。「そうした「欠如的なものを求める」否定的働きを，ドゥルーズ＝ガタリは「欲求」と呼んで，肯定的な「欲望」から区別した」。しかも，岡本によれば，欲望と欲求とは単に区別されるだけではない。「彼らによれば，肯定的な「欲望」が本源的であって，否定的な「欲求」はそこから派生する。なぜなら，「欲望」は本来肯定的であって，いささかの否定も含まないからである。肯定的な「欲望」に，二次的な否定が

持ち込まれると、「欲求」が生じてくるのだ」。そして「こうした「欲望」原理には、決定的な難点が潜んでいるように思われる」。その問題はこう表現される。「「欲望」が本源的で肯定的であるとすれば、そこからどうして否定的な「欲求」が派生するのであろうか。あるいは、「欲望」は、否定的なものを「欲望」することはないのだろうか」。この問いは、次のように言い換えられている。「「欲望は本質的に革命的である」とすれば、「ひとはなぜ自分の抑制を欲望することができるようになるのか？」」つまり、「本源的で革命的な「欲望」が、抑制という否定的で派生的なものを、どうして欲望するのか」。この問いを、「ドゥルーズ＝ガタリは「欲望のパラドックス」と呼んでいる」。そして『アンチ・オイディプス』は、この問いに答えることを目的として書かれた、といっても過言ではない」。

岡本は『アンチ・オイディプス』にこの問いに対する三つの解決策を見いだす。1)「スキゾとパラノ」の二元論、2)「欲望史観」、3)「死の本能」説。岡本はそれぞれの解決策を検討して結論づける。『アンチ・オイディプス』は、「欲望のパラドックス」を解決するどころか、むしろ、それを放置したまま終わったのではないだろうか」。さらにこの観点から『千のプラトー』（1980年）も取り上げられる。その議論にも満足していないことが分かる⁴。

岡本を参照するのは、ドゥルーズ・ガタリを専門としない岡本の見解——しかもフランス現代思想史の概説書における見解——を批判するためではない。それを導きの糸として『アンチ・オイディプス』の理論的試みを解きほぐすためである。岡本は『アンチ・オイディプス』の問いを正しく捉えている。ただしもっと強調すべきは、『アンチ・オイディプス』全体がこの問いに対する解答であるということだ。この著作は、欲望からの人格化を丹念に記述することを試みる。それはしかしながら、そのパフォーマティブな仕掛けも相まって、十分に読み解かれているとは言い難い。さらに本稿が試みるのは、岡本の見解を方向づけるその直観的確さを示すことだ。彼らの哲学の基本的な図式は確かに捉えられている。善なる神を原因とする世界に悪があるのだろうか、世界に悪が実存するなら悪の原因はどこにあるのか。以上の神学上の問題に対

して、ライプニッツは世界の最善説を主張することによって、世界のみならず神をも無罪化する。ヴォルテールの批判を経た後のルソーは、ライプニッツのような形而上学的手練手管に頼ることはできない。個別的悪の存在を認めつつも、いわば修正されたオプティミストとして悪の起源を神にも人間そのものにも帰することはない⁵。二人の欲望も構図はよく似ている。自由から出発した場合、隷属をどのように説明するのか。『アンチ・オイディプス』は曖昧であったが、『千のプラトー』は自由が隷属のいわば傾向を含むという解答をあっさり示す。スキゾを神とする彼らはいわば神義論的悩みに囚われることはない。

1. はじめの欲望

『アンチ・オイディプス』が記述を試みるのは、欲望からのオイディプス化である。「ともかくも、ひと〔on〕はオイディプス化される⁶」。オイディプス・コンプレックスは欲望に含まれないが、最終的に人はそれを持つに至る。オイディプス化は三角形化である。「三角形化は、欲望の諸対象を全体人格〔personne globale〕に、欲望を一つ特定の〔spécifique〕主体に、結びつける⁷」。つまりそれらは人格化である。オイディプス化、三角形化によって「欲望する生産は人格化される⁸」。一次的なものである欲望から社会を経て、また社会からの家族の排除を経て、人格が派生する。オイディプス化、三角形化とは人格化のことである。この著作が求めるのは、はじめの欲望から終わりの人格への理論的道筋を丹念に辿ることだ。

この著作に次の例示がある。乳房（部分対象）が母乳（流れ）を生産し、その母乳を口（部分対象）が切断する。乳房は口と接続するが、そもそも乳房は別の部分対象から接続され、また口も同様に別の部分対象と接続する…⁹部分対象は欲望する機械、つまり欲望であるが、それと同様に、流れもそうである。流れは一見、欲望の他者のように見えるが、そうではない。「欲望は流れを起して、自ら流れ、そして自ら切断する¹⁰」。また、欲望する機械は、三つの生

産、三つの総合、三つの切断である。生産、登録（登記）、消費という三つの生産、接続〔connexion〕、離接〔disjonction〕、連接〔conjonction〕という三つの総合、さらにまた三つの切断である。第一の生産は、第一の総合に、また第一の切断に、対応するが、第二、第三についても同様だ¹¹。第一の生産・接続に対応する第一の切断は流れと採取である。切断の一般的意味に反して、この著作の切断は生産・総合に対応する。このように欲望は様々な観点から規定される。

2. 欲望の三つの総合

接続としての欲望は他の欲望（流れ、部分対象）とつながる。「欲望する諸機械は、二項規則あるいは連結的〔associatif〕体制、をもつ二項機械である¹²」。重要なのは欲望が欠如をもたないことだ。欲求〔besoin〕が欠如をもちその欠如の充足を求めるものであるのに対して、欲望はそのようなものではない¹³。それは、生産の生産であり、岡本が指摘したように肯定的なものである。

欲望はしかし単に、単系的に線形状に他の欲望とつながるだけではない。欲望は、器官なき身体上での登録の生産、離接の総合でもある。まず「器官なき身体そのものは、非生産的なものとして、線形状の二項系列の第三の時間〔temps〕において、それが生産されるまさにその場所に実存している¹⁴」。ただし反生産とされる器官なき身体もまた欲望である点に変わりはない。『千のプラトー』が明言するところによれば「CsO〔器官なき身体〕は欲望である¹⁵」。この第二の様相で欲望はあらゆる方向に単線的につながるのはなく、器官なき身体上での離接の網の目となる。「[欲望する] 機械は、[それら機械と] 同じ数の離接点として、器官なき身体上に引っかかっている。これらの離接点の間には、新しい総合の網全体がはりめぐらされ、そしてこれらの離接点は表面を碁盤の目状に区分している¹⁶」。離接は A あるいは B の排他的離接ではなく、A であれ B であれ…の包含的離接である。論理学の包含的離接は、通常 A あるいは B（選言）に、A かつ B（連言）も含むが、『アンチ・オイディプス』

の包含的離接はそのようなものではない。包含的離接にはシュレーバーの妄想も含まれる。文字通り「すべてが可能である¹⁷」。スキゾが一度に消費する普遍的歴史である。歴史のすべての名がそこに登場する。欲望は、世界史を可能にする普遍的歴史であり、集团的ファンタスムである¹⁸。

欲望は単に普遍的歴史であるだけではない。それは、消費の生産、接続の総合でもある。そこに歴史のすべての名に対して「それは私だ」を反復する主体が登場する。『襞』は単なる出来事としての屈折からの観点化、主体化を記述するが、接続の欲望はそのような主体化に近い¹⁹。晩年狂気に襲われたニーチェが行ったように、この主体は、歴史のすべての名を、普遍的歴史を、一度に消費する。一般に欲望は主体から客体へ向けられる。この場合、主体、客体のほうに欲望に先行する。『アンチ・オイディプス』の欲望は、主体から客体へ向けられるものではない。既にある主体に欲望が生起するのではない。主体は単にその三つ目の総合において残り物として生産されるだけだ。自己同一的な主体、固定的な主体ではない。資本主義社会からの家族の離脱の後に生じる人格でもない。また主体は、歴史のすべての名を通り過ぎるが、包含的離接に備わる差異が消失することはない。歴史のすべての名を所有する弁証法的主体ではない（A かつ B ではなく、あくまで A あるいは B）。ヘーゲルの弁証法からの差別化は彼らにとって重要だ。

また欲望の三つの総合はこの順序で継起するものに見えるが、そうではない。それらは共存である。第一の切断の流れからの採取はすでに、第二の切断の離脱を前提にしている。「流れからの採取は、連鎖からの離脱を前提としている。生産の部分対象は、すべての総合の共存・相互作用における、登録のストックあるいは煉瓦、を前提とする。流れに情報を与えに来るコードにおける断片的な離脱がなかったら、いかにして流れに対する部分的な採取が存在するであろうか²⁰」。欲望の三つの総合は『千のプラトー』で示されるアイオーン、出来事に相当する。欲望の時間は、過去から未来に向かう時間の矢である現在の時間ではない。過去と未来の共存としての出来事の時間である。それは存立平面（内在平面）である。あるいは『差異と反復』の術語でいえば存在の一義性で

ある²¹。

欲望は哲学の伝統において「良きものと判断された対象への意識的傾向」とされた²²。『アンチ・オイディプス』の欲望は意識的なものではない。精神分析の用法に従い、無意識に属する。ただし、既にある人格に帰属する無意識ではない。欲望は無意識の自動生産である。「実在的なものは欲望——無意識の自動生産〔auto-production〕としての欲望——の受動的総合の結果である。欲望は何ものをも欠如していない。欲望自身の対象をも欠如していない²³」。人格のほうが続く。また、対象に向けられるにせよ、その対象というのは他の欲望であり、欲望の他者ではない。「良きものと判断」するような判断は彼らの欲望に関わりえない。彼らの欲望は古典的道德説（例えばアリストテレスのそれ）に帰結する欲望概念から隔絶している。そこにはその都度その観点からのスキゾの狂気がある。欲望は他の欲望とつながる点において「対象への傾向」と言えるかもしれない。ただしそれだけではない。離接的網の目（普遍的歴史）が、それを生きる主体が、生ずる。彼らの欲望はいわば、その都度の普遍的歴史を生きる主体への傾向である。

3. 欲望の社会への備給

このようにこの著作の欲望の規定は複雑だ。欲望はまず他の欲望を対象とする。欠如なき欲望は欲望の他者を対象としないように思われるが、これは正しいのか。ところで欲望は社会に相関的だ。欲望と社会のパラドクサルな関係が『アンチ・オイディプス』の主要なテーマを構成する。

欲望と社会との関係に関して第一に次の点を確認できる。欲望は社会に直接備給される。「私達が語っていることは、[A] 社会野が直接的に欲望によって遍歴されていること、[B] この社会野が、欲望の歴史的に規定された生産物であること、したがって、[C] リビドーは、生産力と生産関係とを備給するためには、いかなる媒介も、いかなる昇華も、いかなる心理的操作も、いかなる変容をも、必要としないということ、だけである²⁴」。精神分析の備給は

「一定量の心的エネルギーを何かに向けて充当すること」である²⁵。精神分析は欲望が家庭的備給から始まることを前提にする。そもそも欲望（欲動，リビドー）は無意識とはいえ特定の人格（私）への帰属が前提にされている。特定の人格の無意識に属する欲望は，人格——その人格本人（私）であれ他の人格であれ，本物であれ幻想であれ——か，部分対象——本物であれ幻想であれ——か，に向けられるとはいえ，家庭的備給にとどまる。オイディプス・コンプレックスではその人格の家族に属する特定の人格（パパ，ママ）に備給される。それは幼児であれ性的欲望である。社会に備給されるのは様々な変容を経た後にすぎない。社会的備給は家庭的備給の代わりにすぎない（成人の愛は幼児の満たされぬ愛の埋め合わせにすぎない）。一方で、『アンチ・オイディプス』によれば，欲望は社会に直接備給される。資本主義機械にいたり，家族の社会からの排除の後，一対一化，適用〔application〕がなされてはじめて人格への備給が起こるにすぎない。正確には備給は単に社会的なものにすぎず，社会の家族への適用によって私的人格（イマージュ）が形成されるだけだ。また，社会へ備給されるだけではなくそれはそもそも集合的なもの，集団的ファンタスムである。特定の一人の人格に帰属するところではない。「すべての備給は集合的であり，すべてのファンタスムは集団的であり，この意味で実在の定立だ²⁶」。

社会的備給は社会に帰属する特定の人格への備給ではない。社会体〔socius〕という形相——大地の身体，専制君主の身体，貨幣-資本の身体——への備給である。社会的備給には二種類ある（あるいは社会的備給には二つの極がある）。隷属集団の備給と主体集団の備給。人種隔離的備給とノマド的備給。ファシズム的パラノイア的備給と革命的分裂症的備給。つまり，欲望がファシズムに備給されるとは，ファシズムが欲望されるということだ。ライヒの次の叫びにドゥルーズとガタリは賛同する。「いや，大衆は騙されたのではない。大衆はファシズムを欲望した〔désirer〕。説明しなければならないのは以上のことだ²⁷」。それに対して，欲望が革命に備給されるとは，革命が欲望されるということだ。「革命家たちがしばしば忘れること，あるいは認めようとしな

いことは、ひとが、革命を欲し、また革命を行うのは、欲望によってであり、義務によってではないということだ²⁸」。

4. 欲望の社会による抑制

欲望と社会の関係について第二に確認するなら以下の通りだ。社会は欲望を抑制する。「この研究の始めから、私達は次の二つのことを同時に主張している。一つは、社会的生産と欲望する生産とは、一体をなすが、体制を異にし、したがって、生産の社会的形相は、欲望する生産に対して本質的な抑制を行使すること。いま一つはこれと並んで、欲望する生産（「真の」欲望）が、潜在的に社会的形相を爆破するものをもつこと²⁹」。精神分析によれば、家族における抑圧のほう为社会における抑制よりも一次的である。『アンチ・オイディプス』はこの図式を転倒させる。精神分析の抑圧は「ある欲動と結びついた観念や記憶を意識から排除して無意識の中へ押しもどしたり、閉じ込めようとする心の働き」である³⁰。一方で抑制は「中身が不快を与える観念あるいはアフェクトを意識的に取り除くことを目指す心的働き」である³¹。抑圧が無意識的働きであるのに対して、抑制は意識的働きである。また、抑圧が家庭的備給に関わるのに対して、抑制が社会的備給に関わる。精神分析によれば、欲望は家族的備給から始まり、社会的備給に代わる。一方で『アンチ・オイディプス』はこれを転倒させる。社会的備給は、資本主義機械の生産以降によりやう家庭的備給になる。正確には備給は社会的なものである。精神分析では抑圧のほう抑制に権利的に先行する。一方で、ライヒに続きドゥルーズとガタリはこれを逆転させる。「ライヒの力は、いかに抑圧が抑制に依存していたのか、を示したことである。このことは、何らこの二つの概念〔抑圧と抑制〕の混同を含んでいない。なぜなら、抑制は、従順な主体＝臣下〔sujet〕を形成するためには、かつ、社会形成体をこの抑制的構造をも含めて再生産することを保証するためには、まさしく抑圧を必要とするからである。しかし、社会的抑制は、文明〔資本主義社会〕と外延をとともにする家庭的抑圧から理解されるべき

ものではない。この家庭的な抑圧の方が、所与の社会的生産という形相に内属する抑制との関係において、理解さるべきものである³²」。

『アンチ・オイディプス』では抑制のほうを抑圧に権利的に先行する。しかし上記引用で述べられているように、抑制は抑圧を必要とし、手段として用いる。家族の発生以前に、最初の社会から抑圧は既に行われている。第三章は欲望の社会への移行を記述する。未開、野蛮、文明、つまり未開社会、専制君主社会、資本主義社会、という三つの社会機械がこの順序で展開する。第三章は社会の展開も記述する。

領土的表象、つまり未開社会の表象、の三つの審級が示される。第一の審級は抑圧される表象者〔représentant〕であり、それは強度的胚種の内流〔influx〕である。第二の審級は抑圧する表象〔représentation〕であり、それは縁組である。第三の審級は置き換えられた被表象者〔représenté〕であり、それはオイディプスである。第一の審級は欲望（正確にはコード化されえない欲望）である。これが、第二の審級である縁組によって抑圧される。第三の審級であるオイディプスは、抑圧されるものではない。欲望には存在していないものだ。オイディプス・コンプレックスは欲望に含まれない。存在しないにもかかわらず、抑圧する表象（縁組）によって、罫の働きをするイマージュとして、欲望に置き換えられる³³。この領土的表象の三つの審級は、専制君主社会の表象を経て、資本主義社会の表象において完成する³⁴。

5. 欲望としての社会

社会は欲望の他者に見える。しかしそうではない。欲望と社会の関係について第三に以下を確認する。社会は欲望である。正確には、社会は、「規定された諸条件における」欲望である。「社会的生産は、規定された諸条件における欲望する生産そのものである。これらの規定された諸条件とは、社会体あるいは充実身体としての群集性〔grégarité〕の諸形相である。分子的形成体は、これらの諸形相の下で、モルの集合を構成する³⁵」。規定された諸条件とは、

社会体の形相のことだ。つまり大地の身体，専制君主の身体，貨幣-資本の身体のことだ。

欲望と生産は通常，排他的に区別される。内なる欲望は外なる生産に向けられる。『アンチ・オイディプス』はこのような平行説を退ける。欲望こそが生産である。二元論的解決はドゥルーズとガタリとが決然と退けるものだ。欲望にその他者があるなら，欲望は欠如をもち，欠如を充足するものがその他者となる。彼らは欠如としての欲望を退ける。カントの獲得としての欲望概念を評価するが，彼らからすればそれもまた不十分である。カントの欲望概念はいまだ主観的にとどまる。彼らにとって，真の意味での欲望は客観的，実在的でないといけない。欲望こそが生産である。欲望一元論が宣言されている³⁶。

欲望は社会に抑制されるが，欲望を抑制する社会は欲望自体である。自由であるはずの欲望は自ら自らを隷属させる。欲望は自由かつ隷属である。岡本が正しくも捉えた問いは『アンチ・オイディプス』の問いである。そしてこの著作はこの問いに対する解答を提示する。この著作が試みるのは，欲望からのオイディプス化，三角形化，人格化を記述することだ。

6. 欲望から社会へ，社会から人格へ

欲望は三つの総合であった。三つの総合が内在的に使用されている限り，欲望は欲望のままである。超越的に使用されるに至ると，欲望は社会化どころか，人格化される³⁷。たとえば第一の総合である接続は，内在的使用では部分的・非特定的使用にとどまる。超越的使用になると，オイディプス的・全体的・特定的使用になる。内在的使用から超越的使用への変化は，第一の誤謬推理である外挿〔extrapolation〕が関与している³⁸。三つの総合であるという点で変化はない。欲望から人格へ，自由から隷属へと変わったのは，三つの総合そのものではない。それらの使用にすぎない。「しかし「真の」欲望とは何であるのか。なぜなら抑制もまた欲望されるものであるからだ。真の欲望と抑制とはいかにして区別すべきなのか。私達は，極めてゆっくりと分析する権利を要求し

たい。というのも——間違えないようにしよう——[三つの]総合は、対立する[二つの]使用においてさえも、同じであるからだ³⁹。内在的使用から超越的使用へと変化するが、本性は変わらない。二元論的対立は、二つの使用に由来する。欲望から社会、家族、人格が派生する。自由から隷属が派生する。ドゥルーズ哲学の構図でいえば、内在から超越が、存在の一義性から存在の類比が、派生する。『アンチ・オイディプス』第一章は欲望を扱う。第二章・第三章は欲望からのオイディプス化、三角形化、人格化である。第二章はこの人格化の形相的原因を提示する。それはつまり、三つの総合について内在的使用から超越的使用への移行を記述する。形相的原因であるのは社会における移行を記述しえていないからだ。形相的原因は、超越的使用、誤謬推理である。第二章・第七節冒頭は、第二章と第三章のそれぞれの主題を簡潔に表現する。「私達は、オイディプスの三角形の、形相、再生産、（形相的）原因、手法、条件を分析しようと試みた。しかし、私達は、この三角形化が依存する実在的諸力、実在的諸原因、の分析を後回しにしてきた。これに対する解答の一般的方向は、単純であり、ライヒによって素描されてきた。つまり、その一般的方向は、社会的抑制、社会的抑制の諸力である⁴⁰」。人格化の形相的原因を扱う第二章に対して、その実在的原因は普遍的歴史が記述される第三章が扱う。

第三章では未開、野蛮、文明、つまり未開社会、専制君主社会、資本主義社会、という三つの社会機械がこの順序で展開する。一見するとマルクス主義の史的唯物論をやり直すかのような世界史がここで示される。第三章はこのような展開だけではなく欲望の社会への移行を記述する。第三章・第三節「オイディプス問題」はこの移行を取り扱う。レヴィ＝ストロースは、近親相姦の禁制を、自分の所属しない集団の成員との婚姻、つまり外婚制、によって説明した。ドゥルーズとガタリはレヴィ＝ストロースのこの見解を批判する。この見解では出自が前提にされていて婚姻は出自から説明される。二人によれば、説明すべきは出自から婚姻（縁祖）ではない。「問題は、エネルギー的強度的秩序から外延的体系に移行することにある。外延的体系は、質的な縁組と、拡がりをもつ出自とを同時に含む⁴¹」。エネルギー的強度的秩序とは要は欲望であ

る。外延的体系は領土機械（未開社会）の表象である。欲望のすべてが社会に移行するわけではない。移行するもの、ブロックされないものと、移行しないもの、ブロックされるものとがある。「しかし、なぜ、インプレックス [imprexe], すなわち胚種的内流 [influx germinal], は、抑圧されるのか——それは、欲望の領土的表象者であるにもかかわらず——。それは、…このインプレックスが表象者の資格において差し向けているものが、コード化されえない流れ、コード化されるがままにならない流れであるからだ。つまり、まさに原始社会体の恐怖であるからだ⁴²」。インプレックス、胚珠的内流も要は欲望である。欲望は抑圧される。コード化されえない欲望が抑圧される。コード化されうる欲望は社会へ移行する。社会は欲望をコード化する。コード化しえないものは抑圧される。

また第四章は、精神分析に代えて彼らの実践論であるスキゾ分析を提示する。それにあたり、彼らは、第三章までの議論を拡張する。主に欲望から社会への移行が記述されていたが、それは、分子的多様性からモルの集合への移行として拡張される。分子的多様性は欲望する機械であり、モルの集合は社会的機械、有機的機械、技術的機械（いわゆる機械）である。ここで移行は、選別として、つまり分子的多様性の群集性（モルの集合）への選別として、提示される。「群集性は、決して任意なものではない。それは、以下の形容された形相に差し向ける。これらの形相は、創造的な選別によって、群集性を生産する。順序は、群集性 → 選別ではない。そうではなくて、逆に、分子的多様性 → 選別を行使する群集性の諸形相 → この選別から派生するモルのあるいは群集的諸集合 [ensemble molaire ou grégaire] である⁴³」。群集性の諸形相は社会でいえば社会体の形相である。つまり欲望 → 社会体の形相（大地の身体、専制君主の身体、貨幣-資本の身体）→ 社会機械。引用より、社会体の形相が欲望に選別を行使することが分かる。大地の欲望に対する選別の後に、大地上で未開社会（社会機械）が生ずる。

このように、社会への移行が行われるのは、欲望における対立的契機によって、弁証法的止揚によって、ではない。コード化しうる欲望とコード化しえな

い欲望という差異はあるにせよ、二つの欲望の対立によって社会が生ずるのではない。選別についても同様だ。

以上の移行は、欲望の社会体の形相への備給に対応する。一方の、社会に移行する欲望と、他方の、社会に移行しない欲望。移行する欲望は、ファシズム的パラノイアの備給に相当する。移行しない欲望は、革命的分裂症的備給に相当する。選別についても同様だ。

『アンチ・オイディプス』における欲望と社会との関係は複雑だ。確かに欲望から未開へ、未開から野蛮へ、野蛮から文明へという順序で社会は展開する。欲望がなければ社会はない。社会は欲望である。欲望は社会の始まりからある。しかしそれだけではなく、欲望は、社会の終わりに、つまり資本主義社会の終わりに、ある。欲望は社会の始まりにあるとともに、社会の終わりにある。このパラドクサルな関係は、社会体の二つの意味にも関わる。狭義の社会体は、未開、野蛮という前資本主義社会の社会体である。広義の社会体は、未開、野蛮、文明のすべての社会体のことだ。コード化の前資本主義社会から、公理系化の資本主義社会へ向かうには、脱コード化が必要となる。本性の同一性が言われるのは、欲望と社会とについてもそうであるが、より正しくは、スキゾ（欲望）と資本主義社会とについてだ。欲望は脱コード化にこそある⁴⁴。

7. 隷属の由来

確かに欲望からの社会化、人格化が規定路線であるなら、『アンチ・オイディプス』はこの道筋を記述していると言えるかもしれない。創造の事後の観点にたつなら、完全性において優れる神による世界の創造は不思議ではない。しかし、そもそも自由であるはずの欲望はなぜわざわざ隷属にならなければならないのか、と問うことができるだろう。神そのものに照準を合わせるなら、完全であるはずの神がなぜあえて世界を創造するのかと訝しむのももっともだ。

そもそもオイディプス化において帰結するものはすべて欲望の中にあったのか。社会は欲望であった。しかしながら社会で生ずるすべてが欲望に含まれる

わけではない。上述したように、オイディプス・コンプレックスは欲望されたものではない。原始社会において抑圧されたのは欲望であった。オイディプス・コンプレックスではない。欲望は抑圧された表象者である。オイディプス・コンプレックスは置き換えられた被表象者にすぎない。つまり欲望として誤認されたものにすぎない。人格の誕生とともに、オイディプス・コンプレックスは欲望の表象者の地位を占めることになる⁴⁵。しかし欲望にそもそも存在したわけではない。

人格も同様だ。乳房は典型的な部分対象であった。乳幼児（あるいは口）にとって、母乳（あるいは乳）をだす乳房は母を表すものではない。「部分対象が全体人格から採取されるのはみかけの上のことではなく、これらの部分対象が実在的に生産されるのは、流れあるいは非人格的ヒュレ、からの採取によって、である。これらの部分対象は、他の部分対象と接続し合うことによって、非人格的ヒュレと、コミュニケーションを行う。無意識は人格を知らない⁴⁶」。欲望として存在するのは部分対象である。欲望において登場するのは生産・反生産の動作主〔agent〕であるが、それら動作主は人格ではない⁴⁷。全体人格、つまり人格は欲望ではない。

第二の社会機械である専制君主社会（野蛮）で構造が、第三の社会機械である資本主義社会（文明）で人格が、派生する。人格はイマージュからなる。ラカンを援用するなら、野蛮は象徴界、文明は想像界、にほぼ対応することになる。第一の社会機械である未開社会に構造、人格は存在しなかった。無論、構造、人格——人格は前述した通り——は欲望にも存在しない。「スキゾ分析の無意識は、人格、集合、そして法を、つまり、イマージュ、構造、そして象徴を、全く知らない⁴⁸」。社会において派生するものがすべて欲望であったわけではない。欲望はスキゾの狂気であるが、精神分析が真の欲望とみなすオイディプス・コンプレックスは欲望ではない。構造も人格も欲望ではない。さらに、欲望は、目的・目標・意図をもたない。これらは、欲望が欠如と溶接することで生ずる。目的・目標・意図は、共同のあるいは人格的なものだ⁴⁹。欲望は精神分析の家族主義を免れている。欲望はドゥルーズ・ガタリ風に純粹無垢

化されている。欲望はスキゾのように善良だ。

人格、オイディプス・コンプレックスなど最後に派生するもの自体、欲望にあったわけではない。それでは欲望はなぜ隷属への道のりの第一歩を踏み出すに至ったのか。社会化、人格化は何に由来するのか。第二章は社会化、人格化の形相的原因を求めた。それは超越的使用と誤謬推理であった。端的には誤謬推理こそが内在的使用から超越的使用への移行を引き起こすとひとまず言うことができる。「欲望する生産との関係で、この不当なオイディプス的使用〔超越的使用〕は〔中略〕常に、同じ誤りの周囲を旋回するように、かつ理論的・実践的誤謬推理を包含するように私達に思われた」。しかしながら、議論の詳細に立ち入るとそれほど簡単には見えない。複数の誤謬推理が相互にいかなる関係をもつかも含めて、誤謬推理そのものが何に由来するかは明言されていない⁵⁰。第四章は、欲望から社会・人格への変容を、分子的多様体からモルの集合への統計学的変容として捉え直す。上述したように、分子的多様体には目的・目標・意図はないが、モルの集合にはある。つまり分子的多様体は、目的などがない、つまり偶然の諸要素である。一方でモルの集合はそうではない。この統計学的変容あるいは集積自体は偶然なのか、そうではないのか。「統計学的な集積は、偶然の結果、偶然にでてきた結果、であると考えてはならない。逆に、それは、偶然の諸要素に対して働いている選別の成果である」。この選別、つまりこの選別的圧力のほうが、モルの集合自体に先行する。言い換えれば、モルの集合は「特異性を破壊し、消滅させ、あるいは調整する選別的圧力」から生まれる。上述したように、群集性の形相のほうが、群集性（モルの集合）に先行する⁵¹。ここでは選別的圧力が偶然によるものではないことが示される。しかしそもそも選別的圧力が何に由来するのかは述べられていない。『アンチ・オイディプス』は、そもそもなぜ隷属かという問いに対する答えを提示しているわけではない⁵²。岡本の不満は根拠を完全に欠いているわけではない。

8. 『千のプラトー』：隷属の充足理由

『千のプラトー』は『アンチ・オイディプス』の第四章の議論を拡張的に整備する。有機的機械は無機物とともに地層として一般化される。社会的機械は、あたかも地層に基づくかのように、アジャンスマン〔agencement〕とされる。つまり、一見すると、自然（地層）から文化（アジャンスマン）への進化的秩序が導入されているかに見えるが、決してそうではない。それとともに、アジャンスマンは、欲望である器官なき身体上にも定位される。欲望からの社会と有機体との並行的流出という『アンチ・オイディプス』の理論的アグレッシブさが放棄されるわけではない。すべては抽象機械から派生する。抽象機械は『アンチ・オイディプス』の欲望を発展的に継承するものだ（欲望よりも一次的なものとも言うことができる）。器官なき身体、存立平面は、抽象機械と外延を同じくする。大きな図式で言えば、『アンチ・オイディプス』における欲望からの社会化、人格化は、『千のプラトー』における抽象機械からの地層化、主体化へと継承される⁵³。

結論のプラトーは抽象機械の類型論的分析に触れている。抽象機械は存立平面、器官なき身体であり、『千のプラトー』の哲学における一次的なものを構成する。『アンチ・オイディプス』の欲望は、器官なき身体とアジャンスマンとに定位される。最も優れた意味での抽象機械こそが、抽象機械という存立平面（器官なき身体）を、また地層、アジャンスマンをつくりだす。彼らの哲学は一元論のままである。ただし、抽象機械には三つの類型がある。「[1] 存立性の抽象機械 —— 特異でかつ突然変異的であり、多様化された連結をもっている —— 。[2] それらだけではなく、地層化の抽象機械 —— 存立平面を別の平面〔組織と展開の平面〕によって包囲している —— 。[3] そして、超コード化あるいは公理的な抽象機械 —— 全体化、同質化、閉鎖の接合〔連接〕〔totalisation, homogénéisation, conjonction de fermeture〕を行う —— ⁵⁴」。存立性の抽象機械は、存立平面に関わる抽象機械である。また、領土性（地層性）に囚われたアジャンスマンを別のアジャンスマンに開くものだ。つまりその脱

領土化の側面に関わる。これ以外に、二つの抽象機械の類型も認められている。地層化の抽象機械は、存立平面からの地層化に関わる。超コード的あるいは公理的抽象機械は、アジャンスマンの再領土化に関わる。シニフィアンの体制（超コード化）、ポスト・シニフィアンの体制（公理）をつくりだす。地層化は、『アンチ・オイディプス』で言えば、おおよそ、欲望からの有機体化、未開化（三つの社会機械のうち最初の社会機械のみ）に相当するだろう。超コード化は野蛮化（専制君主機械）に、公理化は文明化（資本主義機械）に、相当するだろう。いずれにせよ『アンチ・オイディプス』はこの点で曖昧であった。欲望に隷属の理由を認めるまではしていない。『千のプラトー』はこのように抽象機械にいわば充足理由を認めさえしている。充足理由律は矛盾律とともにライプニッツ哲学の二大原理を構成するが、ドゥルーズは充足理由という概念を自らの哲学に取り込む⁵⁵。『千のプラトー』の結論から翻って考えるなら、スキゾの自由は内なる隷属への傾斜によって汚されていた。むしろ、その傾斜によってスキゾの自由はいや増しに自由である。

9. 「欲望と快楽」：欲望の一次性

彼らの哲学についての岡本の直観は正しいと言うこともできよう。彼らの哲学において賭けられているのは、一元論と二元論との関係をいかに調整するかということだ。ただし一元論は二元論に権利的に先行し、逆ではない。そしてドゥルーズとガタリは一元論に基づきながらも、どこかで二元論的対立を巧妙に導入せざるを得ない。しかし彼らは恐らくそれを無自覚に行っていたはずはない。

1977年にドゥルーズは、『性の歴史』（1976年）刊行後のフーコーに向けた自らの覚え書を、フランソワ・エヴァルドを介してフーコーに渡した。この覚え書は、エヴァルドの前書きとともに『マガジン・リテレール』において「欲望と快楽」として1994年に公開され、後に『狂人の二つの体制』に再掲される⁵⁶。このテキストにおいてドゥルーズは、この時期理論的危機を迎えていたフーコー

へ配慮もしながら、ただし決定的な仕方ではフーコーの権力装置概念の問題点を示す。フーコーの理論との対比で彼らの欲望の理論的有効性が示される。フーコーの権力装置に対抗しうるものは、それに二次的なものにすぎない抵抗現象しかない。一方で、ドゥルーズとガタリの場合、まず欲望がある。逃走線、脱領土化の運動は欲望の異名である。「逃走線、脱領土化の運動は、ミシェル〔フーコー〕においてそれらに該当するもの——歴史的集団的決定としての——をもたないように私には思われる。私にとって、抵抗現象のステータスという問題は存在しない。逃走線が第一の決定である以上、欲望が社会野に配置を与え作動させている以上、むしろ権力装置こそが、これらのアジャンスマンによって生産されながらも同時に、これらのアジャンスマンを押しつぶすか、あるいはふさぎ止める⁵⁷」。フーコーの権力装置は彼らの欲望の一部に相当するにすぎない。「権力装置はアジャンスマンの一つの構成要素にすぎないだろう⁵⁸」。フーコーの場合、固定的なものである権力装置を一次的なものとする以上、そこからの歴史的変化を説明するのが難しい。一方で、ドゥルーズとガタリの場合、生成を事とする欲望を一次的なものとする以上、それを説明することができる。自由の中に既に隷属があったがゆえに、隷属は生じたが、また同時に、隷属の中に自由がある。隷属は革命、解放へと開かれている。

このテキストでドゥルーズは彼らの欲望をフーコーの快樂に対比させる。欲望が彼らの哲学にとって本質的な概念であることが再確認される。以上のような論点以外にも、このテキストにはさらに本稿の議論に関連するものがある。「社会野は社会野自らの諸矛盾によって規定されていない」。あるいは「社会は、社会野は、自らと矛盾しない⁵⁹」。社会はその矛盾によって変革される——これはヘーゲル・マルクスの弁証法の論理である（止揚、階級闘争、上部構造と下部構造との齟齬など）——ものではないという彼らの考えが明確に示されている。フーコーの、権力（その抵抗とともに）、戦略といった概念にドゥルーズが弁証法の影を見ていたのは明らかだ。ドゥルーズとガタリも抑制という一見矛盾を連想させる概念を放棄するわけではない。ただし「私は抑制というある種の概念を必要とする。それは、抑制が自発性に向けられるという意味

での抑制ではない。集团的アジェンスマンが多くの次元をもち、かつ、権力装置がその一つの次元でしかないという意味での抑制である⁶⁰」。一次的な欲望が、パラノイア的保守的備給とスキゾ的革命的備給とをもつことは問題がない。この場合でいえば、パラノイア的保守的備給のほうが権力装置に相当する。このように一見二元論的対立に見えるものも、ドゥルーズによって理論的に正当化されている。ドゥルーズは自らの哲学を自覚的に展開する。

おわりに

『アンチ・オイディプス』によれば、欲望は本来革命的である。その一方で欲望は隷属に至る。岡本はここに欲望のパラドックスをみる。本来革命的であるはずの欲望がその隷属に至るのはなぜか。このパラドックスをこの著作は説明しえていないのではないかと岡本は示唆する。この岡本が正しく捉えている問いは『アンチ・オイディプス』の問いである。『アンチ・オイディプス』はその問いに対する解答の試みである。欲望から社会へ、社会から人格へという道筋が丹念にたどられる。第一章は非常にオリジナルな欲望概念を提示する。それは同時に、三つの総合、三つの生産、三つの切断である。普遍的歴史（離接）のみならず、普遍的歴史を一度に消費する主体（連接）を生産することになる欲望である。第二章では欲望からの社会経由の人格化が記述される。三つの総合が内在的に使用される限り欲望は欲望のままである。五つの誤謬推理によって内在的使用から超越的使用への移行が生ずる。三つの総合が超越的に使用されると欲望は社会、人格になる。人格化によっても三つの総合（つまり欲望）自体は変わらない。内在的使用から超越的使用に変わっただけである。以上で人格化の形相的原因が示される。第三章は、世界史、つまり社会の歴史において欲望からの人格化を記述する。社会機械は原始社会、専制君主社会、資本主義社会へと展開する。資本主義社会において、社会からの家族の排除、社会の家族への適用が生じ、はじめて人格が生ずる。以上で人格化の實在的原因が示される。

『アンチ・オイディプス』で確かに欲望から人格の道筋は描かれた。しかしながら、人格、オイディプス・コンプレックスなど最後に登場するものは、欲望そのものには含まれていない。それならば、欲望にいわば「最初の一撃」を与えたものは何か。超越的使用、誤謬推理が何に由来するかは明言されない。分子的多様体からモルの集合を選別する選別的圧力（群集性の形相）は単に偶然的なものではないが、それが何に由来するかは明言されない。隷属が何に由来するかは明言されない。二人の共同作業の集大成となる『千のプラトー』（1980年）は、欲望を発展的に継承する抽象機械にあっさり隷属の充足理由を認める。そもそも自由には隷属が、その傾向が、含まれていたことになる。

岡本の見解を支えていたその直観は正しい。二人の哲学において賭けられているのは、一元論と二元論をいかに調整するかということだ。一元論こそが二元論に優先しなければならない。その際、彼ら是一元論に基づきながらも二元論的対立をどこかで導入せざるをえない。ドゥルーズは「欲望と快楽」から分かるように自らの欲望概念の理論的価値をよく弁えている。欲望から出発するがゆえに、隷属における自由への傾きを説明できる。自由の中に隷属があるがゆえに、隷属は生じるが、また同時に隷属の中に自由がある。

- 1 Jean-Jacques Rousseau, *Du contrat social*, in *Œuvres complètes* III, Gallimard, p. 351.
- 2 Gilles Deleuze, Félix Guattari, *L'Anti-Œdipe*, Minuit, 1972, p. 136. 引用中の〔 〕は引用者による補足などである。原語はその訳語の直後の〔 〕内に記す。
- 3 岡本裕一郎、『フランス現代思想史 —— 構造主義からデリダ以降へ —— 』, 中央公論新社, 2015年.
- 4 同書, pp. 134-154. なお、岡本が言及する「欲望のパラドックス」は『アンチ・オイディプス』で使われるが、それは岡本が言う意味とは異なる。「欲望のパラドックスとは以下のことだ。つまり、この欲望の両極〔ファシズム的パラノイア的極と分裂気質的革命的極〕を見きわめるためには、また、欲望する機械への集団の革命的試みを抽出するためには、無意識のこのように長い分析が、無意識の余すことのない分析が、常に必要であるということだ」。 *L'Anti-Œdipe*, p. 488.
- 5 この点は以下の古典と応用を参照。E・カッシーラー、『ジャン＝ジャック・ルソー問題』, みすず書房, 1997年, pp. 40-52; Jacques Derrida, *De la grammatologie*, Minuit,

1967. また日本人研究者による手堅い研究は以下を参照。川合清隆, 『ルソーの啓蒙哲学——自然・社会・神』, 名古屋大学出版会, 2002年, pp. 290-317.

- 6 *L'Anti-Œdipe*, p. 100.
- 7 *Ibid.*, p. 88.
- 8 *Ibid.*, p. 64.
- 9 *Ibid.*, p. 13.
- 10 *Idem.*
- 11 『アンチ・オイディプス』の第一章・第一節は生産・接続を, 第二節は登録（登記）・離接を, 第三節は消費・連接を, 扱う。第一章・第五節は三つの切断を扱う。なお, 第一の切断は流れ, 採取, 第二の切断は連鎖あるいはコード, 離脱, 第三の切断は主体, 残り物である。
- 12 *Ibid.*, p. 13
- 13 *Ibid.*, p. 35.
- 14 *Ibid.*, p. 16.
- 15 Deleuze, Guattari, *Mille plateaux*, Minuit, 1980, p. 203.
- 16 *L'Anti-Œdipe*, p. 20.
- 17 *Ibid.*, pp. 37, 66, 361, 372, 396, 458.
- 18 吉澤, 「『アンチ・オイディプス』の二つの普遍的歴史」, 『桜文論叢』第107巻, 2023年, pp. 1-26.
- 19 Deleuze, *Le Pli: Leibniz et le baroque*, Minuit, 1988, pp. 27, 30.
- 20 *L'Anti-Œdipe*, p. 50.
- 21 *Mille plateaux*, p. 320, etc. Deleuze, *Différence et répétition*, PUF, 1968, pp. 386-389. 吉澤, 「ドゥルーズにおける出来事——ホワイトヘッドとともに——」, 『津田塾大学』第43号, 2011年, pp. 303-328; 「『アンチ・オイディプス』の二つの普遍的歴史」.
- 22 « désir [phil. génè] », in *Encyclopédie philosophique universelle, volume II: les notions philosophiques, tome 1*, PUF, 1990, p. 608. 典型的にはアリストテレスであることが項目から分かる。
- 23 *L'Anti-Œdipe*, p. 36.
- 24 *Ibid.*, p. 38.
- 25 『精神分析事典』, 岩崎学術出版社, 2002年, p. 404.
- 26 *L'Anti-Œdipe*, p. 337.
- 27 *Ibid.*, p. 310.
- 28 *Ibid.*, p. 416
- 29 *Ibid.*, p. 141. 強調論者。
- 30 『精神分析事典』, p. 477.
- 31 *Dictionnaire de la psychanalyse*, Fayard, 1997, p. 916.
- 32 *L'Anti-Œdipe*, p. 143.
- 33 *Ibid.*, pp. 197-199.

34 *Ibid.*, pp. 258-261, 320-322.

35 *Ibid.*, p. 415.

36 *Ibid.*, pp. 34-35.

37 第二章・第三節は接続を，第四節は離接を，第五節は連接を，扱う。

38 三つの総合の内在的・超越的使用，また五つの誤謬推理が第二章で示される。

三つの総合

接続的総合	内在的使用：部分的かつ非特定的使用
	超越的使用：オイディプスの全体的かつ特定的使用 1) 両親の様相：オイディプスの三角形的形相が対応 2) 婚姻の様相：三角形的形相の再生産が対応
離接的総合	内在的使用：包含的あるいは無制限的使用
	超越的使用：オイディプスの，排他的，制限的使用 1) 想像的極：未分化状態の想像界 2) 象徴的極：排他的な象徴的な差異化
連接的総合	内在的使用：ノマド的多義的使用
	超越的使用：人種隔離の一対一的使用 1) 人種主義的，国家主義的，宗教的等々の契機 2) 家庭的契機

五つの誤謬推理

第一の誤謬推理：外挿
第二の誤謬推理：ダブル・バインド
第三の誤謬推理：適用
第四の誤謬推理：置き換え
第五の誤謬推理：後から

39 *Ibid.*, p. 141. 強調ドゥルーズとガタリ。

40 *Ibid.*, p. 137

41 *Ibid.*, p. 187.

42 *Ibid.*, p. 195.

43 *Ibid.*, p. 414.

44 「『アンチ・オイディプス』の二つの普遍的歴史」，殊に pp. 19-22；吉澤，「『アンチ・オイディプス』の欲望 — 社会と有機体 — 」，『桜文論叢』第110巻，2024年，pp. 1-24，殊に pp. 8-14.

45 *L'Anti-Œdipe*, pp. 321-322.

46 *Ibid.*, p. 56.

47 *Ibid.*, pp. 57, 320.

48 *Ibid.*, p. 374.

49 *Ibid.*, pp. 413-414.

50 *Ibid.*, pp. 133-135.

51 *Ibid.*, pp. 413-414.

52 ラプジャードも、形而上学的なものから社会的なものへの、自然から歴史への、つまり欲望から社会への、移行を取り上げる。そして「欲望する機械は、充実身体（大地の身体、専制君主の身体、貨幣・資本の身体）を、基礎として生産する。この基礎から出発して、集合的また人格的、利益、目標——この身体の要求に対応する——は配分される」。しかし、ラプジャードはこれを正当化する参照を示していない。ラプジャードはすでに『千のプラトー』の立場から『アンチ・オイディプス』を記述している（その限りで間違いではない）。David Lapoujade, *Deleuze, les mouvements aberrants*, Minuit, 2014, pp. 170-171. シベルタン＝ブランによれば、「すべての社会的生産の様相は、特殊な審級——充実身体として機能する——の形成を、自らの固有の再生産の条件として、引き起こす」。つまり、社会的生産が、社会体としての充実身体を引き起こす。確かに、そのような解釈を可能にする箇所もある（例えば、*L'Anti-Œdipe*, p. 18）。しかしながら、先に確認したように、第四章によれば、社会体による欲望の選別から社会的生産が生ずる。Guillaume Sibertin-Blanc, *Deleuze et L'Anti-Œdipe : La production du désir*, PUF, 2010, pp. 49-50.

53 『千のプラトー』については以下を参照。吉澤、「『千のプラトー』における内在と超越」、『桜文論叢』第103巻，2021年，pp. 223-262.

54 *Mille plateaux*, pp. 640-641. conjonction は『アンチ・オイディプス』の時とは同じ意味で使われていない。

55 例えば *Différence et répétition*, p. 287. 「齟齬，すなわち差異，あるいは強度（〈強度の差異〉），これらは現象の充足理由であり，現象するものの条件である」。

56 Deleuze, *Deux régimes de fous: textes et entretiens 1975-1995*, Minuit, 2003.

57 *Ibid.*, p. 118.

58 *Ibid.*, p. 115.

59 *Ibid.*, p. 116.

60 *Idem.*

Aktionsforschung als Methode für die kontinuierliche Verbesserung der Fremdsprachenlehre

Maria Gabriela Schmidt

1 Einleitung

In diesem Beitrag wird eine Methode zur kontinuierlichen Verbesserung der eigenen Lehre (改善 *kaizen*) vorgestellt, die sogenannte *Aktionsforschung*. Aktionsforschung (Engl. *action research*) ist im Grunde keine neue Methode, um den eigenen Kontext zu beforschen. Es gibt bisher insgesamt gesehen immer noch relativ wenige Beispielstudien im Bereich der Vermittlung von Fremdsprachen, wie z. B. Englisch oder Deutsch als Fremdsprache in Japan, die als Vorbild und Anregung dienen können. Gründe für eine Zurückhaltung von Lehrenden sind zum einen der Ausdruck ‚Forschung‘, der zu Bedenken führen kann: ‚Ich bin Lehrer:in und kein/e Forscher:in.‘ Zum anderen gilt Aktionsforschung, die überwiegend qualitative Daten in kleinen Mengen für einen bestimmten Bereich erhebt, nicht als Forschung im engeren Sinne. Man kann dazu Äußerungen wie folgende hören: ‚Das ist doch keine Forschung, das ist nicht quantifizierbar.‘ Wenn auch die Mengen klein sind, so soll vorwegnehmend festgehalten werden, dass Aktionsforschung ‚Forschung‘ im weiteren Sinne ist, weil sie nicht nur ein introspektives Nachdenken über den eigenen Unterricht beinhaltet. Aktionsforschung ist ein

systematisch-reflektierendes Vorgehen, mit einem zirkulär-spiralförmigen methodischen Vorgehen, das es ermöglicht, Entscheidungen zu Verbesserungen rund um den eigenen Unterricht auf eine solide Basis zu stellen¹.

2 Was ist Aktionsforschung

Der Ausdruck *action research*, auf Deutsch *Handlungsforschung* bzw. *Aktionsforschung* stammt ursprünglich von Kurt Lewin und hat sich im Laufe der Zeit von dem ursprünglichen Zusammenhang mit der Sozialforschung entfernt (vgl. Adelman 1993; Boeckmann 2007: 118ff.; Mertler 2020: 16).

Der Begriff ‚Forschung‘ assoziiert eine(n) Forschende(n) und etwas zu Beforschendes, sowie eine Forschungsfrage. Von der Konzeption her ist es angeraten, eine klare Unterscheidung zwischen der forschenden Person und dem Forschungsgegenstand zu haben. Denn das Ziel ist es, Erkenntnisse zu gewinnen, die objektiv sowie verallgemeinerbar sind. Bei der Aktionsforschung hingegen ist diese klare Trennung zur Objektivierung nicht gegeben. Denn die/der Forschende beforscht im eigenen Umkreis, z. B. den Unterricht. Aus dieser Konstellation ist zum einen eine Abgrenzung schwierig und es ist keine Verallgemeinerung möglich, deshalb gelten die Ergebnisse lediglich für diesen Fall. Aus diesen Gründen und je nach Forschungsansatz wird Aktionsforschung häufig nicht als Forschung im engeren Sinne wahrgenommen. Verschiedene Studien nehmen dazu Stellung und legen Modelle vor, um Aktionsforschung im Sinne der Forschung ‚rigoros‘ zu machen.² Daran schließt sich eine weitere Diskussion an, ob Rigorosität für Aktionsforschung überhaupt sinnvoll ist und wie sie methodisch überzeugend durchgeführt werden kann (Birch et

al. 2021: 51 sowie Birch et al. 2024: 23-24 Kap. 2.2.2).

Aktionsforschung im Bereich der Fremdsprachenlehre hat das Ziel (vgl. Schmidt & Bower 2024: 12-14 Kap. 1.3.1 und 1.3.2):

- (1) Einrichtungen und Erziehung/Lehre zu reformieren, und den Bereich der Erziehung weiterzuentwickeln,
- (2) eine kritische Reflexion der Lehrenden zu unterstützen,
- (3) die lokalen Kontexte und die Bedürfnisse jeweils in den Mittelpunkt zu stellen,
- (4) bei der Zusammenarbeit und Initiierung von Kollaboration im Kollegium und von Beteiligten zu helfen,
- (5) Handlungs- und Entscheidungskompetenz von Lehrenden (*teacher agency*) und die Handlungskompetenz von Lernenden (*learner agency*) zu unterstützen,
- (6) die Qualität der Forschung zu sichern.

Die grundlegenden Schritte sind zunächst (a) ein Thema (Problem) zu identifizieren, (b) es als Forschungsfrage zu formulieren, (c) Daten als Evidenz zu sammeln, (d) eine mögliche Intervention zur Verbesserung zu planen, (d) wieder Daten zu sammeln, (e) jeden einzelnen Schritt kritisch zu reflektieren, und (f) zu überprüfen, ob die Intervention im Hinblick auf eine (kleine) Verbesserung zielführend war. Wenn sich das Problem gelöst hat, ist ein Zyklus zu Ende. Es können zur Klärung einer Problemstellung oder zur Vertiefung auch mehrere Zyklen notwendig sein, wenn sich die erste Intervention als nicht oder nur bedingt zielführend erwiesen hat. Zu jedem der Schritte werden Daten (Evidenz) gesammelt, als solide Basis und nicht allein auf die eigene Intuition vertrauend, Reflektieren der einzelnen Schritte, einen Zyklus abschließen und gegebenenfalls einen

neuen Zyklus starten (Erneuerungsspirale). Als abschließende Reflexion können folgende Fragen dienen: War die Intervention angemessen? Hat sie das Ziel erreicht? Welche Erkenntnisse sind daraus abzuleiten?

Burns (2009: 290; 2010) erachtet im Anschluss an das Grundmodell von Kemmis & Mc Taggart (1988) die folgenden vier Schritte für grundlegend:

einen Plan entwickeln – handeln – beobachten – überlegen

- develop a plan of critically informed action to improve what is already happening
- act to implement the plan
- observe the effects of the critically informed action in the context in which it occurs
- reflect on these effects as the basis for further planning, subsequent critically informed action and so on, through a succession of stages.

Burns empfiehlt einen kritisch reflektierenden Aktionsplan zu entwerfen, um das, was gerade geschieht, weiter zu verbessern, sowie Aktivitäten aufzunehmen, den Plan in Kraft zu setzen, dann die Auswirkungen der kritisch informierten Handlungen in ihrem Wirkungsbereich zu beobachten, um schließlich auf der Grundlage der vorliegenden Auswirkungen fortlaufend über mehrere Phasen mit dem Plan fortzufahren.

Aktionsforschung wird hier als initiative Beforschung aufgefasst, die es ermöglicht, die eigene Unterrichtspraxis zu reflektieren und zu beforschen. Dies hat das Ziel, nicht allgemeingültige Aussagen zu erhalten, sondern tiefergehende Einsichten in den Lehr- und Lernprozess im eigenen Kontext auf der Grundlage von methodisch und systematisch ermittelten Daten zu

gewinnen, um dadurch die Erkenntnisse zur Verbesserung der Unterrichtspraxis passend einsetzen zu können.³ Das methodische Reflektieren soll die eigenen Annahmen kritisch hinterfragen und das Sammeln von Daten soll eine solide Basis bieten, Hinweise zu finden, die die Forschungserkenntnisse wiederum praktisch anwendbar machen. Darüberhinaus sollen die Ergebnisse in der Weise aufgearbeitet werden, dass sie anderen Kolleg:innen vermittelt werden können und dadurch ein sozialer, interaktiver Lehr-Lernprozess in Gang gesetzt werden kann.

Mertler bemerkt dazu: “Action research is primarily about critical examination of one’s own practice. In order for someone to critically examine her or his practice, that person must engage in systematic reflection on that practice.” Mertler (2020: 44). Und Burns (2009: 289ff.) betrachtet als die beiden grundlegenden Komponenten *action*, also Handeln, z. B. eine Intervention planen, sowie *research* im Sinn einer Erforschung bzw. Beforschung des eigenen Unterrichts.

3 Gegenstand der Aktionsforschung

Die eigene Praxis ist der Forschungsgegenstand, die Anwendungen der Erkenntnisse unterliegen zugleich der Überprüfung der Ergebnisse. Die kritische Reflexion des eigenen Unterrichts ist aus diesem Grund zentral und zyklisch, nur temporär gültig und dient der kontinuierlichen Verbesserung.

Es ist zu empfehlen, Aktionsforschung kollaborativ in kleinen Gruppen durchzuführen (Burns 1999; Mertler 2018, 2020; Wallace 1998), um durch den Diskurs eine weitere Ebene der Reflexion zu erhalten. Zwar sind die einzelnen Projekte der Aktionsforschung ohne entsprechende Anpassungen in einen anderen Kontext nur sehr bedingt übertragbar, weil

sie grundsätzlich kontextuell sind, aber sie können ein exemplarisches Vorbild sein, das dann *mutatis mutandis*, mit den notwendigen Anpassungen, übertragen werden kann. Solche kollaborativen Fallstudien finden sich bei Barnard & Burns (2012), Benitt (2014b: 51), Boeckmann (2010), Bower et al. (2017), O'Dwyer (2017) und Birch et al. (2024). Deshalb kann Aktionsforschung einen hohen Grad an Qualität erhalten, wenn sie die Konzeption und die Prinzipien transparent macht und durch kollegiale Zusammenarbeit den Blick des Außenstehenden einbezieht (vgl. Birch et al. 2024: 14).

Aktionsforschung hat den Blick auf einen konkreten, spezifischen Kontext, z. B. den eigenen Unterricht und die Bedürfnisse vor Ort, Aktionsforschung “uses continuing cycles of investigation designed to reveal effective solutions to issues and problems experienced in specific situations and localized settings” (Stringer 2007[2014]: 1).

Dies hilft Lehrenden, die dazu angehalten sind, sich laufend fortzubilden, neu erworbene Kenntnisse nicht nur auszuprobieren, sondern bei der Untersuchung durch Aktionsforschung aus der Dokumentation Erkenntnisse zu gewinnen. Auf diese Weise können weitere, informierte Schritte helfen, den Unterricht effektiver zu planen und durchzuführen. Zum Beispiel, wenn eine Lehrperson für den Unterricht etwas ändert, eine andere Übung verwendet, ein neues Lehrwerk einsetzt oder eine neue Methode anwendet, kann die Lehrperson in diesem Fall Evidenz (datenbasierte Hinweise) erhalten, ob sich etwas und wenn ja, wo und was sich in welcher Weise verändert hat. Der spontane, allgemeine Eindruck gibt oftmals einen Hinweis. Ist dieser Eindruck begründbar, belegbar, nachweisbar? Um begründete Aussagen treffen zu können und weitere Planungen und Justierungen vorzunehmen, ist es wichtig, den eigenen

Unterricht zu beobachten, zu protokollieren und Daten dazu zu sammeln. Diese Datensammlungen bilden die Grundlage und können Evidenz für die Beantwortung der zugrunde gelegten Forschungsfrage sein.

Ein weiterer Schritt ist, sich in einem Team mit anderen Kolleg:innen zusammenzuschließen und über die eigene Aktionsforschung zu sprechen und gemeinsam zu beraten. Dadurch ist eine Triangulation möglich. Wie erwähnt ist Aktionsforschung nicht repräsentativ und immer auf einen speziellen Kontext bezogen.

Wie ist es für die Lehrperson möglich, Einblick in die Wirksamkeit der einzelnen Faktoren im je eigenen Lehrkontext zu finden? Ein Weg ist viel über Forschung und Studien zu lesen, Tagungen zu besuchen. Und von anderen zu lernen. Eine weitere Möglichkeit ist, selbst zu forschen. Viele Lehrende sagen jedoch ‚Ich bin Lehrer:in, ich kann nicht forschen. Ich habe keine Zeit, kein Interesse dafür.‘ Es bleibt jedoch immer die Unsicherheit, ob dieser Ansatz, dieses Material wirklich für die eigene Zielgruppe passt, obwohl man auch gern den Unterricht verbessern und interessant gestalten möchte. Eine weitere Methode ist Zusammenarbeit mit Kolleg:innen, z. B. durch Hospitation, die (gegenseitige) Unterrichtsbeobachtung und der Austausch mit anderen Lehrenden. Jedoch kann es auf beiden Seiten Bedenken im Hinblick auf die Vertraulichkeit geben.

Aktionsforschung ist ein praxisnaher Ansatz, der in kleinen Schritten mehr über den eigenen Unterricht herausfinden möchte und kann. Damit verbunden ist häufig die Frage: Ist Aktionsforschung wirklich Forschung? In diesem Beitrag wird dieser Frage nachgegangen und es soll die Relevanz für Lehrende, gerade für diejenigen, die viel zu tun haben, dargelegt werden. Dies ist insbesondere im Hinblick darauf, den eigenen Unterricht wirksam zu verbessern, relevant.

Aktion bezieht sich auf eine Veränderung, eine Handlung, eine Intervention, die im Bereich der Lehre durchgeführt wurde. Aktionsforschung ist in dieser Hinsicht dynamisch und auf den Verlauf und den Entwicklungsvorgang bezogen. Obwohl man Aktionsforschung nicht verallgemeinern kann, liegt in dem Beispiel als solchem ein sehr hoher Wert, durch die Beispielhaftigkeit der Studie. Diese kann als Vorlage für andere Fallstudien dienen und soll dazu anregen, folgenden Fragen nachzugehen:

Was ist das Forschungsinteresse?

Wie ist die Forschungsfrage formuliert worden?

Welche Vorüberlegungen haben stattgefunden?

Hat der/die Forscher:in Fachliteratur konsultiert?

Welche Daten wurden erhoben und wie wurden die Daten erhoben?

Ist die Aktionsforschung, der Zyklus einmal oder mehrmals durchgeführt worden?

Welche unvorhergesehenen Punkte haben sich ergeben?

Wie ist der/die Forscher:in damit umgegangen?

Ist die Aktionsforschung allein, isoliert oder kooperativ durchgeführt worden?

Ist die Aktionsforschung partizipativ durchgeführt worden (Studierende und/oder Kollegium)?

Und weitere Fragen je nach Fokus.

In diesem Sinne erhalten Lehrende durch Aktionsforschung ein Mittel an die Hand, selbstverantwortlich zu handeln (*teacher agency*) und sich den im Zusammenhang mit Unterricht aufkommenden Herausforderungen in eigener Weise zu stellen. Calvert (2016) definiert diese Handlungsmöglichkeit folgendermaßen: “the capacity of teachers to act purposefully and constructively to direct their professional growth, and to contribute to the

growth of their colleagues”.

Aktionsforschung ist daher ein sehr flexibles und hilfreiches Mittel zur beruflich-fachlichen Weiterbildung.

4 Die Rolle der Aktionsforschung im Fremdsprachenunterricht

Anne Burns hat in ihren Publikationen zahlreiche Fallstudien von Fortbildungen für Lehrende dokumentiert und betont immer wieder⁴, wie wichtig es ist, Lehrende dazu zu ermutigen, mit Aktionsforschung zu beginnen, auch wenn oder gerade weil ihr Unterrichtsalltag schon voll gepackt ist. Das ist ein Innehalten (*epoché*), um einen re-flektierenden Blick auf die eigene Situation werfen zu können. Dies kann allein initiiert werden, Burns empfiehlt jedoch in kleinen Gruppen kollaborativ zu arbeiten, weil Lehrende in der Regel in Institutionen unterrichten und Reflexion im ganzen Team langfristig zielführender ist.

Im Bereich der Fremdsprachen hat das Europäische Fremdsprachen Zentrum (EFSZ; *European Center of Modern Languages* (ECML)) in Graz, ein mehrjähriges, großes Förderprojekt kollaborativ durchgeführt, dessen Ergebnisse und Modelle auf der Homepage detailliert dokumentiert sind. Die Interventionen beziehen sich auf eine praktische Unterrichtsgestaltung im Fremdsprachenunterricht in Schulen in verschiedenen europäischen Ländern und sind dadurch ein sehr gutes, anschauliches Beispiel zum Einstieg und zur Orientierung, das als *open access* im vollen Umfang zugänglich ist.

5 Aktionsforschung und Deutsch als Fremdspracheunterricht

Für den Bereich Deutsch als Fremdsprache haben insbesondere Schart (2003) und Boeckmann (2010) Pionierleistung mit Modellstudien erbracht, Benitt (2014) hat eine Doktorarbeit vorgelegt. Die Zahl der Fallstudien ist jedoch insgesamt gesehen sehr gering. Einige Studien mögen ohne die Bezeichnung Aktionsforschung (*action research*) ein ähnliches Ziel und Profil haben.

6 Ausblick

Trotz der vielen Vorteile, gibt es immer noch sehr wenige Studien zur Aktionsforschung außerhalb der Sozialwissenschaften in Japan. Das Interesse nimmt inzwischen zu und es hat sich die japanische Gesellschaft für Aktionsforschung 日本アクションリサーチ連絡協議会 als Affiliate des CARN *Collaborative Action Research Network* gegründet. Am 7. und 8. September 2024 fand an der Daitobunka Universität die erste Tagung mit dem Thema アクションリサーチ実践研究会 statt. Unter den Beiträgen war nur einer, der sich mit dem Fremdsprachenunterricht befasst hat.

Es ist wünschenswert, dass Aktionsforschung mehr in den Schulen und Universitäten und Bildungseinrichtungen auf allen Ebenen Anerkennung und Anwendung findet. Aktionsforschung ist partizipatorisch, d. h. sie kann alle in gleicher Weise einbeziehen und mithelfen, den Unterricht zu verbessern. Dies ist ein Prinzip, das Parallelen zur japanischen Kultur hat und sich meines Erachtens deshalb gut umsetzen lässt.

Danksagung

In diesen Beitrag sind Ergebnisse eines Forschungsprojekts eingeflossen. Die Autorin bedankt sich an dieser Stelle für die großzügige Förderung durch das JSPS Grant-in-Aid Research Project (KAKEN) (2020-2024) No. 20K00759 「アクションリサーチの手法を用いた言語教育改善: CEFRの教育理念を参考にして」 ”*Foreign Language Education Reform through Action Research - Putting CEFR educational principles into practice*”.

Referenzen

- Adelman, Clem (1993). Kurt Lewin and the origins of action research. *Educational Action Research*, 1:1. 7-24.
- Barnard, Roger & Anne Burns (Hg.) (2012). *Researching Language Teacher Cognition and Practice: International Case Studies*. Bristol: Multilingual Matters. New Perspectives on Language and Education, 27.
- Benitt, Nora (2014a). *Becoming a (Better) Teacher – A Case Study on Classroom Action Research as an Instrument for Professional Development in Foreign Language Teacher Education*. Dissertation. Macquarie University, Sydney.
- Benitt, Nora (2014b). Forschen, Lehren, Lernen – Aktionsforschung in der fremdsprachlichen Lehrerbildung. *Zeitschrift für Fremdsprachenforschung* 25-1, 39-71.
- Boeckmann, Klaus-Börge (2007). Aktionsforschung im Fremdsprachenunterricht. In: Fritz, Thomas (Hg.). *What next? Trends, Traditionen und Entwicklungen in der LehrerInnen-Ausbildung. Trends, Traditions and Developments in Teacher Education*. Wien: Verband Wiener Fortbildung – Edition Volkshochschule. 115 – 136.
- Boeckmann, Klaus-Börge, Elisabeth Feigl-Bogenreiter & Doris Reininger-Stressler (Hg.) (2010). *Forschendes Lehren – Aktionsforschung im Fremdsprachenunterricht*. Edition VÖV Bd. 4. Wien: Verband Österreichischer Volkshochschulen.
- Bower, Jack, Judith Runnels, Arthur Rutson-Griffiths, Rebecca Schmidt, Gary Cook, L.L. Lehde & Azusa Kodate. (2017). Aligning a Japanese university’s English language curriculum and lesson plans to the CEFR-J. In: Fergus O’Dwyer, Morten Hunke, Alexander Imig, Noriko Nagai, Naoyuki Naganuma & Maria Gabriela Schmidt (Hg.). *Critical, constructive assessment of CEFR-informed language teaching in Japan and beyond*. Cambridge: Cambridge University Press. 176–225.

- Birch, Gregory C., Jack V. Bower, Noriko Nagai & Maria Gabriela Schmidt (2021). Foreign Language Education Reform through Action Research - Putting CEFR educational principles into practice. In: *CEFR Journal – Research and Practice* 4. 43-65. <https://doi.org/10.37546/JALTSIG.CEFR4-3>
- Birch, Gregory C., Nagai, Noriko, Schmidt, Maria Gabriela & Bower, Jack (Eds.) (2024). *Putting CEFR into practice through Action Research - Reflecting on Principles for Foreign Language Teaching*. Singapore: Springer.
- Burns, Anne (2009). Chapter 29. Action Research in Second Language Teacher Education. In: Burns, Anne & Richards, Jack C. (Eds.). *The Cambridge Guide to Second Language Teacher Education*. Cambridge: Cambridge University Press. 289-297.
- Burns, Anne (2010). *Doing action research in English language teaching - A guide for practitioners*. (ESL & Applied Linguistics Professional Series) First Edition. New York: Routledge.
- Calvert, Laurie (2016). *Moving from Compliance to Agency. What Teachers Need to Make Professional Learning Work*. Oxford, OH: Learning Forward & National Commission on Teaching & Americas Future.
- ECML European Centre for Modern Languages (ECML). *Action research communities for language teachers*. <https://www.ecml.at/ECML-Programme/Programme2016-2019/Professionallearningcommunities/tabid/1868/language/en-GB/Default.aspx> (Zugriff 13. November 2024).
- EFSZ Europäisches Fremdsprachen Zentrum des Europarats (EFSZ). *Aktionsforschungsnetzwerke für SprachenlehrerInnen*. <https://www.ecml.at/ECML-Programme/Programme2016-2019/Professionallearningcommunities/tabid/1868/language/de-DE/Default.aspx> (Zugriff 13. November 2024).
- The glossary of educational reform. (2015). *Action research*. <https://www.edglossary.org/action-research/> (Zugriff 13. November 2024).
- Kemmis, Stephen & Robin McTaggart (Hg.). (1988). *The action research planner*. Third edition. Geelong: Deakin University Press.
- Kemmis, Stephen, Robin McTaggart & Rhonda Nixon (Hg.). (2014). *The action research planner. Doing Critical Participatory Action Research*. Singapore: Springer.
- McIntosh, Paul (2010). *Action research and reflective practice*. London & New York: Routledge.
- Mertler, Craig A. (2018). *Action research communities: Professional learning, empowerment, and improvement through collaborative action research*. New York: Routledge.
- Mertler, Craig A. (2020). *Action research. Improving schools and empowering*

- educators*. Sixth Edition. Thousand Oaks: Sage Publishing.
- Mills, Geoffrey E. (2018). *Action research: A guide for the teacher researcher*. Sixth edition. New York: Pearson.
- O'Dwyer, Fergus, Morten Hunke, Alexander Imig, Noriko Nagai, Naoyuki Naganuma & Maria Gabriela Schmidt (Hg.). *Critical, constructive assessment of CEFR-informed language teaching in Japan and beyond*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Parsons, Richard D. & Kimberlee S. Brown (2002). *Teacher as reflective practitioner and action researcher*. Belmont, CA: Wadsworth/Thomson Learning.
- Schart, Michael (2003). *Projektunterricht – Subjektiv betrachtet. Eine qualitative Studie mit Lehrenden für Deutsch als Fremdsprache*. Hohengehren: Schneider.
- Schmidt, Maria Gabriela & Jack V. Bower (2024). In: Birch, Gregory C., Nagai, Noriko, Schmidt, Maria Gabriela & Bower, Jack (Eds.) (2024). *Putting CEFR into practice through Action Research - Reflecting on Principles for Foreign Language Teaching*. Singapore: Springer. S. 3-18.
- Schmidt, Maria Gabriela, Noriko Nagai, Naoyuki Naganuma & Gregory C. Birch (2019). Teacher development: Resources and devices to promote reflective attitudes toward their profession. *Language Learning in Higher Education*, 9(2), 445-457. doi:10.1515/cercles-2019-0024
- Stringer, Ernest T. (2007, 2014). *Action research* (Third/Fourth edition). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Wallace, Michael J. (1998). *Action research for language teachers*. Cambridge: Cambridge University Press.

- 1 Siehe die Webseite zur Aktionsforschung des Europäischen Fremdsprachenzentrums (EFSZ, Deutsch) bzw. ECML (Englisch) in Graz.
- 2 Diesen wichtigen Aspekt der Rigorosität in der Aktionsforschung behandeln Studien von Wallace (1998), Burns (2009), Mertler (2020), McIntosh (2010), Boeckmann (2007), u.a.m. Jedoch kann durch verschiedene Maßnahmen und Vorkehrungen, die Genauigkeit, die Glaubwürdigkeit und die Verlässlichkeit erhöht werden, z. B. durch Wiederholung der Zyklen, Erfahrung mit der Methode, Polyangulation der Daten, u.a.m. (Mertler 2020: 27-28) sowie Birch et al. 2021: 51, Abschnitt 4.5: *Rigor in AR*).
- 3 Mertler führt aus: "Action Research is defined as any systematic inquiry conducted by teachers, administrators, counselors, or others with a vested interest in the teaching and learning process or environment for the purpose of gathering information about how their particular schools operate, how they

teach, and how their students learn [...] More important, action research is characterized as research that is done by teachers for themselves. It is truly a systematic inquiry into one's own classrooms [...] Action Research allows teachers to study their own classrooms - for example, their own instructional methods, their own students, and their own assessments - in order to better understand them and to be able to improve their quality or effectiveness." (Mertler 2020: 5-6).

- 4 Einige Überlegungen hier gehen auf Gespräche und Konsultationen mit Anne Burns zurück. Im August 2022 hatte Anne Burns einen Workshop für die Fachgruppe in JALT, CEFR LP SIG, durchgeführt. Anne Burns war zuletzt für einen Workshop und als Plenarsprecherin bei der Jahrestagung der *Japan Association of College English Teachers* (JACET) 2024 im August 2024 an der Meiji Universität in Tokyo.

Ehrenamtliche Deutschkurse und Integration der Geflüchteten in Dresden

—— Eine Analyse der Umfrage an ehrenamtliche Deutschlehrer ——

Naoko Okamoto

Einleitung

Mit der sogenannten „Flüchtlingskrise“ erreichte 2015 die Zahl der ausländischen Zuwanderer nach Deutschland rund 2,02 Millionen¹. Dementsprechend hoch war die Zahl der Asylanträge. Sie betrug in dem Jahr 476.649 (davon 441.899 Erstanträge) und 2016 stieg sie weiter auf 745.545 (davon 722.370 Erstanträge)². Der Großteil der Antragsteller kam aus Nahost und Afrika wie Syrien, Afghanistan, Irak, Iran, Eritrea usw.³. Das friedliche Zusammenleben mit ihnen war und ist eine Herausforderung für die Aufnahmegesellschaft. Dabei spielt die Sprache eine wichtige Rolle für die gegenseitige Verständigung, Kommunikation und auch Selbstentfaltung der Geflüchteten.

Am 7. Juli 2016 beschloss die Bundesregierung das Integrationsgesetz. Damit wird von Geflüchteten gefordert, Deutsch zu erlernen, und die Förderung des Spracherwerbs geregelt. Asylbewerber mit einer guten Bleibeperspektive können schon vor der Anerkennung am Integrationskurs teilnehmen. Neben den offiziellen Integrationskursen, wo qualifizierte Lehrer ihnen Deutsch beibringen, gibt es auch verschiedene Deutschkurse von Ehrenamtlichen. Sie haben zwar nicht immer eine Qualifikation für Deutsch als Fremdsprache, aber sie bringen sich als Einwohner vor Ort mit ihrer Zeit und Mühe ein und unterstützen die Asylbewerber beim Deutschlernen.

Der vorliegende Text versucht, eine Analyse ihrer Erfahrungen mit den Geflüchteten⁴ beim Deutschlernen und Aufgaben für die Integration aufzuzeigen. Dabei handelt der Aufsatz hauptsächlich von der Situation der die „Flüchtlingskrise“ verursacht habenden Geflüchteten aus Nahost in Ostdeutschland, vor allem in Dresden, wo die fremdenfeindliche Bewegung besonders aktiv ist. Es wird die Sicht der ehrenamtlichen Deutschlehrer geschildert. Im ersten Kapitel wird eine Zusammenfassung der bisher vorgestellten Studien über die ehrenamtlichen Tätigkeiten seit der „Flüchtlingskrise“ gegeben, im zweiten eine Statistik zu Geflüchteten/Migranten⁵ in Dresden. Im dritten Kapitel werden die Ergebnisse einer von der Verfasserin vom November 2019 bis zum März 2020 durchgeführten Umfrage an ehrenamtliche Deutschlehrer zur Situation der Deutschkurse für Geflüchtete und der Integration in Dresden dargestellt, das vierte schließt die Abhandlung mit einer Zusammenfassung der Analysen und Aufgaben für die Integration in Dresden ab.

1. Ehrenamtliche Tätigkeiten seit der „Flüchtlingskrise“ in Deutschland

Die sogenannte „Flüchtlingskrise“ gab vielen Deutschen einen Anlass zu ehrenamtlichen Tätigkeiten, um Geflüchtete zu unterstützen. Nach einer vom Institut für Demoskopie Allensbach im Auftrag des Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend durchgeführten Studie bieten etwa 55 Prozent der Bevölkerung ab 16 Jahren eine Unterstützung für Geflüchteten an⁶. Die meisten Unterstützer (49 Prozent) leisten zwar Sach- oder Geldspenden, aber nur 25 Prozent engagieren sich in aktiver Hilfe wie gemeinsame Freizeit, Sprachunterricht, Hilfe bei Behördengängen und Ärztinnen und Ärzten, Hilfe bei Wohnungssuche, Übernahme von Patenschaften, Aufnahme in die eigene Wohnung⁷. 36 Prozent von ihnen haben sich zuvor noch nie aktiv engagiert⁸. Das entspricht 9 Prozent der Bevölkerung⁹.

Als Motiv ihres aktiven Engagements nennen 61 Prozent der Probanden „Weil ich grundsätzlich etwas für andere tun, ihnen helfen möchte“, 58 Prozent „Weil es mir

Freude macht“, 56 Prozent „Weil ich davon überzeugt bin, dass es für die Zukunft Deutschlands wichtig ist, dass die Flüchtlinge gut integriert werden“ und 47 Prozent „Weil ich das Gefühl habe, mit meiner Tätigkeit etwas zu bewegen“¹⁰. „Aus Pflichtgefühl, moralischer Verpflichtung“ nennen nur 27 Prozent der Probanden¹¹.

Die meisten Unterstützer empfinden durch ihr Engagement Freude. 80 Prozent von ihnen stimmen der Aussage zu: „Mein Engagement in der Flüchtlingshilfe gibt mir viel, macht mir Freude.“¹² Außerdem erfahren 81 Prozent der Engagierten, „von den Flüchtlingen viel Dankbarkeit“¹³. Bei 68 Prozent der Probanden trifft diese Erfahrung zu: „Ich erfahre aus meinem Umfeld Zuspruch, Anerkennung für das, was ich tue.“, und 64 Prozent der Probanden sagen „Ich habe durch mein Engagement viel Neues erlebt und dazugelernt“¹⁴. Viele Erfahrungen sind zwar positiv, aber es gibt auch negative Erfahrungen. Zum Beispiel, 54 Prozent der Probanden haben „oft mit bürokratischen Hürden zu kämpfen.“, 48 Prozent antworten „Die Verständigung mit den Flüchtlingen fällt häufig schwer.“, und 42 Prozent klagen darüber: „Ich ärgere mich manchmal über Flüchtlinge, weil sie Regeln bzw. Absprachen nicht einhalten“¹⁵. 23 Prozent haben den Eindruck, dass „viele Flüchtlinge wenig Bereitschaft zeigen, sich zu integrieren“¹⁶. Schließlich hält aber die große Mehrheit der Probanden das Verhältnis der ehrenamtlichen Helfer zu den Geflüchteten alles in allem für sehr gut (15 Prozent) oder gut (73 Prozent)¹⁷. Das gilt auch für die die Bereitschaft zur Integration der Geflüchteten in Frage stellenden Engagierten, und zwar rund drei Viertel von ihnen melden sehr gute oder gute Beziehung mit Geflüchteten¹⁸.

Die 2014 und 2015 durchgeführten Studien des Berliner Instituts für empirische Integrations- und Migrationsforschung an der Humboldt Universität¹⁹ zeigen ähnliche Ergebnisse. 2014 nannten 74 Prozent der Probanden als Motivation für ihr Engagement, „die Gesellschaft gestalten zu wollen“²⁰. Bei der Untersuchung von 2015 stimmten sogar 97 Prozent der Probanden der Aussage zu: „Die Gesellschaft zumindest im Kleinen mitgestalten“²¹ zu wollen. Auch „Neues über die Welt und andere Kulturen lernen“ wurde von 94 Prozent der Probanden als Motivation genannt, und zudem wollen jeweils

über 90 Prozent der Probanden „Zeichen gegen Rassismus setzen“ und zeigen, dass es „neben rechter Stimmungsmache und Gewalt auch eine Willkommenskultur gibt“²².

Bei beiden Untersuchungen ist festzuhalten, dass viele Engagierte sich gerne bei ehrenamtlichen Tätigkeiten einbringen und mit ihrer Teilnahme in hohem Maße zufrieden sind. Vor Ort lernen sie direkt Geflüchtete kennen, und sie kommunizieren mit ihnen. Das diene mit dazu, dass sich Geflüchtete in der Gesellschaft willkommen fühlen, was ihre Motivation zur Integration verstärkte. Auch auf der Seite der Engagierten könnten die Beschäftigungen dazu beitragen, die oft durch Medien verbreiteten stereotypen Bilder der Geflüchteten zu revidieren und die Vorurteile gegen sie abzubauen.

2. Migranten und Geflüchtete in Dresden

Im Allgemeinen existieren, was Migranten angeht, einige Unterschiede zwischen Ost- und Westdeutschland. 2020 wohnten im Osten nur 5 Prozent der Migranten von Gesamt-Deutschland²³. Während der Migrantenanteil in Westdeutschland (mit Berlin) 29,9 Prozent betrug, lag er in Ostdeutschland (ohne Berlin) bei 9,0 Prozent²⁴. Allerdings stieg die Anzahl der Migranten in Westdeutschland von 2014 bis 2020 (von 15,8 Millionen auf 20,8 Millionen) um 32 Prozent, aber in Ostdeutschland (von 0,6 Millionen auf 1,1 Millionen) um 88 Prozent²⁵. Zwar nahm in den 60er Jahren auch im Westen die Zahl der sogenannten „Gastarbeiter“ stärker zu, doch waren sie Arbeiter, die zum Aufschwung der deutschen Wirtschaft beitrugen. Sie kamen aus Südeuropa, der Türkei und Nordafrika. Im Vergleich zu ihnen sind die meisten Migranten heutzutage im Osten Deutschlands Geflüchtete, für deren Schutz Kosten entstehen. Viele von ihnen sind Muslime. In Ostdeutschland, wo zuvor nur wenige Migranten gelebt haben, sind die Migranten und Geflüchteten fremder für die einheimische Bevölkerung. Diese vier Merkmale von Migranten, nämlich keine Umgangserfahrung mit ihnen, deren rasche Zunahme, viele von ihnen sind Geflüchtete und Muslime, sind als Besonderheiten der

Migration in Ostdeutschland zu nennen. Sie gelten auch für Dresden.

2005 betrug der Anteil der Bevölkerung mit Migrationshintergrund in Dresden noch 6,6 Prozent, aber in 15 Jahren stieg er auf 13,1 Prozent an (Tabelle 1)²⁶. Die häufigsten Bezugsländer²⁷ der Migranten im Jahr 2020 waren Russland (7.711; 10,5 Prozent), Syrien (5.733; 7,8 Prozent) und Polen (4.263; 5,8 Prozent)²⁸.

2014 wurden 1.313 Geflüchtete Dresden zugewiesen, das waren etwa 75 Prozent mehr als im Vorjahr²⁹. 2015 stieg die Zahl weiter auf 4.172³⁰. Die Zahl der von 2015 bis 2018 zugewiesenen Geflüchteten stieg insgesamt auf 7.591. Sie kamen aus Syrien (23,8 Prozent), Afghanistan (13,0 Prozent), Irak (9,4 Prozent), Pakistan (6,2 Prozent) und Libyen (5,2 Prozent)³¹.

Tabelle 1

Bevölkerung in Dresden der Hauptwohnung nach Migrationshintergrund

	Bevölkerung insgesamt	davon Deutsche		davon Ausländer	Menschen mit Migrationshintergrund (Anteil an der Bevölkerung)
		ohne	mit		
		Migrationshintergrund			
2005	487.199	455.000	13.322	18.877	32.199 (6,6 %)
2010	517.168	480.053	16.133	20.982	37.115 (7,2 %)
2015	548.800	494.801	20.189	33.810	53.999 (9,8 %)
2020	561.942	488.240	25.307	48.395	73.702 (13,1 %)

Quelle: Landeshauptstadt Dresden, Kommunale Statistikstelle 2021, eigene Darstellung

3. Umfrage an ehrenamtliche Deutschlehrer

3.1 Die Probanden der Umfrage

Mit der Zunahme der Geflüchteten verbreitete sich der Unmut gegen sie. Die barocke Stadt wurde als eine passende Bühne von der fremdenfeindlichen Bewegung PEGIDA (Patriotische Europäer gegen Islamisierung des Abendlandes) ausgenutzt³² und geriet dadurch bundesweit in den Ruf einer Hochburg des Rechtsextremismus. Auf der anderen Seite gibt es auch in Dresden Einwohner, die sich ehrenamtlich als

Deutschlehrer engagieren. Diese Dresdener haben direkten Kontakt zu den Geflüchteten durch die Deutschkurse und erfahren viel über die Situation und Probleme dieser Menschen.

Die schriftliche Umfrage fand von November 2019 bis März 2020 statt. Der Fragebogen wurde in Deutschkursen bzw. im Sprachlernangebot oder beim Meeting der Organisation direkt an 32 ehrenamtliche Deutschlehrer verteilt und ausgefüllt (Tabelle 2). Manche Probanden gehören dem DAMF (Deutschkurse Asyl Migration Flucht)³³ an, einer Initiative von Ehrenamtlichen, die seit 2012 kostenlose Deutschkurse für geflüchtete Menschen in Dresden anbietet, und andere dem gemeinnützigen Verein „Willkommen in Johannstadt“, der seit 2019 Neuzugewanderte unterstützt.

Die Probanden rekrutieren sich dreimal mehr aus Frauen als Männern. Über 80 Prozent der Probanden sind älter als 50 Jahre, und beinahe die Hälfte davon über 60 Jahre. Dies ist ein Unterschied zu der von der Stadt durchgeführten Bürgerumfrage, bei der der weibliche und männliche Anteil gleich ist und der Anteil der Älteren über 55 Jahre 38,7 Prozent beträgt³⁴. Manche der Probanden hatten schon vor dem Engagement im Deutschkurs Erfahrung mit Ehrenämtern. Einem Drittel der Probanden scheint die „Flüchtlingskrise“ ein Anlass für ihr Engagement zu sein. Die meisten Probanden sind seit 2015, dem Jahr der „Flüchtlingskrise“, engagiert.

Tabelle 2

Profile der Probanden (n=32)

Geschlecht	männlich	weiblich		sonstige		keine Angabe			
	7	24		0		1			
Alter	unter 30 J.	30-39 J.		40-49 J.		50-59 J.		60 J. u älter	ungültige A.
	4	1		1		12		13	1
vorherige Erfahrung	zuvor ehrenamtlich engagiert			keine ehrenamtliche Tätigkeit			keine Angabe		
	25			6			1		
Beginn des Engagements	vor 2013	2014	2015		2016	2017	2018	2019	keine A.
	5	7	11		3	2	2	1	1

3.2 Motivation

Der Großteil der Probanden nennt den Wunsch, Geflüchtete helfen zu wollen, als Motivation für ihr Engagement. 28 Personen antworten „Ich will etwas für Geflüchtete/Migranten tun“(Tabelle 3). Nicht nur persönliche Emotionen, sondern auch öffentliches Interesse und einen Beitrag für die Zukunft der Stadt zu leisten, sind wichtige Momente der Motivation. Jeweils 26 Personen meinen „Ich will damit zur Verbesserung der Lebensumstände und des Lebens hier vor Ort beitragen“ und „Ich finde es wichtig für die Zukunft Dresdens, dass sich Geflüchtete/Migranten gut in die Gesellschaft integrieren“. Dabei gibt auch PEGIDA ihnen einen Anlass zum Engagement. 12 Personen stimmen der Aussage zu: „Ich will zeigen, dass es nicht nur Pegida-Anhänger in Dresden gibt“. Das deutet darauf hin, dass die Deutschlehrer ihre ehrenamtliche Tätigkeit als eine Gelegenheit individuellen Widerstands gegen jedwede fremdenfeindliche Bewegung und das daraus hervorgehende rechtsextremistische Image der Stadt wahrnehmen. Als fachbezogene Motivation wollen über die Hälfte der Probanden ihre „berufliche Erfahrung“ für die Hilfe nützen. Als weiteren Faktor gibt es auch die Motivation aus persönlichem Interesse. Lust darauf, Geflüchtete/Migranten besser kennenzulernen, und Neugier bewegen 17 Personen zum Engagement. Insgesamt lässt sich feststellen, dass sie aus guter Absicht für Geflüchtete und Gesellschaft am Engagement teilnehmen.

Tabelle 3

„Was hat Sie für Ihr Engagement in Deutschkursen motiviert?“

Ich will etwas für Geflüchtete/Migranten tun.	28
Ich will Geflüchtete/Migranten (besser) kennenlernen.	16
Ich will meine berufliche Erfahrung zur Verfügung stellen.	18
Ich will berufliche Erfahrungen sammeln.	6
Ich will damit zur Verbesserung der Lebensumstände und des Lebens hier vor Ort beitragen.	26
Ich finde es wichtig für die Zukunft Dresdens, dass sich Geflüchtete/Migranten gut in die Gesellschaft integrieren.	26
Ich will zeigen, dass es nicht nur Pegida-Anhänger in Dresden gibt.	12
Aus Pflichtgefühl, moralischer Verpflichtung	5
Sonstige: - Aus Dankbarkeit, weil es mir und meiner Familie gut geht. - Fühlte mich „geleitet“, dass es jetzt für meine Lebenssituation genau das Richtige war/ist, habe 7 Kinder, seit 2015 alle erwachsen und außer Haus. - Neugier	3

(mehrfache Antworten möglich)

3.3 Schwierigkeiten

Viele ehrenamtliche Deutschlehrer (27 Personen) finden „unterschiedliches Niveau der Teilnehmer*innen“ schwierig (Tabelle 4). Anders als Deutschkurse in Sprachschulen oder offiziellen Integrationskursen können die Schüler der ehrenamtlichen Deutschkurse nicht immer an einer niveaugerechten Klasse teilnehmen. Manchmal sind ihre Klassen niveaugemischt. Das hängt oft von den personellen oder räumlichen Bedingungen der Deutschkurse ab. Außerdem haben kostenfreie Deutschkurse Schwierigkeiten, die regelmäßige Teilnahme der Schüler zu bewirken. (24 Nennungen zu „Wechselhafte Teilnehmer*innen“). Das ist nicht nur auf den Fleiß bzw. mangelnden Fleiß der Schüler zurückzuführen, sondern auch darauf, dass ihr Wohnort oder ihre Arbeit unstabil sind. Besonders für Frauen mit oft vielen Kindern ist ein regelmäßiger Besuch eines Sprachkurses nicht einfach, auch wenn dieser nur einmal pro Woche stattfindet. Wegen Haushalt und Kinderbetreuung müssen viele von ihnen auf den von Montag bis Freitag stattfindenden Integrationskurs verzichten³⁵.

Tabelle 4

„Welche Schwierigkeiten haben Sie in Deutschkursen?“

Lehrmethode, -materialien	5
unterschiedliches Niveau der Teilnehmer*innen	27
Verständigung/Kommunikation mit Teilnehmern*innen	4
wechselhafte Teilnehmer*innen	24
mangelndes Personal	6
Bürokratie	2
Sonstige: - TeilnehmerInnen verlassen sich in der Gestaltung der Lernangebote auf die Lehrkräfte, manchmal eher passives Verhalten. - bei DAMF keine dieser Schwierigkeiten, da wir sehr frei unterrichten können. - nach Lesetexten muss man suchen.	3

(mehrfache Antworten möglich)

3.4 Gefühlsänderung durch ehrenamtliche Tätigkeiten

Das Engagement vertieft das Verständnis für die Situation der geflüchteten Menschen. Das trifft auf 29 Personen zu (Tabelle 5). Daneben wachsen Sympathie für sie und Solidarität mit ihnen. Dagegen antwortet keiner; „Ich empfinde mehr Angst vor ihnen“ oder „Ich habe mehr Unverständnis für ihre Situation“. Durch persönliches Kennenlernen erfahren die Helfer „verschiedene Geschichten und Lebenswege“, und stellen fest: „Die MigrantInnen haben ein Gesicht bekommen, es sind Menschen wie du und ich“ oder „Ich nehme sie stärker als Individuen statt als Gruppe wahr“.

Doch es gibt auch besorgte Stimmen, wie zum Beispiel: „Ich mache mir Gedanken, ob sie sich in Deutschland so einleben können, dass sie dauerhaft zufrieden sind“ oder „mir ist bewusster geworden, wie schwierig Integration ist“. Die deutsche Sprache zu erlernen ist zwar sehr wichtig für die Integration, aber in der Wirklichkeit reicht die Sprache allein nicht zum Leben. Die Probanden als Lehrer sehen ihre Schüler mit nicht nur sprachlichen, sondern auch alltäglichen Schwierigkeiten in Deutschland konfrontiert.

Tabelle 5

„Wie haben sich Ihre Gefühle gegenüber Geflüchteten/Migrant*innen durch das Engagement in Deutschkursen?“

Ich habe mehr Sympathie für sie.	16
Ich empfinde mehr Angst vor ihnen.	0
Ich habe mehr Verständnis für ihre Situation.	29
Ich habe mehr Unverständnis für ihre Situation.	0
Ich empfinde mehr Solidarität mit ihnen.	14
Ich ärgere mich häufiger als früher über sie.	1
Sonstige: - Die MigrantInnen haben ein Gesicht bekommen, es sind Menschen wie du und ich. - fühle mich reich beschenkt durch Erfahrungen und Kontakte - Sie haben oft keine Kontakt- oder Vertrauensperson, geben oft schnell auf. - Ich mache mir Gedanken, ob sie sich in Deutschland so einleben können, dass sie dauerhaft zufrieden sind. - unverändert - mir ist bewusster geworden, wie schwierig Integration ist. - Ich nehme sie stärker als Individuen statt als Gruppe wahr. - schwer zu sagen, weil ich auch professionell unterrichte, also sowieso viel Kontakt zu der Gruppe habe. - Ich lerne verschiedene Geschichten und Lebenswege kennen.	9

(mehrfache Antworten möglich)

3.5 Teilhabemöglichkeiten der Geflüchteten

Laut Lexikon des Bundesministeriums des Innern ist es das „Ziel der staatlichen Integrationspolitik“, „Zugewanderten die gleichen Chancen auf Teilhabe im wirtschaftlichen, sozialen und gesellschaftlichen Bereich wie der Mehrheitsgesellschaft zu ermöglichen“³⁶. Doch schätzen nur wenige Probanden die Teilhabemöglichkeiten in der Gesellschaft der Geflüchteten positiv (8 Personen) (Tabelle 6). Viele Lehrer (18 Personen) finden die Situation in Dresden eher negativ und erwähnen konkrete Probleme.

Die Gründe, die die Geflüchteten an einer Teilhabe am gesellschaftlichen Geschehen in Deutschland hindern, gibt es sowohl auf der Seite der Geflüchteten als

auch auf der Seite der Einheimischen und der Aufnahmegesellschaft. Geflüchtete „bleiben innerhalb ihrer ‚community‘“ und haben „zum Teil wenig Interesse an deutscher Kultur“, „wegen Sprachproblemen, fehlenden Alltagskontakten“. Dabei haben Frauen andere spezifische Gründe als Männer; „speziell die Frauen sind oft sehr mit Haushalt + Kindern befasst“ oder „Frauen werden von ihren Männern nicht informiert bzw. im Haus zurückgehalten“. Dies liegt an ihrer kulturellen Gewohnheit, und diese zu behalten oder zu ändern ist die Entscheidung der Betroffenen.

Als Probleme auf Seiten der Einheimischen und der Aufnahmegesellschaft werden „Voreingenommenheit“ oder „Ablehnung durch Gesellschaft, Nachbarn“ genannt. Hieran ist zu erkennen, dass die Probleme auf den beiden Seiten, Geflüchtete und Aufnahmegesellschaft, zum Teil miteinander verbunden sind; „Die betreffenden Personen werden hier nicht wirklich akzeptiert und bleiben deshalb lieber unter sich“. Zudem wird auf Handlungsbedarf im Verwaltungsbereich hingewiesen; „Viel Bürokratie im Alltag“, „institutionelle Diskriminierung und Exklusion“, „Begleitung durch Sozialarbeiter auch nicht befriedigend“, „Jobcenter tut sich auch oft schwer“ oder der Mangel an Informationsangeboten.

Tabelle 6

„Wie schätzen Sie die Teilhabemöglichkeiten in der Gesellschaft der Geflüchteten/
Migrant*innen ein, mit denen Sie in Deutschkursen zu tun haben?“

sehr gut	1
Gut	7
weniger gut -> warum? - Viele bleiben innerhalb ihrer ‚community‘, speziell die Frauen sind oft sehr mit Haushalt + Kindern befasst. - Sie kennen die Angebote nicht / meistern die ersten Schritte (Ort finden, Formulare ausfüllen, Verständigung) nicht / Frauen werden von ihren Männern nicht informiert bzw. im Haus zurückgehalten. - Familiäre Situation – viele Kinder – Viel Bürokratie im Alltag - weil das Vertrauen der Gesellschaft nur langsam wächst und in vielen Fällen Voreingenommenheit - Ablehnung durch Gesellschaft, Nachbarn, wenig Kontaktmöglichkeit - institutionelle Diskriminierung und Exklusion - Es kommt auf ihr Alter und ihr Bildungsniveau an. Ältere mit einer geringen Bildung haben es sehr schwer, in dieser Gesellschaft Fuß zu fassen - wenig Kontakt zu Deutschen, zum Teil wenig Interesse an deutscher Kultur - Viele kennen die Möglichkeiten gar nicht oder werden durch bürokratische Prozesse so ausgebremst, dass die Zeit für weitere Teilhabe fehlt. - Wegen Sprachproblemen, fehlenden Alltagskontakten - Im Unterricht fassen sie Vertrauen und bitten um weitere Kontakte/Sprach- und Gesprächsmöglichkeiten, die ich leider nicht anbieten kann. - Die betreffenden Personen werden hier nicht sehr akzeptiert und bleiben deshalb lieber unter sich. - Je nach Wohnort findet selten eine Durchmischung statt. Teilhabe hängt stark vom Charakter der/des Geflüchteten ab.	16
gar nicht gut -> warum? - Begleitung durch Sozialarbeiter auch nicht befriedigend. Offizielle Kurse zu schnell; dadurch dort auch Frustration; Jobcenter tut sich auch oft schwer	2
schwer zu sagen -> warum? - sehr verschieden, jede(r) TeilnehmerIn hat seine/ihre Geschichte und Möglichkeiten - Je nachdem, ob sie gute deutsche Betreuer/Helfer haben - sehr unterschiedlich durch Wohnsituation bedingt	5
keine Antwort	1

3.6 Schwierigkeiten bei der Teilhabe in der Gesellschaft

Bei der Teilhabe finden viele ehrenamtliche Deutschlehrer in fast allen gesellschaftlichen Bereichen, außer „Integration der Kinder in der Schule/in der Kita“ und „Religion“, die Situation schwierig für ihre Schüler. Die meisten (27 Personen) nennen die „Arbeitsmöglichkeit“ (Tabelle 7). „Arbeitsmöglichkeit“, „Spracherwerb“ (24 Personen) und „Kommunikation mit Einheimischen“ (23 Personen) wirken miteinander als Voraussetzung und als Folge trilateral. Um diese drei Aufgaben zu bewältigen, kann ein stabiler „Aufenthaltsstatus“ (23 Personen) zur Motivation werden. Normalerweise dauert die Überprüfung des Asylantrags lange. Für Geflüchtete, außer denjenigen mit einer guten Bleibeperspektive, ist nicht nur der Aufenthalt, sondern auch das Leben in Deutschland unsicher, obwohl ein stabiler „Aufenthaltsstatus“ als eine Grundlage dafür anzusehen ist, ihre Teilhabe in der Gesellschaft zu fördern.

Im Gegensatz schaden „Vorurteile/Diskriminierung“ (21 Personen) ihrer Teilhabe. Deswegen werden ihre Bemühungen zur Integration häufig gering geschätzt. „Angst“ können wegen mangelndem Kontakt von Geflüchteten und Einheimischen beide Seiten gegenüber der jeweils anderen Seite verspüren. Bei der gesellschaftlichen Teilhabe ist nicht zu übersehen, dass Frauen noch eine zusätzliche Schwierigkeit, und zwar die Kinderbetreuung, haben

Tabelle 7

„Welche Schwierigkeiten bei der Teilhabe in der Gesellschaft haben die Geflüchteten/Migrant*innen, mit denen Sie in Deutschkursen zu tun haben?“

Spracherwerb - wenn sie noch kleine Kinder haben	24
Arbeitsmöglichkeit	27
Integration der Kinder in der Schule/in der Kita	6
Religion	5
Kommunikation mit Einheimischen	23
Kommunikation mit Behörden	22
Aufenthaltsstatus	23
Vorurteile/Diskriminierung	21
Sonstige: - !!!Angst! Geduld. Pflichtgefühl für regelmäßige Teilnahme. Keine/wenige Kontakte mit Deutschen. - Insbesondere Frauen: Schwierigkeiten bei der Kinderbetreuung	2

(mehrfache Antworten möglich)

3.7 Situation des Zusammenlebens

Ähnlich wie mit der Schätzung über die Teilhabe, verhält es sich bei der Beurteilung der Situation des Zusammenlebens Einheimischer und Geflüchteter/Migranten in Dresden, doch liegt die Anzahl der Personen noch höher. 22 Probanden beurteilen die Situation eher negativ (Tabelle 8). Zuerst ist zu bemerken, dass das „Zusammenleben“ der Einheimischen und Geflüchteten/Migranten ebenfalls gestört ist, weil sie zueinander keinen oder nur/zu wenig Kontakt haben. Es gibt Stimmen; „es gibt wenig selbstverständliches Miteinander“, „Ich kenne nur wenige SchülerInnen, bei denen sich Beziehungen zu deutschen Familien oder Personen entwickelt haben“, „sehr oft wenig Kontakt“ oder „Ich fürchte, es gibt zu wenig Kontakt“. Als Gründe wird hier wieder oft das Verhalten der Einheimischen erwähnt, wie zum Beispiel; „Ignorieren bis Ablehnung durch großen Teil der Bevölkerung“, „Sie empfinden Flüchtlinge oft als Schmarotzer“, „wenig Durchmischung der Gruppe (Einheimische vs. MigrantInnen)“, „Zu viele Dresdner haben Vorurteile“, „im öffentlichen Raum gibt es viel offen

geäußerten Rassismus / Vorurteile“, „Ignoranz, Hass, Vorurteile der Deutschen“. Das könnte eine besondere Tendenz in Dresden sein, wo jeden Montag die Demonstration der PEGIDA durch die Stadt marschierte. Das bewirkt ein gegenseitiges Missverstehen, verstärkt gegenseitige Vorurteile auf beiden Seiten, bei den Einheimischen und den geflüchteten Menschen; „Unverständnis, Ablehnung (auf beiden Seiten Vorurteile)“. Das führt weiter zur „Ghettobildung“. Einheimische und Geflüchtete sind physisch und seelisch auseinandergedriftet, und noch nicht zusammengewachsen.

Tabelle 8

„Wie beurteilen Sie die jetzige Situation des Zusammenlebens Einheimischer und Geflüchteter/ Migrant*innen vor Ort?“

sehr gut	(1) ³⁷
Gut	5
weniger gut -> warum? - Bis auf wenige Gelegenheiten gibt es wenig selbstverständliches Miteinander - sowohl deutscher als auch von geflüchteter Seite gibt es zwar viel Initiative, diese wird jedoch nur begrenzt angenommen - Ich kenne nur wenige SchülerInnen, bei denen sich Beziehungen zu deutschen Familien oder Personen entwickelt haben. - mehr Gleichgültigkeit - sehr oft wenig Kontakt, Unverständnis, Ablehnung (auf beiden Seiten Vorurteile) - Ich fürchte, es gibt zuwenig Kontakt - Ignorieren bis Ablehnung durch großen Teil der Bevölkerung - Viele Teile der Gesellschaft in Dresden scheinen nicht offen gegenüber Flüchtlingen zu sein, sich in ihren Ängsten wiegen und bestätigen zu wollen, ohne wirklich Kontakt aufzunehmen. Sie empfinden Flüchtlinge oft als Schmarotzer. - wenig Durchmischung der Gruppe (Einheimische vs. MigrantInnen), allerdings auch positive Effekte wie Annäherung von MigrantInnengruppen, die in ihren Heimatländern stark Konflikte haben (AfghanInnen und IranerInnen z.B.) - unterschiedlich - Zu viele Dresdner haben Vorurteile und bemühen sich nicht um Integration der Migranten - von Seiten der Bevölkerung / im öffentlichen Raum gibt es viel offen geäußerten Rassismus / Vorurteile - Manche armen Menschen haben Konkurrenz-Angst oder sind neidisch	20

gar nicht gut -> warum? - Ghettobildung in wenigen Stadtteilen, kein Mix - Ignoranz, Hass, Vorurteile der Deutschen / Angst, Irritation + Rückzug der Zugezogenen	2
schwer zu sagen -> warum? - abhängig davon, wenn man eine Arbeit hat, oder nicht - Ich kenne nur „Einzelfälle“ - Einheimische und MigrantInnen haben oft wenig miteinander zu tun - Es hängt von den Nachbarn ab, manche reden nicht mit den Migrantinnen - schwer zu sagen, weil es sehr unterschiedlich ist	5

3.8 Maßnahmen für das friedliche Zusammenleben

Das friedliche Zusammenleben ist keine Selbstverständlichkeit, es bedarf aktiver Arbeit auf beiden Seiten. Als Vorschläge, es zu fördern und verbessern, werden folgende Wörter oft in den Antworten der ehrenamtlichen Lehrer benutzt: „Kontakt(-möglichkeit, Alltagskontakten)“ (13 Personen) soll der erste Schritt für das Zusammenleben sein. „Kennenlernen/Treff/treffen/Begegnung“ (7 Personen), „Mischung/Mix/Durchmischung“ (4 Personen), „sprechen/reden/Dialog/Kommunikation“ (4 Personen) und „miteinander“ (2 Personen) sind auch ähnliche Begriffe. Es ist klar, dass ohne Kontakt, Begegnung und Kommunikation kein Zusammenleben entsteht. Wie die Probanden selber erfuhren (Tabelle 6-Tabelle 8), könnte persönliches Kennenlernen zu mehr gegenseitigem Verständnis und weiter zum Abbau der Hindernisse beim Zusammenleben wie „Vorurteile/Voreingenommenheit“ (6 Personen), „Angst“ (4 Personen), „Ablehnung“ (3 Personen) oder „Diskriminierung/ Rassismus / fremdenfeindlich /Hass/ Unverständnis“ beitragen. Für wo und wie Einheimische und Geflüchtete sich kennenlernen können, lassen sich „Arbeit(-möglichkeit, -integration, -welt)“ (6 Personen) nennen. Eine konkrete Möglichkeit wird genannt: „Wer eigenes Geld durch Arbeit verdient, hat viel mehr Selbstbewusstsein und Kontakt zu Menschen, größere Akzeptanz“, das heißt, Arbeit hat positive Wirkungen. Hierfür ist es auch wichtig, „Bürokratie (bürokratische Prozesse)“ (5 Personen) zu verringern, und „Beratungsstelle“ und „Informationen“ auszubauen. Auch „Feste(n)“ und

„Veranstaltungen, wie ein ungezwungenes Kennenlernen und gemeinsame Aktivitäten“ sind für geflüchtete Menschen, besonders Frauen mit Kindern, eine gute Gelegenheit zum Erwecken von „Interesse an deutscher Kultur“. Dagegen verhindern „Ignoranz (ignorieren)“ (2 Personen) und „Exklusion“ nicht nur das Zusammenleben, sondern verursachen die „Ghettobildung“.

Tabelle 9

„Welche Maßnahmen sollen noch für das (friedliche) Zusammenleben in der Gesellschaft getroffen werden?“

- Gut wäre eine Stärkung der Beratungsstellen für Integration - mehr Sichtbarkeit der Vielfalt Dresdens sichtbar (sic!) machen. Generell der Abbau von Vorurteilen / Sexismus / Rassismus, ... - größere Durchmischung in den Wohngebieten - Mehr Aufklärung, Kontaktmöglichkeiten - Migrantenkinder nicht auf wenige, sondern auf alle Kitas und Schulen im Stadtgebiet verteilen. Aufforderung an Genossenschaftswohnvereine, Migranten aufzunehmen - Bessere Betreuung zwecks Integration der Asylanten - Mehr Möglichkeiten zu Treff/Kommunikation zwischen Dresdnern und geflüchteten Menschen - Mehr Gelegenheit zum Treffen und Sprechen für Mütter mit kleinen Kindern - Vereinfachung der Arbeitsintegration, weniger Bürokratie, was Zeugnisse usw. betrifft. MigrantInnen sagen häufig, dass es ihnen kaum gelingt, Kontakte zu Deutschen zu knüpfen. - mehr Arbeitsmöglichkeiten für Migranten - Stärkerer Einsatz gegen Rechtsextremismus (Prävention, Strafverfolgung), stärkere Einbeziehung migrantischer Perspektiven im öffentlichen Diskurs und auf öffentlichen Veranstaltungen, Festen usw. - Sprachangebote für Frauen mit Kinderbetreuung - Mehr Angebote für den Austausch zwischen Migranten und Einheimischen - Einfacherer Zugang zum Arbeitsmarkt und zu Ausbildungsmöglichkeiten - sofern noch möglich: Dialog, Begegnung - Aus der „Mehrheitsgesellschaft“: klare Signale, dass man nicht fremdenfeindlich sein darf, dass es keinen logischen Grund gibt, sich für überlegen/besser zu halten - generelles Umdenken in der Integrationspolitik - Ermöglichen von Arbeit vereinfachen - Wer eigenes Geld durch Arbeit verdient, hat viel mehr Selbstbewusstsein und Kontakt zu Menschen, größere Akzeptanz.

- Möglichkeiten der Begegnung erweitern
Mehr Arbeitsmöglichkeiten auch für Ungelernte schaffen
- z.B. Kontakte über Kinder intensivieren
- Aufklärung und gute Zusammenarbeit der Behörden der Gesellschaft
- mehr Informationen zum Leben in Deutschland, Mentalität der Deutschen, Verhalten gegenüber Frauen, Stellung der Frauen in Deutschland, Respekt (Männer), wie nimmt man Kontakt zu Deutschen auf? Wo?
- Unterstützung für alle freiwilligen Helfer, gute Beispiele der Zusammenarbeit in den Medien bringen
- klare Perspektiven zeigen, weniger Bürokratie, Formulare + Briefe in „einfacher“ Sprache
- Ein besseres Kennenlernen der Menschen, durch Ferien, Wanderungen usw.
- Geflohenen sollte die Arbeitswelt näher gebracht und weiter geöffnet werden
- Bürokratie in den Behörden überschaubarer und menschlicher gestalten
- Veranstaltungen, die ein ungezwungenes Kennenlernen und gemeinsame Aktivitäten ermöglichen

Zusammenfassung

Die Politik auf Bundesebene beeinflusst die unteren Ebenen, auch die der Städte, in verschiedener Weise. Zudem bemühen sich viele Einwohner vor Ort, darunter viele Ehrenamtliche, um die Geflüchteten. Ohne das Engagement dieser Personengruppen würden die Geflüchteten sich schlechter zurechtfinden und man könnte vielen Problemen nicht im Vorfeld begegnen. Jedes positive Engagement kommt somit der jeweiligen Gemeinde zugute.

Die engagierten Deutschlehrer in Dresden, die sich als Probanden zur Verfügung gestellt haben, sind sehr motiviert in der Unterstützung der geflüchteten Menschen und leisten ihren Beitrag für eine bessere Zukunft der Stadt. Damit tragen sie zur Gestaltung der „Willkommenskultur“ bei. Darüber hinaus kommunizieren sie mit den Geflüchteten als Nachbar und nehmen oft Anteil an den Schwierigkeiten und Problemen der Geflüchteten in ihrem Leben in Deutschland. Außerdem setzen sie mit ihrem Engagement ein Zeichen gegen fremdenfeindliche Bewegungen. Hauptsächlich

im Unterricht kommunizieren sie mit ihren Schülern und vertiefen das Verständnis für deren Situation und Schwierigkeiten. Das Engagement zeigt somit den Geflüchteten eine andere Seite der Einheimischen der Stadt als die PEGIDA.

Nach der Umfrage ist klar geworden, dass die Mehrheit der ehrenamtlichen Deutschlehrer sowohl die Situation der Teilhabemöglichkeit der Geflüchteten in der Gesellschaft als auch die Situation des Zusammenlebens in Dresden nicht gut beurteilt. Die Ursachen davon sind fehlende Kontakt und Kommunikation und dadurch entstehende gegenseitige Unverständnis und Vorurteile. Ebenfalls ist die Bürokratie als großes Hindernis zu betrachten. Frauen haben außer generellen Schwierigkeiten noch ihre speziellen Obliegenheiten wie Haushalt und oft Kinderbetreuung zu bewältigen. Gleichzeitig soll berücksichtigt werden, dass es aufgrund der Situation der Heimatländer Geflüchtete gibt, die keine Schule besucht haben; nach einer Erhebung vom Bundesamt für Migration und Flüchtlinge trifft dies auf mehr Frauen (19 Prozent) als Männer (11 Prozent)³⁸ zu.

Um die Teilhabe der Geflüchteten in der Gesellschaft zu fördern, ist in folgenden vier Faktoren Verbesserungsbedarf zu erkennen, und zwar eine Arbeit zu finden, Deutsch zu erlernen, mit Einheimischen Kontakt aufzunehmen und einen Aufenthaltsstatus zu besitzen. Für Geflüchtete sind diese vier Aufgaben für die stabile Lebensgrundlage in Deutschland unentbehrlich. Besonders sind Kontakt und Kommunikation mit Einheimischen wichtige Bedingungen zur Verbesserung des gegenseitigen Verstehens und des Weiteren zum Abbau der Vorurteile. Das friedliche Zusammenleben soll daraus entstehen.

Zwar gibt es Hinweise von DaF/DaZ-Fachdidaktikern, dass ehrenamtliche Sprachhelfer keine Lehrpersonen sind und deshalb professionellen Sprachunterricht nicht ersetzen können, weil dies komplexes professionelles Handlungswissen voraussetzt³⁹. Aber als Förderer der Teilhabe der Geflüchteten und des Zusammenlebens spielen die Deutschkurse von Ehrenamtlichen eine wichtige Rolle. Zum ersten ersetzen sie Integrationskurse oder erweitern das Angebot für diese. Damit sie sich für das

Erlernen der deutschen Sprache einsetzen, sollten die Arbeitsmöglichkeit der Geflüchteten, Kommunikation und Verständigung zwischen Einheimischen und Geflüchteten vorwärtsgebracht werden. Zum zweiten bieten sich die Deutschkurse als Begegnungs- und Umgangsort für Geflüchtete und einheimische Lehrer an. Dies soll zu gegenseitigem Verständnis und Vorurteilslosigkeit führen. Zum dritten stellen sie für die Geflüchteten einen ersten Schritt als Zugang zur deutschen Gesellschaft dar. Das bedeutet für geflüchtete Menschen, den ersten Schritt zur Teilhabe vor Ort, nämlich Integration, zu tun. Das kann zudem ein Beispiel sein, globale Aufgaben auf der lokalen Ebene zu übernehmen, wie oft gesagt wird: „Think globally, act locally“. Die Integration ist eine Herausforderung für die Zukunft der Gesellschaft. Dabei sollen die Grundsätze als „Integration ist keine Einbahnstraße“ oder „Integration als gesellschaftlicher Prozess auf Gegenseitigkeit“⁴⁰ wahrgenommen werden. Gerade diese ehrenamtlichen Deutschkurse sind solche, die diese Gegenseitigkeit der Integration verkörpern.

Selbstverständlich können ehrenamtliche Deutschkurse nicht alle Probleme lösen. Die Abwanderung und dadurch verursachte Verödung in der Region, das Gefühl der Ostdeutschen nach der Wende, abgehängt worden zu sein, und das Misstrauen gegenüber der Demokratie sind als ein unmittelbarer Nährboden für Ressentiments gegenüber Fremden auszumachen⁴¹. Auseinandersetzungen darüber und Maßnahmen dagegen sind notwendig.

1 Bundesministerium des Innern (2015) *Migrationsbericht des Bundesamtes für Migration und Flüchtlinge im Auftrag der Bundesregierung: Migrationsbericht 2015*, Berlin, S. 9.

2 Bundesamt für Migration und Flüchtlinge (2016) *Das Bundesamt in Zahlen 2016*, Nürnberg, S. 13.

3 Ebd. S. 12.

4 In diesem Text bedeutet „Geflüchtete“ als umfassender Begriff von „Flüchtlinge“, „Asylsuchende“ oder „Asylbewerber“, unabhängig vom Ergebnis des Asylantrags. Am Deutschkurs nehmen nicht nur Geflüchtete, sondern auch andere Migranten teil.

5 In diesem Text bedeuten „Migranten“ „Menschen mit Migrationshintergrund“. Eine Person

hat einen Migrationshintergrund, wenn sie selbst oder mindestens ein Elternteil die deutsche Staatsangehörigkeit nicht durch Geburt besitzt. Die Definition umfasst im Einzelnen folgende Personen: 1. zugewanderte und nicht zugewanderte Ausländer; 2. zugewanderte und nicht zugewanderte Eingebürgerte; 3. (Spät-)Aussiedler; 4. mit deutscher Staatsangehörigkeit geborene Nachkommen der drei zuvor genannten Gruppen (Quelle: Statistisches Bundesamt).

- 6 Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (BMFSFJ) (2017) *Engagement in der Flüchtlingshilfe: Ergebnisbericht einer Untersuchung des Instituts für Demoskopie Allensbach*, Berlin, S. 11.

(<https://www.bmfsfj.de/resource/blob/122010/d35ec9bf4a940ea49283485db4625aaf/engagement-in-der-fluechtlingshilfe-data.pdf>, Zugriff am 21.08.2024)

- 7 Ebd.

- 8 Ebd., S. 13.

- 9 Ebd.

- 10 Ebd., S. 26.

- 11 Ebd.

- 12 Ebd., S. 35.

- 13 Ebd., S. 38.

- 14 Ebd.

- 15 Ebd.

- 16 Ebd.

- 17 Ebd., S. 40.

- 18 Ebd.

- 19 Die Umfragen wurden von Mitte November bis Anfang Dezember 2014 und zwischen November und Dezember 2015 online durchgeführt. 2014 wurden rund 450 Emails an Flüchtlingsorganisationen in allen Bundesländern mit der Bitte verschickt, die Umfragebögen auszufüllen und den Hinweis auf die Umfragen an Ehrenamtliche weiterzuleiten. Zudem wurden die Aufrufe über diverse relevante Emailverteiler verschickt, um auch Ehrenamtliche jenseits von Organisationen zu erreichen. 2014 erreichten die Verfasserin 466 vollständig ausgefüllte Fragebögen von Ehrenamtlichen sowie 79 vollständig ausgefüllte Fragebögen von Mitarbeiterinnen und Mitarbeitern in Organisationen in der Flüchtlingsarbeit. 2015 nahmen insgesamt 2.291 Probanden an der Untersuchung teil. Die Ergebnisse der Studie sind allerdings nicht repräsentativ, da die Stichprobe nicht zufallsgeneriert ist.

Die zweite Umfrage wurde zwischen November und Dezember 2015 online durchgeführt.

Serhat Karakayali / J. Olaf Kleist (2015) *EFA-Studie: Strukturen und Motive der ehrenamtlichen Flüchtlingsarbeit in Deutschland, 1. Forschungsbericht: Ergebnisse einer explorativen Umfrage vom November/Dezember 2014*, Berliner Instituts für empirische Integrations- und Migrationsforschung (BIM), Humboldt-Universität zu Berlin, Berlin, S. 12-13.

Serhat Karakayali / J. Olaf Kleist (2016) *EFA-Studie 2: Strukturen und Motive der*

- ehrenamtlichen Flüchtlingsarbeit in Deutschland, 2. Forschungsbericht: Ergebnisse einer explorativen Umfrage vom November/Dezember 2015*, Berliner Instituts für empirische Integrations- und Migrationsforschung (BIM), Humboldt-Universität zu Berlin, Berlin, S. 9.
- 20 Serhat Karakayali / J. Olaf Kleist (2015) S. 33.
- 21 Serhat Karakayali / J. Olaf Kleist (2016) S. 33.
- 22 Ebd., S. 5, 33.
- 23 Statistisches Bundesamt (SB) (2022) *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit: Bevölkerung mit Migrationshintergrund -Ergebnisse des Mikrozensus 2020-*, Fachserie 1 Reihe 2.2, Wiesbaden, S. 36.
- 24 Ebd., S. 37.
- 25 SB (2015) *Bevölkerung und Erwerbstätigkeit: Bevölkerung mit Migrationshintergrund -Ergebnisse des Mikrozensus- 2014*, Fachserie 1 Reihe 2.2, Wiesbaden, S. 41.
SB(2022) S. 36.
- 26 Landeshauptstadt Dresden, Kommunale Statistikstelle (LDKS) (2021) *Statistische Mitteilungen, Bevölkerung und Haushalte 2020*, Dresden, S. 16.
- 27 Bezugsland ist bei Ausländerinnen und Ausländern in der Regel die 1. Staatsangehörigkeit, bei Deutschen mit Migrationshintergrund falls vorhanden die 2. Staatsangehörigkeit oder das Geburtsland. Bei deutschen Minderjährigen mit Migrationshintergrund wird das Bezugsland möglicherweise von den Eltern übernommen (familiärer Migrationshintergrund)
Holger Oertel (2022) „Entwicklung und Struktur der Bevölkerung mit Migrationshintergrund 2021“, in: Landeshauptstadt Dresden, Kommunale Statistikstelle (Hrsg.), *Dresden in Zahlen, IV. Quartal 2021*, Dresden, S.9.
- 28 LDKS (2021) S. 17, 19.
- 29 Landeshauptstadt Dresden, Sozialamt (2019) *Fachplan: Asyl und Integration 2022*, Dresden, S. 8-9.
- 30 Ebd.
- 31 Ebd., S. 9, 94.
- 32 Karl-Siegbert Rehberg (2017) „Ressentiment - »Politik«, PEGIDA zwischen Provinzaufstand und Krisenwelten“, in: *Zeitschrift für Politik*, Jahrgang 64, Heft 1, S. 39-58.
(<https://doi.org/10.5771/0044-3366-2017-1>, Zugriff am 22.01.2020)
- 33 DAMF wurde 2015 mit dem Deutschen Engagementpreis ausgezeichnet.
(<https://www.damf-dresden.de/>, Zugriff am 18.08.2024)
- 34 LDKS (2019) *Kommunale Bürgerumfrage 2018: Tabellenteil*, Dresden, S. 132.
- 35 Von der Härte des Integrationskurses erzählt eine selbstständige Dozentin für Deutsch als Fremd- und Zweitsprache bei verschiedenen Trägern; „Wenn es gut läuft, weil die Teilnehmer*innen jung und gut gebildet sind, ohne Familie nach Deutschland kamen, in ihrer Freizeit viel Energie in das Lernen investieren und deshalb beim ersten Anlauf mit dem Niveau B1 bestehen, dauert der Allgemeine Integrationskurs nur ein halbes Jahr. Dieser Kurs

besteht in der Regel pro Woche aus fünf Tagen Unterricht mit je fünf Unterrichtseinheiten (UE). Wenn Schüler*innen im Kurs mithalten wollen, müssen sie zuhause noch einmal die gleiche Zeit investieren. Damit wären wir bei zehn UE pro Tag. Dieser Belastung sind unsere Teilnehmer*innen zwischen sechs und 16 Monaten ausgesetzt. Inzwischen habe ich viele Menschen gesehen, die schon nach zwei bis vier Monaten ausgebrannt waren.“

Elisabeth Schmidt (2019) „Systemfehler?“ in: Rico Ehren / Ann-Kathrin Kobelt / Annegret Middeke (Hrsg.) (2019) *DEUTSCH FÜR GEFLÜCHTETE VON ANFANG AN DaF-/DaZ-Angebote für Geflüchtete im Spannungsfeld von Theorie und Praxis, Institution und Ehrenamt Dokumentation des 2. Fachtags*, Aus der Reihe: Praxismaterialien des Zentrums für Integrationsstudien Band 3, Technische Universität Dresden, Dresden, S. 28.

(<http://nbn-resolving.de/urn:nbn:de:bsz:14-qucosa2-318024>, Zugriff am 20.06.2019)

- 36 Bundesministerium des Innern und für Heimat, Lexikon

(https://www.bmi.bund.de/DE/service/lexikon/functions/bmi-lexikon.html?cms_lv3=9398118&cms_lv2=9391108#doc9398118, Zugriff am 10.08.2024)

- 37 Zum Teil wurden mehrere Antworten gegeben

- 38 Hanna Brenzel / Yuliya Kosyakova (2017) „Bildung, Sprache und kognitive Potenziale: Bildung im Herkunftsland“, in: Herbert Brücker / Nina Rother / Jürgen Schupp (Hrsg.), *IAB-BAMF-SOEP-Befragung von Geflüchteten 2016: Studiendesign, Feldergebnisse sowie Analysen zu schulischer wie beruflicher Qualifikation, Sprachkenntnissen sowie kognitiven Potenzialen*, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Nürnberg, S. 26.

- 39 Rebecca Zabel (2017) Abstract zum Impulsvortrag am 26.08.2016, in: Ann-Kathrin Kobelt / Anja Centeno García (Hrsg.), *Deutsch von Anfang an für Flüchtlinge fördern, DaF-/DaZ-Angebote für Geflüchtete im Spannungsfeld von Theorie und Praxis, Institution und Ehrenamt, Dokumentation des 1. Fachtags DAFF*, Aus der Reihe: Praxismaterialien des Zentrums für Integrationsstudien Band 1, Technische Universität Dresden, Dresden, S. 14.

(<https://nbn-resolving.org/urn:nbn:de:bsz:14-qucosa-227547>, Zugriff am 20.06.2019)

- 40 Bade, J. Klaus (2007) „Versäumte Chancen und nachholende Politik“, in: *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 22-23/2007, Bonn, S.36.

- 41 Die Hintergründe der fremdenfeindlichen Bewegungen in Dresden sind an komplexen Faktoren zu erklären; zum Beispiel Lokalitäten von Ostdeutschland, Sachsen und Dresden wie historische Umstände in der DDR-Zeit, Veränderung nach der Wende in Ostdeutschland, politische Kontinuität von SED bis CDU in Sachsen, fehlender Umgang mit Migrant*innen in Ostdeutschland und als Bühne benutztes Dresden.

Naoko Okamoto (2021) „Dresden ni okeru ‚Imin tekishi‘ undo kappatsuka no haikai (Die Hintergründe der ‚fremdenfeindlichen‘ Bewegungen in Dresden)“ in: *Deutschstudien*, Nr. 55, Tokyo, S. 38-49.

過去の意味を表す「主語＋是＋動詞句＋的」 文型二形式について

栗 原 千 里

1 筆者は「主語＋是＋動詞句＋的」¹文型に就いて一定期間に亘って研究を続けているが、一般的に言われる所の当文型の過去の意味は当文型内で構造的に内包される所ではなく、当文型とその相関連する複数要因が相互に作用し合うことに因って成り立っている特殊形態であると考えている。本論文に於いてはこの様な「主語＋是＋動詞句＋的」文型が過去の意味を表し得る形式に就いて考察してゆきたいと思う。

因みに此处で言う所の過去の意味とは、動作行為等が発話時現在前に於いて発生終了していると云う意味を指している。一度発生した状態が発話時現在に於いても尚存在していると表すのは已然義（現在完了の意味合い）であり、過去の意味とは一応区別させて頂くこととする。

2 其処で、従来の筆者の研究経緯を先行研究も交えて簡単に述べさせて頂きたいと思う。「主語＋是＋動詞句＋的」文型は端的に言うと、「主語」は「動詞句＋的」である（「是」は「である」と云う程の意味）と云う文意であると解釈出来る。基本的に単純な構造しか有さない文型であるので、当文型内に時制を表し得る様な機能が備わっていないことは明白である。結局は——「主語」部分の表す事物が「動詞句＋的」の動詞句部分の表す文意を性質として具有する何等かの媒体である——と表すに止まり、朱徳熙氏の言う所を借りれば、——主語部分の表す事物が「動詞句＋的」部分の表す性質を持つものである——と分類される²、と云う程の文意にしか成らない。当文型が過去の意味を表し得る

場合と云うのは当文型とその相関連する複数要因が相互に作用し合い、過去の意味を表し得る必要条件を満たした場合のみに限られるので、当然乍ら過去の意味を持ち得ない場合も多数存在するのである。

2.1 「主語＋是＋動詞句＋的」文型が過去の意味を表さない場合は多数存在し、多種多様なものが存在するが、此处ではその一部分を例示するに止める（一重線主語部分，二重線動詞句部分，以下同様）。

- 1 小的是上北京给督抚³大人送信的，回来过河时，因渡船翻了，小的银两全落入河中，所以……（刘墉）
- 2 两个人大约也是涉越了黄河故道初到此店，见胤禛也是一脸书卷气，不禁微微一笑。胤禛因打一揖道：“二位是赶北闈⁴的么？”（雍正）
- 3 “……你从军西征，以一员微末偏将，先斩后奏，杀掉陕西总督葛礼。你不是善人。”年羹尧听了，神情松弛下来，笑道：“我当什么大不了的呢！这都是人人都知道的？”（雍正）
- 4 吕夷简…本以为此事不会再有提起，想不到刘采苹又寻起李静婵的亲戚，还给了他一个官儿做，真不知道刘采苹是怎么想的。（仁宗）

文例1は主語部分「小的（私め）」が動詞句部分「上北京给督抚大人送信（北京へ上り総督や巡撫と云った御偉い方々へ御手紙を届けている）」の最中である云う文意で，文例2は主語部分「二位（御二方）」が動詞句部分「赶北闈（科挙の試験へ駆け付ける）」の最中であると云う文意で，文例3は主語部分「这（これ）」——「这（これ）」は直前の「你从军西征，以一员微末偏将，先斩后奏，杀掉陕西总督葛礼（御前は西方遠征に従軍し，一介の末端の武将であり乍ら，事後報告で陝西総督のガリを殺害した）」部分が示す事実が存在していると云うことを指している——が動詞句部分「人人都知道（人々が皆知っている）」の状態であると云う文意で，文例4は主語部分「刘采苹（劉采苹）」が動詞句部分「怎么想（如何に考えている）」の最中であると云う文意で，文例1～4動詞句部分は皆過去の意味を表しておらず，過去の意味と言うよりも寧ろ発話時現在に於ける動作進行又は状態持続的の意味を表していると見るべきであろう。他にもこの様な文例は多数存在するのであるが，本論文の主旨は飽く迄「主語＋是＋動詞句＋

的」文型が過去の意味を表す形式に就いて考察することなので、これ位に止める。当文型は必要条件を満たさなければ過去の意味を表し得ないのである。

2.2 それでは如何様な場合に「主語＋是＋動詞句＋的」文型が過去の意味を持ち得るのかこれに就いても言及してゆきたいと思う。史有為氏の観点より言えば、主語部分（主語部分が表す事物）と動詞句部分（動詞句部分が表す文意）との間に因果関係が見て取れる場合に於いて過去の意味を持ち得ると云うことに成る⁵。動詞句部分が表す文意の発生終了を経て主語部分の表す事物が結果として存在していると見做せる場合、原因（動詞句部分が表す文意）が発生終了した後結果（主語部分が表す事物）が追隨して発話時現在に於いて存在するので、動詞句部分が表す文意は発話時現在より繰り上がって過去の意味を表し易く成るのである。

- 5 胤禛看了看坎儿，却不似狗儿的活泼机灵，腮帮微微鼓起，总似一副刚睡醒的模样，因笑问：“你们是宝应逃过来的？家里大人呢？”（雍正）
- 6 那年河东闹灾，我父母带着我从太原逃到河北，没多久便双双下世，我是跟着教房妈妈长大的。（仁宗）
- 7 但有人密告你贿赂考官，营私舞弊，这个第一名是花钱买来的，不知你作何解释？（刘墉）
- 8 此物叫做玉玲珑，是当年康熙爷赏赐江宁织造曹玺⁶的，后来曹家被炒，败落下来，曹家的奴才就偷出这件宝贝卖给珠宝商。（刘墉）

文例5は動詞句部分「宝应逃过来（宝应より逃れて来た）」と云う文意の発生終了を経て発話時現在に於いて主語部分「你们（御前達）」——「你们（御前達）」は直前の「坎儿（坎児）」と「狗儿（狗兒）」の二人を指している——がその場に存在しており、文例6は動詞句部分「跟着教房妈妈长大（教坊の女師匠に付き従って大人に成った）」と云う文意の発生終了を経て発話時現在に於いて成人した主語部分「我（私）」がその場に存在しており、文例7は動詞句部分「花钱买来（金を払って買い入れた）」と云う文意の発生終了を経て発話時現在に於いて主語部分「这个第一名（この第一位）」が現に存在しており、文例8は動詞句部分「当年康熙爷赏赐江宁织造曹玺（当年康熙皇帝陛下が御褒美として江寧織造の

曹璽に御下賜された)」と云う文意の発生終了を経て発話時現在に於いて主語部分「玉玲瓏（玉玲瓏）」がその場に存在しているのであるが、文例5～8は過去の意味を表す当文型の典型例である。

文例5～8の様な場合、動詞句部分が表す文意（原因）と主語部分が表す事物（結果）との間に因果関係が見て取れなければ成らないと云うことは既に言及済みではあるが、更に主語部分の表す事物が発話時現在に於いて必ず存在していて且つその存在状況も確認されている特定事物でなければ成らないと云う点も重要である。主語が表す事物は発話時現在に於いて確実に存在していて且つ存在状況も確認されているからこそ、動詞句部分が表す文意が発話時現在に於いては既に発生していないと判断出来るに至る（詰まり既に終了していると判断出来るに至る）。因って動詞句部分が表す文意は発話時現在以前に於いて発生終了したものと見做すことが出来、其処で結果として存在している主語部分が表す事物の存在時間点である発話時現在を基準として、爰に動詞句部分に対する過去の意味を確定せしめるに至るのである。文型全体より言えば、——主語部分が表す事物は過去の意味を含む動詞句部分の文意を性質として具有する媒体——であると云う具合に成る。元来の——主語部分の表す事物が動詞句部分の表す文意を性質として具有する何等かの媒体——であると云う文意より、過去の意味が付加された文意に発展変化したものに成ったと見る事が出来る。

因って若し主語部分の表す事物が不特定事物である場合、当然乍ら過去の意味を表し得なく成る。

- 9 第二种人也是满腹经纶，但不像第一种人那样读死书死读书，他能把所读内容部分用于为人处事之中，但于是从书本中得来的，为人呆板，处事愚讷，不懂嬗变，好钻牛角尖，认准一个理便不回头，八匹马也拉不回来，按照老百姓的一句话是喝死牛血⁸长大的，刘墉正是这样的人。（刘墉）

- 10 “那么羊霜霜最瘦又作何解释呢？”“羊霜霜⁹全是羊血灌的，里面没有一点儿肉，当然最瘦了”（刘墉）

一見すると、文例9は動詞句部分「喝死牛血长大（頑固一徹で育ってきた）」と云う文意の発生終了を経て主語部分「第二种人（二種類目の人）」が存在すると

見做せ、文例10は動詞句部分「羊血灌（羊の血を注ぎ込む）」と云う文意の発生終了を経て主語部分「羊霜霜（羊小腸煮込み）」が存在すると見做せるのではあるが、文例9～10主語部分「第二种人（二種類目の人）」、「羊霜霜（羊小腸煮込み）」は特定事物ではなく、一般事例（詰まりは不特定事物）を指しているので、主語部分の表す事物が発話時現在に於いて確実に存在していてその存在状況も確認されている訳でもなくなり——詰まり、一般的に見受けられる「第二种人（二種類目の人）」、一般的に見受けられる「羊霜霜（羊小腸煮込み）」と云うこと——、発話時現在と云う時間的基準が不明瞭と成り、足場が崩されるような形で、結果として過去の意味を表し得なく成るのである。

2.3 又次の様な場合も「主語＋是＋動詞句＋的」文型が過去の意味を表すものである。

- 11 “爷，一定是与丢失《永乐大典》一案有关吧？”刘墉想了想说：“正是此事，所以要你二人给我保密，我是不得已才撒谎的，还要连累你二人说谎。”（刘墉）
- 12 纸条上是秦采薇的笔迹，只写了几个字：我走了，不用找我。“刚才打扫秦姑娘的房间，在案子上见到的，奴婢不敢耽搁，赶紧拿给老爷看。”（仁宗）
- 13 刘墉命人拉开白玉莲，一拍惊堂木，喝道：“钟自鸣，你是如何害死富全的，还不从实招来！”（刘墉）
- 14 “杜提刑说，孙大虫的罪绝不可赦。如果他曹将军再干涉刑狱，连他也要问个包庇下属之罪！”“什么？”曹汭一听，气得差点儿跳起来，被阎文应一把按住。“他真的这么说的？”“一字不差！”（刘墉）
- 15 长脸不说话，挥起拳头朝年轻人打过来，年轻人猝不及防，应声倒地……女子答道：“这位哥哥是为救我才挨的打，我就这么走了，太不仁义了！”（仁宗）
- 16 子煦，当年你从侍卫调离京师，朕也是在这殿里见的你吧？（雍正）

文例11～16も前出文例5～8同様に過去の意味を表す当文型の例である。2.2で挙げた前出文例5～8は動詞句部分の文意の発生終了を経て主語部分の表す

事物が発話時現在に於いて結果として存在していると思倣うことが出来、其処に因果関係が見て取れるものであるが、一方当処文例11～16に就いては、主語部分の表す事物が動詞句部分の文意発生終了前より存在し、発生終了後も同様に存在しており、前後で何等変化も見出せず、一見因果関係を見て取れない様に映る。然し細かく察すると、動詞句部分の表す文意が発生終了することを経、主語部分が表す事物は——動詞句部分の表す文意が発生終了した——と云う事実を性質として具有する媒体と成り、それが発話時現在に於いて存在していると思倣せるに至る。此処に因果関係が見て取れる（勿論文例5～8同様、主語部分の表す事物が発話時現在に於いて必ず存在していて且つその存在状況が確認されている特定事物でなければならず、それに因って動詞句部分の表す文意が発話時現在に於いて発生していないと判断出来る）。

動詞句部分が表す文意の発生終了を経て、発話時現在以前に於ける——主語部分の表す事物が動詞句部分の表す文意が発生終了したと云う事実を性質として具有していない状態——より、発話時現在に於ける——主語部分の表す事物が動詞句部分の表す文意が発生終了したと云う事実を性質として具有している状態——に移行したと思倣うことが出来、爰に過去の意味を確定せしめるに至る。

文例11は動詞句部分「不得已才撒谎（止むを得ず嘘を付いた）」の文意発生終了を経て発話時現在に於いてその様な事実を持つ主語部分「我（私）」——「我（私）」は直前の「刘墉（劉墉）」を指している——が存在していると云うことに成り、文例12は動詞句部分「在案子上见到（机の上で見掛けた）」の文意発生終了を経て発話時現在に於いてその様な事実を持つ主語部分「奴婢（私め）」が存在していると云うことに成り、文例13は動詞句部分「害死富全（富全を殺害した）」の文意発生終了を経て発話時現在に於いてその様な事実を持つ主語部分「你（御前）」——「你（御前）」は直前の「钟自鸣（鐘自鳴）」と云う人を指している——が存在していると云うことに成り（結果として発話時現在に於いて「如何害死富全的（如何に富全を死に追い遣ったのか）」と云う疑問文が成立し得る）、文例14は動詞句部分「这么说（その様に言った）」——「这么（その様に）」は直

前の「孙大虫の罪绝不可赦。如果他曹将军再干涉刑狱，连他也要问个包庇下属之罪（孫大虫の罪は赦されるべきものではない。若し曹將軍がこの上裁きに関与してくる様なら，彼に就いても自分の家来を庇護したと云う罪に問わねばならない）」を指している——の文意発生終了を経て発話時現在に於いてその様な事実を持つ主語部分「他（彼）」——「他（彼）」は「杜提刑（杜提刑）」を指している——が存在していると云うことに成り（結果として発話時現在に於いて「真的这么说的吗（本当にその様に言ったのか）」と云う疑問文が成立し得る），文例15は動詞句部分「为救我才挨打（私を助ける為に殴られた）」の文意発生終了を経て発話時現在に於いてその様な事実を持つ主語部分「这位哥哥（此方の御兄さん）」が存在していると云うことに成り，文例16は動詞句部分「在这殿里见你（この御殿で御前に会った）」の文意発生終了を経て発話時現在に於いてその様な事実を持つ主語部分「朕（朕）」が存在と云うことに成る（結果として発話時現在に於いて「在这殿里见的你吧（この宮殿で御前に会ったのであろう）」と云う疑問文が成立し得る）。

2.4 過去の意味を表す前出文例5～8及び文例11～16は，「主語＋是＋動詞句＋的」文型内に動詞句部分が表す文意を原因として見做せて主語部分の表す事物が結果として見做せる因果関係が見て取れ，加えて主語部分の表す事物が発話時現在に於いて必ず存在していて且つその存在状況が確認されている特定事物であるので，動詞句部分の文意の発生終了が発話時現在以前と見做せ，結果として過去の意味を持ち得るに至る。詰まりは，主語部分（主語部分の表す事物は発話時現在に於いて必ず存在していて且つその存在状況が確認されている特定事物）の存在時点である発話時現在を基準として過去の意味が成り立っているのである。これが過去の意味を表す当文型文型二形式中の一つ目である。

3 前出の過去の意味を表す「主語＋是＋動詞句＋的」文型は主語部分の表す事物が発話時現在に於いて必ず存在していて且つその存在状況が確認されている特定事物であるので，動詞句部分の文意発生終了が発話時現在以前と見做せ，結果として過去の意味を表すに至ると云う形式のものであったが，当文型が過去の意味を表し得る主要形式として今一つ別の形式が存在し，それは——主語部分の表す事物が発話時現在前に存在したものと見做せる場合——である。3

に於いては特にこの過去の意味を表す当文型の二つ目の形式に就いて考察してゆきたいと思う。

主語部分の表す事物が発話時現在前に存在したものと見做せる場合と云うのは、主語部分の表す事物の実体は発話時現在前に於いて存在していたが、発話時現在に於いては既に存在しておらず、主に話題としてのみ取り上げられて存在していると云う場合を指す。当文型内の動詞句部分の文意発生終了時間は主語部分が表す事物の存在時点に追隨するので、主語部分が表す事物が発話時現在前に存在するものなら、動詞句部分が表す文意の発生終了時間も必然的に発話時現在前へと繰り上がる。当形式に就いて筆者は以前に於いても既に言及済みであるが¹⁰、本論文では更に詳しく考察してゆきたいと思う。

3.1 次に挙げる文例17～21は主語部分の表す事物の実体が発話時現在前に存在し、発話時現在に於いては、その実体が既に存在していないと見做せ、話題としてのみ存在するものと見做せるものである。

- 17 我说刘大人，徐五这小子可不好斗啊。他有钱有势，连巡抚大人都搬得动，前任的知府王大人就是被他挤兑走的。(刘墉)
- 18 李静婵因病被幽禁在后宫，他也曾有所耳闻，如今刘采苹却说李静婵死了，什么时候死的？(仁宗)
- 19 “大人，不好了，白玉莲自杀了！”刘墉一怔，赶紧擦了一把脸，问“什么时候，如何自杀的？”(刘墉)
- 20 隆科多是佟国维的族侄，佟氏一门贵盛，佟国维的哥哥佟国纲就是太子的外叔祖索额图¹¹坑陷死的。(雍正)
- 21 胤禛的第三胎儿子就是因钮祜禄氏¹²带孕侍候自己流产早夭的，听见这话，钮祜禄氏不觉眼圈一红。(雍正)
- 22 “既在清风店住过，你可知清风店发生了凶杀案？”“小人当然知道。那被杀的男子还是小人和店家发现的。”(刘墉)
- 23 像这么着窝里炮，拿着亲兄弟一个一个地宰，弄得宗室贵戚家家如坐针毡，哪一朝有过？三哥¹³的银子是万岁垫出来的，其余的兄弟谁家不是精穷，有什么好心情陪阿玛说笑话取乐儿？(雍正)

- 24 “这三亩三分田归在你名下有多久了？”“快两年了。”“买田的钱何时交付的？”（刘墉）

文例17の主語部分「前任的知府王大人（前任の知府である王大人）」は発話時現在前に於いて既に知府を解任されて発話時現在に於いては実体として存在せず話題としてのみ存在するものとして判断されるので、動詞句部分「被他挤兑走（彼に追い落とされた）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至る。文例18の主語部分「李静婵（李静嫻）」は発話時現在前に於いて既に死んだものとされて発話時現在に於いては実体として存在せず話題としてのみ存在するものとして判断されるので、動詞句部分「什么时候死（何時死んだのか）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至る。文例19の主語部分「白玉莲（白玉蓮）」は既に死んだものとされて発話時現在に於いては実体として存在せず話題としてのみ存在するものとして判断されるので、動詞句部分「什么时候，如何自杀（何時如何に自殺した）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至る。文例20の主語部分「佟国维的哥哥佟国纲（佟国維の兄である佟国綱）」は発話時現在前に於いて既に亡くなっている発話時現在に於いては実体として存在せず話題としてのみ存在するものとして判断されるので、動詞句部分「太子的外叔祖索额图坑陷死（皇太子の母方の大叔父に当たるソングトゥが陥れて殺した）」もこれに追隨して過去の意味と判断されるに至る。文例21の主語部分「胤禩的第三胎儿子（胤禩の三番目に授かった息子）」は発話時現在前に於いて既に既に亡くなっている発話時現在に於いては実体として存在せず話題としてのみ存在するものとして判断されるので、動詞句部分「因钮祜禄氏带孕侍候自己流产早夭（ニオフル氏が自分に付き従っていた為に流産して早逝して仕舞った）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至る。文例22の主語部分「那被杀的男子（あの殺された男性）」は既に既に亡くなっている発話時現在に於いては実体として存在せず話題としてのみ存在するものとして判断されるので、動詞句部分「小人和店家发现（私めと宿屋の主が発見した）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う

過去の意味と判断されるに至る。文例23の主語部分「三哥的银子（第三皇子である兄の銀子）」は既に既に使われて無くなっていて発話時現在に於いては実体として存在せず話題としてのみ存在するものとして判断されるので、主語部分「万岁垫出来（皇帝陛下が立て替えられた）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至る。文例24の主語部分「买田的钱（畑を買った御金）」は既に二年前に畑を買うことに因って使われて無くなっていて発話時現在に於いては実体として存在せず話題としてのみ存在するものとして判断されるので、動詞句部分「何时交付（何時支払ったのか）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至る。

3.2 次に挙げる文例25～30は主語部分の表す事物が発話時現在に於いても実体として存在しているのではあるが、主語部分の表す事物として取り上げられている所は、同様事物乍ら発話時現在前に於ける一時間点に存在した情景に着目してこれを実体と見做し、これが発話時現在に於いて話題として取り上げられて発話されているので、主語部分の表す事物の実体が発話時現在前に存在し、発話時現在に於いては主に話題として存在していると見做し得るものである。

- 25 “刑道既然是省里的衙门，何以直接插手本府地方的案子？他这是漫过锅台上炕，于理不合呀。”何英说：“刑道那里自然好说，此事恐怕牵扯到抚台大人。孙刑道是受抚台¹⁴大人之命接受此案的。”（刘墉）
- 26 人和人不能比，奴才十二岁时，就知道偷着杀人家的狗吃。万岁爷这么英睿圣明，我看太子那么良善厚道，难比万岁机谋深远。何况当初鳌拜霸道专横，万岁也给逼出来的，这和太子爷处境也不一样……（雍正）
- 27 只金家如今已不在南京。金玉泽谋了北京朝阳门城门领的差使，邬思道说要进京，只怕就是奔他去的。（雍正）
- 28 听说那几个戏子是九哥¹⁵叫奴才们给你买的，我瞧着不错，八哥是个大方人，送了我如何？（雍正）
- 29 “十三爷，上回九爷府来信，还说到爷喜欢兵器，九爷叫小的给爷物色。特地请江西号上锻了两口宝剑进上去，不知爷收了没有？”“哦，那两口剑原来是你孝敬的？”（雍正）

30 吴敬梓应该是秀才，小民吴警梓那文章是吴大人替写的。（刘墉）

文例25主語部分「孙刑道（孫刑道）」は発話時現在に於いても存在しているのではあるが、発話時現在前に於ける一時間点に存在したものに着目してこれを実体と見做し、これが発話時現在前に於いて話題として取り上げられて発話されており、結果として実体は発話時現在前に存在して発話時現在に於いては主に話題として存在しているものと見做せる為、動詞句部分「受抚台大人之命接受此案（巡撫大人の御命令を受けて当件への処理を引き受けられた）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り、文例26主語部分「万岁（皇帝陛下）」は発話時現在に於いても存在しているのではあるが、発話時現在前に於ける一時間点に存在したものに着目してこれを実体と見做し、これが発話時現在前に於いて話題として取り上げられて発話されており、結果として実体は発話時現在前に存在して発話時現在に於いては主に話題として存在しているものと見做せる為、動詞句部分「给逼出来（その時の状況に迫られた）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り、文例27主語部分「邬思道（鄔思道）」は発話時現在に於いても存在しているのではあるが、発話時現在前に於ける一時間点に存在したものに着目してこれを実体と見做し、これが発話時現在前に於いて話題として取り上げられて発話されており、結果として実体は発話時現在前に存在して発話時現在に於いては主に話題として存在しているものと見做せる為、動詞句部分「奔他去（彼を頼って行った）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り、文例28主語部分「那几个戏子（あの数人の芸人）」は発話時現在に於いても存在しているのではあるが、発話時現在前に於ける一時間点に存在したものに着目してこれを実体と見做し、これが発話時現在前に於いて話題として取り上げられて発話されており、結果として実体は発話時現在前に存在して発話時現在に於いては主に話題として存在しているものと見做せる為、動詞句部分「九哥叫奴才们给你买（第九皇子である兄上が家来共に命じて貴方を買って差し上げた）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り、文例29主語部分「那两口剑（あの

二振りの剣)」は発話時現在に於いても存在してはいるのであるが、発話時現在前に於ける一時間点に存在したものに着目してこれを実体と見做し、これが発話時現在前に於いて話題として取り上げられて発話されており、結果として実体は発話時現在前に存在して発話時現在に於いては主に話題として存在しているものと見做せる為、動詞句部分「你孝敬（御前が献上した）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り、文例30主語部分「小民吳警梓那文章（私め吳警梓のあの文章）」は発話時現在に於いても存在しているのではあるが、発話時現在前に於ける一時間点に存在したものに着目してこれを実体と見做し、これが発話時現在前に於いて話題として取り上げられて発話されており、結果として実体は発話時現在前に存在して発話時現在に於いては主に話題として存在しているものと見做せる為、動詞句部分「吳大人替写（吳大人が代わって書いてくれた）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至る。

3.3 次に挙げる文例31～36は基本的に3.1で挙げた文例17～21と全く同様の理屈のものなのであるが、此处で挙げる所は主語部分の表す事物が特に動作行為を指し示す場合のものである。その動作行為の実体が発話時現在前に発生終了し、発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做される例である。この様な例は比較的頻繁に見受けられるものである。

- 31 大人万万不可屈尊与他争辩。刘墉既然敢这么做，自然有恃无恐。何况，不收寿礼，不做寿的话也是大人亲自说出的。刘墉故意拿着鸡毛当令箭，就是要阻大人的嘴啊！（刘墉）
- 32 胤禛表面平静，心里翻腾得厉害。他今晚此举，其实是做给皇帝和太子看的。（雍正）
- 33 平时精明如鬼的丁谓怎么能在这种场合里说出这么不得体的话？他糊涂了？不！恰恰相反，这才是丁谓极精明之处：这几句话是他故意当着众臣才说的，因为他知道此话一出口，立刻会有人反对，谁反对谁就把刘采苹得罪死了！（仁宗）
- 34 其实这酒后茶余的话，满可以一笑置之的——既如此，我们共进三杯，再

进岳父一杯，也好安歇了。好在有说话的日子呢！（雍正）

- 35 “胤禛，昨晚听说你罢筵不食拂袖而去？”胤禛没想到康熙信息如此灵通，吓了一跳忙道：“这是有的，儿子处事不谨，请皇阿玛责罚！”（雍正）

- 36 小民店里，昨夜发生一起凶杀人命案，没有被告，也没有原告。因是在小民店里发生的，所以，小民请地保一同前来县衙报案。（刘墉）

文例31主語部分「不收寿礼，不做寿的话（誕生日の贈物を受け取らず誕生日祝いも行わないと云う話）」は発話時現在前に発生終了して発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做される動作行為であるので，動詞句部分「大人亲自说出（大人が自ら仰られた）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り，文例32主語部分「他今晚此举（彼の今晚のこの行動）」は発話時現在前に発生終了して発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做される動作行為であるので，動詞句部分「做给皇帝和太子看（皇帝や皇太子に見せる為に行った）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り，文例33主語部分「这几句话（これ等幾つかの話）」は発話時現在前に発生終了して発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做される動作行為であるので，動詞句部分「他故意当着众臣才说（彼が故意に多数大臣に向けて言った）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り，文例34主語部分「这酒后茶余的话（御酒や御茶の序でに興ずる様なこれ等の雑談話）」は発話時現在前に発生終了して発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做される動作行為であるので，動詞句部分「满可以一笑置之（全く以て一笑に付すべきものであった）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り，文例35主語部分「这（これ）」——「这（これ）」は直前の「罢筵不食拂袖而去（宴を止めて飲食せず席を蹴って去った）」と云う動作行為を指している——は発話時現在前に発生終了して発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做される動作行為であるので，動詞句部分「有（有った）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り，

文例36主語部分「一起凶杀人命案（一件の殺人事件）」は発話時現在前に発生終了して発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做される動作行為であるので、動詞句部分「在小民店里发生（私めの店内で発生した）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至るのである。

3.4 更に3.3の補足的説明とも言えるが、次に挙げる文例37～38は主語部分の表す事物が、更に直接的に発話時現在前に発生終了し、発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做される例である。

37 她的青春时代是在张耆家里度过的，尽管那是一段屈辱的日子，可张耆对她悉心的照顾，无所不从的依顺，使她感觉到无比的满足和快乐。（仁宗）

38 你要知道，为娘这大半辈子，就是从大臣们的刀剑缝儿里钻过来的。为娘受了多少侮辱，多少惊吓，你一点儿也不知道。（仁宗）

文例37主語部分「她的青春时代（彼女の青春時代）」は直接的に過去に存在した事物を表すもので、発話時現在前に発生終了し、発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做され、従って動詞句部分「在张耆家里度过（張耆の家で過ごした）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至り、文例38主語部分「为娘这大半辈子（母の人生の大半）」は直接的に過去に存在した事物を表すもので、発話時現在前に発生終了し、発話時現在に於いては話題として取り上げられて存在していると見做され、従って動詞句部分「从大臣们的刀剑缝儿里钻过来（大臣達より突き上げられる中を躲しつつ擦り抜けてきた）」もこれに追隨して発話時現在前に発生終了したと云う過去の意味と判断されるに至るのである。

4 以上「主語＋是＋動詞句＋的」文型が過去の意味を表し得る形式に就いて述べてきた。この様な形式には主に下記二形式が存在すると云うことがこれ迄の説明で御理解頂けたと思う。

- ① 主語部分（主語部分の表す事物は発話時現在に於いて必ず存在していて且つ存在状況が確認されている特定事物でなければならず、それに因って動詞句部分の表す文意が発話時現在に於いて発生していないと判断出来る）の存在時点である発話時

現在を基準として過去の意味が成り立っているもの。

- ② 主語部分の表す事物が発話時現在前に存在したものと見做せ（事物の実体は発話時現在前に於いて存在していたが、発話時現在に於いては主に話題としてのみ存在していると思わせるもの）、動詞句部分文意の発生終了時間もこれに追隨して繰り上がって必然的に発話時現在前と見做され、過去の意味が成り立っているもの。

当文型動詞句部分が過去の意味を表すにはその表す所の文意が発話時現在前に於いて発生終了しているものでなければ成らない。詰まり開始点と終了点が確保されている必要が有る。「動詞句＋的」部分の動詞句部分が動作行為を表す場合、その様な文意を性質として具有すると云う前提であるので、明確不明確は別として、基本的に開始点は内包されているので、故に特に終了点の確保が必要と成る。①では発話時現在に於いて動詞句部分の表す文意は発話時現在以前に於いて発生存在していないと確認されるので、終了点が確保され、爰に過去の意味が成り立つ。②では主語部分、動詞句部分とも表す所は発話時現在前のものと見做され、文意発生終了全体を発話時現在前に繰り上げさせることに依って終了点を確保しており、爰に過去の意味が成り立つ。

「動詞句＋的」部分は動詞句部分が表す文意を性質として具有する媒体であるので、既にその様な性質を持っているものと解釈出来、この様な文意は所謂已然義と云うものであると解釈出来る。已然義とは発話時現在前に於いて既にその様な状態と成り、発話時現在に於いても尚その様な状態が継続存在していると云う現在完了の意味合いを指すものである。以前筆者は、当文型内の因果関係より已然義が発生し、これが最終的に過去の意味に繋がると考えていたが、この様な解釈も成り立つと言えれば成り立つものの、矢張り少々妥当性を欠くと思うに至った。要するに「動詞句＋的」部分には固より漠然と已然義が内包されており、注意すべきはその已然義の内容で、その内容が過去の意味を示す場合に於いてのみ当文型が過去の意味を表し得ると云うことである。已然義と当文型の関係性に就いても今後考察を加えてゆく必要が有るのだが、本論文に於いて其処迄は論じないこととする。

当文型の過去の意味は当文型内に内包されるものではなく、当文型と関連する複数要因が相互に作用し合うことに因って成り立っている特殊形態なのである。

【注】

- 1 「主語＋是＋動詞句＋的」文型の「是」部分は省略されることも多い。又当文型の「動詞句」部分についてであるが、動詞句部分に状況語を伴うもの、又動詞句部分の表す動作行為の動作主を内に含めるものも全て含めて「動詞句部分」としている。
- 2 原文：
小王是第一个跳下水去的 (S1)。
第一个跳下水去的是小王 (S2)。
前一句是对于小王这个对象的性质的陈述，即“小王”是“第一个跳下水去的”那样的人；后一句表示等同，即确认“第一个跳下水去的人”和“小王”之间的同一性（第一个跳下水去的不是别人，是小王）。 “的”字结构和判断句（下） 1978
- 3 督抚。督撫（とくぶ）とは明清時代に於いて総督（そうとく）と巡撫（じゅんぶ）を合わせて言った称号。両者とも地方政治の長官。
- 4 北闈。北闈（ほくい）とは明清時代の科举制度に於いて順天府（北京）で行われた郷試のこと。科举は主に三段階より成るが、郷試、会試、殿試である。郷試とはその第一段階に当たる。
- 5 原文：
“肩膀子红是扛锄头扛的。”这类句型本文记为 Sf。它们有三种表现形式：
i 肩膀子红是扛锄头扛的。
腿疼是跑步跑的。(A 是“VN”)
ii 耳朵聋是大炮震的。
皮肤黑是太阳晒的。(A 是“施事”)
iii 手凉是在外面冻的。
腰疼是在车上挤的。(A 是“处所”)
1) T 与“AV 的”之间存在着因果关系，因此无论是 T 还是“AV 的”都是已经实现了的，也就是说，整个句子是已然义的。…… 表已然义的“的 b”补议 1984
史有為氏は動詞句部分を原因と為し主語部分を結果と為す因果関係より「主語＋是＋動詞句＋的」文型の過去の意味が成り立っていると解釈している。
- 6 江宁织造。江寧織造（こうねいしょくぞう）。明清時代に於いて宮中内務府が南京（江寧）に設置した出先機関。宮中が必要とする絹織物製品の調達を役目とした。
- 7 曹玺。曹璽（そうじ）1629～1684。清代康熙朝期の高官。曹雪芹（紅樓夢作者）はその子孫。
- 8 喝死牛血。直訳すると、頑固な性格である牛の血を飲み続ける。頑固な性格で融

通の利かないことを云う。

- 9 羊霜霜。羊霜霜（ヤンショアンショアン）は羊霜腸（ヤンショアンチャン）とも称し、北京の食品で、羊の小腸に羊の血を注ぎ込んで煮込んだもの。
- 10 「栗原千里 2024「是…的」文型と過去の意味について」に於いて少し言及させて頂いた。
- 11 索額图。索額図（ソンゴトゥ）。清代康熙朝期の大臣。姓は赫舍里（ヘシェリ）氏。
- 12 鈕祜禄氏。康熙帝第四子愛新覺羅胤禛（後の雍正帝）側室の鈕祜禄（ニオフル）氏のこと。鈕祜禄（ニオフル）とは満州人の姓の一種。
- 13 三哥。三哥とは三番目の兄と云う意味であるが、此处では康熙帝第三皇子愛新覺羅胤祉を指している。弟である康熙帝第十皇子愛新覺羅胤禩の発言であるので「三哥」と称している。本文では「第三皇子である兄」と訳させて頂いた。
- 14 抚台。撫台（ぶだい）とは巡撫の別称。
- 15 九哥。九哥とは九番目の兄と云う意味であるが、此处では康熙帝第九皇子愛新覺羅胤禔を指している。弟である康熙帝第十皇子愛新覺羅胤禩の発言であるので「九哥」と称している。本文では「第九皇子である兄」と訳させて頂いた。

【参考文献】

- 朱德熙 1978 “的”字结构和判断句（下）《中国语文》第2期 中国社会科学院语言研究所
- 史有为 1984 表已然义的“的b”补议 《语言研究第1期》 华中科技大学中国语言研究所
- 栗原千里 2009 「是…的」構文と過去時制について 『桜文論叢』第73巻283～300頁
- 栗原千里 2013 「是…的」構文と已然義の関係について 『桜文論叢』第84巻89～115頁
- 栗原千里 2021 「是…的」構文の主語が文意の時制等に及ぼす影響について 『桜文論叢』第103巻263～285頁
- 栗原千里 2024 「是…的」文型と過去の意味について 『桜文論叢』第109巻49～70頁

【参照資料】

- 《雍正皇帝—九王夺嫡》 1999 二月河著 巴比伦出版社⇒（雍正）
- 《刘墉》 2001 赵辉著 北京图书馆出版社⇒（刘墉）
- 《赵宋王朝・仁宗皇帝》 2007 李之亮著 江苏文艺出版社⇒（仁宗）

英語の不変化詞の諸相：Under と Below の比較¹

水 本 孝 二

1. はじめに

本論考では垂直方向の（vertical）空間的位置関係を表す不変化詞である under と below について論じる。両者はいずれも、ある存在物（認知言語学で言うところの Trajector²，以下 TR）が別の存在物（Landmark³，以下 LM）の空間的下部に存在することを意味している類義語である。しかし両者は同じような意味を表しながら微妙な点で異なっている。本論考ではその点を検討する。これらの不変化詞は今までも複数の研究者によって論じられてきた。Quirk et al. (1985), Tyler & Evans (2003), Lindstromberg (2010) などである。本論考はそれらの先行研究を踏まえつつも今まで論じられていない新たな一点を付け加えようとする試みである。

2. under と below

Under は over の反意語であり，below は above の反意語である。したがって，意味の点で over に当てはまることは under にも当てはまり，above に当てはまることは below にもあてはまることが多い。また，over-above の意味の相違は under-below の意味の相違に重なることとなる。

2.1. under と below の空間的意味の違いについて

Under と below はふたつのものの垂直方向の空間的位置関係を示す不変化詞である。あるもの (TR) が別のあるもの (LM) の下方に位置していることを示す点では同義と言える。しかしながら, under は TR と LM との隔たりが小さいことを示し (それが極端に推し進められれば, TR と LM は「接触」することもある), 本論考ではそれを「近義」と呼ぶこととする。一方, below は両者の隔たりが大きいことを示す。本論考ではそれを「遠義」と呼ぶこととする。Quirk et al. (1985: 678) では次の図 1 を示し以下のように述べている (下線は本論考の著者による⁴⁾)。

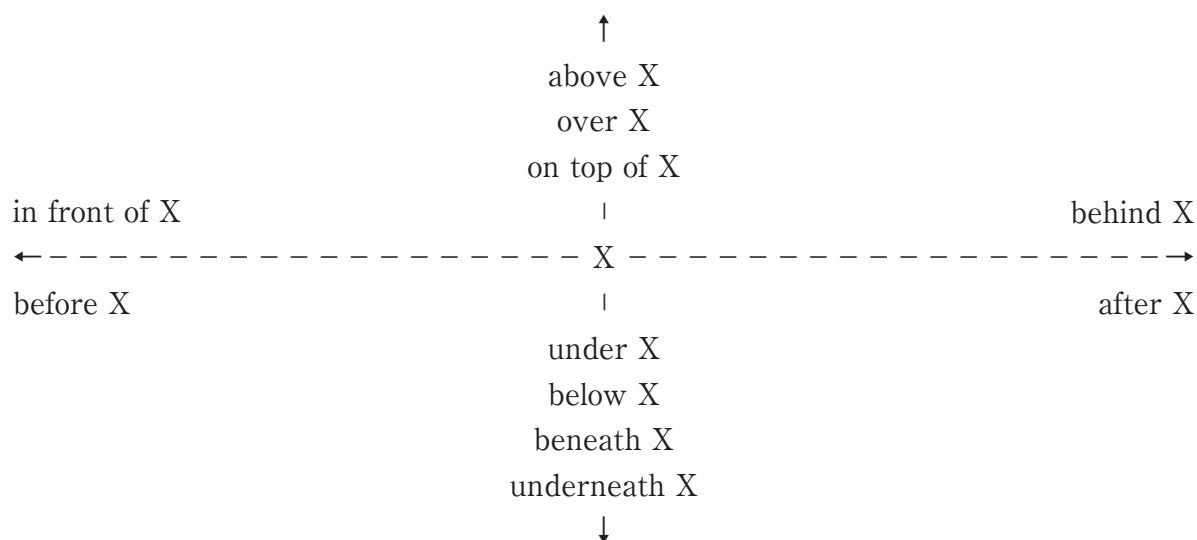


図 1 Vertical and horizontal direction (Quirk et al. 1985:678)

- (1) *Over* and *under* as place prepositions are roughly synonymous with *above* and *below*, respectively. The main differences are that *over* and *under* tend to indicate a direct vertical relationship or spatial proximity, while *above* and *below* may indicate simply ‘on a higher/lower level than’.

図 1 から明らかなように underの方がbelowよりもXに近い位置に描かれていることにより, underが近義を, belowが遠義を表すことが分かる。また Tyler & Evans (2003: 121) は更に精密な議論をして, 以下のように論じている。

- (2) The proto-scene for *under* denotes a conceptual spatial-functional relation between a TR and a LM, in which the TR is lower than and yet proximal to the LM. (….) the proto-scene associated with *below* denotes a relation in that the TR is lower than and distal with respect to the LM, and hence the possibility of contact between the TR-LM is (largely) precluded.

ここでもやはり *under* が「近義」を，*below* が「遠義」を表すことが述べられている。これを図示すると以下ようになる。

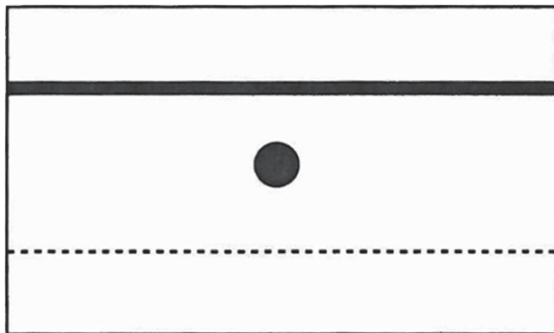


図 2(a) Proto-scene for *under*

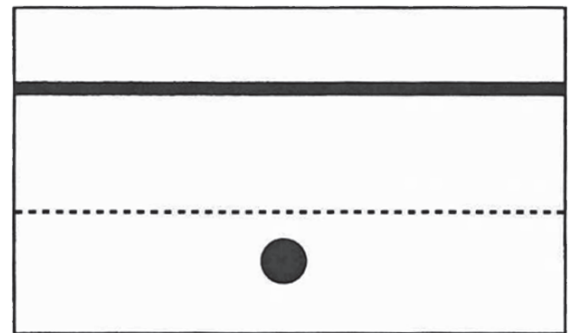


図 2(b) Proto-scene for *below*

図 2 Proto-scenes for *under* and *below* Tyler & Evans (2003: 122)

ここでは太線は LM を，黒丸が TR を，そして点線は LM と TR の接触可能性 (possibility of contact) を表している。図 2(a)において，近義を表す *under* では黒丸は太線の近の位置に描かれ，また点線の上側に存在する。これは *under* では TR が LM の近の位置に存在し，場合によっては TR と LM が接触することを示す。一方図 2(b)において *below* では黒丸は太線の遠の位置に描かれ，点線の下側に存在する。これは *below* では TR が LM の遠の位置に存在し，したがって TR と LM が接触する可能性がないことを示している。

また Lindstromberg (2010: 157) は以下の図3で *under* の近義と *below* の遠義を説明している。

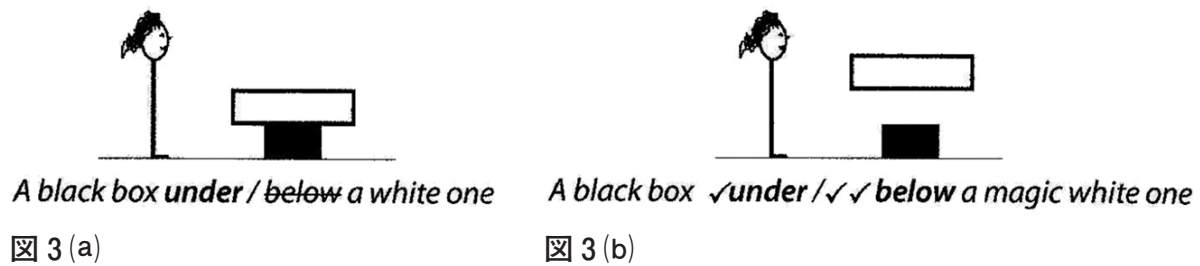


図 3 Lindstromberg (2010: 157)

図 3(a)において黒い箱 (TR) が接触して白い箱 (LM) の下にある場合は *below* は使えない (横線は不適切な用法であること, チェックの数は適切さがより高いことを表す)。これは *under* では TR が LM に対して接触を含めた「近」の下方に位置することを意味し, 一方で *below* は接触を含まない「遠」の下方に位置することを意味している。一方, 図 3(b)では *under* も *below* 両方使えるが, *below* の方がよりふさわしいことを示している。これは TR と LM が離れているので両者は「遠」の位置にある。TR が LM の下方に位置しているという点では, *under* も可能であるが, 遠義を持つ *below* の方がよりふさわしいということを示している。

2.2. 「真下」義の *under* と「非真下」義の *below*

2.1. において *under* が近義を, *below* が遠義を持つことを検討した。確かに *under* においても *below* においても TR は LM の下方に存在するのであるが, 下は下でもどの位置にあるかということについても *under* と *below* には違いがある, ということを検討していく。

先の引用(1)において Quirk et al. (1985: 678) には次の記述があった。“*over* and *under* tend to indicate a direct vertical relationship” すなわち *under* の場合 TR は LM の「真下」にある, ということを示している。一方 *below* に関しては, “simply ‘on a higher/lower level than’” と述べており, TR と LM との位置関係に関しては TR は LM の下, ということ以外特定されない, ということである。しかし Lindstromberg (2010: 157) は *below* の表す TR と LM の位置関係に関して一歩踏み込んで次のように記述している。

- (3) Another important difference between UNDER and BELOW (….) is that the Subject⁵ of UNDER is more or less straight down from the LM. BELOW, on the other hand, may refer to arrangements in which the Subject is not just lower than the LM but also well off to one side.

すなわち、under においては TR は LM の真下に位置していることを示し、below においては、TR の位置は LM の真下とは限らず、むしろ LM とは離れた位置にあるかもしれないことを示していると述べている。Below が「非真下」を表すことは Lindstromberg (2010: 157) の次の例文が示している。

- (4) Twenty-five miles *below* / *under* / *underneath* / *beneath* Cologne is Düsseldorf, also on the Rhine.

(4)はデュッセルドルフがライン川に沿って、ケルンの25マイル川下に位置することを示しているが、もしこの文で under を用いたならその真下義により、デュッセルドルフはケルンの真下に位置すること、すなわち、ケルンはデュッセルドルフの上空に浮遊して存在するという、あり得ない状況を記述することになる（ので(4)では below 以外の under その他は不適格と判断されている）。

しかしこのことは under の「近義」と below の「遠義」から必然的に導き出されうるものである。A child (TR) under the bridge (LM) という場合、under の近義により、子供と橋とは至近距離に位置している。子供は当然橋の下に位置していることが予測される。もし子供が橋から外れた位置、すなわち真下でない位置に立っていれば、我々は a child *under* the bridge とは言わないであろう。⁶一方 a child below the bridge の場合には below の「遠義」により、子供が橋の真下にいるかどうかは問題ではないし、「遠義」ゆえに子供が橋の「真下」にいるかどうかは確認しがたい。ただ両者（橋と子供）の上下関係のみが認識されるのである。

3. under と below の比喩的拡張

これらふたつの不変化詞は TR と LM の上下関係を示すことを第一義とするが、そこから比喩的な意味が派生する。以下、両者の比喩的拡張を見ていく。

3.1. Under の比喩的拡張

本節では under の空間的意味から比喩的拡張により生じた意味を論ずる。以下「支配」義, 「非可視」義, そして「より少ない」義を見ていく。

3.1.1. 「支配」義

TR under LM (TR と LM は人を表す) と言った場合, TR は LM の支配または監督下にあることを表す。これは日本語でも, 「AはBの支配下にある。」とか, 「AはBの下に就く。」などと, 「下」という言葉を使うので, 容易に理解できる。この点に関わって, 小西 (1976: 269) に興味深い指摘がある (本文を一部改変した)。

(5) He is below / under me.

below では単に職業上の地位が下であること, … under では「支配下・監督下」にあることを示し, 「彼」が, 「私」の部下であることが含意される。

(5)における below と under の意味の差は, below の場合はその遠義により, He is below me. と言った場合, TR と LM の隔たりが大きく, 両者の間に何らかの影響関係を見出しにくく, 単に両者の位置関係 (上司と部下, とりわけ職位が隔たった関係, たとえば社長と平社員) のみ表していることによる。一方 under の近義と真下義によって He is under me. の場合は, TR と LM との隔たりが少なく, また TR は LM の真下に位置していることから, TR と LM は直属の部下とその上司といった直接的な影響関係が生じていると考えられる。

3.1.2.「非可視化」義

非可視化とは文字通り、見えなくすることであるが、これは *under* の真下義により、TR が LM によって、TR の全体が覆われている結果として、TR が非可視化されることである。以下の例を考察する。

- (6) I always wear my tank top *under* my uniform.

Lindstromberg (2010: 158)

- (7) We managed to get an uncensored video *under* the counter.

英辞郎 on the WEB (access date: December 31st, 2023)

- (8) Her parents found out about her failing grades, even though she tried to sweep them *under* the rug.

Tervan (1996: 219)

これらの例において、my tank top, an uncensored video, them (= her failing grades) は非可視化されている。これは *under* の真下義によって、TR (= my tank top, an uncensored video, her failing grades) が LM (= my uniform, the counter, the rug) によって覆われることにより、TR が非可視化されたものである。(6)において制服の下にタンクトップを着れば、タンクトップは当然見えない。(7)において“under the counter”は、「こっそりと、秘密裏に」という意味を表す熟語である。(8)において“sweep under the rug”は「隠す、秘匿する」という意味を表す熟語である。

3.1.3.「より少ない」義

我々は時間の経過を過去→現在→未来というように horizontal に変化するものと見る傾向がある（英語教師が「現在完了形」などを説明する時に、黒板に横線を書き、左から過去、現在、未来と記し、過去と現在をくくって、現在完了形とはこの間に起きた「完了」「経験」「継続」などを意味するのだ、といった説明をする際などが顕著な例である）。しかしその一方で学校では学年を「低学年」と「高学年」で

区別したり，老人を「高齢者」と言ったりする。また動物でも植物でも成長とは身長が低いところから始まり時間の経過とともに高くなることである。したがって時間の経過は vertical な変化ととらえることもできる。砂時計や水時計は砂や水の落下（上から下への vertical な移動）により，時間の経過を表す。また成長を意味する old，高度を意味する altitude，高木（こうぼく）の oak は語源を同じくし，印欧祖語の語根 “al-” にさかのぼり，意味は「育てる，養う」である（織田（2011: 68-70））。このように考えれば，低位にあるものが「少」と結びつき，高位にあるものが「多」と結びつくことは容易に理解できる。時間の経過とともに，高さが増幅したり，量が増大するからである。以下，under と「少」の例を検討する。

(9) a: Sorry, you can't drink here if you're under 21.

Tyler & Evans (2003: 124)

b: It's impossible to run the marathon in under one hour.

Tyler & Evans (2003: 124)

Under は本来，垂直方向（vertical）の空間的位置関係を示す語である。しかし，(9a) における，“you” と “21”，(9b) における，“marathon” と “one hour” の間に空間的上下関係が存在するとは我々は通常考えない。では何故 under を用いることが出来るのであろうか。

ここで，水を満たした容器を想定してみる。どんどん飲んで行けば，容器の中の水の量は減っていく。この時，水面は水の減少に応じて下降していくことになる。そして我々はこの垂直方向の下降と減少とを結びつけて，下降すなわち減少と見るのである。これは Lakoff & Johnson (1980: 15-6) が主張する “MORE IS UP; LESS IS DOWN” メタファーである。増加は上昇と結びつき逆に減少は下降と結びつく。年齢や時間も容器の中の水と同様に水の量が多ければ（すなわち水位が高い），高齢や長時間と結びつき，少なければ（すなわち水位は低い），年少や短時間と結びつくのである。従って under 21が「21歳未満」

を，under one hour が「1 時間以内」を意味するのである。このようにして，under の持つ垂直方向（vertical）の空間的位置関係と年齢や時間が結びつくのである。

3.2. Below の比喩的拡張

3.2.1. 「より劣る」義

空間的に低位にあり，また3. 1. 3. で見たように，低位にあることが，減少や量の少ないことを意味する時，below が「より劣る」ことと結びつくことは十分に妥当なことである。Lakoff & Johnson (1980: 16) でも “Good is up”, “Bad is down” として，高位にあることがよいことと結びつき，低位にあることが悪いことと結びつくとして，次の例文を挙げている。

- (10) Things are looking up. / We hit a peak last year but it's been downhill ever since. / Things are at an all-time low. / He does high-quality work.

ここにおいて，“up, peak, high” など高位を表す言葉がよいことと結びつき，“downhill, low” など低位を表す言葉が悪いことと結びついている。

- (11) Her reading comprehension is below average to that of other twelve-year-olds.

Tyler & Evans (2003: 129)

(11)において，彼女の読解力が平均より「下だ」という時，それは彼女の読解力が「劣っている」ことを意味するのである。

3.2.2. 「非可視化」義

Below にも「見えない」義がある。

(12) Actually he was below my radar until I went to our class reunion.

Lindstromberg (2010: 164)

“below my radar”は「私の探知が届かないほど下に」ということで彼の行方、消息が分からなかった、すなわち彼が見えていなかったことを意味する。しかし、below の非可視化義は3. 1. 2「非可視化」義で扱った under の非可視化とは方法が異なっている。Under の「見えない」義はその真下義によって、LMがTRを覆うように存在することから、得られる比喩的拡張である。一方 below の「見えない」義は、その遠義により、目が届かないほど下に、ということから得られる比喩的拡張である。

4. ゲシュタルト心理学

ゲシュタルト心理学 (Gestalt はドイツ語で「形、形態」の意味) は20世紀初頭にドイツでヴェルトハイマー (Max Wertheimer) らによって主張された。それまでの心理学ではヴント (Wilhelm Wundt) が主張した構造主義心理学が主流であった。構造主義においては、たとえば、分子が原子、電子、原子核などの部分に分解でき、かつそのような部分の総体がすなわち分子であることと同様に、人間の心理も分子のように個々の要素を持っており、したがって心の働きは個々の要素に分解可能であり、かつそれらの総体として人間の心理は存在する、と主張した。

それに対してヴェルトハイマーは部分の足し算は決して全体にはならず、全体は必ず部分の総体より大きいものだとして主張し、ヴントの「要素主義」を批判した。たとえば、我々がリンゴの絵を見る時、我々はそれをリンゴと認識できる。もし、完全かつ厳密に要素主義に従えば、そこには線、点、色があるだけで、リンゴを認識できないはずである。しかし実際には我々がリンゴをリンゴ

として認識するのは、我々はその絵に「線＋点＋色」の足し算以上の、全体としてのリングを認識するからである。

以上ゲシュタルト心理学の概要をみたが、ここでは、本論との関連で、ヴェルトハイマーの「プレグナンツの法則（das Gesetz der Prägnanz）」を検討する（Prägnanz とは「簡潔さ」の意味である）。プレグナンツの法則は複数あるが、その内の「近接の要因」を鹿取，他（2020: 125）により見てみよう。

近接の要因（3組の近い2本の線どうしがまとまる）⁷

1 2	3 4	5 6

我々は近接した2本の線がグループを形成すると認識する（1と2，3と4，5と6）。一方離れた線同士をグループとは認識しない（2と3，4と5）。

この近接の要因を言語的に応用すれば、近接し合った語あるいは近義を持つ語というのは影響関係を形成しやすく比喩的拡張が多い、ということである⁸。再度、(7)を見てみよう。

(13)=(7) He is below / under me.

Below を使った場合、その遠義により、he と me との関係が離れており、影響関係が形成されにくく、単に上下関係（たとえば、平社員と社長）を表しているのに対して、under を使った場合、その近義により he と me との距離は近く、それ故、プレグナンツの法則の内の、近接の要因が働き、he と me との間に影響関係が発生し、単なる上下関係ではなく部下と（おそらくは直属の）上司の関係を含意するのである。

5. 結論

以上 under と below の基本的意味の違いとそれに起因する比喩的拡張の違いを見て来た。Under の比喩的拡張には「支配，非可視化，より少ない」義

があり、一方 below には「より劣る、非可視化」義があった。TR₁ under LM₁と TR₂ below LM₂ とふたつのフレーズがあった場合、前者では under の近義により、プレグナンツの法則の内の「近接の要因」が働いて TR₁ と LM₁ の間に何らかの影響関係が生まれるのである。“[TR He] is [LM under me].” では me による he の支配ないしは監督している、という影響関係がある。“sweep [TR her failing grades] [LM under the rug]” では TR が LM によって真上から覆われるように存在することから、TR が LM によって見えなくされている、と言う影響関係が生じて、「秘匿、隠す」の意味となる。“[TR you] are [LM under 21]” では近接の要因により、you = under 21 (21歳未満(アメリカでは飲酒出来ない年齢)) であることが示されている。これらの例が示していることは under においては T R と L M は肯定的な関係にあることが分かる。“He is under me.” のような「支配」義においては、TR に対して LM が影響力を持っていることを示し、“sweep her failing grades under the rug” のような「非可視」義においては LM が TR を完全に覆っている結果としての「非可視」であり、“You are under 21.” のような「より少ない」義では、当該の人物が21歳より上ではなく下にいる、ことによって「より少ない」義が生まれているのである。

一方、後者の TR₂ below LM₂ の場合、below の遠義により、「近接の要因」が働かず、TR₂ と LM₂ の間に影響関係が生じない。したがって、below においては TR と LM は否定的な関係にあることになる。“[TR he] was [LM below my radar]” では「私のレーダーでは検知出来ない」ことを意味し、“[TR Her reading comprehension] is [LM below average]” では「読解力が平均に届かない」ことを意味する。最後にもうひとつ例をあげる。

(14) I take you under arrest.

(15) I heard your nephew Jim, a chartered accountant, married a certain Sharon Jones, who was a fishmonger's daughter. Why did he marry *below* his station?

(14)は英語圏で刑事が犯人を逮捕する時に発する決まり文句であるが、これは犯人が逮捕という環境下に存在する、という肯定的な内容を表している。一方、(15)は身分違いの結婚を描写しているが、この場合シャロンという女性がジムの身分より低い、すなわちジムの身分ではない、という否定的な内容を表している。以上、本来空間的な不変化詞である under と below が比喩的拡張においてそれぞれ肯定的な内容や否定的な内容を表すことを見た。

註

- 1 本稿は2019年09月15日（日）に神戸市勤労会館（神戸市中央区）で開催された、六甲英語学研究会2019年09月例会において「不変化詞，below と under の比較」と題して行った口頭発表に加筆，修正を加えたものである。
- 2 「認知分布の用語。関係的プロファイルのうち，最も際立ちの高いものがトラジェクターである…典型的には文の主語に対応する」中野弘三，他，(2015: 339) 例えば，The knob is above the keyhole において，最も際立ちが与えられるのが主語なので，the knob がトラジェクターである。文の主語はその文のトピックであり，文はトピックに関する記述である「the knob とは何か，the knob はどこにあるか」など）ので，主語が最も高い際立ちを与えられやすい。
- 3 「関係的プロファイルのうち，最も際立ちの高いトラジェクターに次いで際立ちが高く，トラジェクターを位置づける機能をもつ」中野弘三，他，(2015: 327) 例えば，The knob is above the keyhole において，the knob を位置づけているのが，the keyhole であるので，the keyhole がランドマークである。
- 4 以下，引用内の下線は全て本論考の著者によるものである（註においても同様）。
- 5 Lindstromberg が用いている Subject という術語は本論考における Trajector に当たる。
- 6 Boers (1996: 44) に次の記述がある。“He was sitting under the chandelier.” の例文を挙げた後，“(…) the TR is confined to a bounded space directly beneath the LM (or at least close to it)”と述べている。またネイティブスピーカー（南アフリカ共和国出身，30代，男性）にたずねたところ，橋の真下にいれば“a child under the bridge”という。橋から外れたところにいれば，“a child *by* the bridge”，更に橋から離れれば，“a child *near* the bridge”という，とのことであった。また，橋自体ではないが橋と一体となったもの，たとえば橋脚のような構造物の下にいれば，“a child *under* the bridge”も可能とのことである。
- 7 ノンブルは本論考の著者が加えた。
- 8 近接に基づく比喩である metonymy（換喩）は，近接する2者が意味的に結びつきやすいことの証左である。地名がそこに存在する機関や施設を表すのはその典型で

ある。「霞が関」が日本の中央官庁を、アメリカの Washington D. C. の連邦議会議事堂が建つ、小高い丘である The Capitol Hill がアメリカの連邦議会を、イギリスの首相官邸があるロンドンのダウニング街10番地の Downing 10 が英国政府を表すなどはこの例である。その場所と機関が近接して存在するために metonymy が生じたのである。また固有名詞が普通名詞化する場合も同様のプロセスを経て metonymy (換喩) が生じたものである。John Montagu, 4th Earl of Sandwich から食べ物のサンドイッチが、アイルランドの英国人、土地差配人、Charles C. Boycott からボイコットが、フランスの財務大臣 Etienne de Silhouette からシルエットが生じたのも、人物と対象物との近接性に基づいて metonymy が生じていると考えられる。

参考文献

- Bennett, David C. *Spatial and Temporal Uses of English Prepositions: An Essay in Stratificational Semantics*. London: Longman. 1975.
- Boers, Frank. *Spatial Prepositions and Metaphor: A Cognitive Semantic Journey along the UP-Down the Front-Back Dimensions*. Tübingen: Gunter Narr Verlag Tübingen. 1996.
- Dixon, R. M. W. *English Prepositions: Their Meanings and Uses*. New York: Oxford University Press. 2021.
- Lakoff, George & Mark Johnson. *Metaphors we Live by*. Chicago: The University of Chicago Press. 1980.
- Lindstromberg, Seth. *Prepositions Explained Revised Edition*. Amsterdam: John Benjamins. 2010.
- Quirk, Randolph, Sidney Greenbaum, Geoffrey Leech, and Jan Svartvik. *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman. 1985.
- Terban, Marvin. *Scholastic Dictionary of Idioms*. New York: Scholastic Inc. 1996.
- Tyler, Andrea & Vyvyan Evans. *The Semantics of English Prepositions: Spatial senses, embodied meaning and cognition*. Cambridge: Cambridge University Press. 2003.
- 織田哲司 『英語の語源探訪：ことばと民族の歴史を訪ねて』 東京：大修館書店 . 2011.
- 鹿取廣人, 杉本敏夫, 鳥居修晃, 河内十郎 (編) 『心理学第5版補訂版』 東京：東京大学出版 . 2020.
- 小西友七 『英語の前置詞』 東京：大修館書店 . 1976.
- 中野弘三, 服部義弘, 小野隆啓, 西原哲雄 (監修) 『最新英語学・言語学用語辞典』 東京：開拓社 . 2015.
- 横田正夫 (監修) 『心理学大図鑑』 東京：Newton Press. 2021.

日英語の可能表現

——「なる」、「らる」と can を事例に ——

黒 滝 真理子

1. はじめに

「できる」という概念，換言すれば可能という考え方は，人間をはじめとする生物において最も根幹をなす概念であるとはいえないだろうか。この思いや概念がなければ人間のみならず生物は存在していけないと考えられる。我々にとって，文化的背景を問わず，この普遍的かつ根本的概念であるはずの可能は，当然のことながら言語によって多様に表現される。

例えば，英語の can は必ずしも日本語では可能を表す「できる」と解釈されるとは限らない。英語の can の対訳には「なる」が用られたり，「のだ」「の」「わ」という終助詞で言い切る場合もある。あるいは，文脈によっては，明示的に表現されないことすらある。すなわち無標識というわけである。従来，この言語現象に関しては，can が能力・許可・可能性といった多義性を備えているからというような説明がなされてきた。ただ，これでは，「できる」以外で日本語訳されるのは何故なのかという疑問が残る。加えてこの日本語訳が妥当であるとの説明的必然性も見出せない。また，この問題は語用論的に解釈されているともいわれてきた。しかしながら，全てが語用論で解決されているのだろうか。もっと説得力のある説明がなされなければ，この問題の解決に迫ることは困難であろう。

一つの解釈として，次のようなことが考えられる。日本語の自発を起源とす

る状況可能は「なる」との親和性が高い。「なる」は主観的把握を代表する表現である。主観的把握型言語では、「自己のゼロ化」(池上1999)が起こり、主語が場・状況として表現される。よって、日本語の可能はある状況下で事態が起こり生じたことで状況全体が変化し得ることを含意している。その際、主体が背景化されるから、色々な文末表現で解釈されると考えられる。

ラネカーの認知文法において、英語の法助動詞 can は、グラウンディング要素として、事態の発生を非現実位置に位置付けるものとされている(Langacker2008, 2009)。すなわち、英語において可能を表す can は非現実として捉えられ、命題外のモダリティと位置付けられるのに対し、日本語の可能は動作の遂行に向けて、より現実的なものとして捉えられ、命題内の要素として位置付けられる。例えば、日本語の「られる」は、可能のほかに受身や自発の機能・用法を持ち、命題内のヴォイスに関わる構文である。日本語学でも従来、日本語の可能はモダリティとして扱われてこなかった。本稿では、その点についても触れてみたい。

そして、可能という普遍的な概念は、我々の心的経験に基づく認知能力によって概念化され、使用言語によって異なる形式と結びついて言語化される。可能の概念をどのように言語化するかは言語によって異なっているのである。従来、日英語の可能は同じ土俵で捉えられてきたが、実は通時的にみても発達経路が異なっており、それにより異なる様相を呈している。本稿では、日本語の可能と英語の可能が異質なものであることを通時的観点よりもむしろ共時的観点から考察する。さらに、日本語は自発由来、すなわち「行為者の意志が無く、自ずからなる」から派生したという点で、構文の面からのヴォイス¹が際立つ可能であるといえるが、一方、英語の可能は意味の面からのモダリティが際立つ。日英語の可能がモダリティ(ムード)とヴォイスという異なるカテゴリーに属していると考え根拠を説明する。その上で、可能が日英語でどのように概念化(意味化)され、どのように言語化されるかをみることで、日英語の可能の捉え方の異同が認知様式や主体の現れ方の相違に反映されるということ論じていく。

2. 英語の可能表現

- (1) In awkward situations, each person expects the other to defend himself, and to present his own arguments as clearly as possible. The information that they get in this way *can* then be used as a basis for reaching a mutual decision or agreement.

（厄介な事態に陥った時，当事者は各々相手が自分を弁護し言い分をできる限り明確に伝えることを期待する。このようにして得られた情報は，その後，共通の結論や合意に達するための基礎として使われることになる。／使われるわけなのだ。）（下線は筆者による。）

（Polite Fictions in Collision 2004:63）

英語で可能の典型と言えば *can* であるが，例(1)のように，英語の *can* に対応する日本語は必ずしも「できる」ではなく，多様であり，モダリティ以外の文末形式で表されたり，場合によっては無標識であったりもする。

まず，*can* の多義性について述べよう。*can* の通時的発達過程を辿ると，元来「やり方を知っている（=to know how to ~）」という意味で mental ability を表す本動詞の *cunnan* であったが，古英語後期に physical ability を示す “be able to, have power” の意味の能力可能を派生し，中期英語期になって root possibility（状況可能），近代英語期に permission（許可）の意味が生じた。このプロセスこそが，*can* に多様な解釈をもたらした所以である。英語の *can* には恒久的能力を表す普遍的な可能と，動作が遂行されるための外的条件が整っているからこそ可能になるといった個別的な可能がある。前者を能力可能（ability），後者を状況可能（root possibility）と呼び，能力可能がプロトタイプであるから，能力由来といえよう²。

root possibility とは，Nehls (1986) が “most examples of ambiguity of *can* involve ambiguity between permission and possibility due to external circumstances.” (Nehls 1986: 105) というところの ‘external circumstances’，すなわち状況可能³を表している。行為者の能力・属性以外の状況に行為が成し

得る要因を求めているというわけである。

Ehrman (1966) も、状況可能に関して、以下のように「主語の行動の自由を妨げるものは何も存在しない」と説明する。

The basic meaning of *can* is that there is no obstruction to the action of the lexical verb of which *can* is an auxiliary; that is to say, that action is free to take place. (Ehrman 1966:12)

すなわち、「何かをしようと思えば、その実現を妨げるものは何も存在しないので、自由にそれができる」というように、外的に妨げるものがないことを示すというわけである。

(2) I *can* see you tomorrow. (明日お目にかかりましょう。)

= It is possible for me to see you tomorrow. There will be nothing which prevents me from seeing you tomorrow.

(『ジーニアス英和辞典第3版』:265)

(2)の例は、「会うという行為を妨げるものは何もないのでそれができる」というような状況可能を表す。この *can* は I の能力に言及しているのではなく、申し出や提案を表している。このように、状況可能は「語用論的強化」⁴によって動機づけられ、例(3)のように多様な発話の力を発する。

(3) a. *Can* you wait a minute, please?

(ちょっと、待っていませんか。: 依頼)

b. *Can* I give you a ride to the station?

(駅まで車で送りたいでしょうか。: 申し出・提案)

c. You *can* do exercise 10 for homework, everybody.

（みなさん、宿題として練習問題10をやっておきなさい。：指示）

（『ジーニアス英和辞典第6版』:303）

英語やドイツ語は能力可能と状況可能を同一の形式で表す多義であるが、言語によっては能力可能と状況可能の対立がみられる。例えば、フランス語では *savoir*（能力可能）と *pouvoir*（状況可能）という対立が見られる。状況可能の *pouvoir* から語用論的強化によって、許可（～してもいい）や依頼（～してくれる？）の意味が派生する。中国語は能力可能が“会”や“能”，状況可能が“能”や“可以”である。ただし，“能”は両者の可能を表す。

日本語（標準語）は英語やドイツ語と同様、形式上この2つの用法を区別しないが、興味深いことに、日本語の各地域方言では積極的に両者を区分する現象がみられる。例えば、関西方言（近畿）では、「よう読まん」が能力可能、「読めん」が状況可能というように、地域によって2つの可能に対し異なる表現を使う。渋谷（2006:67-89）にも、青森では能力可能の「きれね」と状況可能の「きらえね」、福岡では能力可能の「ききらん」と状況可能の「きられん」、長崎では能力可能の「きーえん」と状況可能の「きられん」と区別されていることが述べられている。

3. 日本語の可能表現

日本語で可能を表す接辞は(4)のように多様性に富んでいる。

(4)①助動詞「る」「らる」「れる」「られる」を後続させる。

②動詞＋「得（う）る」「得（え）る」で「読める」「書ける」のような複合動詞となる。

③動詞に「ことができる」／動作名詞に「ができる」を後続させて従属節化する。

④動詞＋「ことをう」／動詞＋「をう」

⑤動詞＋「こと能う」

⑥「かねる」

⑦「なる」

(4)①の「る」「らる」「れる」「られる」は、可能の他に受身・尊敬・自発などの多機能があり、時として判別不可能になる場合もあることから、助動詞「ら」が脱落した形態、いわゆる「ら抜き可能形」が現われ、可能動詞として分離独立させる傾向にあった。

現代語では、以下のように、「ら抜き可能形」が可能動詞として分類されていて、この「ら抜き可能形」の出現によって、可能を表す「える」という形式が勢力を増していき、その使用頻度はかなり高い。

五段活用動詞

kakareru (書かれる) → kakeru (書ける) → kakereru (書けれる)

(ラ) レル ら抜き可能形 二重可能形

上・下一段動詞，カ変動詞

kirareru (着られる) → kireru (着れる) → kirereru (着れれる)

(ラ) レル ら抜き可能形 二重可能形

自発にも「春の訪れが待たれる」「父の身が案じられる」のような「られる」形がある。「食べられる (tabe-rare-ru)」などは文脈によって受身にも可能にも捉えられる。「られる」は可能にも自発にも受動にも使われるのである。このような「られる」は、「ある出来事をどの立場から表現するかということに関わる文法カテゴリー」(庵2012:98)、すなわちヴォイスといわれる。これらも、英語では一般的にモダリティの can で表現される。

よって、英語の can はモダリティと位置けられてきたが、日本語の「られる」は自発・可能・受身・尊敬など多様な意味・機能を担い、ヴォイスのカテ

ゴリーに属しているというわけである。この点に関しては、第5節で詳述する。

4. 日本語の自発由来の可能

「らる」は元来自発を表していたが、やがて可能形式へと変化していった。自発が可能に変化していった言語事象を、渋谷（2005）は「自発形式の種類が多様である点に日本語の特徴がある。日本語の可能表現の内部では状況可能＞能力可能＞心情可能といった変化の方向が観察され、通言語的に指摘されている能力＞状況といった方向とは異なっている。このことは日本語の可能形式が動作主体の外部に行為実現の条件を認める自発形式を起源とすることと関連するのかもしれない」（渋谷2005:43-44）と説明する。

また、「らる」の史的変遷を渋谷（1993:148-153）は以下のように述べている。「（ら）る」に関しては、院政期以降、動作主体の意図的な働きかけなしに、「非意図的に／自動的に／他力によって動作が実現（成就）する／しない」を表す「自発」の意味を表す助動詞であったが、それが中世に至るまでに可能形式に変化した。上代や中古において元来自発形式だった「（ら）る」の意味領域が、遅くとも院政期以降に可能形式の一つであった副詞エの意味領域に浸入していき、副詞エの衰退を招くにいたった経緯があるという。つまるところ、「らる」の多義性は自発から可能へと発達する過程に生じたものといえよう。

自発は動作主の意志が無いにもかかわらず、行為遂行に向けて推移・変化することを表す。まさに池上（1999）のいう〈なる〉的言語（BECOME language, BE 言語）と相通ずる。認知主体の現れ方の差異から認知類型論的な対立が次のように論じられている。〈なる〉的言語とは、表現される事態を全体として捉え、そこに動作主として人間が関与していてもなるべくそれを際立たせない傾向のある言語のことである。一方、英語のように、事態に関与し動作主として行動する人間に認識上の重点を置き、それをとりわけ際立たせるような表現形式をとる傾向のある言語を〈する〉的言語（DO language, HAVE 言語）と呼ぶ。

動作主の働きかけがないこと、つまり自ずから然ることを示す自発は「な

る」と「出来（しゅったい）」で表されてきた。動作主の働きかけこそはないが、時間の推移に伴って変化していく過程を話し手が体験的に捉え、「実がなる」のような表現が派生する。日本語は自発を表す表現が多様であるが、自発のプロトタイプは「なる」である。「なる」は江戸語期全体を通して使われていたが、とりわけ江戸時代から明治・大正にかけて可能表現としてかなりの勢力をもっていた。

「なる」は「もともとなかったものが新たな形をとって現れ出でるという、自発的な自然発生現象を表す出現動詞であった」と米倉（2013:99）はいう。「そのようなことはなるまいぞ」「ならぬ堪忍するが堪忍」のように「なる」の中核的意味は「自発」「自然展開」、さらには「出来」を表している。『日本語文法大辞典』（2001:579）には、「なる」の語義に関して「現象の推移変化を表わす語であると言えよう。そして、結果として現れた事柄によって、希望していたことの実現、しとげる、できるなどの可能の意味が派生する」と記されている。その事態が実現し出来る条件には、実現を望んでいる動作であることが必要であり、それによって可能になるのである。すなわち、「望んでいたことが実現する。思いがかなう」という意味は「望んでいたことが動作主の意志的な働きかけの有無にかかわらず実現する」、「話し手自身による行為であっても、自然発生的に事態が出来る」というように可能をも示す。「なる」から「可能」、そして「できる」に変化していったことがうかがえる。例えば、「あいつのことは信用ならん」は「信用することができない」「信用するわけにはいかない」というように不可能、つまり「可能でないこと」を表している。

この「なる」の特徴は、認知主体が明示されず、認知主体を事態、すなわち状況・場に埋没させることである。たとえ話し手による行為であっても、あたかも自然発生的に状況が出来ることを表現する。あるいは、事態の出来や変化に気づいたことを表現したり報告したりする。「なる」の本義である「成」を使った「成し遂げる」は可能に通ずる。「出来る」は「出来る（できる）」を含意し、これもまた可能に通ずる。この可能は自発由来の状況可能が多く、「なる」同様、認知主体が状況・場に埋没され、「自己のゼロ化」が起こってい

る。主体が背景化されることで、語用論的に色々な文末表現で表されるのであろう。例えば、「こちら、生ビールになります」のような「なります敬語」もその一例である。因みに、これを英語で表現すると “You *can* have draft beer.” が自然となろう。

「成」が可能を表している証左として、(5)の例文で「也」が *can* の過去形 *could* で表されている。

- (5) 先づ高館に登れば、北上川、南部より流るる大河なり。(芭蕉『奥の細道』)

We first climbed up to Palace-on-the-Heights, from where we could see the Kitagami, a big river flowing from Nambu. (D.Keene 訳)

(池上2006:193)

中世になると、「なる」は「ことなる」の形で可能表現として用いられていく。申(1999)によれば、「ことなる」は「ことができる」が現われる以前から可能を表していたという。両者とも状況可能を表していて、とりわけ「ことなる」の「なる」はもっぱら否定形で使われていた。例えば、当為表現(せねばならぬ)、禁止表現(してはならぬ、することはならぬ)のような形で多用されていた。

- (6) 思ふことならで、世中に生きて何かはせん(竹取物語(9C末-10C初))

(6)は「思ふこと」の実現に動作主体の意志的動作は想定されず、神などの外的条件がその実現をもたらしていることから、この「なる」も状況可能といえる。

このような「ことなる」の衰退とともに伸張を見せ始めた「ことができる」は明治の東京語では能力可能としても用いられることが多かった。明治以降「ことなる」で表される可能表現はほぼ姿を消していった。つまり、状況可能を表す「なる」は能力可能にまで発達せず、発達途上にあったといえよう。

渋谷(1993:101)も、「なる」と「できる」の通時的変化は、「できる」が伸

張するとともに「なる」が衰退し、可能表現としての「できる」が確立し始めたと指摘している。「なる」は江戸後期から化政期以降になって分析化、形式の透明化がおこり、意味の分化と表現の専門化が起こった。自発表現においても後部要素「なる系」から「いく系」への交替が起こり、「なる>してならない>いけない」となったという。その一方で、可能の「なる」が「できる」と入れ替わったのである。言語変種の観点から、日本語の鹿児島方言も「読んがなっ（読むことができる）／読んがならん（読むことができない）」というように、「なる」が可能の「できる」を表すと指摘されている（松田2009:99）。

「自発」が「可能」に拡張される際には、「意図・意志」を持つ動作主の存在が概念構造に組み込まれる必要があると米倉（2013:107）が述べている。これは「概念主体が状況の中に埋没される」という主観的把握型の日本語母語話者の根本的な認知様式を暗示している。日本語の可能は、動作主の意図や意志が主体的に働きかけることで行為の実現を可能にする能力可能というよりも、状況可能で使われることが多い。状況可能とは、行為者の能力・属性以外の外的状況が許せば起こり得る可能のことであり、意図や意志を持つ動作主が関わる必要はないので、動作主は背景化される。すなわち、米倉（2013:107）のいうところの「意図・意志」を持つ動作主の存在が概念構造に組み込まれ」ていないというわけである。

(7) a. 彼女は中国語が話せる。(能力可能)

b. 今日は快晴なので、ここからでも富士山がみられる。(状況可能)

(7) a の能力可能は潜在的 (potential) な可能ゆえ、時間的に限定されていない。だからこそ、動作主が主体的に働きかけることで「中国語を話す」ことが実現するのである。一方、(7) b の状況可能は、状況によって現実化される。その状況が特定の、限定的な時間をつくる場合もある。

基本的には、日本語母語話者は可能の概念を「自然な成り行き（自然展開）の結果、自然発生的に可能になる」と捉える傾向にある。それに対し、英語母

語話者は「動作主の意図や意志により主体的に働きかけることで行為の実現を可能にする」と捉えている。これも、池上（1981）の「日本語が〈なる的〉言語であり、英語が〈する的〉言語である」という説に通底する。前述したように、日本語の場合、ある事態が可能になると、自然の成り行きの結果として「現われいずる」、それが進化して「できるようになる」となる。江戸後期の「できる」が可能表現化した過程を述べておこう。例(8)のように、「できる」は「自発的に何かが現れてくる（出来）」の意味をもつ「いでくる」（カ行変格活用）を起源とし、「でくる」（カ行変格活用）、そして江戸時代になると可能を表す「できる」（上二段活用）へと変化していった。「いでくる」は「無かったものが新たに生ずる」という自発を含意していた。自発と可能が相俟って言語変化してきたことがうかがえる。

(8) 倉橋の山を高みか夜ごもりに出で来る月の光乏しき

（『万葉集』 卷三・二九〇）

日本語母語話者はいにしえより自発という概念を認知的基盤としていた。即ち、他動詞が発達している英語の母語話者は「主体的働きかけ」に焦点をあてるのに対して、自動詞が発達している日本語の母語話者は自然展開的に起こった眼前の事象を〈いま・ここ〉の視点から見ている。日本語の可能表現は他動性が低いために、命令文や使役文では使われないのも自ずと理解できよう。

第2節でも述べたように、動詞 *kunnan* から派生した *can* は、元来「やり方を知っている」を表し、「動作主が積極的に働きかけて知る」を含意し、主体が前景化されている。一方、日本語は概念主体があくまでも状況の中に埋没されているので、自然発生的に主体以外に行為の実現を委ねる。

また、英語の *can* は能力可能がプロトタイプであるから、能力可能の表す能力や力量をまず概念的に捉える。一方、日本語の可能は自発由来で、状況可能がプロトタイプである。自発由来であるから、行為者の働きかけもなく、自然発生的に実現の可能性を行為者以外に委ねる。その意味でも状況可能といえ

る。これが行為者に委ねるとなれば能力可能になってしまう。つまるところ、日英語の可能は通時的にみても共時的にみても異なるということになる。

5. 日本語のヴォイスとしての可能

従来、日本語文法において可能がどのように位置づけられてきたかを調べてみると、助動詞の「受身・自発・可能・尊敬」という項目の中で取り扱われていた。しかしながら、現代語の文法書では可能表現の扱われ方は多様で、概して、形式的・統語的に捉えるヴォイスとしてのカテゴリー化が浸透している。ヴォイスとは「補語の格と相関関係にある述語の形態の体系」と寺村（1982）がいうように、意味的な面よりも形式的な面の方が重視されている。よって、自発も可能も文法的な「態」として「自発態」や「可能態」というように位置づけられているのである。

可能なぜヴォイスのカテゴリーに属しているかを以下に述べていきたい。

まず、「読める」と「読むことができる」について格シフトが起こる現象をみてみよう。「読める」は第3節の(4)②動詞+「得（う）る」「得（え）る」というように複合動詞になるパターンで、「読むことができる」は(4)③の動詞に「ことができる」／動作名詞に「ができる」を後続させて従属節化するパターンである。

従来可能構文の格パターンに関してはヴォイス構文としての特徴をもつとされてきた。「読む」や「話す」は「読める」や「話せる」のように五段活用動詞に *eru* がつく形で可能を表す。

(9) a. I read the book written in Latin.

私はラテン語の本を読む。

b. I *can* read the book written in Latin.

①私はラテン語の本を読むことができる。

②私はラテン語の本が読める。

動詞基本形の「～を読む」と「～が読める」では、「ヲ格」と「ガ格」で格シフトが異なっている。「本」は他動詞「読む」の目的語なので、(9)bは「ラテン語の本を読める」が普通である。ところが、「読む」ではなく「読める」となると、(9)b①の「ラテン語の本を読める」よりも、(9)b②の「ラテン語の本が読める」の方が自然なのである。因みに、「読める」は、「読み得る」(yom-i-eru)の母音の脱落によって縮合が生じ「yom-eru」に転じた結果である。これらの点からも、日本語の「可能」は意味というよりも構文現象に関わっているのでヴォイスといえよう。

ヴォイスとしての「られる」を使った「彼女の話し方に知性を感じられる」の例では、「彼女の話し方に知性を感じることができる」という可能の意味の他に、「知性を自然と感じる」という自発の意味にも解釈できる。さらに使用頻度の高い「見える」や「聞こえる」となると、(10)のように自発か可能の解釈が曖昧になりやすい。

(10) a. 窓から海が見える。

①自発：視界に自然と入ってくる。

②可能：見ることができる。

b. 鳥のさえずりが聞こえる。

①自発：自然と耳に入ってくる。

②可能：聴くことができる。

「見える」や「聞こえる」の場合、動詞そのものに自発の意味が備わっているが、「感じる」は動詞自体に自発の含意がないので、「自発」の意味を備えた「れる」「られる」の助けを借りて「自発」の意味を表そうとしていると、山口(2016:158)は説明する。山口は、「名詞+が+～できる」は「名詞+を+～する(他動詞)+られる」に由来するという。このことから、日本語の「できる」は元来「自然に出来る」であったことがわかる。

「られる」自体に可能・受身・尊敬のほかに自発の意味があるという点では、

「彼と歩いているところを見られた」や「電車の中で財布をとられた」のような受身も「自ら制御不可能な事態が自然に出てくる」という自発から意味拡張したものと考えられる。概念主体の意志で実現する、つまり主体という個体の動作として捉えるのではなく、事態全体が自然に出来し、全体として変化することを表すという意味で、日本語の受身は自発由来の可能の概念に非常に近いといえよう。

「できる」の変化の過程については第4節でも触れた。渋谷(1993:148-153)は、18世紀半ばに「できる」が「することができる」となり、19世紀初頭に「漢語+できる」となったという。前述したように、日本語の「できる」も「いでくる→でくる→できる」と発展した自発由来なのである。「いでくる」は、無の状態から自然発生的に生じるといった自発を表している。重要なことは、出来や自発を表す場合、主体は事態が起こる「場」の中に埋没され、背景化されるということである。

尾上(1998:82-83)も「日本語では事態を(個体の移動や変化として捉えるのではなく)全体として発生、生起したものとして語る(=事態全体の出来として語る)という方法をとる」と述べている。尾上は受身文も事態全体の出来を語る文(出来文)と捉えている。例えば、「猫にネズミが食べられる」とは「猫においてネズミを食べることが起こる」ということである。同様に、日本語の可能も「主語を場として事態全体の出来と捉え、やろうと思えばやれる(が、まだやっていない)」というように非現実のことを暗示している。例えば、「私は牡蠣が食べられない」というと、「私」を場として「牡蠣を食べる」ということをやろうと思えばやれるというように事態(コト)全体として捉えている。(9)bの例に尾上の説明を援用すると、「私に置かれた状況(場)において、ラテン語の本を読むという事態が出来する」を表していることになる。

(9)の「読む」は他動詞であり、(9)bは「何かを読むことが可能である」であるから、(9)b①のように「ラテン語の本を読むことができる」が妥当なように思われるが、実際の使用においては(9)b②の「ラテン語の本が読める」の方が自然であり使用頻度が高い。この「ガ格」はまさに話題(Topic)や新情報で

あることを示す助詞である。「形式が異なれば、意味も違う」という公理にあてはめると、「ラテン語の本が」と「ラテン語の本を」では表す意味が異なるということになろう。「ガ+可能形」と「ヲ+可能性」の2パターンが存在するのは他動詞に限ることであり、自動詞の場合には「ガ+可能形」となる。これは、「ガ+可能形」の方は自然に事態が起こるという自動詞的意味を表し、自発を含意するからである。事実、「ガ+可能形」の場合、「自然に」「偶然に」「無造作に」といった自発を含意する副詞と共起しやすい。一方、人為的に発生した事態を強調したいのであれば「ヲ+可能形」が有効ということになろう。

(11) 明るい陽射しも入ってきたので、本が読める。

(11)の「読める」の可能はその動作が可能であることの条件が動作を取り巻く状況内にあることを示す状況可能であり、認知主体が背景化され場の中に埋没され、その場や状況の中で許容されている事態を示している。それゆえ、「本が読める」の方が自然であり、事態全体で捉えている。荒木（1983）も「『可能』が他律的に没主体的に与えられるものである。その心を「れる」「られる」という助動詞に込めているのである」（荒木1983:22）と説明している。

以上、英語の can で表される動作主優位の可能と、日本語の自発由来や状況可能由来の可能とは本質的に異なることがわかった。すなわち、能力があるゆえの個人の主体性や責任の問題までを含意する英語の可能と、日本語の「ラテン語の本が読める」のような自発優位の可能とは異質なもののなのである。英語の個人の主体的行動から発せられる可能と日本語の自発由来の可能とは等価でないということである。よって、認知主体が不在で自発由来の日本語の可能や非意図的・自然発生的な〈なる〉に対し、意図性（意志性）をもつ動作主が関与する英語の can は全く異なる可能を表している。この異同の要因の一つとして、日本語の自発由来の可能と能力由来の英語は意味変化の経路が異なる点が従来あげられてきたが、もっと根本的な違いがあることを以下で述べよう。

佐久間（1941:214）も「日本語ではとにかく物事が『おのずから然る』やうに

表現しようとする傾向を示すのに対して、英語などでは『何者かがしかする』やうに、さらには『何者かにさうさせられる』かのやうに表現しようとする傾向を見せてある,,,,,」というように日英語の特質に触れている。黒滝（2022）でも「日本語は、主観的把握の傾向が強く自己を場の中に埋没させる捉え方をする傾向にあり、状況可能の状況とは「場」や「環境」を表しているので、主観的把握の日本語では状況可能が起源となることも理にかなっている。また、能力可能は主体の能力や意志によるので、場というよりも個の問題になる。その一方で、状況可能は動作主の意志性が及ばないという点で〈自発〉とも近い概念を表す」（黒滝2022:100）と論じている。

日本語の状況が許す可能とは、没主体的な可能、自ずと自然の成り行きで生じる可能であることがわかった。「状況可能」というよりも、未だ自発と未分化の状態にあるので、「自発可能」と称した方がよいのかもしれない。

ただ、英語にも状況可能はある。第2節でも述べたように、英語の状況可能は「主語の行動の自由を妨害するものは外部の状況の中には何も存在しないので、それができる」を表し、外的状況が許せば一般的に起こり得る可能性を示す。この外的状況による可能性とは、概念主体が状況の外から働きかける可能、外から状況を眺めて判断している可能である。一方、日本語の状況可能は状況の中に概念主体が埋没されている。その意味で、英語の状況可能を external possibility、日本語の状況可能を internal possibility と称することもできよう。

自発は「そうしようとする意志や何らかの手段・根拠がなくとも自ずとそうなっていく状態」、「動作主体の意図的な働きかけはなく、自然の力などの外的状況によって、動作が自然発生的に実現してしまうこと」を表す。すなわち、動作主体の外部の状況がどう作用するかは自然に決まり、人為は関与しないということである。例えば、自発の「彼はもう帰国したものと思われる」においては、話し手は彼が帰国したものと思ひ得る状況を外界の事象として受けとめている。話し手自身が考える主体となり、外部に行為実現の要因を求めるという点で、自発と状況可能とは本質的に差がない。また、動作主の潜在的能力や意図性の及ばないところで動作や変化が実現していて、状況可能も自発も動作

主は完全に背景化されている。それに対し、英語は動作主が前景化される。このように、日本語は認知主体が背景化されるので、可能表現の格を「ガ格」にすることが自然であると考えられる。

ここで特記しておきたいことは、日本語において可能表現を明示しなくても可能を概念化できるのは、認知主体が前景化されことなく背景化されるからであるということである。さらに言えば、日本語は認知主体が背景化されるため、多様な可能表現と、それに対する多様な解釈が成り立つのである。

従来可能といえば、許可を表わす *may* や義務を表わす *must* と同様、モダリティと連想されてきた。よって、*can* は意味的にみてモダリティのカテゴリーに入る。それに対して、日本語の自発由来の可能は統語関係を示すヴォイスのカテゴリーに入る。可能という同じ名称で表されているものの、異なるカテゴリーに属していることが理解できよう。

6. 可能表現に多くみられる没主体

冒頭の疑問に戻ろう。対訳は文脈によるものであり、忠実に訳されないものであるとはいえ、可能を表す *can* を「することができる」と訳さない場合が多いのはなぜであろうか。それは、日本語の可能は自発由来で、認知主体が背景化されるから、英語の可能を日本語訳すると別の表現で表されたり、無標識になったりするためである。可能表現を使わなくても可能を概念化できるのは、主観的把握型の日本語では認知主体が前景化されないからであると考えられる。

前述したように、自発とは、動作主の意志・意図が無くても、自然に、自動的に行為が生じてしまうことを表す。動作主体が背景化されることで、丁寧さや謙虚さをもたらすといった配慮表現にもなり得る。手紙文などで、「(私は)思う」よりも自発の「(私には)思われる」と書く方が好まれるのは、自ずと浮かんだ考えであることが示される分、説得力が増すのと同時に、配慮が含意されるためである。

ここで、*can* を日本語に解釈する際、概念主体が状況の中に埋没される没主体の言語現象をみてみよう。

黒滝（2022:99）でも述べたように、状況可能は、責任を負うべき動作主が状況の中に埋没され背景化されるため、それに伴い聞き手が前景化され、許可する権限を持つと、依頼などのポライトネス表現としても使われる。

- (12) *Can* you possibly lend me your bike?

自転車，借りられますか。（以下，下線は筆者による。）

(12)は「自転車を貸していただけませんか」という依頼表現である。認知主体の背景化と連動するかのよう聞き手が前景化され、聞き手に行為の主導権をもつよう扱われた結果と解釈できる。聞き手に解釈が委ねられる、いわゆる「聞き手責任」となっている。

- (13) You *can* turn the radio off. We're not listening to it.

ラジオを切ったら。誰も聴いていないから。

（『ジーニアス英和辞典第6版』:303）

(13)では、行為実現に加担する動作主が背景化されることで、聞き手に指示している。指示ではあるが、単なる命令文よりは聞き手への配慮が感じられる。

- (14) 論文を見てほしいと言われていたのに、なかなか見る時間がなくて申し訳なく思われる。

(14)のように、相手の不利になる事態に自発を使うと、動作主が背景化されることで、動作主のかかわりも軽減される分、配慮が示される。

このように、日本語の場合、没主体によって聞き手との非分離、すなわち聞き手との融合が働くのは、状況可能が動作主を背景化し、聞き手を前景化する表れであるといえる。

以上、可能表現を使わなくても可能を概念化できるのは、主観的把握型の日

本語では認知主体を前景化しないことが要因となっていることを論じてきた。すなわち、日本語は認知主体が背景化されることで、聞き手に解釈が委ねられる「聞き手責任」になるため、多様な可能表現と、それに対する色々な解釈が可能となる。無論、状況可能の can の守備範囲が広いという特性もあるが、とりわけ日本語は没主体ゆえに、なおさら色々な解釈が起こり得るというわけである。

7. おわりに

本稿では、可能の下位区分である状況可能を取り上げて、日英語の可能表現を事態把握の観点から再考してみた。英語の can は能力由来の可能で、「動作主が積極的に働きかける」という含意があるのに対し、日本語の可能は、自発由来の「なる」「らる」で表され、「自ずと、自然に出来る」ことを意味する。「自発」と「出来」の関連性は「なる」と「可能」のそれと平行である。

日本語は概念主体が状況の中に埋没される主観的把握型言語であるため、「状況可能」も認知主体が背景化される。〈なる〉的な日本語の可能表現は、概念的には可能として捉えられているものの、敢えて表現せず無標識になる場合もある。日本語で可能を概念化する際、可能表現を使わなくても多様に解釈され得るのは、認知主体が背景化され、前景化することができないことが要因となっている。そして、可能表現においては「ガ格」を使う方が自然であることも、日本語が没主体ゆえに生じる現象であるということがわかった。

日本語は自発由来の可能であるのに対し、英語の可能は能力可能が意味変化した能力由来である。従来、発達経路の観点から日英語の可能の相違が述べられてきたが、より根本的な相違があることを論じた。すなわち、英語は主体が external で状況の外から働きかけ、外的障害物はなく主体が前景化される。一方、日本語は概念主体が状況の中に埋没される internal なものであるので、自然発生的に主体以外に行為の実現を委ねる。

また、没主体によって聞き手との非分離、すなわち聞き手との融合が働くのも、状況可能が認知主体を背景化し、聞き手を前景化する表れであることに触

れた。すなわち、認知主体の背景化と連動するかのように聞き手が前景化され、行為の主導権をもつように扱われた結果である。まさに、日本語が、聞き手に解釈を委ねる、いわゆる「聞き手責任」となっている所以である。

さらに、本稿では、英語の *can* は形式上のムードではなく意味上のモダリティが際立ち、モダリティとして位置付けられる。一方、日本語の「らる」は自発から派生した可能の他に受身・尊敬など多様な意味機能をもち、文法関係を表す統語的・構文的な捉え方が際立つので、ヴォイスとしてカテゴリー化されることにも触れた。

「やれないことは無理してやらなくてもよい」の「やれない」のような（狭義の）可能動詞や「そのため会社にいれなくなった」の「いれない」ような「ら抜き言葉」などは否定形で現れる頻度が高い。小田（2015）には「不可能と自発は表裏の関係にあって、「できない」とは、自発を打消した姿である」（小田2015:100）と述べられ、自発と可能の境界が曖昧であることが指摘されている。そもそも日本語の可能は自発由来である。その自発の否定は「自然発生的に事態が生じない・起こらない」ではなく、「否定した事態が自然発生的に生じる・起こる」ことを表す。人間にとって自然に起こるという自然の力を否定することは不可能である。自然の流れには身を任せるしかないのである。つまるところ、自発の否定形も自発を表わしているといえよう。この点に関する十全な論究は次稿に譲りたい。

注

1. ヴォイスは形式、モダリティは意味の問題である。モダリティに対する形式はムードと呼ばれるが、本稿では敢えて統一せずに使いたい。というのは、英語の可能表現は意味的なもので、日本語の可能表現は格シフトが起こる点で形式的なものだからである。
2. Declerck (2011) が、*can* を *ability*（能力）、*capability*（能力）と *opportunity*（機会）に分類しているが、この *opportunity* は *root possibility* と近似している。Palmer (1990) は *dynamic modality*（力動的モダリティ）の *can* を *ability*（能力）と *circumstantial*（状況的）と、Leech (1987) や Bybee (1988) は *ability*（能力）と *root possibility* と分類している。

3. 状況可能を Radden and Dirven (2007) は ‘circumstantial possibility’ (potentialities arising from speaker-external sources), Narrog (2005) は ‘non-agentive external modality, subject-external (circumstantial) possibility’, Traugott (1989) は ‘possibility in a world independent of the speaker’ と定義する。
4. 話し手がある表現を解釈する際、しばしば語用論レベルで推論を行う。それが繰り返され、慣習化され、語義レベルの意味として定着化していき、最終的に文法機能を担うことがある。この過程を「語用論的強化 (pragmatic strengthening)」という。

参考文献

- 荒木博之 (1983) 『やまとことばの人類学—日本語から日本人を考える』 朝日出版社。
- 庵功雄 (2012) 『新しい日本語学入門 ことばのしくみを考える』 第2版. スリーエーネットワーク。
- 池上嘉彦 (1981) 『「する」と「なる」の言語学』 大修館書店。
- 池上嘉彦 (1999) 「日本語らしさの中の〈主観性〉」 『言語』 28-1, 84-94.
- 池上嘉彦 (2006) 『英語の感覚・日本語の感覚—〈ことばの意味〉のしくみ』 日本放送出版協会。
- 小田勝 (2015) 『事例詳解古典文法総覧』 和泉書院。
- 尾上圭介 (1998) 「文法を考える 5 出来文(1)」 『日本語学』 17(7):76-83. 明治書院。
- 黒滝真理子 (2022) 「可能表現の発達に否定概念は如何に関わってきたか」 『認知言語学研究』 7.93-110.
- 佐久間鼎 (1941) 『日本語の特質』 育英書院。
- 渋谷勝己 (1993) 「日本語可能表現の諸相と発展」 『大阪大学文学部紀要』 33(1):1-262. 大阪大学文学部。
- 渋谷勝己 (2005) 「日本語可能形式にみる文法化の諸相」 『日本語の研究〈特集：日本語における文法化・機能語化〉』 1(3).32-46.
- 渋谷勝己 (2006) 「第2章 可能・自発」 小林隆 (編) 『シリーズ方言学2 方言の文法』 47-92. 岩波書店。
- 申鉉竣 (1999) 「可能表現における否定主導—江戸語・東京語資料にみる—」 『学習院大学人文科学論集』 8:143-165.
- 寺村秀夫 (1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』 くろしお出版。
- 松田美香 (2009) 「20 「食べきらん・食べられん・食べれん」はどう違う? 「～できる」にもいろいろ」 九州方言研究会 (編) 『これが九州方言の底力!』 96-99. 大修館書店。
- 山口佳也 (2016) 『「のだ」の文とその仲間・続編—文構造に即して考える』 三省堂。
- 米倉よう子 (2013) 「第3章 言語相対的差異と単方向仮説—可能表現の文法化・(間)主観化—」 『認知日本語学講座第7号 認知歴史言語学』 77-111. くろしお出版。
- Bybee, J.L. (1988) “Semantic substance vs. contrast in the development of grammatical

- meaning” , *Berkeley Linguistic Society*, 14: 247-264.
- Declerck, R. (2011) *The Definition of Modality*. In Adeline Patard and Frank Brisard (eds.) 21-44.
- Ehrman, M.E. (1966) *The Meaning of the Modals in Present-Day American English*. The Hague: Mouton.
- Langacker, R. W. (2008) *Cognitive Grammar: A Basic Introduction*. Oxford University Press.
- Langacker, R. W. (2009) *Investigations in Cognitive Grammar*. Walter de Gruyter.
- Leech, G.N. (1987) *Meaning and the English verb* 2nd, Longman. London/New York.
- Narrog, H. (2005) Modality, mood, and change of modal meanings: A new perspective, *Cognitive Linguistics* 16 (4), pp.677-731.
- Nehls, D. (1986) *Semantik und Syntax des englischen Verbs*, Teil II :Die Modalverben. Heidelberg: Julius Groos.
- Palmer, F.R. (1990) *Modality and the English modals*, 2nd, London: Longman.
- Radden, G and R. Dirven (2007) *Cognitive English Grammar*. Amsterdam: John Benjamins.
- Traugott, E.C. (1989) On the rise of epistemic meanings in English: An example of subjectification in semantic change, *Language* 65 , pp.31-55.

引用文献

- 北原保雄・久保田淳（編）（2003）『日本国語大辞典第2版』小学館．
- 小西友七・南出康世（編）（2001）『ジーニアス英和辞典第3版』大修館書店．
- 阪倉篤義（校訂）（1970）『竹取物語』岩波文庫．岩波書店．
- 坂本ナンシー・坂本示洋（2004）*Polite Fictions in Collision*. 金星堂．
- 南出康世・中邑光男（編）（2023）『ジーニアス英和辞典第6版』大修館書店．
- 山口秋穂・秋本守英（編）（2001）『日本語文法大辞典』明治書院．

ユストゥス・クリストフ・ディトマールの 官房学

川 又 祐

目次

- 1 はじめに
- 2 フランクフルト・アン・デア・オーダー大学におけるディトマールの経歴
- 3 ディトマールの著作
 - (1) 『経済学評論』
 - (2) 『構想』
 - (3) 『入門』
 - (4) 『国家学草案』
- 4 おわりに

1 はじめに

2026年、2027年は官房学にとって節目の年となる。2026年は、官房学の代表者の1人ゼッケンドルフ（Veit Ludwig von Seckendorff. 1626-1692）の生誕400年にあたる。そして2027年は官房学の講座がハレ（Halle）大学とフランクフルト・アン・デア・オーダー（Frankfurt an der Oder. ラテン語では、ヴィアドリナ、Viadrina。以下フランクフルトと略記する。）大学に創設されて300年にあたる。ゼッケンドルフ（Veit Ludwig von Seckendorff. 162-1692）は最晩年の1692年にハレ大学に招かれ、大学発展への手腕を期待されるもハレで亡くなってしまう。

その後、官房学の講座はハレ大学ではジモン・ペーター・ガッサー (Simon Peter Gasser. 1676-1745) に、フランクフルト大学ではユストゥス・クリストフ・デイトマール (Justus Christoph Dithmar. 1678-1737) に委ねられた。本稿では、フランクフルト大学で官房学講座を担当したデイトマールを中心に取り上げる。

デイトマールは他のカメラリストの陰に隠れて、注目を浴びることは少なかった。前期カメラリストであるベッヒャー (Johann Joachim Becher. 1635-1682), ゼッケンドルフ, 後期カメラリストであるユステイ (Johann Heinrich Gottlob von Justi. 1717-1771), ゾネンフェルス (Joseph von Sonnenfels. 1732/1733-1817) には数多くの研究書・モノグラフがあり、個別の研究対象になっている。しかしながらデイトマールには残念ながらそれらが無い。人名辞典や研究書の中で取り上げられるにしても部分的で、紙幅も数ページに過ぎないのである (Vgl. Inama, Grimm)。デイトマールが取り上げられるにしても、シュティエダの記述「彼は本書〔『入門』〕の内容を8つの部に分け、その第1部は3つの学問の理論的評価に、第2部、第3部はラント経済と都市経済に、第4部、第5部、第6部はポリツァイと官房学に充てられている」(Stieda, S.22) のように、誤解・誤認されたまま言及されているものもある⁽¹⁾。

デイトマールの経歴はどのようなものであったのか、彼は後述するように、官房学教授に任命された後、官房学に関して4つの著作を出版している。これら4点の著作がどのような関係にあったのか、そして官房学に対してデイトマールが果たした役割はどのようなものであったのか、を原典に照らしながら明らかにすることが本稿の課題である。

2 フランクフルト・アン・デア・オーダー大学におけるデイトマールの経歴

ハレやフランクフルトにおいて官房学が大学教科として創設・採用されるまでの経緯については、不明な点が多い。ガッサーは、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム1世によってハレ大学の官房学教授に任命された経緯について、1729

年ハレで公刊された教科書『経済学，政治学，官房学入門』（*Einleitung zu den Oeconomischen Politischen und Cameral-Wissenschaften*）において報告している⁽²⁾。またガッサーは教科書を公刊する前年の1728年に『公式教育計画』（*Programma publicum*）を発表している。その中でガッサーは，官房学が取り扱う対象を36の章に亘って構想している⁽³⁾。

一方，同国王によってフランクフルト大学の官房学教授に任命されたデイトマールの経歴についても不明な点が多い。イナマによれば，デイトマールはローテンブルク・アン・デア・フルダ（Rotenburg an der Fulda）に1677年3月13日に生まれたというが（Inama, “Dithmar”, S. 259），デイトマールの誕生日は確定されていない。ゲルラントやグリムは誕生日を示さずにデイトマールの洗礼日を1678年6月16日としている（Gerland, S. 417. Anm. 1, Grimm, S. 746）。以下は，ゲルラントの記述に従い，デイトマールの経歴を報告する。デイトマールはマールブルクで歴史学と法学を学ぶ。彼は，若き貴族ダンケルマン（Dankelmann/ Danckelmann）に随行してオランダのライデン大学に向かう。その後祖国に戻ったデイトマールは，ダンケルマン家の勧誘，周旋でフランクフルトに定住する。ゲルラントによると，デイトマールは国王フリードリヒ・ヴィルヘルム1世に対する1709年6月1日（あるいは7日）付けの嘆願書（Gesuch）において，フランクフルト大学における哲学，歴史学，古典学特別教授職（professor extraordinarius philosophiae, historiae und antiquitatum）への任命を願い出た。国王は応諾し，1709年6月28日，彼を同特別教授に任命した（Gerland, S. 418）。さらにデイトマールは1710年7月16日，国王に対して正教授への昇格を願い出た。1710年8月13日，内閣令（Kabinetsordre）が大学に発せられ，哲学正教授（zum Professore ordinario Philosophiae）への任命が決定する。さらに1710年11月21日，国王は命令（Verfügung）を発し，デイトマールの正教授昇任を確認している（Gerland, S. 419）。その後，デイトマールは学長職を1714年，1717年，1722年，1726年の冬学期，1730年の夏学期，1734年の冬学期に務めた。そして歴史学・政治学公式正教授となっていたデイトマールは，1713年にはすでに哲学部学部長職を，さらに同職を1725年，1732年に務めてい

る (Gerland, S. 419)。一方、デイトマールは1717年には図書館長に就任していたようである (Gerland, S. 421)。学外の活動としては、1721年2月12日、ベルリン科学アカデミーの外国会員 (Auswärtiges Mitglied) に選出され⁽⁴⁾、1726年にはヨハネ騎士団評議員 (Rat des Johanniterordens) の職に従事した (Gerland, S. 426)⁽⁵⁾。

そしてデイトマールに大きな転機が訪れる。国王フリードリヒ・ヴィルヘルム1世は1727年8月22日、枢密参議官ハクストハウゼン (Geh.-Kab.-Rat von Hachsthausen) にデイトマールへの任命状 (Bestallungsurkunde) を発行させた。その内容は

「朕フリードリヒ・ウィルヘルム、プロイセン王は、ここに次のように宣言し、通知する。

朕は、これまで我がフランクフルト・アン・デア・オーダー大学において法学および歴史学の正教授であったユストゥス・クリストフ・デイトマールを、その知られた博識、能力、手腕、そして公共のために尽くしてきた忠実な奉仕を考慮し、また彼が官房・経済・ポリツァイ事項において獲得した特別な学識のゆえに、朕の上述フランクフルト・アン・デア・オーダー大学における経済学教授に最も寛大に任命する。…」 (Gerland, S. 427)

である。さらに国王は1727年8月26日、文書を発する (Gerland, S. 427-428)。これは後に言及する「王立ヴィアドリナ大学の学長と評議会」 (Dithmar, 1731, 折丁 [π]3) に記載されているドイツ語部分と合致する文書である⁽⁶⁾。これにより、デイトマールは経済学、ポリツァイ学、官房学教授として正式に任用されるのである。

フランクフルト大学におけるデイトマールの経歴について、彼が出版した文献の表題紙、あるいは出版に関わった学位論文 (*Dissertatio*) などの表題紙には彼の地位、役職が掲載されている。それを基に彼の経歴はある程度検証することが可能である (表1参照)。

表1 デイトマールの地位・役職

1709年	歴史学特別教授 Außerordentlicher Professor der Geschichte (Vgl., Gerland).
1710年	歴史学特別教授 Hist. Prof. Extraord (Dithmar, <i>Vita</i> . 1710. 1710年5月前日時点). 歴史学正教授 Ordentlicher Professor der Geschichte (Vgl., Gerland).
1711年	正教授 Prof. Ordin (Dithmar, <i>Dissertatio</i> 1711).
1713年	歴史学・政治学正教授 Hist. & Polit. in Acad. Viadrina Prof. Ord (Dithmar, <i>Disputatio</i> 1713).
1721年	歴史学正教授 大学図書館長 ベルリン科学協会会員 ⁽⁷⁾ Historiar. in Academia Viadrina Prof. Ordin. ejusdem Academiae Bibliothecarius, & Societ. Scient. Berol. Sodal. (Dithmar, <i>Annales</i> 1721).
1722年	フランクフルト大学長 歴史学・政治学公式正教授 哲学学部長 Rector Universitatis Regiae Francofurtanae, Historiarum ac Politices Professor Publicus Ordinarius & h. t. Facult. Philosoph. Decanus (Dithmar, Einblattdruck) *
1724年	歴史学・政治学公式正教授 Hist. et Polit. P. P. O. (Dithmar, <i>Dissertatio</i> 1724).
1727年	官房学教授任命 官房学教授就任公開講演（10月10日）告知 自然法, 万民法, 歴史学, 経済学, 政治学, 官房学公式正教授 ベルリン科学協会会員 Juris Nat. & Gent. Hist. et Oeconomico- Politico- Cameralium Prof. Publ. Ord. Soc. Scient. Berl. Sod. (Dithmar, Oratione publica, dabam III. Octobr. MDCCXXVII.).
1728年	自然法, 万民法, 歴史学, 政治学, 経済学公式教授 ベルリン科学協会会員 J. Nat. & Gent. Hist. Polit. & Oecon. P. P. der Berlinischen Societät der Wissenschaften Mitglied. (Dithmar, <i>Geschichte</i> 1728).
1731年	自然法, 万民法, 歴史学, 経済学, 政治学, 官房学公式正教授 ベルリン科学協会会員 Jur. N. & G. Hist. & Oeconomico- Polit. Cameralium Prof. Publ. Ord. Societ. Scient. Berol. Sodal. (Dithmar, <i>Einleitung</i> 1731).
1735年	自然法, 万民法, 歴史学公式正教授 Jur. Nat. et Gent et Hist. Prof. Publ. Ord. (Dithmar, <i>Dissertatio</i> [1735])
1737年	自然法, 万民法, 歴史学公式正教授 ベルリン科学協会会員 Juris Nat. et Gent. et Histor. in Acad. Viadr. Prof. Societatis Scient. Berol. Sodal. (Dithmar, <i>Dissertationum</i> 1737).

* 「h.t.」が何を表すのか、不明である。「当時の」を表す「hoc tempore」、あるいは「hac tempestate」の可能性はある。

ゲルラントの記述を表1の内容は概ね裏付けている（ただし哲学、歴史学、古典学特別教授、哲学正教授に関しては確認できていない）。ゲルラントの記述が正しいのであれば、これまで知られていなかったデイトマールの経歴がここに明らかとなるのである。デイトマールは、フリードリヒ・ヴィルヘルム1世の庇護を受けて、フランクフルト大学で教授職を獲得したこと、その後も国王の支援もあり、学長、学部長、図書館長の重職を歴任したことが分かるのである。そして遂に官房学教授の地位を手に入れるのである。

ここでいくつか疑問が生ずる。先ず、正教授 (Professor ordinarius)、公式教授 (Professor publicus)、そして公式正教授 (Professor publicus ordinarius) には役職において何か違いがあるのか。次にデイトマールは1713年には政治学教授を名乗っているが、官房学教授就任後にあっても、彼は「経済学、ポリツァイ学、官房学教授」ではなく、「経済学、政治学、官房学教授」の名称を用いている。この「政治学」と「ポリツァイ学」は何を意味するのか。両者が同義語であるなら、1727年より前にデイトマールはポリツァイ学を教えていたことになる。もし両者が異義語であるなら、その場合彼は、政治学とポリツァイ学の2つを個別に担当していたということになるのか。最後に1735年には、官房学の名称が消え、「自然法、万民法、歴史学公式正教授」を名乗っている。なぜ官房学の名称が消えたのか。単に印刷の都合で省略されたのか。残念ながらこれらの疑問にここで答えることはできない。また、デイトマールに関して、ゲルラントの記述にも表題紙にも官僚としての職名は記載されていない。官職を務めていたのか、いなかったのかも不明である。官職を務めていなかったとすれば、ガッサーが教授職の他、官僚としての職務である法律参議官、戦争・ドメーネン参議官を務めていたのとは非常に対照的である (Vgl., Inama, "Gasser", S. 401)。デイトマールは大学教授としての人生を1737年5月13日に閉じている⁽⁸⁾。

3 デイトマールの著作

デイトマールは、本来的に歴史学を専門とする人物であった。彼は数多くの

著作を残している。また指導教授として学生の学位論文の作成にも関わっている。そして官房学教授に任命された後、官房学に関連する次の4点の著作『経済学評論』、『構想』、『入門』そして『国家学草案』を残している。

- (1) 『経済学，ポリツァイ学，官房学に属する様々な書籍，精選資料，有益な発見，構想，考察，その他の事項類の経済学評論（*Die Oeconomische Fama*）』（以下『経済学評論』と略す），1729-1733年。

デイトマールは1731年の教科書『入門』の公刊に先立って、『経済学評論』と『構想』を公刊している。『経済学評論』は，ドイツにおける最初の経済雑誌とされている⁽⁹⁾。『経済学評論』第1号（1729年）から第10号（1733年）までその公刊は全10号を数えた。第1号の「事前報告」（Vorbericht）においてデイトマールは，

「アリストテレスと彼の後継者たちは，経済学と倫理学とを混ぜ合わせ，彼らの経済学的な題名の著書で，夫婦間の，親子間の，主人と使用人間の家庭における義務についてだけを論じた。…〔経済学は〕異なるラント（Land. 領邦）や都市の産業（Gewerbe）を通じてどのようにして生業（Nahrung）や富が得られ，有益に活用されるかを教えるものである。それゆえ経済学は2つの部分に分かれ，その1つはラントの経済に関わり，…もう1つは都市の経済が含まれている。…ポリツァイに関しても同様の状況がある。…そこでは結婚した夫婦，親子，主人と使用人という家庭における交わり，共和国の起源，およびそれらのさまざまな種類，ラントのお上の権限，戦争，同盟，時代ごとの臣民の義務についてだけが議論されており，ポリツァイ事項はほとんどない。…ポリツァイは，その国家の叡智の中に存しており，上級のお上が国家の内外の繁栄と幸福を善き体制の中で維持することを重視し，従って，彼らの臣民は，数が多いだけでなく，キリスト教的で尊敬され，正しい洗練された生活と態度を維持し，またその生業と豊かさを繁栄するラントや都市の産業によって促進し，それだけでなく十分に配慮された都市や村ともにラントを整備し，全てを良好な秩

序で保つことに努力するのである。…官房事項についても同じ状況である。従来の政治学書にはほとんど有益なものがない。だが官房学〔狭義の官房学＝財政学〕は、どのようにして君主の王領地（Domainen）を十分に利用し、王領地から、そしてレガリエン（Regalien）や臣民の義務的な支払いから君主の収入を徴収し、適切に使用するかを教えるものなのである。

ここから、これらの学問の正確な関連性だけでなく、その優秀さと必要性も容易に推測することができる。経済の本質は善きポリツァイなしには存在しない。しかも官房制度はその両方の大部分から供給を得る必要があり、そうした形で国家の福祉がそれら学問に依存しているだけでなく、他のすべての学問も、何かを獲得するのに役立ち、獲得したものを守ったり、穏当にかつ神の榮譽のために使用したりすることを教える目的を持っている。」

と述べ（Dithmar, Vorbericht, S. 3-7. 引用文中の〔 〕は筆者が補った。以下同じ。）、デイトマールは官房学（広義）を経済学、ポリツァイ学、官房学（狭義）に3分類して、3者の関係性、重要性を主張している。ここで注目すべきは、アリストテレスに対する批判である。アリストテレスはいわば家庭内の事項のみを扱っているとし、ラントや都市の経済を扱う新しい経済学を提唱するのである。ポリツァイ学は、その国家の叡智の中に存しており、上級のお上が国家の内外の繁栄と幸福を善き体制の中で維持することを教える。官房学は君主の王領地収入、レガリエン収入、臣民の義務的支払いによる収入の適切な使用を教えるのである。1729年の時点でデイトマールの官房学は、その具体的な骨子が示されるのである。これは後述(3)『入門』④に受け継がれていく（図2参照）。

(2) 『経済学、ポリツァイ学、官房学の構想（*Project*）。そこではラント経済、都市経済ならびに商業・ポリツァイ・官房制度の総合的な洞察、そしてその受容への提言、また勉強する若者のための、そして大学講義のより詳細な説明のための経済文献目録、が自然法・歴史学・政治学公式正教授ユスト・クリストフ・デイトマールによって作成される』（以下『構想』と略す）、1730年頃。

デイトマールは『経済学評論』の刊行の傍ら、1730年頃に『構想』を発表する⁽¹⁰⁾。その序言（Vorrede）でデイトマールは次のように述べている。「国家の福祉がとりわけ、ラント内の経済制度、ポリツァイ制度、そして官房制度の善き仕組みに基づいているのと同じように、それらを通じて生業、富、権力が達成されるように、それらの学問は最も有用な科目の一つであり、従って、国家に精通している人たちや他の有名な人たちが、それらが高等学院において完全に無視されてきた習わしがあると、嘆いたのは正当なことであった。今や、そのような欠陥を除去するよう、国王陛下、私たちのきわめて慈悲深き国王から、次のきわめて有益な指令が出された。すなわち、言及された学問は、他の科目と同様、陛下の大学において、学んでいる学生たちに対して実施されなければならない、と。そして当地においてそれを実行するようきわめて慈悲深くにも私に命じられた」（Dithmar, Vorrede, [S. 1]）。国王が大学で経済制度、ポリツァイ制度、官房制度に関する学問が無視されてきた状況を改めるため、その科目をデイトマールに委ねた（国家の福祉とこれら三者との関係は(3)『入門』③に受け継がれ、繰り返し議論される。図1参照）。「だが当該学問の概説書はまだ完全に不足している」（Dithmar, Vorrede, [S. 2]）ので⁽¹¹⁾、デイトマールはこの『構想』で概説書の作成を試みている。『構想』は、

第1章 経済学研究総論

第1項 「経済」によって何が理解されるのか、以下全22項

第2章 ラント経済

第1項 経済のラント経済と都市経済への分類、ならびに経済制度、以下全200項

第3章 都市経済

第1項 ドイツにおける都市の起源、以下73項

第4章 商業制度

第1項 商業の起源と発展、以下全39項

第5章 ポリツァイ制度

第1項 ポリツァイはどこに存在しているか、以下全119項

第6章 官房制度

第1項 領邦君主収入の様々な基礎, 以下全77項

という構成となっている。デイトマールは『経済学評論』で主張した内容をより詳細な形で提供する。ただし、経済学研究の対象が、ラント経済、都市経済、商業制度に区分されている。これらの分量、項目数から言って、デイトマールにとっては当初から、経済学、ポリツァイ学、官房学のうちで経済学が最重要科目であったことは間違いない。

- (3) 『自然法・万民法・歴史学、経済学・政治学・官房学公式正教授、ベルリン科学協会員ユスト・クリストフ・デイトマール、経済学、ポリツァイ学、官房学入門 (*Einleitung*)、ならびにその講義におけるより詳細な説明のための、当該科学に役立つ文献目録一覧』(以下『入門』と略す)、1731年。

こうしてデイトマールは『経済学評論』と『構想』に続いて1731年、『入門』を発表する。デイトマールが官房学教授に任命された後、実に4年が経過していた。『入門』初版(書誌(折記号): $[\pi]^4 X^4 A-T^8$)は、次のような構成となっている。

「王立ヴィアドリナ大学の学長と評議会」全3ページ

「公開講演の告知」全5ページ

「序言」全6ページ

「第1部 経済学、ポリツァイ学、官房学の区分総論」S. 1-12. (全12ページ)

「第2部 経済学」S. 12-91. (全80ページ)

「第3部 都市経済」S. 91-132. (全121ページ)

「第4部 ポリツァイ学」S. 133-224. (全42ページ)

「第5部 官房学」S. 225-288. (全64ページ)

「経済学、ポリツァイ学、官房学文献」S. 289-297. (全9ページ)

「主要事項索引」S. 298-304. (全7ページ)

デイトマールの『入門』は全部で6版を数えている。表2は各版の表題をまとめたものである。

表2 『入門』各版の表題

版	表題
初版	Einleitung in die Oeconomische- Policey- und Cameral-Wissenschaften Nebst Verzeichniß eines zu solchen Wissenschaften dienlichen Bücher- Vorrahts zu mehrerer Erklärung in seinen Lectionen darüber entworffen Franckfuuth an der Oder/ bey Johann Gottfried Conradi. 1731. [Register der vornehmsten Sachen. Druck-Fehler あり S. 304.] 全304ページ。
新增補版 〔第2版〕	Einleitung in die Oeconomische Policei- und Cameral-Wissenschaften, nebst Verzeichniß eines zu solchen Wissenschaften dienlichen Bücher-Vorrahts und ausführlichen Register Neue vermehrte edition. Franckfurth an der Oder/ Verleget Johann Gottfried Conradi. 1740. 編者不明, 「親愛なる読者 へ」を追加, 初版の誤植訂正済み。全304ページ。
新增補版 〔第3版〕	Einleitung in die Oeconomische Policei- und Cameral-Wissenschaften, Nebst Verzeichniß eines zu solchen Wissenschaften dienlichen Bücher-Vorrahts und ausführlichen Register. Neue vermehrte Edition. Franckfurth an der Oder, Verlegts Johann Joachim Friedel. 1745. 編者不明。全304ページ。
新增補版 〔第4版〕	Einleitung in die Oeconomische Policei- und Cameral-Wissenschaten, nebst Verzeichniß eines zu solchen Wissenschaften dienlichen Bücher-Vorrahts und ausführlichen Register Neue vermehrte Edition. Franckfurth an der Oder Verlegts Johann Christian Kleyb 1748. 編者不明。全304ページ。
第5版	Einleitung in die öconomischen, Policey- und cameral-Wissenschaten. Nebst Verzeichniß eines zu solchen Wissenschaften dienlichen Büchervorrahtes und ausführlichen Register. Mit neuen Anmerckungen zum Gebrauch öconomischer Vorlesungen vermehret und verbessert von D. Daniel Gottfried Schreber. Fünfte Ausgabe. Frankfurt an der Oder, Verlegt von Johann Christian Kleyb 1755. [Druckfehler あり S. 328] 全323ページ。
第6版	Einleitung in die öconomischen, Policey- und Cameral-Wissenschaten. Nebst Verzeichniß eines zu solchen Wissenschaften dienlichen Büchervorrahtes und ausführlichen Register. Mit neuen Anmerckungen zum Gebrauch öconomischer Vorlesungen vermehret und verbessert von D. Daniel Gottfried Schreber. Sechste Auflage. Franckfurth an der Oder, Verlegt von Anton Gottfried Braun, 1769. 誤植訂正済み。全328ページ。

『入門』第2版は、表題が変更されるとともに、表題に「索引」が加えられている。そして第2版とその後の版には、「親愛なる読者 (Geneigter Leser)」(作者不明) が加えられている⁽¹²⁾。また第5版には、シュレーバー (Daniel Gottfried Schreber, 1708-1777)⁽¹³⁾ による「新しい序言」(Neue Vorrede), そしてその後(「王立ヴィアドリナ大学の学長と評議会」の前)に「王立ヴィアドリナ大学経済学・政治学・官房学教授就任式のプログラム, 前置き〔告知〕」(Academiae Regiae Viadrinae Programma Inaugurationi Professoris Scientiarum Oeconomico Politico Cameralium Praemissum.) 1葉が加えられている。

この『入門』の表題に関して、少し言及しなければならない。初版では“Einleitung in die Oeconomische- Policy- und Cameral-Wissenschaften”のように、ハイフン (-, 原典では二重ハイフン, =) が用いられている。シュレーバーは表題の形容詞“Oeconomisch”を複数4格に対応させると同時にカンマ (,) を加えて, “Einleitung in die öconomischen,” へ変更している。より文法的に正しい表現に変えたと思われる⁽¹⁴⁾。これにより本書が, 経済学 (Oeconomische Wissenschaft), ポリツァイ学 (Policy-Wissenschaft), 官房学 (Cameral-Wissenschaft) の3学問への入門書であることが明快となる。

『構想』で示された通り, 経済学に最大のページ数が割かれている。『構想』と『入門』の構成を比較したものが表3である。

表3 『構想』と『入門』初版の構成の比較

『構想』における官房学概説書の構成	『入門』の構成
第1章 経済学研究総論 第1項 「経済」によって何が理解されるのか、以下全22項	王立ヴィアドリナ大学の学長と評議会 公開講演の告知 序言 第1部 経済学，ポリツァイ学，官房学の 区分総論
第2章 ラント経済 第1項 経済のラント経済と都市経済への分類，ならびに経済制度，以下全200項	第1節 経済学の説明，以下全17節 第2部 経済学 第1編* ラント経済 第1章 様々なラントギュッター，その所有者，それに付属するもの 以下全13章
第3章 都市経済 第1項 ドイツにおける都市の起源，以下73項	第3部 都市経済 第1章 ドイツにおける都市の起源とその最初の状態 以下全9章
第4章 商業制度 第1項 商業の起源と発展，以下全39項	第4部 ポリツァイ学 第1章 ポリツァイ学総論 以下全21章
第5章 ポリツァイ制度 第1項 ポリツァイはどこに存在しているか，以下全119項	第5部 官房学 第1章 官房学，領邦君主収入総論，ならびにシャトゥール領，世襲領，固有領各論 以下16章
第6章 官房制度 第1項 領邦君主収入の様々な基礎，以下全77項	経済学，ポリツァイ学，官房学文献 主要事項索引

* 初版から第4版までは，第1編（Erstes Buch）と記載されている。しかしその後の本文に第2編は存在していない。そのためシュレーバーは，「第2部 経済学 第1編 ラント経済」を「第2部 ラント経済」へ編表記を変更している。

『構想』に従って『入門』が執筆されたことは明らかである。しかし，『構想』にあった商業制度が，『入門』ではなぜか削除されている。

では，目次に従って『入門』を検討していく。

①王立ヴィアドリナ大学の学長と評議会 (Rector & senatus academiae regiae Viadrinae)

これは、1727年、聖三位一体主日、第17日付けで王立ヴィアドリナ大学の学長と評議会が出した文書と思われる。ラテン語と一部ドイツ語で書かれている。このドイツ語部分は、前述のゲルラントの1727年8月26日文書に合致しており、

「朕は自身の動機に基づき、我が地元の大学において官房、経済そしてポリツァイ事項が、その他の科目や学問と同様に講義されるべきであると、そしてこの目的のためにまたこのことにより、ハレ大学で行われているのと同様に、特別な教授職 (Profession) を創設することをきわめて寛大にも決定した。そうすることにより、学んでいる若者たちは、ある期間、そして官職に就く前に、上記の学問において十分な基礎が獲得できるのである。そして、朕はこの教授職に、これまでの自然法・万民法・歴史学の教授であるデイトマールを、この問題の手腕によって、他の誰よりも抜擢し、この新しい教授職を彼に慈悲深くも授けることを完全に納得した。朕は恩寵により、君たちに朕の最も寛大な意向を、当地で学んでいる若者たちに、公に知らせ、彼らに対して、とりわけ朕のラントの子弟が昇進する際には、朕は、彼らが前述のデイトマールからその講義 (Collegia) を受けたという優良証明書 (ein gutes Attest)⁽¹⁵⁾を提示するのであれば、ぜひともそれを見たいと思っていることを命じるものである。そして、君たちはこの新しい教授職で彼〔デイトマール〕を保護しなければならない。」

と記されている (Gerland, S. 427-428. Dithmar, 1731, [S. 3]⁽¹⁶⁾)。教会歴の1727年、聖三位一体主日、第17日が西暦のいつになるのかは不明である。しかし、8月26日文書が引用されていることから、聖三位一体主日、第17日は8月26日以降である。国王は、ハレ大学におけるガッサーと同様に、官職に登用される人物は、デイトマールの官房学の授業を受け、その成績優良者でなければならないことを明確に表明する。官房学は官吏登用の学問としての性格が与えられることになる。これまで大学で教えられてこなかった「官房、経済、ポリツァイ事

項」が国王の意向によりフランクフルト大学で講義されること、そして担当者をデイトマールにすること、が大学当局に示されたことにより、デイトマールは講義の準備を開始した。

②公開講演の告知 (Oratione publica)

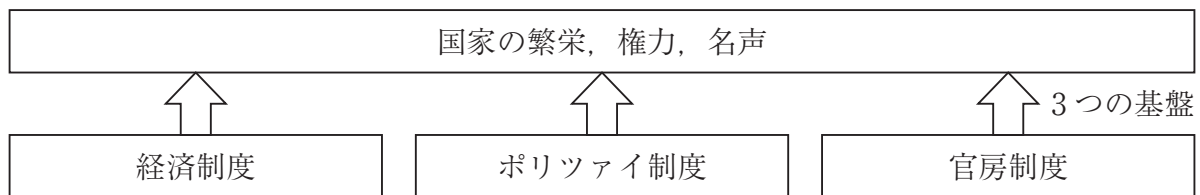
これもラテン語で書かれている。フリードリヒ・ヴィルヘルム 1 世によって経済学、政治学、官房学公式正教授 (Oeconomico- Politico- Cameralium Prof. Publ. Ord.) に任命されたデイトマールが1727年10月 3 日、教授就任の公開講演を10月10日に行うことが告知された (Dithmar, 1731, [S. 4])。彼は、国王以外にも、ゼッケンドルフ、トマジウス (Christian Thomasius. 1655-1728)、ルーデヴィヒ (Johann Peter Ludewig. 1668-1743)、モルホフ (Daniel Georg Morhof. 1639-1691)、エルンスト敬虔公 (Ernst der Fromme. 1601-1675) などが、経済学を他の科学と同様に大学で若者に教えるべきだとの考えを持っていたとする。彼は、10月10日の公開講演において、従来のアリストテレスの経済学ではなく、新しい「経済学の卓越性、正当性、そして私に与えられた職務の理由を述べることを決定した」 (Dithmar, 1731, [S. 8]) と記している⁽¹⁷⁾。

③序言 (Vorrede)

デイトマールは、冒頭で「経済学、ポリツァイ学、官房学の卓越性を広範に称賛する必要がないのと同様、国家の繁栄、権力、名声が、うまく調整された経済制度、ポリツァイ制度、官房制度に基づいていることは当然のことである」 (Dithmar, 1731, Vorrede, [S.1-2]) と書き、これら学問の重要性を説いている。デイトマールは先年、官房学の『構想』を出版した。「けれども私の講義に基づいて書かれたものは、短い文章のみで構成されており、そこではいくつかの文章で説明、詳論されなければならない。ポリツァイ学の本書第4部では、当国のポリツァイ令 (die Policei-Verordnungen) が簡潔に引用され、プロイセン王国ラント法 (das Königlich-Preußische Land-Recht) の主要部分を説明する機会をとらえ、同時に、他国のラント法 (das Land-Recht) の最も注目す

べき部分に言及するであろう」(Dithmar, 1731, Vorrede, [S.4-5])と予告している。ただし、『構想』の第4章で取り上げられていた商業制度が、なぜ『入門』では削除されたのか、ここではその理由は語られていない。「序言」は1731年11月16日付けとなっている。図1は序論におけるディトマールの国家繁栄の基盤と3制度との関係を表している。

図1 序言におけるディトマールの国家繁栄の3つの基盤



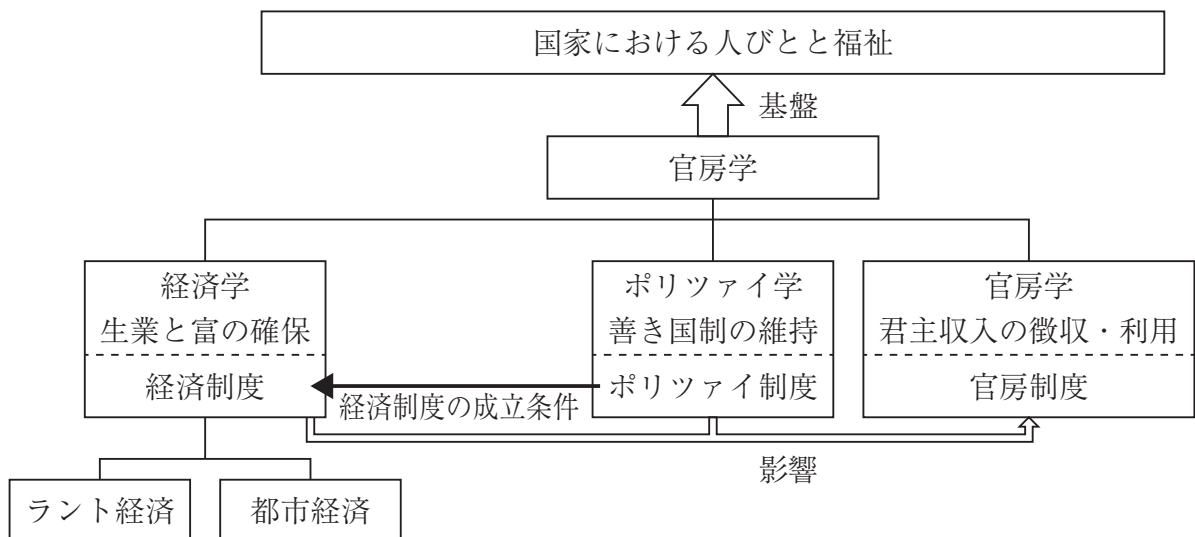
④『入門』本文

当時のカメラリストの著作（例えばゼッケンドルフの『ドイツ君主国』）は、版を多く重ねた。シュレーバーはディトマールの『入門』の新序言の冒頭において、「先立つ4つの版が絶版」（1755年）、「先立つ5つの版が絶版」（1769年）と書いている。従って『入門』には常に需要があり、シュレーバー自身も自分の講義にも利用していたので、彼は新版（第5版、第6版）の改訂を引き受けたのである。

ディトマールは『入門』第1部において官房学を3つに分けて次のように定義する。まず経済学に関して、「経済学あるいは家政学の術そして家庭経済の術は、ラントおよび都市の正当な産業（Gewerbe）を通じて、いかにして世俗的幸福を促進させる生業と富が獲得されるのか、を教えるものである」（Dithmar, 1731, S. 2. §. 1）。「ポリツァイ学は、ポリツァイ事項を扱う。しかし、それによって理解されるものに関する見解はすべて同一というわけではない。ある人は、ポリツァイ事項に人間の食事、飲料、衣服だけを理解するが、他の人は、それをさらに広げたり、それを司法制度に対置させたりする」（Dithmar, 1731, S. 5. §. 7）。「しかし、帝国および領邦君主のポリツァイ条令によれば、ポリツァイ事項には司法だけでなく、聖界制度もある程度含まれるのと同様に、

ポリツァイ学は、一般的な幸福のための一国の対内的および対外的制度がどのようにして善き国制、秩序の中で維持されるのかを教える。したがって、ラントの上級のお上は、人口が周密な状態で臣民が、神を畏れ、キリスト教徒的で、公正で名誉ある健康的な生活とふるまいを維持し、生業や豊かな世俗の財も繁栄するラントと都市の産業によって促進されるようにするだけではなく、ラントが良く配置された都市、地区、村落とともに開拓され、すべてが良好な国制の中で維持されるよう、配慮しなければならない」（Dithmar, 1731, S. 5-6. §. 8）。そして「官房学は、君主の王領地とレガリエンがいかにして利用されるか、そこからまた、いかにして臣民の義務的な支払いや他の公的基金から君主の収入が徴収され、改善され、共同体の維持のために利用されうるかを教える」（Dithmar, 1731, S. 6-7. §. 10）。3者の関係について、「この3つの学問は密接に結びついており、経済制度は適切なポリツァイがなければ成立しないし、官房制度は両者の大部分からその影響が待ち受けることになる」（Dithmar, 1731, S. 7. §. 11）。最後に「上述の説明から、これらの学問の必要性と卓越性が明らかとなる。これらの学問は、国家における人びとと福祉を維持する基盤なのである」（Dithmar, 1731, S. 7. §. 12）。図2はデイトマールの国家における人びとと福祉と官房学の関係を表している。

図2 デイトマールの官房学



⑤経済学，ポリツァイ学，官房学文献（Bücher-Vorrat）と主要事項索引（Register）
デイトマールは本文が終了した後で官房学の文献目録⁽¹⁸⁾と索引をつけている。

(4) 『ユスト・クリストフ・デイトマールの，講義におけるより詳細な説明のためのプロイセン王国およびブランデンブルク選帝侯国の国家学草案（*Entwurf*）』（以下『国家学草案』と略す），1734年。

デイトマールは、『国家学草案』を1734年に公刊した。その読者への序文で「国家を認識するための，そして一般的にプロイセン王国のラントを認識するための，大学で用いるのに適した入門書が不足しているので，私は数年前にブランデンブルク選帝侯国の歴史に関する草案⁽¹⁹⁾を私の講義の基盤として出版した。しかし，現在の『国家学草案』ではそれを拡張し，プロイセン王国のラントの起源と発展だけでなく，そのラントの住民，聖職者，市民制度，国家制度についても簡潔に描いた」（Dithmar, *Entwurf*, S. 1-2）と述べ，官房学に続いて国家学に対象を広げている。『国家学草案』は，「国家学への完全な入門書」への準備であった。彼が晩年，大学で国家学の講義を担当していたのかは不明である。しかし残念ながら国家学入門は執筆されることなく，デイトマールは亡くなるのである。

4 おわりに

今回，明らかになったのは次の点である。まず，デイトマールの経歴についてである。これまでデイトマールの詳しい伝記は知られていなかった。しかしゲルラントの記述やデイトマールが関与した出版物から，デイトマールがフランクフルト大学学長，哲学学部長，図書館館長の要職に就いていたことが確認できた。ただしその在任期間は不明である。

次にデイトマールの官房学についてである。ガッサーの教科書は『経済学，政治学，官房学入門』の表題がつけられているとはいえ，目次や本文において政治学，官房学を個別に分類することはせず，説明も経済学が中心であった。

しかしデイトマールの教科書『入門』は、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム1世の要望通り、経済学、ポリツァイ学、官房学を個別にまんべんなく説明をすることに主眼を置いたものになっていた。それでも経済学に関する部分が大きな分量を占めていたのはガッサーと同じである。この明確な官房学の3区分が先例になって、ユスティは、『国家経済学』（初版1755年）、『ポリツァイ学の基本原理』（初版1756年）、『財政の体系』（1766年）を独立した形で出版した。一方ゾネンフェルスは、順番を入れ替えるものの『ポリツァイ、商業および財政の基本原理』（第1巻初版1765年、第2巻初版1769年、第3巻初版1776年）3巻本を著した。デイトマールによって3区分された官房学は、その後のカメラリストたちとその官房学の方角性を決定づけたのである。この意味でデイトマールの功績は非常に大きい。

さらにデイトマールは国家学に関する著作『国家学草案』を公刊する。もし彼が存命であったなら、フランクフルト大学で国家学を講義していたのかもしれない。

注

- (1) 『入門』は後述するように、全8部ではなく、全5部構成である。
- (2) ガッサーは国王フリードリヒ・ヴィルヘルム1世の1727年7月24日付命令（Rescript）を記述している（Gasser, Einleitung, S. 7）。ガッサーの『官房学入門』1729年は、2種類が存在している（VD18 Number:VD18 90686497と、VD18 10331689）。両者の新版、改訂版は確認されていない。10331689は1970年に復刻されている。
- (3) 後述するように、デイトマールはガッサーと同様、『入門』（1729）を公刊する前に『構想』（1728）をまとめている。
- (4) デイトマールが1721年2月12日に外国会員に選出されたことは、「ベルリン・ブランデンブルク科学アカデミー」（Die Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften）ホームページでも確認することができる。
<https://www.bbaw.de/die-akademie/akademie-historische-aspekte/mitglieder-historisch/historisches-mitglied-justus-christoph-dithmar-587>（閲覧日：2024年9月13日）
- (5) グリムは「コメンデ・ゾネンブルクの聖ヨハネ騎士団評議員（Rat des Johanniterordens für die nahegelegene Kommende Sonnenburg）」と記している（Grimm, S.746）

- (6) ゲルラントは、文書の冒頭に「プロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム、代理 (Friedrich Wilhelm König in Preussen pp [per procurationem 代理の意か] .)」をつけている (Gerland, S.427)。ゲルラントの文書と「王立ヴィアドリナ大学の学長と評議会」のドイツ語部分はいくつか異なる記述がある。
- (7) 注(4)を参照せよ。
- (8) ハウゼンは出典を明示していないものの、「デイトマールは大学に対する不満から命を落とした」と述べている (Hausen, S. 21)。デイトマール家に関しては、ウルリヒ・デイトマールの『デイトマール家』(私家版)がある。
- (9) 『経済学評論』に関しては、Koschwitz や Kohfeldt を参照せよ。
- (10) ゴールドスミス・クレスライブラリーは、その根拠を示すことなく、デイトマールの『構想』の刊行年を1730年頃としている。
- (11) デイトマールは、『入門』初版1731年で、ガッサーの『公式教育計画』1728年 (Dithmar, S.4. Anm. k) を、ガッサーの名前(書名なし)を巻末の「文献目録」に挙げている (Dithmar, S.290)。デイトマールが「だが当該学問の概説書はまだ完全に不足している」と言う時、ガッサーの『官房学入門』1729年を彼がどのように評価していたかは非常に興味ある。
- (12) 「親愛なる読者」には、「皆さんは今、故デイトマール教授の経済学の新版を受け取っています。偉大なる神がこの学識ある人物をもうしばらく生かしていらっしゃれば、この版は、もっと増訂された姿となっていたでしょう。というのも彼は多くの収集物を遺していたからです。しかしながら、それらは失われたのではなく、バルタザール・ハインリヒ・フォン・ハインス、リヒテンベルク領主閣下 (Balthasar Heinrich von Heins, Erbherr auf Lichtenberg) がそれらを管理されたのは良いことです。閣下は私にも、デイトマール教授が増訂した本のことをきわめてご親切にも連絡してくださいました。そこにはとりわけ多くの著述家が引用されています。ハインス閣下はご自身の精選家庭図書館に他の収集物も所蔵されており、きわめてご親切にも〔私に〕他の収集物を提供してくださいました。(若干の学者がよくやるように) それを独り占めするのではなく、社会に公表することは、次の版がもっと増訂された姿になることでしょう。親愛なる読者にその情報をお伝えしたいと思います」と書かれている。これによれば、デイトマールが自身で増訂版を用意していたが、未公刊に終わったこと、さらにデイトマールの遺品は、ハインスが収蔵したことが分かる。第2版およびその後の版にデイトマールが用意した増訂版が利用されたのか、そしてハインスの詳細については不明である。
- (13) シュレーバーはビュツォウ (Bützow) とライプツィヒ (Leipzig) で官房学を担当した。
- (14) 『入門』表題に関してブリュックナーは次のように述べている。「デイトマールは “Einleitung in die Oeconomische Policei- und Cameral-Wissenschaften” と述べている。もし形容詞 “Oeconomish” が実際に名詞 “Wissenschaften” にかかっている、“Policei” だけにかかっているのではないならば、…“Oeconomishe” ではなく

“Oeconomishen”と書かなければならない」(Brückner, S. 72. Anm. 39)。ブリュックナーが使用しているのは第4版である。第2版から第4版まで“Oeconomishe”の後のハイフンが付けられていない。ハイフンがないために、ブリュックナーのいう「経済的ポリツァイ学」、さらには「経済的官房学」というように、両者を修飾する可能性も生じてしまうのである。

- (15) 「優良証明書」は初版、第2、第5、第6版では「ein gutes Attest」、第3、第4版では「ein gutes Attestat」とされている。
- (16) ディトマルの『入門』の折記号[π]4とX4にはページ番号がつけられていない。[]で示したページ番号は筆者が便宜的に示している。折丁は[π]3である。
- (17) ガッサーが教授就任の公開講演を行ったかは不明である。
- (18) ディトマルの『入門』第3版では文献目録に掲載されている文献が増えている。文献目録に関して、初版では“Bücher-Vorrat Zu denen Oeconomischen- Policy- Und Cameral-Wissenschaften”と形容詞“Oeconomischen”にハイフンが付けられている。第2版から第6版までは“Bücher-Vorrat Zu denen Oeconomischen Policy- Und Cameral-Wissenschaften”と、ハイフンが削除されている。ディトマルは経済学、ポリツァイ学、官房学を明確に区分している。
- (19) ディトマルが言及しているブランデンブルク選帝侯国の歴史に関する草案の詳細は不明である。ベルリン国立図書館で「Justus Christoph Dithmar Entwurff」で検索すると、『国家学草案』1734年、1750年、『歴史的草案』1735年、『宗教改革史草案』1717年、『ブランデンブルク史草案』1720年（戦災喪失）、を含む8点が表示される。ディトマルが『国家学草案』で言及しているのは『ブランデンブルク史草案』と思われる。

<https://stabikat.de/Search/Results?type=AllFields&limit=20&lng=de&lookfor=justus+christoph+dithmar+entwurf&commit=Suchen>（閲覧日：2024年9月13日）

参考文献

ディトマル官房学関連文献

①『経済学評論』

Dithmar, Justus Christoph. *Die Oeconomische Fama von allerhand zu den Oeconomischen- Policy- und Cameral-Wissenschaften gehörigen Büchern/ außerlesenen Materien/ nützlichen Erfindungen/ Projecten/ Bedencken/ und andern dergleichen Sachen*. Franckfurt an der Oder, bey Johann Gottfried Conradi. 1729-1733. 筆者が所有しているのは第2版、1743年。

②『構想』

Dithmar, Justus Christoph. *Project der Oeconomischen- Policy- und Cameral-Wissenschaft, worinnen eine generale Erkenntniß der Land- und Stadt Oeconomie so wohl als des Commerzien- Policy- und Cameral-Wesens/ samt Vorschlägen zu*

derselben Aufnahme und Oeconomischen Bücher Vorrath/ zu Nutz der studirenden Jugend/ und mehrerer Erklärung in seinen Academischen Lectionen entworffen von Just. Christoph. Dithmar, Jur. Nat. Hift. & Polit. P. P. O. Franckfurt an der Oder/ gedruckt bey Joh. Christoph Schwartz/ U. B. [1730] . Goldsmiths'-Kress no. 06734.

③『入門』

Dithmar, Justus Christoph. *Justus Christoph Dithmar, Jur. N. & G. Hist. & Oeconomico- Polit. Cameralium Prof. Publ. Ord. Societ: Scient. Berol. Sodal. Einleitung in die Oeconomische- Policy- und Cameral-Wissenschaften nebst Verzeichniß eines zu solchen Wissenschaften dienlichen Bücher-Vorrahts zu mehrerer Erklärung in seinen Lectionen darüber entworffen.* Franckfurth an der Oder, bey Johann Gottfried Conradi, 1731.

Goldsmiths'-Kress library of economic literature ; no. 6899.3.

筆者が所有しているのは、原典1745年版、1747年版、1755年版、1769年版そして1745年版復刻版の5点である。

④『国家学草案』

Dithmar, Justus Christoph. *Just. Christoph. Dithmars Entwurff der Königlich-Preußischen und Chur- Brandenburgischen Staats-Wissenschaft, zu mehrerer Erklärung in seinen Lectionen darüber.* Franckfurt an der Oder, bey Johann Gottfried Conradi. 1734.

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10015081?page=1>

(閲覧日：2024年9月13日)

デイトマール文献，刊行順

Dithmar, Justus Christoph. *Vita Gregorii Romani Pontificis ejus nominis Septimi concinnata a Justo Christoph. Dithmaro, in Academ. Viadrina Hist. Prof. Extraord. Francofurti ad Viadrum, Impensis Jeremiae Schrey & Johannis Christoph. Hartmanni, 1710*

<https://opendata.uni-halle.de/handle/1981185920/37003>

(閲覧日：2024年9月13日)

Dithmar, Justus Christoph. *Dissertatio Historica de Electorum S.R.I. Origine, Quam ... Dn. Frid. Wilhelmo, ... Praeside ... Justo Christophoro Dithmaro, in Regia Viadrina Prof. Ordin. ... defendet Augustus Gebhardus de Marwitz, ... Francofurti ad Viadrum, Literis Johannis Christophori Schwartzii. 1711.*

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10956830?page=,1>

(閲覧日：2024年9月13日)

Dithmar, Justus Christoph. *Disputatio Historico- Politica de statu politico antediluviano, Quam Deo propitio, praeside ... Justo Christophoro Dithmaro, Hist. & Polit. in Acad. Viadrina Prof. Ord. ... ventilandam proponet Ludophus Ludov.*

Pötterus, ... Francofurti ad Viadrum, Literis Joh. Christophori Schwartzii. 1713.

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10640712?page=,1>

（閲覧日：2024年9月13日）

Dithmar, Justus Christoph. *Wernheri Teschenmacheri ab elverfeldt annales cliviae, juliae, montium, marcae Westphalicae, Ravensbergae, Geldriae et Zutphaniae, duabus partibus comprehensi quos denuo edi curavit, adjectisque Annotationibus, Tabulis Genealogicis, Geographicis, Codice Diplomatico atque Indice locupletissimo illustravit Justus Christophorus Dithmarus, Historiar. in Academia Viadrina Prof. Ordin. ejusdem Academiae Bibliothecarius, & Societ. Scient. Berol. Sodal. Francofurti & Lipsiae, apud Christophorum Gottlieb Nicolai. 1721*

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb11348255?page=6,7>

（閲覧日：2024年9月13日）

Dithmar, Justus Christoph. “Rector Universitatis Regiae Francofurtanae Iustus Christophorus Dithmarus, Historiarum ac Politices Professor Publicus Ordinarius & h. t. Facult. Philosoph. Decanus.” [Einblattdruck] . 1722.

VD18 Number: VD18 1167458X

<https://vd18.gbv.de/viewer/fullscreen/021182280/1/>

（閲覧日：2024年9月13日）

Dithmar, Justus Christoph. *Dissertatio de abdicatione regnorum aliarumque dignitatum illustrium tam secularium quam ecclesiasticarum, quam Deo Propitio, praeside ... Justo Christophoro Dithmaro, Hist. et Polit. P. P. O. ventilandam proponit Johannes Lothsack, ... Francofurti ad Viadrum, Typis Tobiae Sschwartzii. 1724.*

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10154242?page=,1>

（閲覧日：2024年9月13日）

Dithmar, Justus Christoph. *Geschichte des Ritterlichen Johanniter-Orden und dessen Herren-Meisterthums in der Marck, ... worinn des am VII. April dieses Jahrs gehaltenen Ritter-Schlags solennitaeten Verzeichniß der investirten Ritter und derselben Stamm-Wappen wie auch Ursprung des Ritterschlags und Ritterlichen Orden Anmerckungen von Ordens-Creutz Herrn Abt de Vertot ins Teutsche übersestze Dissertation vom alten und neuen Gouvernement des Johanniter-Ordens enthalten und beschrieben von Justus Christoph Dithmar J. Nat. & Gent. Hist. Polit. & Oecon. P. P. der Berlinischen Societät der Wissenschaften Mitglied. Franckfurth an der Oder Bey Johann Gottfried Conradi. 1728.*

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10899573?page=,1>

（閲覧日：2024年9月13日）

Dithmar, Justus Christoph. *Dissertatio Historica et Iuris Publici de Quatuorviratu Imp. Rom. Germanici, quam praeside Just. Christoph. Dithmaro Jur. Nat. et Gent*

et Hist. Prof. Publ. Ord. ... defendet Ernst. Sigism [und] . Witte. ... Francofurti ad Viadrum, Typis Sigismundi Gabriel. Alex. [1735] .

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb11050948?page=,1>

(閲覧日：2024年9月13日)

Dithmar, Justus Christoph. *Just. Christoph. Dithmars Entwurff der Königlich-Preußischen und Chur- Brandenburgischen Staats-Wissenschaft, zu mehrerer Erklärung in seinen Lectionen darüber.* Franckfurt an der Oder, bey Johann Gottfried Conradi. 1734.

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10015081?page=1>

(閲覧日：2024年9月13日)

Dithmar, Justus Christoph. *Justi Christoph. Dithmari Juris Nat. et Gent. et Histor. in Acad. Viadr. Prof. Societatis Scient. Berol. Sodalit Dissertationum Academicarum Atque Exercitationum Varii Ex Jure Publico, Naturali, Et Historia Desumpti Argumenti Sylloge cum Indice Auctorum et Rerum.* Lipsiae. Impensis Jo. Christiani Langenhemii. 1737.

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10825142?page=,1>

(閲覧日：2024年9月13日)

その他の文献

Brückner, Jutta. *Staatswissenschaften, Kameralismus und Naturrecht. Ein Beitrag zur Geschichte der Politischen Wissenschaft im Deutschland des späten 17. und frühen 18. Jahrhunderts.* München. Verlag C. H. Beck.1977.

Dithmar, Uli [Ulrich] ., *Die Familie Dithmar.* Privatdruck. Kassel. 2020.

Gasser, Simon Peter. *Simon Peter Gassers, Jcti Einleitung zu den Oeconomischen Politischen und Cameral-Wissenschaften, worinnen für dieses mal die OECONOMICO- CAMERALIA von den Domainen- oder Cammer- auch andern Gütern, deren Administration und Anschlägen, so wol des Ackerbaues als anderer Pertinentien halber, samt den Regalien angezeigt und erläutert werden, nebst einem Vorbericht von der Foundation der neuen oeconomischen Profession, und des Allerdurchlauchtigsten Stifters eigentlichen allernädigsten Absicht.* Halle. In Verlegung des Wäysenhauses, 1729. Neudruck. Glashütten im Taunus. Verlag Detlev Auvermann KG. 1970.

VD18 Number:VD18 90686497

<https://vd18.gbv.de/viewer/fullscreen/026306506/1-1/>

(閲覧日：2024年9月13日)

刊行年は同じだが版違いをミュンヘンデジタル化センター (Münchener Digitalisierungszentrum. MDZ) が公開している。注(2)参照。

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb11757194?page=,1>

(閲覧日：2024年9月13日)

Gasser, Simon Peter. *Programma Publicum oder nöthiger Vorbericht von der von Ihro Königl. Maj. in Preussen auf der Universität Halle allergnädigst neu fundirten Profession über die Oeconomischen- Cameral- und Policy-Wissenschaften wobey die zum besten/ und sonderlichem Eyfer vor die Wohlfahrt der studirenden Jugend abzielende allergnädigste Königliche Absicht mit mehrem erläutert/ zugleich auch seine künfftige Lehr-Art über die am Ende befindliche und allergnädigst approbirte 36 Capitul vorstellet der hierzu allergnädigst berufene Professor Simon Peter Gasser*. Halle, zu finden im Wäysenhouse, 1728.

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10155148?page=,1>

（閲覧日：2024年9月13日）

Gerland, Otto. “Justus Christof Dithmar, ein Beitrag zur Geschichte der Neuordnung der Landesverwaltung unter König Friedric Wilhelm I. und zur Geschichte der Universität Frankfurt a. O.” in : *Zeitschrift für Litteratur und Geschichte der Staatswissenschaften*. 2. Band. Leipzig. Verlag von C. L. Hirschfeld. 1894. S.416-435.

<https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=mdp.39015056081006&seq=463>

（閲覧日：2024年9月13日）

Grimm, Heinrich. “Dithmar, Justus” in: *Neue Deutsche Biographie* 3 (1957), S. 746-747.

<https://www.deutsche-biographie.de/pnd128453230.html#ndbcontent>

（閲覧日：2024年9月13日）

Hausen, Carl Renatus. *Geschichte der Universität und Stadt Frankfurt an der Oder, seit ihrer Stiftung und Erbauung, bis zum Schluß des achtzehnten Jahrhunderts, größtentheils nach Urkunden und Archiv-Nachrichten bearbeitet*. Frankfurt an der Oder. Gedruckt bei Friedrich Apitz, im Verlag bei dem Verfasser und in Commission in Leipzig bei Gräff und in Berlin bei Belitz und Braun. 1800.

<https://www.digitale-sammlungen.de/en/view/bsb10733002?page=1>

（閲覧日：2024年9月13日）

Inama von Sternegg, Theodor. “Dithmar, Justus” in: *Allgemeine Deutsche Biographie* 5 (1877), S. 259-260.

<https://www.deutsche-biographie.de/pnd128453230.html#adbcontent>

（閲覧日：2024年9月13日）

Inama von Sternegg, Theodor, “Gasser, Simon Peter” in: *Allgemeine Deutsche Biographie* 8 (1878), S. 401-402.

<https://www.deutsche-biographie.de/pnd116449454.html#adbcontent>

（閲覧日：2024年9月13日）

Kohfeld, Christian. “Justus Christoph Dithmar : Die Oeconomische Fama. Der erste Versuch eine ökonomische Zeitschrift zu etablieren.” in : Marcus Popplow (Hrsg.) *Landschaften agrarisch-ökonomischen Wissens. Strategien innovativer Ressourcennutzung in Zeitschriften und Sozietäten des 18. Jahrhunderts*.

Waxmann, 2010, S.49-60.

Koschwitz, Hansjürgen. *Die periodische Wirtschaftspublizistik im Zeitalter des Kameralismus. Ein Beitrag zur Entwicklung der Wirtschaftsfachzeitschrift im 18. Jahrhundert*. Diss. Göttingen. 1968.

Stieda, Wilhelm. *Die Nationalökonomie als Universtätswissenschaft*. Leipzig. Bei B. G. Teubner. 1906. Unveränderter Neudruck. Vaduz/Liechtenstein. Topos Verlag AG. 1978.

Summary

Justus Christoph Dithmar's cameralism (Kameralwissenschaft)

KAWAMATA Hiroshi

Dithmar (1678-1737) published four works on cameralism: *Die Oeconomische Fama* (an economic journal, 1729-1733), *Project* (circa 1730), *Einleitung* (1731), and *Entwurff* (1734). On August 26, 1727, Friedrich Wilhelm I. appointed him as the professor of cameralism at the University of Frankfurt an der Oder. Dithmar divided cameralism into economic science, Policy science, and cameral science. He asserted that the welfare, power, and reputation of a state depend on a well-organized economic, Policy, and cameral system. He is considered one of the greatest cameralists.

近親者の慰謝料請求について

—— ドイツ民法844条3項の検討を参考にして ——

益 井 公 司

1 はじめに

ある人が自動車に轢かれたなどの人身侵害によって死亡した場合、慰謝料請求は誰がなすことができるのか、またその額はどのようにして決まることになるのであろうか。この点につきわが国では、①死亡被害者の近親者は固有の慰謝料請求権を有する（民法711条¹）とともに死亡被害者自身に慰謝料請求権が発生し相続人（近親者）がそれを相続する²。②近親者固有の慰謝料を請求する近親者がいる場合、その近親者が相続する死亡被害者の慰謝料と近親者自身の固有慰謝料を別々に請求しても、相続による被害者自身の慰謝料のみを請求しても、被害者の死亡に関する慰謝料の総額は変わらないと考えられている³。これを前提に、いわゆる赤い本では、一応の目安として、死亡した者が、一家の支柱の場合2800万円、母・配偶者の場合2500万円、その他（独身の男女、子供、幼児等）2000～2500万円としている⁴。

しかし、こうした基準については、家族の在り方等時代の変化により現在の基準構造の妥当性自体が疑いえないものとは言えない状況になっているともいわれている⁵。また、近親者の固有慰謝料についても711条に規定されていない者についても、同居の有無、期間、被害者との身分関係、扶養関係の有無、生活上の交流の有無に照らし判断されるようになってきている⁶。さらに言う

別々に請求しても、相続による被害者自身の慰謝料のみを請求しても、被害者の死亡に関する慰謝料の総額は変わらないというのは十分な説得力を有しているようには思えない。また死亡被害者本人の慰謝料（相続構成）を認めるべきなのか、711条による近親者との関係をどう考えていくべきなのかという古くから議論されている問題に終止符が打たれたとは言えないように思われる⁷。民法起草者は、生命侵害の場合、扶養請求権の侵害と考え、相続構成はとっていないし⁸、711条は必ずしも709条からは導けない例外規定で、この規定により父母・配偶者・子は権利を侵害されたことになる⁹とする。起草者のこうした理解は現在のドイツ法のそれに近いものである。

そこで、本稿では、ドイツの現状、とくに、最近、ドイツ民法典（以下BGB）844条に3項が追加され、近親者に慰謝料の性格を有する遺族金¹⁰が認められることになった¹¹点に焦点を当てて、改正の経緯とその後の判例等を紹介することにより、我が国の類似する問題を解決するための手がかりを得ようとするものである。

2 ドイツにおける改正前の状況と改正の理由

不法行為によって被害者が死亡した場合、BGB844条は直接被害者が侵害を受けたため損害を被った第三者の賠償を認めるもので、埋葬費用を負担する義務者に埋葬費用の賠償（同条1項）を、扶養を受ける権利を失ったことによる損害賠償請求権（同条2項）を認め、さらに、BGB845条は、被害者が第三者の家事または業務において労務を給付する義務を負うときは失った労務に基づく損害賠償請求権を認める¹²。

CDU/CSU と SPD の議院内会派による法律案（Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und SPD）によると次のようにいう¹³。

「1900年1月に施行された民法典の歴史上の立法者は、非財産的損害の賠償に対して非常に消極的な態度であった。2002年7月19日の損害賠償法の規定を変更するための第二次法律（BGBl. I S.2674）によって、立法者は、すでに不法行為上の過失責任を超えてさらに BGB253条2項¹⁴によって慰謝料を求める

一般的な請求権を危険責任や契約責任に対しても導入した。しかし、この慰謝料請求権は、身体、健康、自由、性的自己決定の侵害によって自己の法益が侵害された直接的な被害者のみの権利にすぎない。

不法行為法上保護された自己の権利が侵害されていない間接的な被害者は、現行法によると例外的な形でのみ保護されるにすぎず、しかもそれは財産的損害に対してだけであった。他人が起こした死亡事件では、遺族は BGB844条及び845条により葬儀費用、得べかりし扶養料及び得べかりし労務を賠償するよう求めることができる。慰謝料という形で非財産的損害の賠償は、遺族に対して、現行法によると多くの他のヨーロッパ諸国とは異なり例外的な形で認められているにすぎない。そのための要件は、近親者が殺害された〔死亡したこと〕により、遺族が BGB823条1項及び253条2項にいう自己の健康侵害を被ったために、遺族が直接的な形で損害を受けたということである。その場合、責任を発生させるのは、非財産的損害賠償については、他人が殺害されたということではなく、自己の健康が侵害されたということである。しかしながら、近親者を失ったことに結びついている精神的苦痛が、医学上重要な形で遺族の身体的健康状態に影響を及ぼす場合、そのような健康侵害はほとんど存在しない。連邦通常裁判所（BGH）の判例によると、その時々請求権者は、自己の精神的苦痛がさらに、近親者の死亡にあたって遺族が通常さらされる健康上の侵害を越えているということを主張し、場合によっては証明しなければならない（grundlegend: BGH, Urteil vom 11. Mai 1971 – VI ZR 78/70, BGHZ 56, 163, 165 f.; zuletzt: BGH, Urteil vom 10. Februar 2015 – VI ZR 8/14, NJW 2015, 2246, 2247）。

それ故、他人によって引き起こされた殺害〔死亡〕の結果遺族が被った悲しみや精神的苦痛は、現行法によっては、賠償されることなく甘受すべき運命とみなされた。

死者と特に個人的に親しい関係にあった遺族には、今や、加えられた精神的苦痛に対して金銭という形での適切な賠償を責任者に求める請求権が認められるべきである。（ショック損害という形で）医学上捉えることのできる健康侵害を証明することに依存しない形で、殺害に責任のある者は、遺族に対して、遺

族の精神的苦痛に対する賠償をなすべきである。この賠償は、生命が失われたことに対する補償であるべきでもないし、補償でもありえないものである。人が失われたことが遺族にとって意味しているところのものは、同様に金銭という形で算定することはできない。しかしながら、賠償によって、遺族は、特に親しい人が失われたことによって生じた悲しみや自己の精神的苦痛を軽減することができるようにすべきである」。

この目的を達するため、BGB844条3項「賠償義務者は、侵害時に殺害された人と特に密接な人的関係にあった遺族に、その遺族に加えられた精神的苦痛に対して金銭による適切な賠償をしなければならない。その遺族が殺害された人の配偶者、生活パートナー、および子供であったときは特に密接な人的関係が推定される。」という規定を設けた。

3 起草者によるこの BGB844条3項の一般的意味内容

(1) 適用範囲

① BGB844条3項の規定の適用は、死亡事例に限られる。というのは、①生き残った被害者はBGB253条2項により自己固有の慰謝料請求権があり、非財産的利益の侵害による請求権はすでにその時に成立しているし、②死亡事案以外にひどい侵害があった場合に遺族金を認める場合と認めない場合の区別が困難である¹⁵からである。

②契約責任についても遺族金を求める請求権を拡張する必要はない。というのは、遺族は死亡した人と死亡に対して責任のある人との間に締結された契約関係の保護範囲に入っていないので、遺族はそうした契約から自己固有の請求権を導き出すことはできないからである。もっとも契約上の義務違反によってその死亡が引き起こされた場合は不法行為も同時に成立しているので遺族金を求める請求権について契約上のそれを考える独自の意味¹⁶はない。

③航空運送の旅客損害責任についても遺族金を求める請求権を認めるべきであるが（運送契約や旅行契約による）、国際航空運送についての規則の統一に関する条約24条により国ごとの責任法が有する一般的な不法行為上の請求権を排除

するため、航空運送における場合には遺族金を求める請求権は認められない。鉄道運送や海上運送における旅客損害責任についても国際条約がかかわってくるが、遺族金を認めることの妨げとはならない¹⁷。

④遺族金を求める請求権は危険責任についても認められ、薬事法、遺伝子操作規制法、製造物責任法、環境侵害責任法、原子力法、道路交通法、責任法、航空輸送に関する法律において民法に規定されたのと同様の条項を直接規定することを考えている¹⁸。

（2）効果（どれだけの費用がかかるか）

年間、他人によって引き起こされた死亡事故としては、道路交通におけるものの3000件、医療上の治療ミスによるものの1500件、謀殺や故殺という不法行為がなされたことによるものの500件、それ以外の1000件の責任を引き起こす死亡事故（その中には、道路交通以外の危険責任が含まれている）がある。これらの死亡事故につき平均して1件につき4遺族がいるとすると、年間約24000の損害賠償請求事件があると仮定することができる。家族が殺された場合—悲しみや精神的苦痛における普通の程度を越える—いわゆるショック損害に対する損害賠償として裁判所によって現在認められている約10000ユーロの平均金額にかんがみると、遺族金の支払いによる約2億4千万ユーロを越えない年間の総費用を算定することができる¹⁹。つまり、遺族金として各遺族が得ることのできる金額は10000ユーロが想定されている。

（3）BGB844条3項の具体的解釈論

①総論

①a) ショック損害の賠償を求める要件（医学上把握できる健康損害の存在）とBGB844条3項の要件が満たされている場合はショック損害の賠償を求める請求権が遺族金を求める請求権に優先する²⁰。①b) 被害者の協働過失は、BGB846条により、遺族金を求める請求権を主張する際に考慮されることになる²¹。この請求権は、一身専属的なものでなく、譲渡可能であり相続することもある²²。損害賠償請求権に適用される消滅時効規定が適用される。

② BGB844条3項1文の解釈について

④「請求権を有するのは、殺害された人の侵害時において特別な人的関係にあった遺族である。これは、通常、親しい家族構成員が打撃を受けた場合に存在する。配偶者、生活パートナー、殺害された人の子供達がこれに数え入れられる。これらの者のために、2文は特別な人的関係を法律上推定している。それに加えて、それ以外の人も請求権者足り得るが、それらの人は自分が殺害された人と特別な人的関係にあったという諸事情を主張し、場合によっては証明しなければならない。

特別な人的親密関係が存在するというためには、実際にいとなまれた社会的関係の強度が重要である、この関係は、2文において説明されている諸ケースにおいて典型的な形で存在する強度を明示する必要がある。それゆえ、殺された人と遺族の間の精神的結びつきは、法律上推定された特別な人的親密関係に相応するものでなければならない。それが存在する場合、例えば、婚姻や生活パートナーに類似する共同体のパートナー、婚約者（また、生活パートナー法という婚約者）、連れ子や里子及び殺害された人の兄弟姉妹が請求権利者の範囲に入り得る。」²³

⑤遺族が請求要件を満たしている場合には、どの遺族も全面的に遺族金を求める請求権を有している。それゆえ、他人によって引き起こされた殺人という多くの事例においては、何人もの遺族が請求権者であることになる²⁴。

⑥請求の相手方の不法行為によって、請求の相手方が直接的な被害者の死亡を引き起こしたということが必要である。その死が、すぐに生じたのではなく、不法行為によりもたらされた人身侵害の間接的な結果としてかなりのちになって初めて生じた場合には、殺害に対する不法行為の因果関係を確定することは、厄介な問題をはらんでいる。BGB823条以下の規定や844条に基づく請求権と同じように、原則として、遺族金を求める請求権は、人身侵害を与えたことによりすでに発生している（vgl. dazu allgemein: BGH, Urteil vom 13. Februar 1996 - VI ZR 318/94, NJW 1996, 1674）。その不法行為がその死に対して因果関係があったとしても、責任を負うべき者の責任を帰責という観点のもとに制限してさし

つかえない²⁵。

④遺族金を求める請求権も、その遺族がその殺害によって精神的苦痛を感じたということを要件としている。通例、この請求権の要件となっている殺害された人に対する特別な人的親密関係は、遺族がその殺害によって精神的苦痛を被ったということの間接事実となる。殺害された人と精神的な関係を有さないとか、特別な理由からその人の死を損失と感じない遺族の場合にのみ、それはそうした〔遺族がその殺害によって精神的苦痛を被ったという〕ケースにならないことになる。さらに、遺族が精神的苦痛を感じたが、しかしながらそれはその殺害に起因しない場合にも、例外的に、殺害と精神的苦痛との間の必要不可欠な因果関係が欠けるといってよい²⁶。

⑤ BGB844条3項の諸要件が満たされているならば、金銭による適切な賠償の支払いを求める請求権が成立する。請求額を確定することは、争いがある場合には裁判所に委ねられる。この法律は、遺族金の狙い及び目的をあらかじめ定めている。つまり、遺族金は加えられた精神的苦痛に対してなされることになっている。失われた生命の価値や、遺族にとって特に近い関係にある人が失われたことの価値は、金銭的に評価算定できない。請求額を確定するために、その検討は相当性に基づいて行われなければならない。民事訴訟法（ZPO）287条²⁷を適用することができる。ショック損害の場合の慰謝料額やその点について判例によって展開された諸原則が、一定の指針を示すことができるであろう。もっともその際考慮しなければならないのは、遺族金を求める請求権は特別な健康侵害を要件としていないことである²⁸。

③ BGB844条3項2文の解釈について

①1文によると、遺族金が成立するのは、侵害時に殺害された人と特別な人的親密関係にあった遺族に対してだけである。遺族金を求める請求権を正当化する特別な人的親密関係は、親密な家族構成員が精神的打撃を与えられた場合に通常存在する。それゆえ2文は、遺族と殺害された人との間の形式的な家族法上の関係が存在するケースについて（反証可能な）法律上の推定を規定しているのである。その遺族が、殺害された人の配偶者、生活パートナー法

(LPartG) 1条1項にいう生活パートナー、両親のうちの一方、子供—通常、実子あるいは養子—であった場合にこの推定が働く。これらの諸ケースにおいては、家族法上の関係が、遺族と殺された人が実際の関係においても人的に特別に親しかったということについての間接事実なのである。それによって、2文により形式的に家族法上の関係にある遺族は、特別な人的親密関係の存在があったという事実を裁判所において主張し、場合によってはさらに立証しなければならないということが、できる限り避けられることになる。

この推定を請求相手は個々の具体的ケースにおいて覆すことができる(ZPO292条)。これに当たるのは、殺された人と2文によって特典の与えられた請求権者との間に形式的な家族法上のつながりが存在したに過ぎないケースや配偶者や登録された生活パートナーが別々に生活し、BGB1933条²⁹ないし生活パートナー法10条3項の要件が存在する場合のケースもそうである。これらの規定により、死亡の時点で離婚の要件や生活共同体の解消の要件が存在しており、しかも殺された人が離婚ないしは生活パートナーの解消を申し立てるかあるいはそれに同意していた場合や殺された人が離婚を申し立てる権利を有していたかその申し立てをしていた場合には、生き残っている配偶者ないしは生活パートナーは相続権から排除される。このような状況においては、その人と殺された人との間に例外的にそれにもかかわらずなお特別な人的親密関係が存在しない限り、生き残っている配偶者や生活パートナーに、遺族金を求める請求権を認めることは正当化できないであろう。だから、殺された人と特別な人的親密関係を保持していない形式的な親族に予期しない利益として遺族金を求める請求権を与えることが避けられることになっている³⁰。

⑥今日生活している種々の家族状況（例えば、いわゆる「パッチワーク家族〔複合家族〕³¹」を見ると、2文によると殺された人と形式的な家族法上の関係にない人たちも請求権者になるべきである。それに当たり得るのは、遺族と殺された人の間に特別な、実際に生活していた—その強度において2文に挙げられている関係にあたるような—社会的関係が存在する場合である。³²

4 BGB844条 3 項の解釈論が問題となり公式の判例集に掲載されたはじめての連邦通常裁判所の判例

2022年12月 6 日連邦通常裁判所第 6 民事部判決 BGHZ 235, 254 (2023年)

(1) 事実関係

原告は被告である責任保険業者に遺族金の支払いを請求した。2018年12月13日に原告の81歳の父親が交通事故によって死亡した。被告である保険業者の保険に入っている乗用車の運転者が、駐車場から出る際に、原告の父親が優先権を有する乗用車を見落とした。なお、原告の父親はすぐに事故現場で死亡した。完全に被告に全責任があることは、当事者間に争いがない。事故の相手方には執行猶予付きの過失致死による確定力のある略式命令が言い渡された。

原告とその父親の間には密接な感情的結びつきが存在した。原告は父親の全代理権を有しており、さらに、原告の父親にとって「なにか処理すべきこと」が存在する場合、原告はその第一の担当者でもあった。いずれにせよ、控訴審の口頭弁論に至るまで、原告は睡眠障害で苦しんでおり、それは少なくとも原告の父親の突然の事故死に帰することができるのである。

訴訟前に被告は原告に3000ユーロの額の遺族金を支払った。原告は訴えによって、裁判官の裁量によって決定される少なくとも7000ユーロであるさらなる遺族金の支払いを求めた。〔フレーンスブルクの〕ラント裁判所（LG）（Urt.v.9.7.2020-7 O 108/19）は、〔7000ユーロの支払いを求める〕訴えを棄却したが、被告に3500ユーロを支払うようさらに判決をした（合計6500ユーロ）。原告の控訴によりシュレースヴィヒ高等裁判所（OLG）（Urt.v.23.2.2021-7 U 149/20, BeckRS 2021, 2588）は、その訴えが一部棄却された限りにおいて、そのラント裁判所の判決を変更し、被告はさらに3500ユーロを支払うよう判決した〔計7000ユーロの支払いが認められる、そうすると当初支払われた3000ユーロと合わせると10000ユーロの支払いになる〕。OLGによって許可された被告の上告が認められ、控訴裁判所に事件は差し戻された。

(2) 判決理由³³

I

〔6〕控訴裁判所の見解によると—その判決はいろいろある中でもとりわけ DAR2021, 332で公表されている—, 原告は, 父親の事故死によって被った精神的苦痛に対して道路交通法 (StVG) 10条3項に基づいて適切な賠償を得る権利がある。債務として負っている賠償を算定するための基準は, 具体的な損害 (Beeinträchtigung) である。近親者が失われたことにより, 特に複雑な精神的損害が引き起こされる。精神的苦痛の期間は予測することはできない。慰謝料の場合と同じように填補機能も満足機能も考慮されなければならない。法律草案が費用評価において挙げている10000ユーロという金額は, 「上限」ではなく, 算定するためのひとつの「拠り所」ないしは「指針」なのである。ショック損害に対する賠償を求める請求権にくらべて低いものとして遺族金を解釈することは, 身体的に表れる心理的苦痛〔つまり, 医学上把握できる健康損害〕と精神的苦痛 (körperlich/psychischem und seelischem Leid) の間の区別に適合しないことになる。問題になっているのは, 段階的關係にない二つの異なった請求権なのである。ショック損害についての慰謝料は病理学的な精神的苦痛を補償 (ausgleichen) すべきなのに対し, 遺族金は精神的深い悲しみや困惑に対する補償 (Abgeltung) なのである。しかしながら継続的な精神的苦痛は, 〔ショック損害と〕同等あるいはそれどころか—持続性と強さに応じて—より大きな困惑を引き起こすことがある。さらに, 遺族金の算定は, 慰謝料/遺族金に関するドイツおよびヨーロッパの判例が持っている調和のとれた全体構造に適合する必要がある。ヨーロッパの賠償の水準は, 明らかに, 比較することのできる同じようなケースにおいて, 10000ユーロよりも高額である。例えば, 隣国であるオーストリアでは10000から25000の間で遺族金が支払われる。

〔7〕このように包括的に検討したことを考慮すると, 原告に与えられるべき賠償は, 民事訴訟法 (ZPO) 287条により合計10000ユーロと見積もらなければならない。〔以上のように控訴裁判所は述べる〕

II

〔8〕〔控訴裁判所の〕このような検討は、上告されている法的再検討にいずれの観点においても耐えられない。

〔9〕 1. 控訴裁判所の出発点は、法的理由に基づいて異議を唱えることのできず、また上告によって攻撃されておらず、その出発点によると、原告は被告に対して自己の父親の事故死につき、当然、道路交通法（StVG）18条1項1文、10条3項、保険契約法（VVG）115条1項1文1号に基づき遺族金の支払いを求める請求権がある。被告の保険に入っている自動車の運転者が事故を引き起こし、その際に生じた原告の父親の死亡を、控訴裁判所の認定によると、道路交通令（StVO）10条の注意義務要件に大きく違反して引き起こしたので、いずれにせよ、BGB823条1項、844条3項、保険契約法（VVG）115条1項1文1号に基づく請求権が生じる。BGB844条3項及び道路交通法（StVG）10条3項における同じ文言の規定によると、—これらの規定は2017年7月17日の遺族金を求める請求権を導入する法律（BT-Drucks. 18/11397, BGBl. I 2017, 2421）によって新たに作り出されたのであるが—賠償義務者は、侵害時において死者と特別な個人的に親密な関係にあった遺族に対して、その遺族に加えられた精神的苦痛に対して金銭による適切な賠償をしなければならない。

〔10〕 2. 上告は、控訴裁判所による遺族賠償の算定にうまく反駁する。

〔11〕 a) 確かに、適切な賠償額を算定することは、基本的に、事実審裁判官が民事訴訟法（ZPO）287条により特に自由裁量できる案件である。その決定が法的瑕疵を有しているか否か、特に裁判官が遺族賠償を算定するためにあらゆる重要な諸事情に十分な形で取り組んでいる否か、また死亡によって加えられた精神的苦痛の種類及び程度に対する賠償が適切な関係にあるように努めていたか否かを上告裁判所は単に再検討することができるだけである。それ故、遺族賠償の算定には、それがあまりに少なすぎるとかあまりに多すぎるというだけでは、通常、異議を唱えることはできない。つまり、その限りでいうと、上告は、事実審裁判官にかわって遺族金を査定することを禁じられている（vgl. zur Anwendbarkeit des § 287 ZPO: Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU

und SPD, Entwurf eines Gesetzes zur Einführung eines Anspruchs auf Hinterbliebenengeld, BT-Drucks. 18/11397 vom 7. März 2017, S. 14; Katzenmeier, JZ 2017, 869, 876; MünchKommBGB/Wagner, 8. Aufl., § 844 Rn. 106; zum Schmerzensgeld: Senatsurteile vom 22. März 2022 - VI ZR 16/21, VersR 2022, 819 Rn. 7; vom 15. Februar 2022 - VI ZR 937/20, VersR 2022, 712 Rn. 11; jeweils mwN).

[12] b) しかしながら、この上告は、控訴裁判所の検討が算定の基礎について法的瑕疵の影響を受けていると正当な形で非難する。

[13] aa) 控訴裁判所は確かに適切な形で、遺族賠償を確定するにあたっては、単に定型的な算定をなすことは許されず、当該遺族の具体的な精神的侵害を評価しなければならず、しかもその際、その時々々の個々のケースが持つ特殊性を考慮しなければならないということから出発した。BGB844条3項や StVG10条3項の規定は、非財産的損害の賠償を求める請求権を認める (vgl. Senatsurteil vom 8. Februar 2022 - VI ZR 3/21, BGHZ 233, 1 Rn. 33; Katzenmeier, JZ 2017, 869, 870, 872; MünchKommBGB/Wagner, 8. Aufl., § 844 Rn. 105; ders., NJW 2017, 2641, 2642)。これらの規定は、非財産的損害に対して一特別な悲しみや打ちのめされたといったような愛する人を失ったことによって生じる精神的侵害に対して (vgl. MünchKommBGB/Wagner, 8. Aufl., § 844 Rn. 105, Huber, in: NK-BGB, 4. Aufl., § 844 Rn. 133) —「金銭による適切な賠償」を定めている。これらの規定は、BGB253条2項, AGG (男女同権法) 15条2項に規定されている非財産的損害の賠償を求める請求権に対応し (vgl. Katzenmeier, JZ 2017, 869, 875), そのために、非財産的損害の賠償を求める請求権に対し、その時々々の個々のケースが持つ特殊性を考慮する事実審裁判官の義務が認められているのである (vgl. zu § 253 BGB: BGH, Beschluss vom 16. September 2016 - VGS 1/16, BGHZ 212, 48 ff.; Senatsurteile vom 22. März 2022 - VI ZR 16/21, VersR 2022, 819 Rn. 8; vom 8. Februar 2022 - VI ZR 409/19, VersR 2022, 635 Rn. 11 f.; zu § 15 AGG: Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung europäischer Richtlinien zur Verwirklichung des Grundsatzes der Gleichbehandlung, BT-Drucks. 16/1780, S. 38; BAG, NJW 2010, 2970 Rn. 39)。それに即した形で、2017年3月7日のCDU/CSUとSPDの議院

内会派の法律案（BT-Drucks. 18/11397, S. 14）は、請求金額の確定は、適切性を考慮することを基礎としてその決定をなすことができる、つまり ZPO287条を用いることのできる裁判官に委ねられているということを明確な形で示している。ZPO287条1項1文によると、裁判官は、損害あるいは賠償されなければならない利益がどのような金額になるのかという争いになっている問題について、あらゆる事情を考慮して決定する。

[14] bb) さらにいうと、控訴裁判所が適切に考えていたように、遺族損害賠償を算定するにあたっては、慰謝料の場合と同じように填補という思想と同様に満足という思想も考慮されなければならない。この損害賠償は、愛する人の死亡によって生じた精神的侵害に対して遺族に一定の賠償を与えるためのものである。つまり、本当に填補することはできないにしても、この賠償によって近親者を失うことと結びついている精神的な苦痛が緩和されなければならない（vgl. Entwurf eines Gesetzes zur Einführung eines Anspruchs auf Hinterbliebenengeld, BT-Drucks. 18/11397, S. 1, 8; Katzenmeier, JZ 2017, 869, 872; MünchKommBGB/Wagner, 8. Aufl., § 844 Rn. 4, 105; Huber, in: NK-BGB, 4. Aufl., § 844 Rn. 180 ff.）。しかし、また同時に遺族損害賠償は、愛する者の死亡をもたらしたことによって加害者が遺族に与えたものに対し、加害者は遺族に対して満足感を与える義務を負っているという思想も考慮しなければならない（vgl. OLG Celle, Urteil vom 24. August 2022 - 14 U 22/22, ZfSch 2022, 558 Rn. 49; LG Tübingen, Urteil vom 17. Mai 2019 - 3 O 108/18, VersR 2020, 236, juris Rn. 81; LG Leipzig, Urteil vom 8. November 2019 - 5 O 758/19, DAR 2021, 95, juris Rn. 20; Katzenmeier, JZ 2017, 869, 872; MünchKommBGB/Wagner, 8. Aufl., § 844 Rn. 4, 105; eine Genugtuungsfunktion ablehnend: Huber, in: NK-BGB, 4. Aufl., § 844 Rn. 180 ff.; ders., in: FS-Schwintowski, 920, 947; ders., VersR 2020, 385, 389; Jaeger, VersR 2017, 1041, 1042; König, in: Hentschel/König/Dauer, Straßenverkehrsrecht, 46. Aufl., § 10 StVG Rn. 20; Pardey, in: Geigel, Haftpflichtprozess, 28. Aufl., Kap. 7 Rn. 23; Nugel, ZfSch 2018, 72, 78; Steenbuck, r+s 2017, 449, 451; nur auf die Genugtuungsfunktion abstellend: G. Müller, VersR 2017, 321, 325; Eichelberger, in: BeckOGK BGB, Stand: 01.09.2022, § 844 Rn. 215;

Jahnke, in: Burmann/Heß/Hühnermann/Jahnke, Straßenverkehrsrecht, 27. Aufl., 7. Teil, § 844 BGB Rn. 221 ff.; Küppersbusch/Höher, Ersatzansprüche bei Personenschaden, 13. Aufl., Rn. 310; Bredemeyer, ZEV 2017, 690, 692; Burmann/Jahnke, NZV 2017, 401, 410; Schiemann, GesR 2018, 69, 71). 法律は適切な損害賠償を求めているのであるから、填補目的だけが給付の範囲を決めるための基準であるということとはできない。非財産的損害は金銭という形であらわすことはできないし、填補の可能性はごく限られた形で金銭で表すことができるだけであるから、填補という思想にのみ焦点を当てることは不可能である (vgl. BGH, Beschlüsse vom 16. September 2016 - VGS 1/16, BGHZ 212, 48 Rn. 46 f., 60; vom 8. Juli 1955 - GSZ 1/55, BGHZ 18, 149, juris Rn. 15, 17; Senatsurteil vom 8. Februar 2022 - VI ZR 409/19, VersR 2022, 635 Rn. 12)。

[15] cc) 以上の考え方の背後にあるのは、基本的に、被った精神的苦痛の強さと期間及び加害者の責任〔故意・過失〕の程度が、遺族損害賠償の額を決めるための基準であるということである。控訴裁判所が正しく考えたように、算定に当たって、親密な関係の種類、請求権者に対する個人の重要性及び実際に営まれた関係の質から精神的苦痛の強さを個別的に推し量ることが導き出される (vgl. Katzenmeier, JZ 2017, 869, 872, 876; MünchKommBGB/Wagner, 8. Aufl., § 844 Rn. 106; G. Müller, VersR 2017, 321, 325; Walter, MedR 2018, 213, 217; Steenbuck, r + s 2017, 449, 451 f.)。

[16] dd) しかしながら、いわゆるショック損害による慰謝料に対する遺族金の関係について控訴裁判所が検討したことは、抜本的な法的異論に直面する。

[17] (1)確かに控訴裁判所は、適切な形で、一方では遺族金の問題と他方でショック損害賠償の問題は異なる法制度であると考えている (vgl. Senatsurteil vom 8. Februar 2022 - VI ZR 3/21, BGHZ 233, 1 Rn. 20, 33)。StVG 7 条 1 項, 11 条, BGB823 条 1 項, 253 条 2 項のショック損害による慰謝料を与えることを求める請求権は、自己の法益が侵害されたということに基づくのに対し (vgl. auch Senatsurteil vom 26. Juli 2022 - VI ZR 58/21, VersR 2022, 1309 Rn. 14), StVG10 条 3 項, BGB844 条 3 項による遺族金を求める請求権は、自己の健康侵害という

意味での悲しみや精神的苦痛を超える遺族の健康上の侵害を前提としていない。このような請求権を導入することは、〔ショック損害による〕こうした基準値を下回る侵害に対しても、遺族に対して適切な賠償を求める請求権を認めるという目的にまさに役立つものである。（vgl. Gesetzentwurf der Bundesregierung vom 22. März 2017 zur Herbeiführung der Beschlussfassung des Deutschen Bundestages, BT-Drucks. 18/11615, S. 6）。それに即した形で、遺族金は、損害賠償責任を根拠づける（Haftungsbegründung）〔責任発生要件という〕局面においては、StVG 7 条 1 項、BGB 823 条 1 項で保護された他人の法益、つまり、故人の生命を侵害するということを受け継いでおり、損害賠償責任を充足するという（Haftungsausfüllung）〔損害賠償責任の範囲を確定するという〕局面においてはじめて、遺族自身の感情的損害を賠償しようとしているのである。どちらの場合も、最初に侵害された者と親密な間柄にある人が自己の非財産的損害に対し金銭的賠償を得るということは、それが解釈上異なる形で導き出されたものであるということは何ら変更するものではない（vgl. Senatsurteil vom 8. Februar 2022 - VI ZR 3/21, BGHZ 233, 1 Rn. 33 mwN）。

〔18〕(2)控訴裁判所が、CDU/CSU と SPD の議院内会派の法律草案に挙げられていた10000ユーロの金額（BT-Drucks. 18/11397, S. 11）を指針と考えて、遺族損害賠償を算定するための上限と考えることに対しては、上告法上も異議を唱えることはできない（so auch OLG Celle, Urteil vom 24. August 2022 - 14 U 22/22, ZfSch 2022, 558 Rn. 47; OLG Köln, Urteil vom 5. Mai 2022 - 18 U 168/21, VersR 2022, 1109, juris Rn. 36 f.; OLG Koblenz, Beschluss vom 31. August 2020 - 12 U 870/20, NJW 2021, 168 Rn. 12 f., jeweils mwN; LG Leipzig, Urteil vom 8. November 2019 - 5 O 758/19, DAR 2021, 95, juris Rn. 17, 19; LG Tübingen, Urteil vom 17. Mai 2019 - 3 O 108/18, VersR 2020, 236, juris Rn. 79 ff.; aA LG Wiesbaden, Beschluss vom 23. Oktober 2018 - 3 O 219/18, SVR 2020, 142, juris Rn. 1）。10000ユーロという金額は、単に立法理由の総論において、国家規範コントロール評議会を設置するための法律（NKRG）の 1 条 3 項、2 条により禁止された法律を実現する費用を述べる箇所において言及されているにすぎず、この金額は、明らかに、当時家族が死亡し

た場合のいわゆるショック損害に対する賠償として認められていた平均的金額を意味しているにすぎないのである。法律遵守評価の箇所における立法理由の総論において記述され、明確な形で平均金額として挙げられている価額は、しかしながら、具体的ケースにおける遺族損害賠償が適切なものであるということに関する拘束力ある発言を言い表し得たものではないし、立法理由の各論部分の立法者のそれについての決定は、明確な形でその時々々の個々のケースが持つ特殊性を考慮することを前提にそれを裁判官に委ねている (vgl. OLG Köln, Urteil vom 5. Mai 2022 - 18 U 168/21, VersR 2022, 1109, juris Rn. 28 ff.)。その価額を受け入れ可能な形で導き出すという問題を顧慮しないとすると (krit. Doukoff, in: jurisPK-Straßenverkehrsrecht, 2. Aufl., Stand 11.04.2022, § 844 BGB Rn. 155; Quaisser, DAR 2017, 688, 691; Jaeger, VersR 2017, 1041, 1053 ff.; G. Müller, VersR 2017, 321, 325), その「10000ユーロという」価額は、より正確にいうと単に指針を提供しうるだけであり、個々のケースにおいてその指針から下方にも上方にもそれることができる (vgl. OLG Celle, Urteil vom 24. August 2022 - 14 U 22/22, NJW-RR 2022, 1472 ZfSch 2022, 558 Rn. 47; OLG Köln, Urteil vom 5. Mai 2022 - 18 U 168/21, VersR 2022, 1109, juris Rn. 36 f.; OLG Koblenz, Urteil vom 21. Dezember 2020 - 12 U 711/20, VersR 2021, 320, juris Rn. 33 f.; Beschluss vom 31. August 2020 - 12 U 870/20, NJW 2021, 168 Rn. 12 ff.; LG Leipzig, Urteil vom 8. November 2019 - 05 O 758/19, DAR 2021, 95, juris Rn. 19; LG München II, Urteil vom 17. Mai 2019 - 12 O 4540/18, DAR 2020, 464, juris Rn. 34; LG Tübingen, Urteil vom 17. Mai 2019 - 3 O 108/18, VersR 2020, 236, juris Rn. 79; Böhme/Biela/Tomson, Kraftverkehrs-Haftpflicht-Schäden, 26. Aufl., Kap. 4 Rn. 227; Huber, in: Huber/Kadner Graziano/Luckey, Hinterbliebenengeld, 1. Aufl., Teil 1, § 1 Rn. 101; König, in: Hentschel/König/Dauer, Straßenverkehrsrecht, 46. Aufl., § 10 StVG Rn. 20; Pardey, in: Haus/Krumm/Quarch, Gesamtes Verkehrsrecht, 3. Aufl., § 10 StVG Rn. 13; Slizyk, in: Handbuch Schmerzensgeld, 19. Aufl., Rn. 340; Spindler, in: BeckOK BGB, Stand: 01.08.2022, § 844 Rn. 46; Sprau, in: Grüneberg, BGB, 81. Aufl., § 844 Rn. 25; Staudinger, in: HK-BGB, 11. Aufl., § 844 Rn. 17; ders., DAR 2019, 601, 602; Walter, in: BeckOGK StVG, Stand:

01.01.2022, § 10 Rn. 32; Nugel, ZfSch 2018, 72, 76; Oehler, ZtdR 2019, 93, 105; aA wohl LG Wiesbaden, Beschluss vom 23. Oktober 2018 - 3 O 219/18, SVR 2020, 142, juris Rn. 1; Lang, ZfSch 2020, 64, 72; unklar Frank, FamRZ 2017, 1640, 1642; Pardey, in: Geigel, Haftpflichtprozess, 28. Aufl., Kap. 7 Rn. 26; Lang/Bucka, DAR 2020, 445, 448)。

〔19〕(3)遺族賠償の額の算定は、遺族が被った精神的苦痛が健康侵害という性質を有している場合、遺族に帰属する慰謝料の額とは無関係になすことができる、つまり、この遺族損害賠償は、基本的に、特にその慰謝料より低く算定することはできないとする控訴裁判所が想定したことに異議を唱えることに上告は成功している。

〔20〕遺族金を求める請求権を導入することは、健康侵害の基準値 (Schwelle) を下回る非財産的損害に対して適切な金銭賠償を遺族に与えるという目的に役立つものであった (vgl. Gesetzentwurf der Bundesregierung vom 22. März 2017 zur Herbeiführung der Beschlussfassung des Deutschen Bundestages, BT-Drucks. 18/11615, S. 6; Gesetzentwurf der Fraktionen der CDU/CSU und SPD, Entwurf eines Gesetzes zur Einführung eines Anspruchs auf Hinterbliebenengeld, BT-Drucks. 18/11397, S. 8, 14; BT-Plenarprotokoll 18/234, 23801 B; Katzenmeier, JZ 2017, 869, 872, 876; Walter, MedR 2028, 213, 217; Wagner, NJW 2017, 2641, 2645; Huber, VersR 2020, 385, 389)。それに即した形で、次のことがこの法律草案において指摘されている。つまり、請求額を算定するにあたりショック損害の場合の慰謝料額は確かに一定の指針を与えることができるが、その際、遺族金を求める請求権は法益侵害を前提としていないし (vgl. BT-Drucks. 18/11397, S. 14)、死亡に対して責任のある者は、遺族に対して医学上考えられる健康侵害を証明することなく、遺族の精神的苦痛に対し損害賠償をしなければならない (vgl. BT-Drucks. 18/11397, S. 8) ということである。

〔21〕それ故、評価矛盾を避けるために、遺族に個々の具体的ケースにおいて認められる金額は、通常、遺族が被った精神的苦痛が健康侵害の性質を有している場合に遺族に与えられるであろう金額を下回らなければならない (vgl. BT-Drucks. 18/11397, S. 14; BT-Plenarprotokoll 18/234, 23801 B, C; OLG Koblenz,

Beschluss vom 31. August 2020 - 12 U 870/20, NJW 2021, 168 Rn. 18; LG Leipzig, Urteil vom 8. November 2019 - 05 O 758/19, DAR 2021, 95, juris Rn. 19; LG Tübingen, Urteil vom 17. Mai 2019 - 3 O 108/18, VersR 2020, 236, juris Rn. 80; G. Müller, VersR 2017, 321, 324; Katzenmeier, JZ 2017, 869, 872, 876; Wagner, NJW 2017, 2641, 2645; Walter, MedR 2018, 213, 217; Baur, Das Hinterbliebenengeld, S. 117; Doukoff, in: jurisPK-Straßenverkehrsrecht, 2. Aufl., Stand: 11.04.2022, § 844 BGB Rn. 156 f.; Jahnke, in: Burmann/Heß/Hühnemann/Jahnke, Straßenverkehrsrecht, 27. Aufl., 7. Teil, § 844 BGB Rn. 229; Weinland, in: jurisPK-Straßenverkehrsrecht, 2. Aufl., Stand: 01.12.2021, § 5 HPfLG Rn. 27; Schiemann, GesR 2018, 69, 72 unter Ziffer V a.E.; aA Luckey, in: Prütting/Wegen/Weinreich, BGB, 17. Aufl., § 844 Rn. 22; Staudinger, in: HK-BGB, 11. Aufl., § 844 Rn. 17)。このような違いを要求することが、個々のケースにおいてどのような形で遵守されるかは、事実審裁判官による判断にかかっている。

〔22〕 ee) 結局、遺族金は、慰謝料や遺族金に関するヨーロッパの判例が有する全体構造に適合しなければならないと控訴裁判所は法的に誤って考えた。遺族に加えられた精神的苦痛を BGB844条3項, StVG10条3項によって金銭という形で賠償するために、いかなる金額が「適切なもの」であるかという問題は— BGB253条2項により被害者に属する慰謝料を算定する場合のように—, ドイツにおける現行の生活関係及びドイツの全法秩序を考えた場合にのみ答えることができる。異なる生活関係から見て取ることができるように、ヨーロッパ諸国の財産的損害及び非財産的損害の賠償はそれぞれ違った形で形成されている。法の比較が、全法秩序を考慮しないで、個々の損害項目を項目ごとに取り出し、それを孤立した形で評価するとか、法の比較が異なる賠償システムを持つそれぞれ異なった〔個別の〕見方に限られるならば、他の諸国が持つ法と比較することはほとんど説得力をもたない (Katzenmeier, JZ 2017, 869, 873)。

〔23〕 III. この控訴審の判決は破棄され、事件を新たに審理し判決するために、控訴裁判所に差し戻さなければならなかった (§ 562 Abs. 1, § 563 Abs. 1 Satz 1 ZPO)。算定理由につき、この控訴裁判所の瑕疵ある検討が、認定された遺族

賠償額に影響を与えたということが認められないわけではない。この事件はここで判決を下すには十分な準備が整っていない（§ 563 Abs. 3 ZPO）。金銭による適切な賠償額を算定することは、事実審裁判官の権限である（vgl. zum Schmerzensgeld Senatsurteil vom 15. Februar 2022 - VI ZR 937/20, VersR 2022, 712 Rn. 29 mwN）。

5 この判例に対する評釈

(1) ワーグナーによる評釈³⁴

ワーグナーは、この判決は、2017年に新たに作られた遺族金を求める請求権について、契約外の責任につき担当する連邦通常裁判所の第6民事部のはじめの判例であり、この判例の意義は、公式の判例集に収録されることによって、際立ったものとなっているとして、この判例の主要な意味内容を次のように述べている。

①遺族金は、財産的損害及び非財産的損害を賠償することと並んで、損害賠償法が持つ第三の手段ではなく、BGB253条2項を補う限りで、非財産的損害賠償の特殊な形態である。

②BGB253条2項による慰謝料のように、この遺族金も填補と満足という二重の機能を果たす。遺族金を算定するためには、慰謝料を算定するのと同じ基準、つまり、被った損失の強さと責任の程度が重要である。もっぱら填補機能に焦点をあてる学説の提案や加害者が無責で、軽過失で、重過失で、それどころか故意で行為をしたか否かという問題を遺族金の算定にあたって考慮しないという学説の提案（MünchKommBGB/Wagner, 8. Aufl., § 844 Rn. 106）は受け入れられなかった。

③新規定に先立って議論された—例えばイギリスを模範とする立法的なガイドライン^{ガイドライン}によって賠償額を定める（この点についてはWagner FS Stürner, I ,2013,231 (249ff.))とか、遺族の等級^{クラス}によって細かく分けられた損賠賠償の範疇を裁判上展開することなど—一定型的な損害賠償実務に有利な結果になる選択肢もまたとどめを刺された。連邦通常裁判所の判決によると、遺族金は慰謝料と同じよう

に常に個々のケースが持つ具体的事情に基づいて算定されなければならない。

④遺族金は、死亡の結果遺族が被った精神的苦痛を考慮するが、その苦痛は医学的に捉えることのできる健康侵害の基準値 (Schwelle) を下回るものである。首尾一貫する形で、遺族金はショック損害の賠償額を下回らなければならず、原審である Schleswig の OLG やそれに従う Celle の OLG が、ショック損害の賠償額を超えることが可能であると考えたように (OLG Schleswig DAR 2021,332 (334) =BeckRS 2021,2588;OLG Celle NJW-RR 2022,1472 =VersR 2023,55 (58) mBespr Jaeger) ショック損害の賠償額を超えることは決して許されない。その際、考慮されなければならないのは、第6民事部が同じ日のある別の判決においてショック損害の賠償を認めることを求める請求の水準を引き下げたということである。精神的苦痛の強さに関して言うと、BGB253条2項にいう意味での823条1項に基づく請求権の領域においては、なお近親者自身の健康侵害は医学上の診断がなされているということが重要である。その侵害が、遺族に近い人が死亡した際にその遺族が感じる通常の悲しみという苦痛を超えるということはもはや前提とされていない (BGH NJW2023,983 Rn.14f. mAnm Thora NJW 2023,986)。それに関して、BGB823条1項の側からも、BGB844条3項とショック損害の賠償の間において「スムーズ」に移行するよう配慮されている。

⑤他のヨーロッパ諸国が持つ損害賠償実務に基づいて遺族金の方向を決めることを拒否しており、それはおそらくいくらかあまりに有無を言わさないものに〔断定的に〕なっていた。理性的な人が適切と考え得るものについての一つの示唆を比較法は十分な形で提供する (Wagner FS Stürner Bd. I ,231 (236ff.) による概観を参照)。それによると非財産的損害についてのドイツの実務は時々あまりに出し惜しみをしており、それに対し物的損害賠償についての法実務はあまりに気前がよいものとなっている。

以上のことから弁護士実務や裁判実務のために何が読み取れるのであろうか。ある個人が殺され、BGB844条3項にいう個人的に親密な関係が存在した場合、遺族に対して常にしかも簡単に非財産的損害に対する金銭賠償が認められなければならないことになる。その金額についていうと、まず第一に、被った精神的

苦痛の強さが基準となるが、それが健康侵害の基準値に達すると請求原因が BGB844条3項から BGB253条2項にいう意味での BGB823条に「移り」、損害賠償金額がさらに増加する。加害者の側の責任の程度が、場合によっては、填補という原則により算定された賠償金額を「減額」または「増額」という形で調整することをもたらす。全体としては、精神的侵害がなされた場合の非財産的損害賠償の解釈論の中へと遺族金をうまく統合している。

(2) ヨハンナ クローンゲステフェルトによる評釈³⁵

クローンゲステフェルトはこの判例に全面的に賛成するが³⁶、この判決の内容について①遺族金の性質、②遺族金を算定する基準、③ショック損害の場合の損害賠償と遺族金との関係、④比較法をなす者としての裁判所に分けて論じている。

①については次のように言う³⁷。かつて連邦通常裁判所は、遺族金を求める請求権を「固有の性質を持つ非財産的損害賠償請求権」と述べ、解釈論的に異論の余地を残していたが、今回の連邦通常裁判所は、この請求権を「非財産的損害の賠償を求める請求権」と解し、その請求権は「非財産的不利益」に対する賠償を与え、そして「その限りにおいては、BGB253条2項、AGG〔一般均等待遇法〕15条2項1文において規定されている非財産的損害の賠償を求める請求権」に対応するものであると（判決の欄外番号（Rn.）13）。つまり、連邦通常裁判所は、財産的損害に基づく請求権と非財産的損害に基づく請求権という古典的区分において非財産的損害に基づく請求権のカテゴリーに遺族金を求める請求権を分類する。

②については次のように言う³⁸。定額金（Pauschalbetrag）を採用せず、個別のケースの公平性と平等に取り扱うという要請を調整することを判例という形で見出すという任務を裁判所に委ねたのである。裁判の迅速化を図るために、裁判所は一覧表を引き合いに出すとか、あるいは算定に当たって、テロ行為や過激派の行為による被害者に対する被災給付の支払いのためのガイドラインによる支払に準拠するということが考えられる。しかしながら、裁判上の仕事を軽減するとか統一することを狙ったこの種の考えを連邦通常裁判所は受け入れ

ない。そのかわりに、「単に画一的な算定がなされることは許されず、当該遺族の具体的な精神的な侵害を評価しなければならない」ということを連邦通常裁判所は述べる (Rn.13)。したがって、個々のケースが持つすべての諸事情を包括的な形で評価しなければならない (Rn.13)。

それについて、遺族金には填補機能だけでなく満足機能も当然与えられるということに立ち入る (Rn.14)。遺族金の唯一の目的は、近親者の死亡に基づいて被った苦痛に対する賠償を請求権者に与えるということでもなく、請求権者に請求権を与えることによって満足という感情を得させるということのみが重要なものでもない。以上の点においても連邦通常裁判所に賛成することができる。被った苦痛にたいする賠償を算定するにあたって、金銭賠償 (Kompensation) と制裁とを意味のある形で区別することはできない。ある人が遺族金を得たがゆえに満足を感じたならば、苦痛を和らげるということにも遺族金は寄与したとってよいであろう。

さらに連邦通常裁判所は次のように述べる。填補という考えにのみただ焦点を合わせることは、…不可能である。というのは、非財産的損害は金銭で表すことはできないし、填補の可能性は限定された形でのみ金銭に換算することができるにすぎないからである (Rn.14 m.w.N.)。ここで、第6民事部は非財産的損害に対する損害賠償請求を算定する際の困難さをしばしば持ちだすが、その困難さは遺族金を算定する際にとりわけ明確に表れる。遺族の悲しみという苦痛がどれほど強いかということは、具体的に確定できず、かすかに感じ取ることができるに過ぎない。部外者にとっては、ある個人の精神生活というものは、単に限定された形で理解することができるだけである。その感じ取ったものを一銭一厘も間違えずにある金額に換算することは、同様に限定された範囲においてのみそれを理由付けることができるだけである。また以上のことを考慮して、連邦通常裁判所は、遺族金を算定する際に裁判官に著しい自由裁量の余地が与えられるとの結論を引き出す (Rn.13,15を参照)。このように遺族金の性質および機能に関してどちらかというとは抽象的に説明をした後で、連邦通常裁判所は、判決のおそらく最も重要な章句において遺族金算定に対し具体的な説明

をしている。それは次の章句である。

遺族の損害賠償額を決めるための基準となるのは、基本的に被った精神的苦痛の強度及び期間と加害者の責任（Verschulden）〔故意・過失〕の程度である。…その際、近親関係の種類、請求権者にとって死亡者が持つ意味及び実際に営まれていた関係の質から、精神的苦痛の強度を間接的に導き出すことができる（Rn.15 m.w.N.）。

つまり、この評価は、とりわけ、①遺族の苦痛の強さと②苦痛の期間及び③加害者の責任の程度という三つの論点に依拠している。苦痛の強さを評価し得るためには、連邦通常裁判所によると、遺族と死者との間にどのような個人的近親関係が形成されていたかを考慮しなければならない。つまり、連邦通常裁判所は、遺族金の算定について法学説が提案するものを受け入れる。特別な個人的近親関係を形成しているということは、被った精神的苦痛に対する徴憑としての性格を有しているということは、納得のいくものである。そうすると、遺族と死者の間の明確な密接な結びつきは、請求を増大させる働きをする。例えば、未成年の子供が両親の一方を失うとか、両親が未成年の子供を失うといったケースにおいて、裁判所は比較的高い金額を認めてよいであろう。しかしまた遺族金を請求できる可能性のある者としては、死者の成人した兄弟姉妹や特に親密な友達もそうである。そうした布置状況においては、通常、平均して認められた金額を下回る金額を見積もるのが、適切である。同様に、加害者の責任〔故意・過失〕は、算定に当たって考慮すべき要素であるという連邦通常裁判所の見解は、賛成することができる。

死者が故意に殺害されたという事情を知ることは、遺族にさらなる心痛を引き起こすことになる。これに対し、精神的苦悩の期間に焦点を当てることは、部分的にのみ納得することができるだけである。遺族が死亡によって短期間だけ苦しんだとすると、そうした事情は請求権を制限する形で考慮され得ることになる。しかし、遺族が、死亡の結果特に長期間苦しんだとすると、全評価にその〔特に長期間苦しんだという〕要素を組み入れた場合、問題が生じ得る。悲しみという痛みが裁判上の判決時点までなおひどく続いていたならば、どう

いった形でその悲しみという痛みが展開することになるかということが単に推定されるにすぎない。それゆえ、避けることのできない形で査定と評価に結びついている損害の算定のなかに、苦痛の期間に焦点を当てることによって、さらなる不確定要素がもたらされることになる。しかしながら全体としては、賠償の算定を理由づけることが問題となる場合、連邦通常裁判所が明確に述べた基準は下級裁判所に良き指針を与えることになることが期待できる。

③については次のように言う³⁹。算定基準についての言及に続いて、ショック損害のための損害賠償に対する遺族金の関係について連邦通常裁判所が述べたことは (Rm.16-21)、同様に成功していると評価することができる。BGB844条3項およびそれに相当する特別規定が施行される以前において、すでに死者の近親者は加害者に非財産的損害に関して損害賠償を請求することが可能であった。ショック損害に関する判例によると、近親者が損害発生現場に居合わせた場合や死亡の報告を受けた場合で、さらにその体験や死亡の報告がその近親者に病理学上捉えることのできる精神的な侵害をもたらした場合には、近親者は自分自身の健康の侵害を主張することができた。つまり、ショック損害の賠償を求める請求権は、あとに残された親族の法益を直接侵害したことに対する請求権であるのに対し、遺族金を求める請求権は被害者を死亡させたことに間接的に関係する請求権なのである。遺族の心理的な侵害は、健康侵害の強さを要求されるわけではない。

すでに遺族金を導入するに際し、遺族金とショック損害に対する賠償との共通点と相違点にかんがみて、ショック損害の賠償に関する判例において形成された成果は、遺族金の算定にどのような影響を持つことになるのかという問題がおのずから思い浮かんでいた。遺族金を導入するための法律の理由は、この点に関して、一義的な状況にはない。そこには次のように書いてある。つまり「ショック損害の場合の慰謝料の額（高）およびその点について判例によって展開されている原則はある程度の指針を与えることができる。もっとも、その際、遺族金を求める請求権は特別な健康侵害を要件としていないということを考慮しなければならない」。立法理由の総論部分には、もちろん、遺族金を採

用する際に予期される費用に関する章句も存在する。そこでは、裁判所がショック損害として与えることを認めた平均10000ユーロの額を引き合いに出すことによって、遺族金がおなじ大きさの平均額であるということから出発する。そうすると、遺族金の額高は常にショック損害の損害賠償額高を下回るにとどまらなければならないのか、あるいは遺族金はショック損害に対する損害賠償請求の額高に匹敵する額にまで達してもよいのかが、不明確である。

この点に関して連邦通常裁判所は次のような立場をとっている。まず連邦通常裁判所は、「一方の遺族金と他方のショック損害の賠償とは異なる法制度である」ということを強調する（Rn.17）。さらに、連邦通常裁判所は「10000ユーロの額高（B-T-Druks.18/11397,S11）を指針として捉え、遺族金の算定に対する上限とは捉えない」（Rn.18）。結局、連邦通常裁判所は次のように説明する。他人の法益の侵害（死者の生命侵害）に対する賠償と自己の法益の侵害（健康侵害）に対する損害賠償との間の差異という要請を維持するために、「個々のケースにおいて遺族に認められる金額は、遺族が被った精神的苦痛が健康侵害という性質を有する場合には、遺族金は健康侵害による損賠賠償の金額を通常は下回るもの」でなければならないと（Rn.21m.w.N.）。簡単に言うと、通常、遺族金はショック損害の賠償を下回ることになるが、例外的にショック損害の賠償額高に達することがある。

その限りでは、二つの観点が注目値する。第一に、連邦通常裁判所は、自分が立法理由のどの部分を特に重要なものと見たのかについて意見を述べる。予想され得る遺族金の費用について立法理由の総論において説明していることのなかから連邦通常裁判所は「具体的なケースにおける遺族賠償に相応しい額に関する拘束力あるメッセージ」と考えていない（Rn.18）。これは、おそらく、立法資料の解釈に従事している法学方法論に興味を持っている人達の興味を引くであろう。第二に—そしてこれがより重要なのであるが—、ショック損害について同じように2022年12月6日に出された判決（NJW2023,983）との関連において第6民事部が述べていることを読む必要がある。判決において、ショック損害の場合に損害賠償を認めるために、病理学上把握できる通常の悲しみと

いう苦痛を超える心理的な健康を侵害するということを求めるということから別れを告げている。二つの判決が同じ日に出されたという事態は、おそらく単なる偶然以上のものであると見てよいであろう。その状況が示しているのは、遺族金とショック損害についての損害賠償に関する自己の判例を調整する形で展開することが連邦通常裁判所にとって重要であるということである。

④については次のように言う⁴⁰。連邦通常裁判所は、控訴裁判所によって主張された「遺族金は、その額高に関していうと、慰謝料や遺族金に関するヨーロッパの判例が持つ全構造に適合しなければならない」という見解に対してその立場を明らかにする (Rn.22)。基本的に、遺族金を算定するにあたって他のヨーロッパ諸国と調整を図らなければならない必然性は存在しない。オーストリアの遺族金は10000ユーロから25000ユーロの間で支払われ、イタリアの遺族金はより明確な形でより高額の賠償が認められているという状況から、遺族金と同じような範囲に達しなければならないという要請を導き出すことはできない。

比較法学的な見地から、Schleswig の高等裁判所が、義務的に考慮「しなければならない」と述べたことは実に残念である。というのは、その判決理由において、控訴裁判所は、ドイツの遺族金に類似した近隣諸国の法秩序が持つ制度を取り扱うことを考え、算定の際にそこから着想を得たからである。このような一面的言及は、遺族の賠償について外国において主張されている算定の仕方を詳細に分析した研究が存在する場合にのみ適切なものである。もし Schleswig の高等裁判所が、そうせざるを得ない理由の代わりに論証を支えるものとして比較法的な検討を述べていたならば、その判決は裁判所によってなされた比較法の一つの成功例として評価され得たであろう。それで、連邦通常裁判所には、比較法を引き合いに出すことにより議論の余地のない絶対的なものとして Schleswig の高等裁判所が判決を理由づけることはその限りにおいて法律上誤っていると見るという以外の選択肢は残っていないのである。

6 この判決後の学説状況

この連邦通常裁判所の判決後に出されたコンメンタールとしてミュンヘナーコンメンタールの記述を見てみたい⁴¹。

〔105〕慰謝料の場合と同じように遺族金額も計算することはできない。人の苦痛と金銭的回復（finanzielle Ressourcen）を同じ尺度で比較することはできないからである。それを採用するための規準となるのは、精神的苦痛を補償することに尽力すること、つまり、填補という思想であり、それは同時に予防利益に役立つのである（→ Vor §823Rn.49,46）。これに反して、刑罰の必要性を遺族金は満足させるものではない（→ Vor §823Rn.69ff.）。連邦通常裁判所の判例によると、遺族金はそのうえ加害者が愛する人の殺害によって遺族に加えたものに対して満足すること（Genugtung）に役立つ。満足機能に遺族金（もまた）依拠することは慰謝料の法状況にそうものである（→ §253Rn.11ff.）。満足機能は、結果として、遺族金の額も加害者の責任〔過失・過失〕〔Verschuden〕の程度に依存しているということをとめない、とりわけ、責任以外は同じ状況であった場合、故意による殺害のケースでは、過失不法行為の場合より高額な遺族金を債務として負わされる。非財産的損害の場合加害者の側の過失の程度を賠償の算定に当たって考量するが、財産的損害の場合に考慮しないという等級システムに反対する論拠は、BGB253条や844条3項にも同じように適用される（→ §253Rn.11ff.）。いずれにせよ、すべてのことが、慰謝料の場合も遺族金の場合も、同じ基準を作るということにプラスの材料を提供する。一両方の側において、保険特に賠償責任保険証券や生命保険証券は関わり合いがあり得るのであるから一、これに対して、加害者や遺族の経済状況は、問題にならない。

〔106〕それゆえ、BGB844条3項の文脈においては被った苦痛の強さや付加的に賠償義務者の責任の程度が重要である。BGB253条2項、ZPO287条についての実務にならって、金銭賠償が価値的に評価されなければならない、その際、ここで認められる金額は、他の非財産的損害に対して与えられた金額にぴったり適合する（→ §253Rn.37）。被害者の体質、例えば、関係者の喪失に対する適

応力〔回復力〕がないということは、一不法行為においていつものように一問題とならない。テロ行為や過激派の行為の被害者に対する被災給付の支払いに関する連邦の指令は、遺族金の算定にとって拠り所を提供するものではなく、BGB844条3項の領域においては関係がない。

いわゆる経験上の幸福度調査の結果によると、各個人にとって、配偶者や生活パートナー喪失よりひどいことは存在しない。また、多くの人にとって子供の死亡は特に克服しがたいものである。その場合、未成年の子供を失うことは、ひょっとして、大人になっている子供を失うことより重大であり、この両方のケースは、逆に両親の片方が亡くなるケース—とりわけ両親の片方の死亡がかなり高い年齢に達していた場合—より重大な意味を持つ。ついでながら、基準として、分かれて生活していたのか共同生活をしていたのかや離婚手続き解消手続きといった要素を論拠とすることのできる生活関係の質が問題となる。また二人が一日に対面あるいはワッツアップやフェイスブックといったソーシャルネットワークを通してお互いにコンタクトを取っていたという頻度も重要となる。精神的苦痛の強さは、さらにまた、遺族がその事故の目撃者であったか否か、つまり近親者の死亡を自己の目で見るとなるとなるとか否かということにかかっている。

〔108〕遺族金として認められる金額は、法益侵害に対して BGB253条2項に従って認められる慰謝料と適切な関係になればならないが、他のヨーロッパ諸国が遺族に支払うことになる金額と関連させる必要はない。立法理由によると、被害者一人につき平均10000ユーロの賠償額が想定されており、ショック損害に対して認められている慰謝料金額に準拠している。しかしながら、ショック損害の場合の精神的侵害の程度は、愛する人が亡くなったということによる「通常の」悲しみを越えており、遺族金をショック損害の賠償の平均を下回る形で位置付けることを容易に思い起こさせることになろう。それにもかかわらず、遺族金を導入することは、死亡ケースにおける非財産的損害の賠償額を引き上げるものと理解することができ、それはショック損害の場合における賠償金額の一程よい—引き上げを正当化する。このような意味で、いずれに

せよ、子供、生活パートナー、配偶者、これらと同じように密接に結びついた人が失われた場合、10000ユーロという額は平均額ではなく、その下限を意味しているのである。裁判所はこの金額を上述した諸ケースにおいて、いずれにせよ、アンカーポイントや指針となる額（Orientierungsgroße）として受け入れた。人的な親密関係の中心的領域外、例えば、兄弟姉妹が死亡した場合、5000から10000ユーロの間の金額がふさわしいものである。遺族金に対する上限は簡単に決定することはできない。というのは、特に強烈な苦痛の場合、それは、BGB253条2項にもとづいて支払われなければならないショック損害に対する慰謝料に取って代わられることになるからである（→ Rn.111）。いずれにせよ、10000ユーロの金額は遺族金の上限ではない。ひどい精神的侵害の場合、その金額は20000ユーロあるいはそれ以上において認められる。BGB844条3項のために存在する20000ユーロまでの回廊地帯内において、侵害の強さを基準にして具体的に支払われるべき金銭賠償額を見出すことが重要である。

[109] 裁判実務は、その基準に控えめに（cum grano salis）対応しているように思える。例えば、テュ・ビンゲンの LG は、重過失で引き起こされた交通事故の場合、その死亡者の妻に対して12000ユーロを認め、青年の子供たちにはそれぞれ7500ユーロ、死亡者と良好なコンタクトを絶やさなかった兄弟には5000ユーロを認めた（VersR2022,236（238ff.））。ケルンの OLG は、交通事故で実の父親を失った娘に12000ユーロの金額を認めた。というのはその父親はその家族において大きな影響力をあたえる人物であり、彼女は彼と密接な人的結びつきを有していたからである（VersR2022,1109（1111））。イツェホー（Itzehoe）の LG は、義父に対する既婚者である婦人の関係を実の父親に対する関係と同視し、彼女に義父の死亡に関して10000ユーロを認めた（NJW2023,3301 Rn.44）。ある父親は、彼の別れた妻のもとで生活している成年の息子の死亡にあたって、Koblenz の OLG によって10000ユーロを得ることが認められたが、その際事故の被害者の協働過失によりその金額は5000ユーロに減額されなければならなかった（NJW2021,168 Rn.11ff.）（→ Rn.110）。ツェレの OLG は、—その母親が重い鬱病にかかった—交通事故死の時点で二十歳の子供の父親に15000ユーロを

認めた (VersR2023,60 (63))。その父親がひどく侵害されたということにかんがみると、多めに判決したことは適切なものであったであろう。

〔110〕一次的被害者が死亡の原因となった事故に協働過失があるときは、遺族金は BGB846に従って減額されなければならない。

〔111〕 6. ショック損害に対する関係

BGB844条3項は、ショック損害の判例に抵触するものではない (→ §823Rn.247ff)。ショック損害としての侵害を賠償するための要件が存在するときは、遺族金を求める請求権は BGB253条による慰謝料を求める請求権に吸収される。こうした諸ケースにおいては、遺族金の上限を越えることになる慰謝料額のみが決められるべきである。両親が、飲酒を原因とする自動車事故によって自分の3人の子供を失い、それによって重い鬱病にかかったという特にひどい衝撃を与えるケースにおいては、いずれにせよ、両親それぞれに30000から40000ユーロの額の慰謝料を認めることが、適切である。財産的損害は、追加的に金銭賠償されなければならない。

〔112〕遺族金は個々のケースにおいてはショック損害の賠償よりも高額になりうるという判例や学説に表れている見解 (OLG Celle VersR 2023,55 (58) ; m.Bespr.Jäger) は理解するのが困難である。この主張は、遺族金を求める請求権はショック損害を求める請求権と「並んで」存在〔併存する〕するという考えに依拠している。たしかに、ショック損害は、遺族が自己の健康を侵害されたということを要件としており、そこから生じた損害 (Beeinträchtigungen) を金銭賠償するということは正しいが、これに対し、BGB844条3項の場合「通常の」悲しみという苦痛に対するある程度の填補を問題としており、両ケースにおける損害は同じ次元や一連の現象変化の同じ段階 (Skala) にある。金銭賠償されるのは、どちらのケースにおいても愛する関係者を失ったことによる精神的に生じた結果であるが、もっとも、第一のケースにおける損害は病気とって言いものに達しており (ショック損害, BGB823条1項, 253条2項), もう一つの損害はそうではない (BGB844条3項)。ショック損害と遺族金は、同じ幹の木であり、だから遺族金は、ショック損害賠償と並ぶ形ではまったく認め

られず、それゆえまたショック損害を決して上回ることはない。もっとも、ショック損害の賠償は遺族金を含んでいるということは正しい、被った健康侵害に対する補償金額は、そうしたものとして存在する場合には、「通常の」悲しみという苦痛を金銭賠償するよりも高く定められなければならない。つまり、BGB823条1項、253条1項によって支払われなければならない精神的ショックに対する金銭賠償は、同じようなケースにおいて仮定的に責任を負わされる遺族金よりも常に高額でなければならない。

〔113〕結局、遺族金のための要件が欠けているが、ショック損害として、近親者が被った健康侵害の賠償に対する要件が存在するという場合も存在しうる。一次的被害者が死ななかったが、「単に」ひどく傷つけられたという場合がそれである。というのは、このケースでは BGB844条3項は問題にならず、これに対し、ショック損害の判例は傷害のケースにおいても適用できるのである（→ §823Rn.247）。それはそうとして、負傷者にはもちろん加害者に対する慰謝料請求権がある。

7 おわりに

ドイツの場合、原則として直接の被害者のみが損害賠償を請求でき、間接被害者は損害賠償の請求ができないと考える。そのため、被害者が死亡した場合、被害者の財産的損害を算定し相続人がそれを相続するという構成をとらず、死亡によって扶養される権利が失われたという形でそれ进行处理し、非財産的損害については死者の慰謝料を相続するのではなく、直接的被害者として近親者に対するショック損害を考えることになる。今回の改正は間接被害者である遺族にも遺族金という慰謝料を与えることにより非財産的損害に対する賠償の範囲を広げたのである。

死者の財産的損害に関し人の生命の価値は算定できないと考えるのか、我が国のようにいかなる財産的利益を生み出すかということで、それを相続人が取得するのがいいかである。子供等が殺された場合の親が相続する例やまったくコンタクトのなくなっている相続人がそれを得る場合を考えるとその必要があ

るのか考えさせられる（逆相続や笑う相続人の問題）。また相続構成で考えていくと保護される者の範囲が限定されるが、死亡した者によって実質的に扶養されていた者の扶養権侵害（BGB844条2項）や失った労務に対する損害賠償（BGB845）で考えると相続人である被害者の子供や配偶者等だけでなく実質的に家族として生活していた者（内縁の妻やパートナーとして生活していた者など）も保護され、家族関係の変化⁴²に対応した妥当な結論が得られるようにも思われる。それゆえ慰謝料についても実質的に苦痛を受けたと考えられる者にそれを認めることになり、711条の請求者を子・父母、配偶者に限定する必要はないであろう。

非財産的損害に関していうと、死者の慰謝料を算定しそれを遺族（相続人）が相続するとする必要があるのではなかろうか。被害者が慰謝料を請求したのちに死亡した場合と即死の場合の不均衡が考えられるが、前者の場合被害者にある程度の満足を与える必要があるのに対し、後者の場合、慰藉さるべき主体がないので葬儀費用等で足りるように思われる。近親者の慰謝料を日本の711条（起草者）やBGB844条3項は、被害者が死亡した場合に限定しているが、日本の判例はそれを拡張しており⁴³、そのように死亡以外に拡張する必要はないように思われる。被害者が死亡していない場合、直接の被害者自身が慰謝料を請求できるのであるから、原則として間接被害者にそれを認めなくてもよいように思われる。近親者が直接被害者として慰謝料が認められるのはドイツでいうショック損害の要件を満たしたような場合を考えるべきであろう。

間接被害者の慰謝料の額を決めるための基準となるのは、ドイツでも日本でもほぼ同じであり、被った精神的苦痛の強度及び期間と加害者の責任（Verschulden）〔故意・過失〕の程度である。その際、近親関係の種類、請求権者にとって死亡者が持つ意味及び実際に営まれていた関係の質から、精神的苦痛の強度を間接的に導き出すことができる。ただし、遺族金に関してはドイツでは加害者及び被害者の経済状態は考慮する必要がない⁴⁴。

本稿は主としてドイツで新たに導入された遺族金がどのように理解されているのかということを紹介することを主眼にしているので、十分な検討ができて

いないため、これが日本法の解釈論に及ぼす影響等については新たな論考により検討したい。交通法学会の学者・実務家の努力により、慰謝料を含めた交通事故に関する損害賠償の算定に関しては、すでに確立したものが作られており⁴⁵、交通事故以外でもこれを参考にして実務的な処理がなされていくものと思われるが、将来、不法行為法の改正がなされる際、慰謝料等について考えるべき新たな視点をドイツ法は与えてくれるものと思われる。

＊追記 渡辺先生には、ドイツ語の文献を読んでいて、疑問が生じたときにはよく質問をし、教えてもらっていた。関口存男の本にはこうあるよと示してくれましたが、最も感動したのは weil の意味内容の捉え方に関し、淵田先生の本を紹介してもらい昔からどうも意味がすっきりしないと思っていた点が明快になったことである。ドイツ語に関連した論考を書いてくれということでしたので、つたないものですが本論考をこれまでの学恩に報いるものとして渡辺先生の退職記念に捧げるものである。

- 1 以下特に断らない場合は民法の条文である。
- 2 最大判昭和42年11月1日民集21巻9号2249頁。
- 3 佐々木一彦「東京地裁民事交通部における慰藉料算定基準」判タ257号34頁。日弁連交通事故相談センター東京支部編「民事交通事故訴訟損害賠償算定基準」（2016年版）では慰謝料の基準額を示している個所で「本基準は死亡慰謝料の総額であり、民法711条所定の者とそれに準ずる者の分も含まれている。」と注記している。
- 4 高野真人編著『注解交通損害賠償算定基準』（ぎょうせい、令和4年）〔松井英二〕（322頁、北河隆之『交通事故損害賠償法（第3版）』（弘文堂、2023年）264頁。
- 5 前注（4）『注解交通損害賠償算定基準』〔高野真人〕318頁以下、具体的にどう処理するか等については、同〔松井英二〕325頁以下を参照。
- 6 たとえば、兄弟姉妹、婚約者、配偶者の連れ子などである。藤村和夫・山野嘉朗『概説交通事故賠償法（第3版）』（日本評論社、2014年）〔藤村和夫〕205頁以下、前注（4）『注解交通損害賠償算定基準』〔松井英二〕332頁以下。最高裁のものとしては、義理の妹にも711条の類推適用により固有の慰謝料が認められている（最判昭和49年12月17日民集28巻10号2040頁）。
- 7 窪田充見編『新注釈民法(45)』（有斐閣、平成15年）〔窪田〕920頁以下、928頁以下を参照。相続説・被相続説の長短等その内容を手短に知るには、吉村良一『不法行為法（第6版）』140頁以下及び同・「慰謝料請求権」『民法講座第6巻』（有斐閣、1985年）429頁以下を参照。711条をめぐる起草過程から1985年までの文献を分析するものとして、淡路剛久「生命侵害の損害賠償」『民法講座第6巻』（有斐閣、1985年）323頁以下を参照、また、慰謝料相続性等の問題を考えるにあたっては、好美清好「生命侵害の損害賠償請求権とその相続性について—特に慰謝料請求権を中心として

- 一」『現代商法額の諸問題』（千倉書院，昭和42年）675頁以下が貴重な論文である。711条に関する詳細な研究としては，大澤逸平「民法七一条における法益保護の構造—不法行為責任の政策的加重に関する一考察(1)・(2)」法学協会雑誌128巻1号156頁，同2号453頁がある。
- 8 法務大臣官房司法法制調査部監修『法典調査会議事速記録五』（商事法務研究会，昭和59年）302頁で穂積陳重は，「親ガ殺サレルト云フコトハ素ヨリ他人ノ生命ニ就イテ権利ハ持ツテ居リマセヌ夫レニ就イテ自分ガ扶養者ヲ失ツタト云フコトデナケレバ自分ノ権利ニナリマセヌ…」と述べ，442項では「死ニ致シマスルマデ治療ガアツタラ其治療費又ハ葬式費又死亡者ガ扶養ノ義務者デアツタナラバ其扶養ヲ受ケル権利ヲ有シテ居ル者ガ賠償ヲ請求する」という。梅謙次郎は『民法要義卷之三債権編』（有斐閣，大正元年）886頁以下で，相続人は被相続人の生命について権利を有しないので死者に代わって損害賠償を請求することはできず，遺族固有の損害という立場から扶養権侵害は当然のことであるが，父母・配偶者・子はそうした権利を有しない場合でも，それらの者に被害者の死亡により生じる悲哀（無形上の損害）につき慰藉金を払うことによって，他人の快樂を買いもってその憂悶を遣えることができるとするのが711条であるとする。
- 9 前注(8)『法典調査会議事速記録五』455頁。梅・『民法要義卷之三債権編』333頁（明文規定がないと疑義を生じる恐れがあり生命権の存否について学者間に異論があるので明文規定を置いたとする）
- 10 Hinterbliebenengeld の訳語としては，遺族手当，遺族給付金，遺族補償金等いくつか考えられるが，ここでは遺族金としておいた。訳語の点については注(11)論文の注(1)を参照。
- 11 この改正の概略についてはすでに，若林美奈「ドイツ民事責任法における遺族慰謝料請求権導入（BGB844条改正）の意義」『ヨーロッパ私法・消費者法の現代化と日本私法の展開』（日本評論社，2020年）240頁以下で紹介されている。
- 12 これらの条文に関しては，椿寿夫・右近健男編『注釈ドイツ不当利得・不法行為法』（三省堂，1990年）〔潮海一雄〕184頁以下を参照。
- 13 Deutscher Bundestag Drucksache 18/1139 S.8. 以下のこの草案に基づいて遺族金に関する具体的な内容について述べ，その後の議論状況については，のちに検討することにした。
- 14 BGB253条は次のように規定する。
 「(1)財産的損害でない損害については，法律で定められた場合に限り，金銭的損害賠償を請求することができる。
 (2)身体，健康，自由，または性的自己決定に対する侵害に対して損害賠償をしなければならないときは，財産的損害ではない損害についても金銭による適切な賠償を請求することができる。」
- 15 前注(13)S.9.
- 16 前注(13)S.9. ただし BGB618条3項「役務を受ける権利を有する者が，義務を負う当

事者の生命および健康に関して彼に課せられた義務を履行しない場合、不法行為に適用される BGB842条から846条までの規定は、損害賠償を支払う義務について準用するものとする〕や商法典（HGB）62条3項〔本人が代理人の生命及び健康に関する義務を履行しない場合には、不法行為に適用される BGB 842 条から 846 条までの規定を賠償金の支払い義務について準用する〕だけが、特定の契約関係について、BGB844条から846条までの規定を現行法により契約責任に準用することを認めているので、BGB844条3項が及ぶことになる。

17 前注(13)S.9.

18 前注(13)S.10. 各法律における具体的な規定モデルは草案の4頁以下に示されている。例えば、道路交通法（StVG）10条3項は BGB844条3項と同様の規定内容になっている。

19 前注(13)S.11.

20 前注(13)S.12.

21 前注(13)S.12.

22 前注(13)S.12.

23 前注(13)S.12ff.

24 前注(13)S.13.

25 前注(13)S.13.

26 前注(13)S.13.

27 ドイツ民事訴訟法の条文に関しては、法務大臣官房司法法制調査部編「ドイツ民事訴訟法典—1991年11月10日現在—」を参照のこと。もっとも、この ZPO287条は重要な条文なのでその訳をあげると次のようになっている（同書88ページ以下）。「〔損害調査等〕①損害が発生したか否か、及び損害額又は賠償すべき利益の額がいくらかにつき当事者間で争いがあるときは、裁判所はこれに関し、すべての事情を評価して、自由な心証をもって裁判する。申し立てられて証拠調べ又は職権をもってする鑑定人による鑑定を命ずべきか否か、及びその範囲いかにについては、裁判所の裁量による。裁判所は、損害又は利益について立証者（Beweisführer）を尋問することができるが、この場合452条第1項第1文及び第2項ないし第4項の規定を準用する。

②財産上の争いについて、当事者間に債権額について争いがあり、そのための基準となる一切の事情の完全な解明がその債権の争われている部分の価値に対して均衡のとれないような困難さを伴うとき、第1項第1文及び第2文の規定は他の場合にも準用される。」

28 前注(13)S.14.

29 この条文は、「被相続人の死亡時に離婚の要件が存在し、かつ、被相続人が離婚を申し立て、又は離婚に同意していた場合には、生存配偶者の相続権及び先取分に対する権利は、認められない。被相続人が婚姻の取り消しを訴えることができ、かつ、その訴えを提起した場合も、同様である。これらの場合には、生存配偶者は、1569

条から1586b条の規定に従い扶養請求権を有する。」と規定する。

30 前注(13)S.14.

31 現代の西欧における家族状況については、ドイツのものではないが、簡単には、岩波新書である岡田光代『アメリカの家族』（岩波書店、2000年）や浅野素女「フランスの家族事情—男と女と子供の風景—」（岩波書店、1995年）、及びミュリエル・ジョリヴェ（鳥取絹子訳）『フランス新・男と女—幸福探し、これからのかたち—』（平凡社、2001年）が参考になる。浅野氏はこうした家族を「複合家族」と呼んでいる。

32 前注(13)S.15.

33 この判決理由を訳すにあたっては初めに欄外番号が書かれており、判決のどの部分であることが言われているかを示す際、この欄外番号で示すのが普通なので、訳文の前に〔 〕内にその番号を示しておいた。また判決文にはその判決がなされるまでの諸文献が示されているのでそれも示しておくことにした。判決文の中にそれまでの文献がある程度網羅的に示されているので、日本の判例との違いがあることを示すためでもある。

34 Gerhard Wagner 「Verhältnis von Hinterbliebenengeld zu Schmerzensgeld bei Schockschaden」 NJW 20/2023,1438 [1441]。

35 Johanna Croon-Gestefeld, Die Bemessung des Hinterbliebenengeldes gemäß §844 Abs.3 BGB JZ12/2023,568. 本文の中で欄外番号（Rn.）が示されるが、これは本判例の欄外番号である。

36 注(35)S.568 [特に S.569]

37 注(35)S.570

38 注(35)S.570

39 注(35)S.571.

40 注(35)S.572.

41 Münchener Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch Band

7 (Wagner) 9. Auflage 2024, § 844 Rn. 105の記述による。この記述箇所を明確にするために記述のまえに欄外番号（Rn.）を示すことにしたい。

42 注(31)を参照。

43 注、①最高裁は10歳の女兒が交通事故で顔面を負傷し、容貌を著しく傷つけられた事例で、その母親からの慰謝料請求について「子の死亡にも比肩し精神上的苦痛」を受けたとの理由で、709条・710条に基づいてそれを認めた（最判昭和33年8月5日民集12巻12号1901頁）、その後、同趣旨の判例が続いている（②最判昭和39年1月24日民集18巻1号121頁（709条、710条による）、③最判昭和42年1月31日民集21巻1号61頁（710条、711条による））。①②の判例は近親者自体が直接の被害者としてとらえているのに対し、③は711条によっているので間接被害者の慰謝料を死亡以外にも拡張したものといえる。また近親者の慰謝料を否定したものとしては最判昭和42年6月12日民集21巻6号1447頁では「大腿部骨折の重傷により手術を受けたが左下肢が30度外旋位をとって約3.5センチメートル短縮し、大腿囲、下腿囲とも狭少と

なり、股、膝関節の運動領域に障害を残し、正座は不能で歩行も約1キロメートル以上は苦痛のため不能な状態となった」ケースにおいて、被害者の配偶者・子が自己の権利として慰謝料を請求できる程度の精神的苦痛を受けていないとして、711条、709条、710条による慰謝料の責任を否定している。

44 前述のミュンヘナーコンメンタール欄外番号（Rn.）105を参照。

45 いわゆる「赤い本」「青い本」といわれるものである。それに前述注（4）高野真人編著『注解交通損害賠償算定基準』はこれまでの到達点を示す重要な実務的成果である。

良心の呼び声はどこからやって来るのか

——ハイデガーの良心論と「技術への問い」——

岡 山 敬 二

はじめに

ひとはみないつか死ぬ。だとしても、自分が亡くなり、無になってしまうこと、それが死というのなら、いたい、それは、どういうものと考えればいいのか、想像すら絶する不気味なものというしかない。だからこそ、自分の死に向き合うとき、ひとは言い知れぬ不安を感じてしまうのかもしれない。ハイデガーが言葉にしているように、「死に臨む存在 (Das Sein zum Tode) は本質的に不安である」(SZ,266) といっている⁽¹⁾。

この「不安という根本的状态 (die Grundbefindlichkeit der Angst)」(SZ,266) を切り口にして、ハイデガーは『存在と時間』(一九二七年) 第二編第一章で人間存在の「全体のあり方 (Ganzsein, Ganzheit)」を「本来的な死に臨む存在」としてとらえなおそうとする。そして、つづく第二章で、いささか唐突に思われる仕方独特な良心論が切り出される。「良心 (Gewissen)」という現象にスポットを当てることで、人間存在の「本来のあり方

（eigentliches Sein, Eigentlichkeit）」つまり「本来の自己」のあり方（eigentliches Selbstsein）」をいつそう深く掘り下げてみようというのだ。

とはいえ、人間存在の「全体のあり方」「本来の自己のあり方」ということでいったいハイデガーは何をどう伝えようとしているのか。どうにも、その肝心要なところがはっきりしない。

なぜ、ここで、いきなり良心が持ち出されるのか。

得体の知れない自分の死。その不気味さに向き合うことで並々ならぬ不安を感じてしまうのは本当だとしても、だからこそ、ひとは生きている間、できるだけそんなことなど忘れていたくもなる。そんな不安から離れ、安心して暮らしてゆくのを望むものなのだろう。つつがない日々の生活、安定した暮らしを求め、生きている今に何ができ、何をすべきか、衣食住から仕事や勉強、遊びや趣味も含めて、人並みにすべきことのあれこれをやりくりしていくしかない。自分の死の不気味さや不安をできるだけ遠ざけた安心快適な暮らし。何よりも、それが一番であるはずだ。

ところが、そうしてひとがみなそうするように世事にかまけ、世間のことがらに没入するしかない日々の暮らしをハイデガーは「頹落（Verfallen）」と呼び、そして、いかにも人間味溢れるかのように見えるその生き方を「非本来的なあり方（uneigentliches Sein, Uneigentlichkeit）」（SZ, 178 etc.）」と断ずる。そんな暮らしや生き方をしたままでは「本来の自己のあり方」に向き合うことはできない。それを可能とするためには、世事にかまけ、人並みの暮らしに囚われ、世間と同化した自己（「世間－自己」（Das Man-selbst）」）から自分を解き放ち、自分の死にまっすぐ向き合うことが必要だというわけだ。

それにしても、死にまっすぐ向き合うことで世間に埋没した自己を本来の自己に振り向けると言われても、

いったい何をどうすればいいのか、よくわからなくなってしまう。死に向き合うこと、本来の自己なんて本当になりたちうるのだろうか。なりたつとしても、どこでどうなりたつのだろうか。そのような疑問を投げかけたくなくてもおかしくはない。

それでも、ハイデガーは、それがなりたつことの「証言 (Bezeugung)」を人間存在のあり方のうちに見つけ出すことができるのだという (SZ 267)。つまり、「良心の呼び声 (Gewissensruf)」がそれだというわけだ。良心の声に聞き従い、「良心を負わされていることを望むこと」 (SZ 288) 、その「覚悟 (Entschlossenheit)」ができている状態 (SZ 297) 、そこにこそ、人間存在の全体のあり方、本来の自己のあり方がなりたつとするのである。

しかし、そう付けたされたところでどうだろう。

その点について、たとえばハイデガーの古くからの弟子にあたるカール・レーヴィットも指摘するように、「覚悟」と言われても何をどう覚悟すればいいのか、その具体的な内容を何も示してくれていないという批判が浴びせられてもおかしくはない。⁽²⁾

あるいは、自分の死への向き合い方にしても、木田元もそう訴えかけているように、むしろサルトルの見解の方がわかりやすいし、的を射ているように思われる。⁽³⁾サルトルもハイデガーを意識して『存在と無』(一九四三年)のなかで「私の死」について論じている。そこでサルトルが見ているように、死は自分の人生からいっさいの意味を奪い去る理不尽極まりない事実であって、覚悟どころか、選ぶことも理解することも対処することも到底かなわない不条理な事実であるはずなのだろう。レーヴィットがまたべつのところで批判しているように、人間存在のあり方を問いなおすためにことさら自分の死に注目するというのも、ハイデガーのかなり個人的な死生観の反映でしかないように思えてしまう。⁽⁴⁾

いずれにしても、そもそも『存在と時間』の文脈のなかで「死へ臨む存在」と「良心の呼び声」がどこでどう結びつくのか、どうにも判然としない。そうした事情に加え、何よりも釈然としないのは、この書が目指していたはずの肝心要の目的、序論で掲げられた「存在の意味への問い」という本来の課題そのものとのつながりがよくわからないままになってしまっているという点である（第一部第三編で取り扱う予定とされていたその本来の課題は果たされず、第二部で予定されていた「存在論の歴史」の問題も論じられないまま『存在と時間』は未完に終わっている）。ハイデガー自身が強調するように、『存在と時間』での人間存在の分析は、あくまで「存在への問い」へ向かうための準備作業であるはずではなかったのか。その点からすると、同書は失敗作であるという見方もなりたちそうだが、そうみなしてしまうことだけではすまされないような意図や真意もその論述の裏に張りついているように思われるのだ。

その辺りの事情について一つの透き通った見通しを探るために、本稿では、『存在と時間』とはまたべつに、『存在と時間』の公刊後、一九五三年に行われた講演をもとにしたハイデガーの講演論文「技術への問い」（『講演論文集』所収⁵）にも目を配ってみようと思う。そうすることで、『存在と時間』の文脈だけからではうまく伝わらない、ハイデガーの良心論の底に眠っているはずの真意が見えてくるだけでなく、ハイデガーの技術論の根底にも宿る「存在への問い」、その基本的な意図の内実がいつそう鋭く浮かび上がってくるように思われるからだ。そのためにもまずは、『存在と時間』での良心分析の理筋をたどりなおし、その本当の意図のわかりにくさ、真意の見えにくさについて事情を調べなおしておいたほうがいいだろう。

I. 負い目ある存在

1. 呼び声としての良心

ハイデガーによると、良心は何かを了解させ、開示するもの、ようするに何かを告げ知らせ、わからせようとするものである。その意味で、何かを語ること、「語り (Rede)」の一種だとしている。ただし「語り」といつても、「月がきれいだよ」といったように何か特定の事態を記述して開示するものではなく、何の情報も提供することなく、端的に何かを開示するだけの「呼びかけ (Anruf)」という性格」「呼び声 (Ruf)」という性格 (SZ.269) をもつのだという。しかも、その呼びかけは、「傘を置き忘れていますよ」といったようにだれか他のひとが自分に何かをわからせようとするものではない。これは、「良心の呵責に苛まれる」「良心が咎める」という言い方をするときにもなりたつことなのだろう。「ひとのことはともかくお前はそんなことでいいのか」といったように、自分の過ちを責めるその声は自分自身の心の声として響いてくるはずだからだ。

ハイデガーもそこはそのまま認めながら、第二章の第五六節で良心の呼び声の「語り」がどうなりたつのか、その内訳を調べなおしていく。

そこからすると、まず、良心の呼び声で語られる内容、話題とされるものも、当然、その声に呼びかけられている当の自分ということになる。もっとも自己といってもそれは、世間に埋没している自己のことで、「ほかの人びととともに配慮しながら共同存在している世間―自己が良心の呼び声に打たれる」というのだ (SZ.272)。では、良心の声はその世間―自己に何をわからせようとしているのか、つまり、その世間―自己はどこへ向かうように呼びかけられるのかというと、それが、「自分固有の自己 (das eigene Selbst)」 (SZ.273)、世間への埋没から

解放された本来の自己だというわけだ。ハイデガーは、そのありようをつぎのようにも言い表している。

良心の呼び声は現存在 (Dasein) にそのひとつではない自分自身の自己である可能性を目指すように呼びかける性格をもち、これは、ひとつことではない自分自身の負い目ある存在 (Schuldigsein) に向けて呼びかける、という仕方である。 (SZ, 269)

『存在と時間』でハイデガーは一貫して、人間存在としての自己のあり方を示すのにわざわざ「現存在 (Dasein)」という言葉を使っている。その含みについては、とりあえず、自分の生きる世界やそこに存在するあれこれのものや出来事、自分や周りの人たち、そのまるごとすべてについて、気がつけば、それがどういふもので、それにどう対処すればいいのか、そのありようや勝手がわかつている存在、そうした人間特有のあり方を見落とさないための工夫と理解しておけばいいだろう。

他の生きものと違い、人間というのは、自分が置かれた状況、その現場に応じて、それなりの仕方であれ、ともかく、何をどうできるのか、その勝手をわかっている（了解している）はずである。そうした「存在了解 (Seinsverständnis)」がなりたつ「現場 (da)」として「存在 (sein)」してしまっていること、これこそ人間ならではのあり方だというわけだ。ハイデガーが人間特有のこのあり方を「世界―内―存在 (In-der-Weltsein)」と呼んでいるのも、自分が置かれた状況や現場で開かれてくる視野や見通しのことを「世界 (Welt)」という言葉でとらえなそうとしてのことだと考えておけばいいだろう。

「このように日常的―平均的な配慮のなかでいつでもすでに自分のことを了解しているというありさまにおけ

る現存在が良心の呼び声に打たれる」(SZ,272) ことで、「ひとごとではない自分自身の自己である可能性」つまり本来の自己に向かうように呼びかけられるというわけだ。ところが、自分固有のものといっても、それは「価値判断の《対象》となりうるような自己ではなく」、「《内面生活》」、「心理状態やその背景」、「内面に引きこもる自分自身」でもない。「その自己とは、世界―内―存在というありさまでいる自己以外の何ものでもないのだ」という (SZ,273)。

しかし、「世界―内―存在」というのは「世間―自己」のことを言うのではなかったのか。そうすると、良心の呼び声がわからせようとするその自己とはいったいどういう自己のことをいうのか。やはり、これだけではよくわからなくなってしまう。さらに、その呼びかけが「自分自身の負い目ある存在に向けて呼びかけ、という仕方ではなされる」とも言うのだが、どうして本来の自己(「自分固有の自己」)が「負い目ある存在」と言い換えられているのか。その自己とは「価値判断の《対象》となりうるような自己ではない」はずなのだとすれば、これまた、すんなりとは理解しがたい点である。

その点はまたあとで考えてみることにして、ともかく、しばらくまずは、ハイデガーの良心分析のなりゆきを見届けておくことにしよう。

では、良心の声は何をどう語りかけてくるのかというと、すでに触れたように、それは「何ごとも言明しないし、世の中の出来事について何も情報をあたえず、語るべきことは何も持ち合わせていない」。だからといって、それは自己の「《独白》」でも自己への「《談判》」でもない (SZ,273)。そこからしても、ハイデガーのいう良心は、ともかくやはり「良心の呵責」とか「良心が咎める」と言うときの道徳的意味合いとはまったく違った含みをもつことがわかる。それは、世間で期待されている名声や規範、指針や方針、善行や啓発についての言明や表明と

いったものとは無縁なのであって、だからこそ、「良心は、ひたすらひとえに沈黙の状態で語る」という言い方をするのだろう（SZ.273）。

そこで、つづく第五七節で、良心の声を呼ぶ者はだれなのか、呼びかけられる者は呼ぶ者とどういう関係にあるのかが問われることになる。良心の声は自己の内面に響く声だとすれば、当然、呼ぶ者も自己、つまり、現存在としての同じ自己ということになってくる。しかし、これまた当然ながら、同じ自己といっても呼びかけられる側と呼ぶ側での立ち位置の違いがなければ、何かをわからせようとする呼びかけの意義は成立しなくなる。そこから、当然、ハイデガーもそう見るように、「いったい、呼びかけられる者としての現存在は、呼びかける現存在と変わらないありさまで《現に》（*da*）存在しているのだろうか」（SZ.275）という疑問が生じてきてもおかしくはない。そうになると、呼びかけられる自己が世間―自己だというのだから、「呼ぶ者の役を演じているのは、もしかすると、ひとごとではない自分自身の自己である可能性のことなのだろうか」（SZ.275）というように、これも本来の自己のことと考えたくもなるかもしれない。

2. だれが呼び、何を告げ知らせるのか

ところが、ハイデガーはそう単純には考えていないようだ。

なにしろ、その呼びかけはまったくもって断じて自分自身から、計画も準備もされはしないし、意志をもって実行されはしないからだ。期せずして、それどころか意に反してさえも《それ》が呼ぶ（*Es* 呼び声がする）のである。かといって、その呼び声が私とともに世界のうちにいるほかの人から届けられるのではな

いことも疑いない。その呼び声は、私のうちから、それでいて私を越えてやって来る。(SZ,275)

呼び声は、けっして自分の意のままになるものではなく、「私を越えてやって来る」。自己というよりむしろ、「それ」、「エス(es)」としか呼びようがないものなのだ。だからといって、そのエスを神や生物学的な素因とといったように、現存在としての自己から離れた一つの客体として存在するものと考えてはならないとハイデガーは注意を促す。やはり、「良心の現象は現存在の現象である」(SZ,275f) であって「私のうちからやって来る」のである。

そうになると、その声の正体とは、いったい、どういうものと考えておけばいいのだろうか。なんだか、はぐらかされた気がしてこないでもない。

そこで、ハイデガーは奇妙なことを言い出す。

なにしろ、現存在はそのつどいつも事実的に実存しているのだから。(SZ,276)

身の周りにある机やパソコンなどの道具や事物と違って、現存在である人間は、そのつど身を取り巻く事物や出来事の様子に応じて自分ができることやできないこと、そうしたさまざまな可能性を思い描き、それを投影しながら、事に当たっているのだろう。そうした人間特有のあり方をハイデガーは「実存すること(existieren)」「実存(Existenz)」と呼び、自分がそのつど身を置く状況や現場の可能性が了解され、その下図が描かれているありようを「自己投企(Sichentwerfen)」「投企(Entwurf)」と呼ぶ。

しかし、投企といっても、それは、徹頭徹尾「事実的に」しかなりたたず、自由気ままな振る舞いではありえない。状況や現場に応じて描き出される下図に否応なしに身を委ねていくしかないという抜き差しならない「事実」がそこに横たわっているからだ。ハイデガーのいう「被投性 (Geworfenheit)」とは、文字どおり、この事実が投げこまれて (geworfen) 生きていくしかない人間のあり方を照らし出すための言葉である。だれだって、自分が投げこまれてしまっている境遇のなかで自分の身の丈に合わせて生きていくしかない。だからこそ、ハイデガーは、投企といっても、あくまでもそれは「被投的投企 (geworfener Entwurf)」としてしかなりたたないことを強調するのだろう。

ところで、そうした投企と被投性、被投的投企からなりたつ現存在としての人間のあり方をハイデガーはすでに第一編第六章の第四一節で「気がかり (Sorge)」と言い表している。その気がかりとは、「おのれに―先だつて―すでに― (世界) ―のうちに― (世間のうちで出会う存在者) のもとでの―存在として―存在する」(SZ,192) というあり方のことを言うのだが、「おのれに―先だつて」が投企、「すでに― (世界) ―のうちに」が事実性つまり被投性、「(世間のうちで出会う存在者) のもとでの―存在」が世間のことがらに没入する頽落に当たる。

ハイデガーは現存在のそのあり方のうちに、良心の声を呼ぶ者の正体を見定めようとするわけだ。つまり、呼びかけられる自己は、世間に囚われ頽落した世間―自己のことであり、その自己が自分固有の自己であることの可能性、本来の自己へ向けて (投企) 呼びかけられる。とすると、呼びかける者は被投的な自己ということになるのだろうか。

どうやら、ハイデガーもそう考えているようである。なにしろ、少し意味深げな物言いを取り混ぜながらも、「呼ぶ者は、自分の不気味さのなかに立つ現存在」、「落ち着ける住まいでは―ないものとしての根源的で被投的

な世界―内―存在」、現存在が事実に存在しているという「世界の無のなかの赤裸々な《この事実》(»Das«)である」(SZ.276f)という言い方をしているからだ。

しかし、そう言われたところでどうだろう。被投的な自己が世間―自己に呼びかけるというのはどういうことなのか。その声の正体はどうなっているのか。それどころか、その声がわからせようとする本来の自己のあり方も、これだけでは、依然としてはつきりしないままである。

そこでまず、ハイデガーは、「負い目ある存在 (Schuldigsein)」というあり方から本来の自己のあり方を見つめなおそうとするのである。「負い目あり (shuldig)」、そこからハイデガーは何をどう導きだそうというのだろうか。

3. どんな負い目があるのか

ここまで見てきたハイデガーの良心分析の内容からして、ハイデガーのいう良心は、何か漠然とした中味のいいことを呼びかけるだけで、結局、何も積極的なことは示してはくれず、たんに批判的な役割しか演じないものではないのか、そう思いたくなくなったとしてもおかしくはない。なにしろハイデガー自身もそうした疑念をいだくのはもつともなことだし、一応、それをそのまま受け入れているのだから。だとしても、ハイデガーに言わせると、それは「時期尚早」ということになる (SZ.279)。これまで話してきたことはまだ目標に達していない準備段階に過ぎないというのだ。

そこで、その疑念に応じるために、今度は、「良心の呼び声に生来ふさわしい聞き方」つまり「その呼び声に《従い応じる》本来的な了解」、「呼びかけの了解」のあるべき姿を見定めようとする (SZ.279)。

こうして、つづく第五八節で、そのための手がかりとして、ごくふつうに考えられている良心の経験や解釈の

ありようを見なおし、そのすべてが良心の声を何らかの「負い目」を告げるものとみなしている点に注目する。ハイデガーのいつものやり方といっていいが、その糸口として、負い目についての日常的なわかりやすい解釈に目を向ける。もっとも、ハイデガーの見立てからすると、そうした解釈はえてして非本来的な側面に目を奪われ、負い目の本質をとらえそこないがちではある。それでも、「どんな見損ないのうちにも、現象の根源的な《理念》への一つの示唆がともにあらわにされて含まれている」(SZ,281)という見通しのもと、schuldigやSchuldというドイツ語の日常的な用法を拾い上げなおしてみようというわけだ。

ハイデガーによると、日常的な用法として「負い目があること」(Schuldigsein)は、さしあたり、①「借金がある」(Schulden haben)という意味で使われる。さらには、②「……の責任がある」(schuld sein an, Schuld haben an)、「つまり「……の原因、創始者、誘因になっている」という意味がある。これらの二つの意味を合わせると「返済の責任がある」という意味になるが、その責任を果たさないときに③「罪を犯す」(sich schuldig machen)」「罰せられる」(sich strafbar machen)のような振る舞いとみなされることもあるように、法的な罪や罰という意味でも使われる。そして、この「罪を犯すこと」は④「他人に対して罪を犯す」(Schuldigwerden an Anderen)」という性格をとともなうこともある。これは法的な罪に問われる場合にかぎらず、社会生活のなかで他者の生活の可能性（「他者の実存」）に危害を加えるときにもなりたつ。こうして、社会で求められる道徳的な要求をみたしていない倫理的責任（良心の呵責）という意味で使われることもある。

そうになると、借金があることも法的な罪を犯すことも含めて、「負い目があること」は、他人の社会生活に対する侵害への責任、「何らかの他者の現存在における何らかの欠如の根拠である」(Grundsein)こと、つまり、他者が求める要求、社会的な規範や法、倫理的な要求をみたしていないという意味で「欠陥がある」ということにな

る (SZ.282)。

なるほど、ハイデガーが指摘するように、借金①であれ、法的罪③であれ、倫理的責任④であれ、そのすべてには「……の根拠である」「……の責任がある」②という意味が含まれ、これを置いてはどの意味もなりたちえないことになるだろう。

《負い目あり》の理念には、《……の責任があること》としての負い目の概念のなかで無差別に表現されているもの、つまり、……の根拠であることが含まれている。(SZ.283)

ところが、ハイデガーに言わせると、社会生活のなかでなされるべきことがなされていないという意味での「欠陥」や「欠如」の根拠であるという捉え方だけではまだ、良心の呼び声が告げ知らせるはずの「負い目ある存在」を言い当てるにはまったく不適切なままにとどまることになる。というのも、ハイデガーのいう「負い目ある存在」の「負い目」とは、社会的になすべきことが欠けているときに生じ、なすべきことをしていればなくなるといった個々の事柄ではなく、人間である現存在そのものをなりたたせているあり方を言い当てようとするものだからだ。

負い目ある存在 (Schuldigsein) は、ある落ち度の結果からはじめて生じるものではない。むしろ逆に、この落ち度は一人の根源的な負い目ある存在を《根拠にして》(«auf Grund») はじめて可能になる。(SZ.284)

負い目ある存在のその負い目のあり方とは、落ち度や欠陥、欠如のことではなく、その根源としてなりたつ「根拠である」というわけだが、それでも、そこには「ない、(Nicht)」という性格が含まれている」(SZ283)のだと言う。となると、これは、人間のどういうあり方のことと考えておけばいいのだろうか。ハイデガーは、ひとまず、これを形式的、実存論的に（ようするに人間の実存の可能性の条件という点から）、「何らかのない (ein Nicht) によって規定されているあり方の根拠であること、すなわち、ある種の無力さの根拠であること Grundsein einer Nichtigkeit」と言い定める (SZ283)。人間としてのあり方そのものが、はじめから「ない」つまり「無力さ」を背負いこむ「根拠である」とでも言いたいのだろうか。だとすると、それは、いったいどういうことなのだろうか。

Ⅱ. 無力な根拠であること

4. どんな無力さを背負いこんでいるのか

そこで、ハイデガーは「気がかり (Sorge)」という現存在のあり方にひきつけてこれに答えようとする。

現存在である人間は、そのつど自分の置かれた状況や現場のなかで描き出された可能性のなかから自分のあり方を見定めていかなければならない。そうになると、自分が自分の進む道を決める根拠であるといえるだろう。だからといって、そうした根拠として現に生きていくしかないこと自体は自分が決めたことではない。「現存在は存在するかぎり投げこまれているものであり、自分自身によって自分の現に連れてこられたわけではない」(SZ284)。

なぜ自分がこの自分としてこの世界に生きているのか、その理由はわからないままに自分が根拠として生きていかなければならない。この事実¹に投げこまれてしまっていること自体は意のままにできず、無力のままである。もはや、自分がその根拠そのものの根拠にはなりえないわけだ。

この被投性という次元から見れば、現存在のあり方は根拠としては無効になり、根拠としての価値はなくなる。投企する根拠であるといつても、それは取るに足らない根拠ということになってくる。「無力さ」と訳した *Nichtigkeit* というドイツ語には「価値のなさ、取るに足らなさ」「無効」といった意味がある。ハイデガーは、自己のあり方を決定する根拠としてもはや機能しない局面に横たわる無力さを強調するためにこの言葉を使っている²と見ていいだろう。

自己は、自己であるかぎり自分自身の根拠をすえておかなければならないが、この自己は、いついかなるときも、その根拠を意のままにすることができない。それなのに、実存するかぎりその根拠であることを引き受けなくてはならない。(SZ,284)

意のままにならない根拠であることを引き受けなくてはならない。だとすれば、それを重荷に感じることになってもおかしくはない。ハイデガーの言うとおり、「現存在はその根拠の重みのうちに置かれており、その重たさが気分によって現存在に重荷としてあらわになる」(SZ,284) こともあるのだろう。そこからすると、ハイデガーのいう「負い目ある存在」のその「負い目 (Schuld)」とは、いわゆる「負い目」というよりも、むしろ「負担」や「重荷」という意味合いで使われていることになってくる。その真意を損なわないように、これから

さきは、ハイデガーのいう *Schuld* を「責任の負担」と訳し、*Schuldigsein* も、「負い目ある存在」ではなく「責任を負わされる存在」と訳しておくことにしたい。

さて、ハイデガーは、その無力な根拠を引き受けていくしかない投企そのものにも、それなりの無力さがつきまとうのだという。現存在としての人間は、描き出された可能性という限られた範囲のなかで特定の可能性を選択していくほかはなく、「絶えず、その他の可能なあり方ではないのであつて、実存的な投企のなかですでにこれらの可能性を放棄してしまっている」(SZ,285)。たしかに可能性を投企し、選択する自由がそこにはあるのだろう。しかしこれも、「他の可能性を選択しなかったし、選択できないという負担を引き受けるいふ」(SZ,285)なのだとすれば、ここにも、それなりの無力さが横たわっていることになってくる。

そして、被投性と企投にともに横たわるその無力さは、「現存在がそのつとすでにいつでも事実に頹落としてあるように、頹落における非本来的な現存在の無力さが可能となる根拠になっている」(SZ,285)のだという。こうして、人間の根本的なあり方である「気がかり」(*Sorge*) そのものがその本質からしてどこまでも無力さに浸透されている」(SZ,285)とまで言い切るのだが、さて、これはどういうことと考えておけばいいのだろうか。

意のままにならない無力さのなかで、なすべきことを負わされている。その重荷や責任に正面から向き合い、それをまるごと一人で背負いこむことなんてなかなかできることではない。そこに不安を覚え、逃げだしたくなってもおかしくはない。その不安をできるだけ遠ざけておくためには、世間で通用しているやり方を頼りにしていくしかないのだろう。自分で決めなくても大丈夫。世間の言うことに従っておけば、うまくいくはずだ。そう思っておけば安心だからだ。

こうして、無力さの根拠であるという事実から逃避し、そこから目をそらし生きていられることでその事実を

気にかけなくなる。いや、もはや、そうして気にかけずにいられていることにすら気づかなくなってしまうのかもしれない。だれだってそうなのだろう。世間に頹落し、身を委ねていたままの方がよっぽど気楽で居心地もいいはずだ。難しいことをあれこれ考えずに、目先のことだけ考えて、自分のしたいこと、すべきことだけ決めておけばいいのだから。

もともと、無力の根拠であるからこそ、どうしてもそれに向き合うことができず、そこから逃げだすしかない、そのことにすら気づくこともできなくなってしまう。ここにもまた、それなりの無力さが横たわっていることになる。ハイデガーが「(無力な) 無力の根拠であること」(Das (nichtige) Grundsein einer Nichtigkeit) (SZ.285) とカッコで *nichtige* を補うのも、無力な根拠であることに向き合えないその無力さのことを意味してのことなのだろう。

5. 良心の呼び声はどう聞こえてくるのか

被投的投企からの逃避としての頹落、これが気がかり (*Sorge*) という人間のあり方とされるわけだが、その気がかりがなりたつのも、そもそも人間は、無力な根拠であるという負担を強いられ、責任を負わされる存在だからということになる。だからこそ、ハイデガーは、負い目というよりも、むしろ、そうした無力さに浸りきった「責任を負わされる存在 (*Schuldigsein*) が気がかりと呼ぶ存在をなりたたせている」(SZ.286) という言い方をしているのだらう。そして、その人間にそのような負担、責任を告げ知らせるのが、良心の呼び声だというわけだ。良心の呼び声が気がかりのなりたちを告げ知らせてくれる。「良心の呼び声は気がかりの呼び声である」(SZ.286) と言われるのもその意味でのことである。

とはいえ、無力さの根拠であることを背負いこむからこそ、「現存在はそのつとすでにいつでも事実的に頹落としてある」(SZ285) しかなく、無力さの負担や責任など気にかけないでいられるのだろう。居心地がいい世間に囚われ、良心の声の知らせなど届かなくなってしまうているわけだ。となると、その声はどうやって聞こえてくることになるのだろうか。

そこでハイデガーはまたもや奇妙なことを言い出す。

責任の負担は、責任の負担の意識が目覚めるときにしか《現に》《存在》しないのだろうか。むしろ、責任の負担が《眠っている》という点にまさに責任を負わされる根源的な存在がはっきり示されているのではないのか。(SZ286)

責任を負わされている意識は、人間の頹落的なあり方から遠ざかり、眠ったままである。なぜそうなるかという、それも、無力な根拠であるという負担や責任を強いられているからこそだというわけだ。それにしても、では、どうやってその人間は良心の呼び声を聞き入れ、その無力さを了解することができるのだろうか。しかもハイデガーは、できるにしても、それは良心を選択することではないのだという。「良心そのものは選択されえない」(SZ288) からだ。

なるほど、無力な根拠であることを負わされているという事実、人間にとって抜き差しならない事実であるのだとすれば、そこにはもはや選択の余地などありえない。では、残された選択の道はどこにあるのか。それは、「良心の呼び声に向かって開かれた自由をえること」(Freiwerden)、呼びかけられることができるように準備して

おくこと (Bereitschaft)」「ひとごとでない自分自身の実存可能性の言いなりになること (hörig)」(SZ.287) だと言う。その自由とはもはや、自分の可能性を選択する投企の自由とはまったく違う。これは、意のままにならない無力さという不自由さがつきまとう被投的な自由にすぎないからだ。むしろ、ここで言われる自由とは、その無力さから逃げだし、居心地のいい世間に頹落するしかない閉ざされたあり方からの解放のことを言うのだろう。それがそのまま、良心の呼び声を聞くための「準備」になり、良心の呼び声に聞き従い、その「言いなりになること」になる。頹落したあり方においても良心は人間に呼びかけているはずなのであって、その呼び声を聞き逃しているだけのこと。だから、選択できるのは、世間の言うことから耳を閉ざし、その呼び声が聞こえるように耳を澄ましておくこと、つまり「良心を負わされていること」を望むこと (Gewissen-haben-wollen)」(SZ.288) だけだというわけだ。

その意味でハイデガーはこの選択を「覚悟 (Entschlossenheit)」とも言い表す。Entschlossenheit というドイツ語の schlossenheit という部分は「閉ざす」という意味の schließen に由来し、閉ざされたあり方という意味が含まれる。その前つづりの Ent は離脱や除去という意味合いで使われることからすると、「覚悟 (Entschlossenheit)」という言葉には、閉ざされたあり方からの解放というニュアンスも含まれてくる。ハイデガーもこの言葉にそうした意味合いを含めようとしているのだろう。

なるほど、その意味合いはそうなのだとしても、そうした「覚悟」や「自由」、「準備」や「言いなりになること」、そして「この選択でもって現存在はその自分に、世間―自己には閉ざされた (verschlossen) ままの存在、ひとごとでない自分自身の責任を負わされる存在というあり方を可能とする」(SZ.288) と言われたところでどうだろう。いったい、それで人間のどういうあり方のことを示そうとしているのか。そのさいに被投的な自己が世

間―自己に呼びかけるということはどういうことになるのか。この答えは漠然としたままであることには変わりがない。

ところで、ハイデガーによると、気がかりというあり方は、人間の時間的なあり方、「時間性 (Zeitlichkeit)」に基づき（第六五節）、その点から、被投性は過去、投企は未来、頽落は現在のあり方としてとらえなおされる。そこからすると、過去の自分が未来の自分に向けて世間―自己としての現在の自分に呼びかけるということにもなりそうである。⁽⁶⁾しかし、そうとらえなおしたところで、やはり、良心の呼び声が何をどう告げ知らせようとしているのか、その中味は宙に浮いたままに見えてしまう。ハイデガーも気にしているように、そもそも、何の具体的な指針も示してくれないものについて、「良心」という言葉を使うことにどれほどの意味があるのか。そうした疑問が浮かんできてもおかしくくはない (SZ290)。なにしろ、そのハイデガー自身も、『存在と時間』以降、「良心」そのものを主題として取り扱うことは一向になくなってしまっているのだから。

いずれにしても、その良心分析は「死へ臨む存在」という人間のあり方とどう関係するのか、そして何よりも、それが「存在の意味への問い」にどこでどうつながるのか、その見通しも定かでないままに終わっているかのよう⁽⁷⁾に見えてしまう。

Ⅲ. ポイエーシスとゲーシュテル

6. 因果性から「責任を負うこと」へ

どうやら、『存在と時間』での語り口だけでは、そうした批判や疑問に十分応えるには限界があるようだ。だ

とすると、「この良心分析はただ存在論的な根本的問いに役立てるためのものでしかない」(SZ,290) と言うときは、はたして、そのハイデガーの真意はどういうことであつたのか。それをうまく探り当てるには、むしろ『存在と時間』から離れたところから、「存在論的な根本的問い」そのものの展開を見届けてみるのが近道なのだろう。⁽⁷⁾

ハイデガーの講演論文「技術への問い」、これがその一番の近道になる。そう考えてみたいのだ。⁽⁸⁾ なにしろ、そこでもまた、『存在と時間』で語られていたのと同じような意味合いをもつ「自由(Frei)」や「準備(Bereitschaft)」、準備すること(vorbereiten)、「耳を傾ける者(Hörender)」⁽⁹⁾ さらには「責任を負う(verschulden)」というあり方について考察がめぐらされているからだ。しかも、この「技術への問い」においては、『存在と時間』の良心分析で語られている意味合いをそのままざるかのように、その「責任を負うこと(Verschulden)」を道徳的に過失と理解したり、他方ではしかし一種の働きとして解釈したりしがちであること⁽¹⁰⁾ が「後に因果性と呼ばれるものもとの意味への道をみずから閉ざすことになる」という物言いまで見られる(GA7,11)。

では、その論文でのハイデガーの目的は何なのかというと、それは「技術に向けて問い、そうすることで技術への自由な(Frei) 関係を準備したい(möchten vorbereiten)」ということである。そして、「その関係が自由(Frei) になるのは、われわれの現存在が技術の本質へと開かれるときである」と言われる(GA7,7)。では、その自由や技術の本質とはどのようなことをいうのだろうか。その準備に向けて、これまた、いつものやり方だといつていいだろう、ハイデガーは、さしあたりまず、ふつうに考えられている技術と自分のいう「技術の本質」との次元の違いを強調する。

技術というと、ふつうは、目的のための手段や、手段を調達し、使いこなす人間の能力のことを考えなくなるかもしれない。道具や機械の製作や利用、製作品や使用物、その目的や用途を包括するものといったイメージで

ある。ハイデガーはそうしたイメージをまとめて「技術についての道具的にして人間学的な規定」(GA78)と呼ぶ。

その手段や道具というのは、目的を実現する原因とも考えられるし、逆に、手段や道具の選び方を決めるのは目的であるということから、目的の方がそのために手段や道具が製作され、使われる原因であるとも考えられようである。このように、技術にまつわるイメージには因果性が含まれるという点から、ハイデガーは、伝統的に哲学の教説として知られる「四原因説」に注目する。その四原因とは、質料因 (causa materialis)、形相因 (causa formalis)、目的因 (causa finalis)、動力因 (causa efficiens) のことである (GA79)。

そこでまずハイデガーは銀皿の製作を例にして、その教説が長らくどのように考え伝えられてきたのかを検討する。その教説においては、銀皿の素材としての銀が質料因で、素材が収められる皿という形状が形相因ということになる。そして、その皿がたとえば捧げ物を供える儀式のための道具に使われるようなときには、その儀式が目的因であり、皿を仕上げる銀細工師が動力因というふうに区分けされる。

そこからすると、その皿の製作を実現するのは銀細工師なのだから、動力因が素材や形状を選定し、儀式の遂行という結果を生み出す原因であると考えられてくる。そうすると、目的因はもはや原因とはみなされなくなってしまうかねないし、原因が動力因の一つに収束してしまうなら、四つの原因を同列に区別するというそもそもの意味がわからなくなってしまう。

ハイデガーに言わせると、こうして、因果性の本質、つまり技術の本質も隠されてしまい、「因果性と呼ばれるもののもとの意味への道をみずから閉ざすことになる」(GA711)。ところが、この教説は、もとを辿るとアリストテレスにまで遡り、そこでは、これとはまた違うことが考えられていたのだという。原因という言葉の

もとなるギリシャ語の「アイティオン (aition)」という言葉には、結果を実現する原因という意味はなかったはずで、むしろ「責任を負うこと」(Verschulden)」、これがそのもとの意味だったというのだ (GAT.10)。そうとらえなおせば、原因が四つに区別されることの意味も見えてくるというのである。

ここでハイデガーが掘り下げようとする「責任を負うこと」の意味合いに照らし合わせてみると、『存在と時間』の良心分析で語られた「責任を負わされる存在 (Schuldigsein)」の底に眠っているはずの真意も透けて見えてくるように思うのだ。

では、その「アイティオン」「責任を負うこと」とはどういうことだったというのか。

そこでハイデガーは再び、銀皿の製作を例にする。銀皿は素材がなければなりたつた。銀は皿がなりたつための素材、つまり「質料 (stoff^{ヒュレー})」としての責任を負い、そのおかげでその皿は、木製でも陶器でもなく銀の皿として仕上げられる。しかし、皿が皿として使えるためには、しかるべき形が整っていなければならない。皿としての形、つまり「形相 (eidos^{エイドス})」もその仕上げの責任を負う。形あってこそその皿なのだ (GAT.10)。ところが、ハイデガーは、とりわけその仕上げの重責を担うのは、目的因として理解されることになった第三のアイティオンなのだという。これはどういうことなのか。

目的因とはラテン語の causa finalis (カウサ・フィーナリス) の訳語であるが、そのラテン語のフィーナリス (finalis) のもとなる名詞のフィーニス (finis) は、ギリシャ語のテロス (telos) (GAT.11) に由来する。ハイデガーによると、そのテロスを目標や目的 (フィーニス) の意味に解すると、もともとの意味を取り違えてしまうことになるのだという。たしかにラテン語のフィーニスと同様にギリシャ語のテロスにも、終結させ、完結させるものという意味はある。だとしても、それは目標や目的といった終わりのことではなく、「あらかじめ皿を

奉獻や寄贈の領域に限定するあるもので」あって、「これによって皿は捧げ物の器としての範囲を区切られることになる」(GA7,10)、「そうとらえなおそうとするわけだ」。

そもそも、捧げ物の儀式という目的が必要となるのはどうしてなのか。それは、銀細工師を含めた人間が自分たちの生きる世界でうまく暮らしてゆくために何ができるか、そうした思いに迫られたからこそのはずなのだろう。その世界で生きていくしかないという事実に投げこまれ、無事に生きていけるように、あるいは無事に生きてこられたことへ、祈りや感謝を神仏に捧げなければならない。そうした気持ちに駆り立てられたとしてもおかしくはない。そのために儀式が必要なら、どんな儀式を整えることができるか、といったふうに、儀式や用具のあり方を限定し(eingrenzen)、儀式がしかるべきあり方としてなりたちうる範囲を区切るもの(Die Umgrenzende)、テロスとは、そうした意味での境界や範囲を終結させ、完結させるもののことだったというわけだ(GA7,10)。

いってみれば、それは、儀式の遂行という目的設定や皿の製作や利用に先立って、あらかじめ、その世界で生きていくために何ができるのか、その可能性の下図が描き出される青写真にあたるものといえるだろう。生きるその身を案じながら、生きる見通しを探っていくしかない。抜き差しならないこの事実がまずそこに横たわっているわけだ。『存在と時間』で言われた「被投的投企(geworfener Entwurf)」というあり方が、ここで、技術という具体的な場面からとらなおされているといえるだろう。

7. ポイエーシスという存在のあり方

そう考えると、そのテロスは、儀式の取り扱い方、道具としての容器の選定、その素材や形状の選定の責任も

負っていることになる。銀細工師がその製作を実現する原因つまり動力因になるというのは、その青写真に描き出された見通しに従ってこそはじめてなりたつ派生的な事態でしかない。だからこそ、ハイデガーも指摘するように、「アリストテレスの教説は動力因という名目でよばれる原因を知らなかったし、それに対応するギリシャ語の名称も必要としなかった」(GATII)のだろう。

こうして銀細工師は、描き出された見通しに従い、あれこれ工夫を凝らしながら、これら三つのアイティオンつまり責任のあり方を熟慮し取りまとめるという責任を負わされることになる。銀細工師を含め、その世界で生きる人間たちが当の目的や手段を選定する根拠なのだといっても、それは、その見通しを否応なしに迫られてこそなりたつ事実ということになってくる。『存在と時間』で「責任を負わされる存在 (Schuldigsein)」が「無力の根拠である (Grundsein einer Nichtigkeit)」と言われたのも、具体的な場面からとらえなおせば、人間の意のままにならないそうした事実を示そうとしてのことだと考えられる。

銀細工師がいなければ、テロスとして描き出される見通しにまとまりがつかず、素材や形状も選定されない。しかし、その逆に、目的や手段を選定する手がかりになるはずの見通しがすでに開かれていなければ、銀細工師はその役を果たせなくなる。四原因をそのようにとらえなおせば、たしかに、それぞれの責任のあり方が区別されながらも相互に関係し合うものと考えられる。これが目的や手段、因果性の隠された本質であるというわけだ。

そこでハイデガーはその本質をさらに深く見つめなおすために、プラトンの『饗宴』の一節 (205b) のなかで語られるギリシャ語のポイエーシス (ποίησις) という言葉に注目し、そこに含まれていたはずのもともとの意味、つまり「こちらへー前へーもたらすこと」(Her-vor-bringen) というのはたらきを掘り起こそうとする。

手仕事の製作だけが、こちらへー前へーもたらすこと、つまりポイエーシスというわけではなく、芸術的、詩作的に輝きにーもたらし、イメージへとーもたらすことだけがそうなのでもない。フュシス (physis)、つまりそれ自身ーからーほころびてくるものもまた、こちらへー前へーもたらすことの一つであり、ポイエーシスなのである。それどころかフュシス (自然) は最高の意味でのポイエーシスである (GA7.12)

道具の製作にかぎったことではない。芸術や詩作もそうなのだろう。職人や芸術家、詩人の手によって道具や作品が出現し、「こちらへー前へーもたらされる」。この出来事がポイエーシスと呼ばれるはたらきであり、フュシスつまり自然のいとなみ、たとえば、つぼみがほころび、開花するといったことも、しかしこれは人の手を離れたところでフュシスとして自ずから (physis) (GA7.12) 出現するという点で、ポイエーシスの最たるあり方と考えられていたのだという。

フュシスと呼ばれるそうした自然のあり方は、人為の及ばぬところで、ときには人間の意図や予測すら超えて出現することもあるのだろう。人智を超えて、隠し秘められた可能性や持ち味を発揮しながら出現する。それがポイエーシスの最高度のあり方であつたし、ポイエーシスがポイエーシスとよばれる所以であつたというのだ。

となると、道具の製作、芸術や詩作も、身を取り巻く自然に隠し秘められた可能性や持ち味に合わせながら、道具や作品を仕上げるいとなみとして理解されていたことになる。銀皿にしても、自然に隠し秘められた素材の持ち味が発揮され、思いもしなかったイメージへともたらされるときには、その輝かしさに驚き、心を震わせることになるかもしれない。詩人が詩人であるのは、その身に不意に訪れる出来事の神秘さを前にして、その眩しさに絶句しながらも、どうにかその輝きを言葉に乗せて伝えようとするからなのだろう。

「^hこちらへー前へーもたらすこと」と訳した「Her-vor-bringen」のハイフンを外した「hervorbringen」というもとの動詞には、「(貯蔵場所・隠し場所などから)とり出す」という用法がある。それを名詞化した「Hervorbringung」も、製作物ではなく工芸や芸術などの作品を意味することから、素材に秘められた可能性や持ち味が作品としてひき出されたものといった意味を考えたくなる。ハイデガーがポイエーシスについてこのドイツ語を使うのも、そうした含みをもたせたかったからだと考えられる。

だからこそ、ハイデガーは、ポイエーシスのはたらきを「隠れなきありよう」(Unverborgenheit)、「^hボールをとり除くこと」(Entbergen)というあり方に結びつけようとするのだろう。

こちらへー前へーもたらすことが出来るのは、包み隠されたものが隠れなきものへ至るかぎりのことではない。この到来は、^hボールをとり除くこと(Entbergen)と名づけたものにもとづき、そのなかを揺れ動いている。ギリシヤ人には、そのためにアレーテイア(ἀρετή)という言葉がある。(GA7.13)

何であれ、何かがあること、つまり存在するということとは、ポイエーシス、こちらへー前へーもたらされること、隠された可能性や持ち味がそのままに出現してくることと理解されていたのであり、このように存在の^hボールがとり除かれることがギリシヤ語のアレーテイアのもともとの意味であったと言いたいのである。このギリシヤ語は、ラテン語で *veritas*、ドイツ語では *Wahrheit* (日本語でいう真理)と訳され、見解の正しさ(Richtigkeit des Vorstellens) (GA7.13) として理解されてしまっているが、それでは、そのもとの意味をとり逃してしまふことになるというわけだ。

そうすると、人間の目的に合わせて、何かを作ったり、操作したり、利用したりするという意味での技術は、そこから派生してくる副次的事柄にすぎないことになるはずだが、ハイデガーに言わせると、そうした製作や利用という観点に終始縛りつけられたままになってしまったところに、近代技術が近代技術としてなりたつための本質があるというのである。

8. 技術にともなう危険と自由

もつとも、ハイデガーの考え方からすると、近代技術にしても、製造や利用に先だって、あらかじめ存在のベールがとり除かれている。その点には変わりない。しかしそのベールのとり除かれ方そのものがポイエーシスという方から遙かに遠ざかってしまっているのだという。

ハイデガーの考える近代技術社会、つまり近代文明というのは、何から何まで、要求や利用という観点に縛られ、そこに生きる人間は資材や人材を利用しながらも、逆に、資材や人材としても利用されているという人間と物のありよう、つまり、このようにして資材や人材が際限なくひしめき合う社会のことである。需要や要求に合わせ (abstellen)、発注し (bestellen)、調達し (stellen)、在庫や用材 (Bestand) を配達する (zustellen) ……等々、いたるところにドイツ語の動詞で言われる「…stellen (……シユテレン)」が溢れかえっている。ハイデガーは、ドイツ語で名詞の前つづりに使われる Ge…… が集合や共在を意味することから、そのような様々な「……シユテレン (……stellen)」を支配している仕組みのことを「ゲーシユテル (Ge-stell)」と呼ぶ⁽⁹⁾。これが近代技術やその社会をなりたたせている本質、つまり存在のベールをとり除く仕方だと見ているわけだ (GA721)。

何から何までが人間の意図や計算どおりに利用可能な用材、資材や人材とみなされる。この見方に縛られ、近

代科学もその恩恵を負う技術社会で生きる人間も、まるでゲーシュテルから派遣として送り出された (geschickt) 手先のように身動きが取れなくなってしまうている。ハイデガーは、人間のそのような身の縛られ方を「めぐり合わせ (Geschick)」(GA725) と言い表し、その意味では、ポイエーシスという見方も、人間に負わされる身の置き方、めぐり合わせの一つであったというわけだ。

ハイデガーは、そのどちらのめぐり合わせからも、危険が生じる可能性どころか、逃れようのない危険が横たわりつづけているありようを嗅ぎつけようとする。そしてゲーシュテルというめぐり合わせにおいてその危険はピークに達するのだというのだ。しかし、これはどういうことなのだろうか。

近代技術であれ、それ以前の昔の技術であれ、「その隠れなきものによって人間は過ちを犯し、隠れなきものを誤解してしまうという危険を孕んでいる」(GA727)。ハイデガーのいうその危険とは、人災や天災にともなう事故や被災といった個々の危険ではない。「ベールをとり除くことのめぐり合わせは、それ自体からして、何らかの危険というのではなく、危険そのものである」(GA727) というのだ。つまり、その危険とは、人間の意のままに技術を制御できるという見方に縛られることで、それとは別の見方、隠し秘められた存在のありように気づかなくなってしまうことである。

そうした危険の免れようのなさというなら、昔の技術だって変わりはない。思いどおりにうまく事が進めば、それで安心してしまふのが人間なのだろう。思いもよらぬ未知の可能性が待ち受けていることなど気になくなることもあったのかもしれない。もともと、近代技術に比べて、技術的な見通しはまだまだ素朴なものであるだけに、思いもよらぬしつぺ返しを食らい、酷い目に遭うことも珍しくはなかったはずだ。その折々に、自然や技術の意のままならなさを思い知らされ、失敗や成功をくり返してゆく。そうした試行錯誤を強いられていたも

のと考えられる。

ところが、ゲーシュテルというめぐり合わせのもとではどうだろう。思わぬ事故や災害に出くわしたところで、それも人間のしでかした処置の至らなさの結果としてしまい、やりなおしを図れば、きつとうまくいくはずだという思いに縛られてしまっている。技術への過大な信頼のもと、対応や処置が繰り返されるだけになり、ポイエーシスという存在のあり方から目を閉ざされてしまうわけだ。それどころか、そこから目を背けていられるからこそ、人間の手で技術を制御できるという見方に縛りつけられている、そのことすら見えなくなってしまう。この雁字搦めの身のあり方という危険性のピークをハイデガーは個々の技術ではなく、近代技術の本質、ゲーシュテルという点に見ようとしているわけだ。

ところが、ハイデガーによると、「そのめぐり合わせの勢力圏に身を置きながらも、それでいて、傾聴する者（Hörender）」とはいえ、言いなりになる者（Höriger）ではない者になるかぎりで、まさにそのときはじめて人間は自由になる」（GA726）のだという。しかも、「しかし、危険のあるところで、救うものもまた育つ」（GA729）というヘルダーリンの言葉をひき合いにし、まさにその危険のピークのうちに「救うもの（das Rettende）」つまり「叶えるもの（das Gewährende）」も出現してくるのだとまで言い出している（GA734）。

こうして、「この救うものの開花を考慮に入れ、追想しつつ見守ることにすべてがかかっている」（GA733）というのだが、どうも、それが技術への自由な関係を築くための準備になるとハイデガーは考えているようである。まさにその点に、『存在と時間』での良心分析の真意を探る手がかりもあるように思うのだ。

むすび —— 良心の呼び声はどこからやって来るのか

では、救うものの出現、開花とは、いったいどういうことなのか。

不思議にも聞こえそうだが、ハイデガーは、ゲーシュテルという危険の出自もじつのところはポイエーシスにあると見ている。その含みに照らし合わせてみると、救うものの開花ということの意味合いもはっきりしてくるだろう。

挑発し、ベールをとり除くことのめぐり合わせの出自は、こちらへともたらし、ベールをとり除くことにある。しかし同時にそのめぐり合わせのなかで、ゲーシュテルはポイエーシスを塞ぐことになる。(GA7,31)

この「挑発し、ベールをとり除くこと」と言うのは、ゲーシュテルのことである。すでに見たとおり、ポイエーシスというあり方から因果性や目的のための手段という見方も派生してくるわけだ。その派生的な見方が技術の進歩により、それへの絶大な信頼にまで高まり、一面化してしまうことで、出自であったはずのポイエーシスという見方が隠されてしまう。そうなると、不思議というよりか皮肉なことに、ポイエーシスを塞ぐことになるゲーシュテルというめぐり合わせも、もともと、ポイエーシスというめぐり合わせから生まれ育ってきたものということになってくる。

救うもの、叶えるものとは、人間の手による危機管理の方策であるどころか、皮肉にも、その人為の方策という要求を叶えるために隠されてしまうことになったポイエーシスというあり方のことであるのがわかるだろう。

近代の以前や以後が問題なのではない。人為的に制御可能な手段という技術の見方は、隠し秘められた可能性が開花し出現してくるというあり方から生い立ち、育ってきたということになる。

だからこそ、近代技術にしても、予測や計算が見事に裏切られ、ときには、予想だになかった発見や発明に出くわし、度肝を抜かされることにもなるのだろう。その一方で、思いもよらぬ事故や災害に襲われることにもなりかねない。原子力やインターネット機器などを含めた情報処理システムなどの現代のテクノロジーのように、その仕組みが高度で複雑になればなるほど、むしろ、想定外のミスや事故が生じるのは当たり前にもなってくる。その一面性に気づきながらも、それを黙認することで、そこに絶えず横たわる危険性から目を反らさず、その事実が突きつけてくる要求に耳を傾けること、そこにこそ、技術との自由な関係への準備がなりたつと言いたいわけだ。その意味での自由でいられるには、技術的な解決の万全性を期待したり、その逆に、技術的な方策の有効性を否定したりするのではなく、むしろ、そこに横たわる危険の不可避性、つまり「救うものの開花」をそのままに「考慮に入れ、追想しつつ見守る」ほかはないのだろう。

それは、近代以前の技術の素朴さをただノスタルジックに懐かしむというものではない。むしろ、その素朴さゆえに、自然や技術の御しがたさを前にして気がかり (Sorge) な思いを抱かずにはいられなかったこと、そこにこそ、近代技術との決定的な違いを見ようとしているわけだ。「最初の早期 (anfängliche Frühe)」(GA7,23) の出自として、今なお横たわりつづけているはずのその御しがたさ。これを気にかけることは、ハイデガーが言うように、「過去のものを甦らそうという、ばかげた意志ではなく、その早期 (Frühe) の到来を前にして驚くべく冷静に準備しておく」と (GA7,23) なのだろう。

その準備によって、ゲーシュテルという見方に囚われたままの不自由さから距離をおくことになるのだとすれ

ば、それは、存在の御しがたさからひと時も目を離さず、存在への畏敬の念を呼び起こす問いや考え方を切り開こうとする、積極果敢な試みに映つてきはしないだろうか。「というのも、問うことは考えることの敬虔さ(Frömmigkeit)なのだから」(GA7:36)という言葉でハイデガーがこの講演を締めくくるのも、自然や技術へのそうした畏怖、存在への畏敬の気持ちを込めてのことなのだろう。

その準備や敬虔さというのが、まさに、『存在と時間』の良心分析で伝えたかったはずの真意だったとしたらどうだろう。良心の呼び声を聞くための「覚悟」や「自由」、「準備」、「ひとごとでない自分自身の実存可能性の言いなりになること」という言い方の裏にその真意が秘められていたのだとすると、被投的な自己が世間―自己に呼びかけるということから、具体的な現実味が透けて見えてきはしないだろうか。

被投的な自己や本来的自己という語り口の裏には、むしろ、その自己に突きつけられる存在の御しがたさを示そうとする意図が含まれていたとすればどうだろう。世間―自己とはつまり、ポイエーシスから閉ざされたあり方のことで、良心の呼び声というのも、いわゆる良心というよりは、存在の御しがたさが有無を言わずその人間に突きつけてくる要求のことだったとすればどうだろう。「死へ臨む存在」というのも、死んでいくしかない人間に負わされる身のありようのことを言うのだとすれば、これも、存在の御しがたさを示す最たるものということになってくる。

そして、『存在と時間』での「良心―を負わされている」とーを望む」と」(SZ:287)という言い方の裏には、「そうすることで救うもののつばみがほころび、出現する」(GA7:34)という含みが隠し秘められていたのだとしたらどうだろう。なにしろ、ハイデガーも、救うものからの呼びかけということを口に出しているのだから。

しかしわれわれは、救うものからの発育する光のなかで立ち止まって警戒するよう呼びかけられている。
(GA7,34)

良心の呼び声、それは、存在の御しがたさからやって来る。だとすれば、良心の呼び声をめぐってハイデガーが繰り出す雲をつかむかのような物言いも、現実味に溢れた呼び声として聞こえてきはしないだろうか。

その呼び声は知識としては何も与えてくれはしないのだが、それでも、それは批判的ではないのではなく、積極的なものである。(SZ,288)

(1) ハイデガーの『存在と時間』からの引用箇所およびそれへの参照箇所は、本文中の()内に、SZという略号によって当該著作を数字によってページ数を表示した。大部分の翻訳にもオリジナル版(単行本)のページが併記されていることから、ページ数はオリジナル版(Max Niemeyer Verlag)のページづけに従った。『存在と時間』を含めて、ハイデガーの著作からの引用文の中で傍点を付した箇所は原文でのイタリック体の強調箇所に相当する。なお、《 》という符号で括った箇所は原文で「 〆」という符号で括られた箇所に相当する。

(2) K. レーヴェット『ナチズムと私の生活——仙台からの出発』秋間実訳、法政大学出版局、一九九〇年、四八頁以下。

(3) たとえば、木田元『新人生論ノート』(集英社新書、二〇〇五年)九四頁以下など。

(4) K. レーヴェット「現象学的存在論とプロテスタント神学」(『ヘーゲルからハイデガーへ』作品社、所収)

(5) ドイツ語版『マルティン・ハイデガー全集』第七卷 (Martin Heidegger Gesamtausgabe, Vittorio Klostermann, Frankfurt am Main, 1975, 1. Abt. Bd. 7: *Vorträge und Aufsätze* (1936-1953), hrsg. von Friedrich-Wilhelm v. Herrmann, 2000.) 以下、「技術への問い」からの引用箇所およびそれへの参照箇所は、本文中の()内にGA7という略号とその後に原著のページ数を表示する。GAという略号は全集版を意味し、その後のアラビア数字は全集の巻数を示す。

(6) その点からすると、たとえば、須田朗「ハイデガーの良心論」(中央大学文学部『紀要「哲学」第五四号』二〇一二年)、須田朗「カントとハイデガー——良心をめぐる」(中央大学人文科学研究『人文研紀要 第七七号』二〇一三年)での指摘にもあるように、『存在と時間』の良心分析を過去へ向き合うという人間存在の時間的あり方を見つめなおす試みとする見方なりたつだろう。それはそれとして読解を進めるうえで貴重な指針として受け止めながらも、本稿では、その裏で語りきれずに埋もれてしまっているはずのハイデガーの真意を掘り下げてみようと思う。

(7) たとえば、轟孝夫『ハイデガー「存在と時間」入門』(講談社現代新書、二〇一七年)第四章第三節、轟孝夫『ハイデガーの哲学『存在と時間』から後期の思索まで』(講談社現代新書、二〇一三年)第二章第三節などでも、『存在と時間』での論述に焦点を絞り、ここでは表立って論じられていない「存在への問い」という視点から良心分析をとらえなおす方向性が示唆されている。その方向性に依拠しつつ、本稿では、『存在と時間』以後の「存在への問い」という側面でのハイデガーの試みそのものにも目を向けることでその方向性の内実に迫ってみようと思う。

(8) 拙論、岡山敬二「技術と存在——ハイデガー「技術への問い」を問う——」(日本大学法学部『桜文論叢 第九十六巻』二〇一八年)で、ハイデガーの技術論の背景にある存在への問いという側面から、ハイデガーの技術論に向けられる批判、現実味に欠ける空論という批判や懐古主義にすぎないといった批判への返答を試みている。本稿では、その方向は踏まえつつも、ハイデガーの良心論の真意を探るという新たな切り口から、ハイデガーの技術論の力点にも見つめなおしを図ってみようと思う。

(9) ゲーシュテルについて、たとえば関口訳『技術への問い』(二〇一三年)は、「集―立」という訳語を採用している。その他に、「全―仕組み」「総―立―体制」「組―立」「立―立」「組―立」「仕―立」「仕―立」「巨大―収奪機構」等の訳語もある。どれも、ハイデガーの意図を反映させるために工夫を凝らした訳語といえるが、stellenを語幹とする他のドイツ語の訳語との兼ね合いでいくつか不都合な面も出てくるという点から、不親切にはなるが、原語をそのままカタカナで表記することにした。ゲーシュテルの訳語例については、瀧将之「4、ゲーシュテル (Gestell) について」(加藤尚武編『ハイデガーの技術論』理想社、二〇〇三年、所収、一四五頁以下)を参照されたい。

日本大学法学部機関誌執筆要領

令和3年11月18日機関誌編集委員会決定
令和3年12月15日 執行部会議承認
令和3年12月16日 教授会報告
令和4年 4月 1日 施行

1. 本要領の目的

本要領は、日本大学法学部機関誌編集委員会（以下「編集委員会」という）にかかる機関誌に投稿する際の基本的手順について定めるものである。

2. 投稿資格者

- (1) 法学部、法学研究科および法務研究科の専任教員、名誉教授および定年退職した元専任教員
- (2) 以下の者については、編集委員会の審議を経て単著の投稿を認めることがある。なお、投稿に際しては、法学部専任教員の推薦状を必要とする。
 - ① 法学部非常勤講師
 - ② 法学部客員教員
 - ③ 法学部以外の日本大学専任教員
 - ④ 法学部付置研究所研究員および法学部所属の日本大学研究員
 - ⑤ 法学部校友および法学部関係者で研究業績が認められる者
- (3) 学外の研究者は、法学部専任教員の投稿の共著者となることができる。
- (4) 大学院法学研究科博士後期課程学生は、指導教員の許可を得て『日本法学』に「判例研究」を投稿することができる。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、退職記念号および追悼論文集については、別の定めによる。

3. 研究倫理の遵守と権利保護

- (1) 投稿原稿は未発表のものに限る。他誌との二重投稿は認めない。また注釈なく自己の既発表著作と重複する記述をすることは認められない。
- (2) 剽窃、捏造、改ざん等の研究不正を行ってはならない。また投稿原稿については、著作者が適正に表示されていなければならない。
- (3) 研究・調査対象に関する権利保護（資料の使用許諾や個人情報保護に関する同意等）、および翻訳に関する権利について、必要な手続きを投稿前に完了していなければならない。
- (4) 利益相反に関する倫理を遵守するとともに、利益相反情報を申告しなければならない。
- (5) 機関誌に掲載された著作物の著作権のうち、複製権および公衆送信権を日本大学法学部に譲渡する。ただし、著者自身による複製権および公衆送信権の行使を妨げない。

4. 原稿種別

投稿は以下の種別で受け付ける。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究（『日本法学』のみ）
- (4) 特別講演
- (5) 翻訳
- (6) 資料
- (7) 書評
- (8) 雑報

5. 原稿の作成

- (1) 原稿は、A4用紙に適当な文字数で打ち出す。
- (2) 分量の上限は、文字数で概ね22,000字（刷り上がり約25頁）とする。それを超えるものについては、原則として分割して掲載する。ただし、編集委員会は、他の掲載原稿のページ数を勘案し、その上限の変更を認めることができる。なお半面1ページ大の図表1枚に付き900字を原稿文字数に含めるものとする。
- (3) 連載を前提とする長大な原稿についても、完結分までの完全原稿を投稿するものとする。
- (4) 表題と氏名には、和文表記および欧文表記を併記する。
- (5) 注、参考文献の表記法は、当該分野の慣例に従うものとする。

6. 原稿の提出

- (1) 原稿は、投稿票、要旨（800字程度）と合わせ、デジタルデータで研究事務課に提出する。

デジタルデータは、原則として電子メールの添付ファイルで研究事務課宛に送付する。
- (2) 原則として、投稿締切日を過ぎた原稿は受け付けない。
- (3) 原稿提出後の原稿の差し替えはできない。

7. 審査

別に定める「日本大学法学部機関誌審査要領」に則って行う。

8. 校正

- (1) 執筆者による校正は、原則再校までとする。加筆、訂正は最小限とし、特に再校時に頁数が変わるような加筆や削除は避ける。再校返却の際は、タイトル頁に「校了（または責了）」と明記する。

- (2) 校正は1週間程度で返却しなければならない。著しい返却の遅滞は、次号掲載になることもありうる。

以 上

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等がございましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu.law@nihon-u.ac.jp

執筆者紹介（掲載順）

佐藤英	日本大学教授	岡本奈穂子	日本大学准教授(経済学部)
真道杉	日本大学教授	栗原千里	日本大学教授
渡邊徳明	日本大学准教授(松戸歯学部)	水本孝二	日本大学教授
山本知佳	日本大学非常勤講師(文理学部)	黒滝真理子	日本大学教授
山崎明日香	日本大学教授(商学部)	川又祐	日本大学教授
吉澤保	日本大学准教授	益井公司	白鷗大学教授
シュミットマリア・ガブリエラ	日本大学教授(文理学部)	岡山敬二	日本大学准教授

機関誌編集委員会

委員長	柳瀬昇	委員	友岡史仁
副委員長	竹本亨	委員	山中明広
副委員長	原山浩介	委員	中野村彦
委員	石橋正孝	委員	野松島雪江
委員	大岡聡也	委員	山本直夫
委員	大久保拓典	委員	本辺徳史
委員	小野美典	委員	田直也
委員	小加藤雅之	委員	池杉竜
委員	黒滝真理子	委員	生垣琴
委員	小林聡明	委員	大野久
委員	小高畑英一郎		

桜文論叢 第111巻（非売品）

令和7年3月10日印刷
令和7年3月20日発行

発行者 小田 司

発行所 日本大学法学部
機関誌編集委員会
東京都千代田区神田三崎町2-3-1
電話 03(5275)8510番

印刷所 株式会社メディオ
東京都千代田区神田猿樂町2-1-14 A&Xビル
電話 03(3296)8088番

ŌMON RONSŌ

Special Issue in Honor of the Retirement of Professor Watanabe Tokuo

Vol. 111, March 2025

CONTENTS

— ARTICLES —

<i>SATO Suguru</i> , Concerts and Radio Recordings of the Vienna Philharmonic Orchestra and its Members after the Closure of Theatres: A Study of November 1944	1
<i>SHINDO Sugi</i> , Die Bedeutung der Montage in den frühen Erzählungen Ilse Aichingers	37
<i>WATANABE Noriaki</i> , Die Sammlung mittelalterlicher Kunstwerke im Unteren Belvedere in Wien: Geschichte und Methodik der Ausstellung	63
<i>YAMAMOTO Chika</i> , Das Frühwerk Emil Jannings' in Japan — Von „Die Augen der Mumie Ma“ bis „Kohlhiesels Töchter“ —	81
<i>YAMAZAKI Asuka</i> , Anna Löhn-Siegel's Interpretation of <i>Das Käthchen von Heilbronn</i> and the Modern Women's Movement	99
<i>YOSHIZAWA Tamotsu</i> , Désir, société et personne dans <i>L'Anti-Cédipe</i> : l'asservissement dans la liberté et la liberté dans l'asservissement	117
<i>Maria Gabriela SCHMIDT</i> , Aktionsforschung als Methode für die kontinuierliche Verbesserung der Fremdsprachenlehre	141
<i>OKAMOTO Naoko</i> , Ehrenamtliche Deutschkurse und Integration der Geflüchteten in Dresden — Eine Analyse der Umfrage an ehrenamtliche Deutschlehrer —	155
<i>KURIHARA Chisato</i> , On the Two “Subject + <i>Shi</i> + Verb Phrase + <i>De</i> ” Chinese Sentence Forms That Express Past Tense Meaning	179
<i>MIZUMOTO Koji</i> , A Comparison of the English Particles: Under and Below	197
<i>KUROTAKI Mariko</i> , Expressions of Possibility in English and Japanese: <i>Naru</i> , <i>Raru</i> and Can	211
<i>KAWAMATA Hiroshi</i> , Justus Christoph Dithmar's Cameralism (<i>Kameralwissenschaft</i>)	233
<i>MASUI koji</i> , Schmerzensgeldansprüche von Angehörigen — Unter Berücksichtigung des § 844 Abs. 3 BGB —	259
<i>OKAYAMA Keiji</i> , Woher kommt der Ruf des Gewissens? — Heideggers Gewissensbegriff und sein Text »Die Frage nach der Technik«	332